令和3年香美市議会定例会

6月定例会議会議録

令和 3年 6月 3日 開 議 令和 3年 6月25日 散 会

香 美 市 議 会

令和3年香美市議会定例会

6月定例会議会議録(第1号)

令和3年6月3日 木曜日

令和3年香美市議会定例会6月定例会議会議録(第1号)

招集年月日 令和3年6月3日(木曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月3日木曜日(審議期間第1日) 午前 9時03分宣告

出席の議員

1番 萩 野 義 和 1 1 番 山 崎 晃子 学 2番 山 \Box 12番 濱 田 百合子 千 幸 3 番 舟 谷 13番 Ш 崹 龍太郎 4番 依 光 美代子 14番 大 岸 眞 弓 男 5番 笹 出 優 15番 爲 近 初 本 芳 男 6番 森 田 雄 介 16番 Ш 7番 久 保 和 昭 17番 比与森 光 俊 8番 孝 18番 夫 小 松 小 松 紀 9番 村 田 珠 美 19番 甲 藤 邦 廣 10番 信 彦 20番 根 健 島 出 利

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 上 之 長 法光院 建 設 課 長 井 雅 晶 副 市 長 明 農林 課 長 島 進 今 田 博 Ш 総 務 課 長 Ш 田 学 商工観光課長 石 元 幸 司 企画財政課長 竹 教 人 環境上下水道課参事 光 枝 佐 依 伸 定住推進課長 中 Ш 繁 美 環境上下水道課長 明 石 満 雄 防災対策課長 日和佐 干 城 管 財 課 長 雅 充 和 田 税務収納課長 明 清 美 ふれあい交流センター所長 猪 野 廣 石 高 市民保険課長 植 田 佐. 智 会計管理者兼会計課長 萩 野 貴 子 仁 福祉事務所長 Щ 泰 《香北支所》 健康介護支援課参事 横 Щ 和 彦 支 所 長 前 田 哲 夫 健康介護支援課長 宗 石 こずゑ 《物部支所》 建設課参事 近 藤 浩 伸 支 所 長 竹 﨑 澄 人 【教育委員会部局】 教 育 Ш 景 子 教育振興課長 文 長 白 公 薫 教 育 次 長 秋 月 建 樹 生涯学習振興課長 黍 原 美貴子

【消防部局】

消防長宮地義之

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子 議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

議案第 56号 令和3年度香美市一般会計補正予算(第3号)

議案第 57号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 58号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

議案第 59号 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1 号)

議案第 60号 香美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

議案第 61号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 62号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について

議案第 63号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和3年香美市議会定例会6月定例会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和3年6月3日(木) 午前9時開議

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

- 1. 議長の報告
- 2. 市長の報告
 - (1)繰越計算書の報告について

報告第 4号 繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告について

報告第 5号 事故繰越し繰越計算書(一般会計)の報告について

報告第 6号 繰越明許費繰越計算書 (簡易水道事業特別会計) の報告 について

報告第 7号 繰越明許費繰越計算書(公共下水道事業特別会計)の報告について

(2) 専決処分事項の報告について

報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解について

(3) 行政の報告及び提案理由の説明

- 日程第4 議案第 56号 令和3年度香美市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第 57号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第6 議案第 58号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第7 議案第 59号 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正 予算(第1号)
- 日程第8 議案第 60号 香美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定 について
- 日程第9 議案第 61号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第10 議案第 62号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 63号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて

会議録署名議員

2番、山口 学君、3番、舟谷千幸君 (審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時03分 開会 開議)

○議長(利根健二君) おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定 足数に達していますので、これから令和3年香美市議会定例会を再開し、6月定例会議 を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位、執行部におかれましては、何かと多忙の折、6月定例会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

高知県ではアジサイ、蛍の季節となり、日ごとに夏の暑さを感じるようになってまいりました。今年の四国地方は5月15日頃には梅雨入りしたようでございます。例年より3週間ほど早く、昨年よりは26日も早い梅雨入りとなり、驚いております。

6月になりまして、新入職員、新しい職場に異動した職員は、新たな環境にも慣れてきたものと思われます。また、それぞれの団体におかれましても、総会が終了し、新たな役員の下、本格的な新年度をスタートさせたようでございます。行政、民間を問わず、新型コロナ感染症の影響で厳しい決算、予算であったかと思いますが、ワクチン接種の状況を見ますと、もう一踏ん張りも二踏ん張りも必要ではないかと思っております。議会としましては、市民がその踏ん張りができるように、行政とともに対応していく必要があるのではないでしょうか。

さて、本定例会議に市長から提案されています議案等は、令和3年度香美市一般会計補正予算(第3号)を含む議案8件、報告5件であります。議員各位におかれましては、議会の品位を重んじるとともに、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題といたします。

本件につきましては、5月27日の議会運営委員会で協議をいただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、比与森光俊君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。報告書のとおり、今定例会議の審議期間は、本日から6月25日までの23日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日から6月25日までの23日間と決定いたしました。

なお、審議期間の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてありますので、御覧になってください。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じて、2番、山口学君、3番、舟谷千幸さんを指名いたします。両名はよろしくお願いいたします。 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告第4号、第6号、第7号の繰越明許費繰越計算書の報告、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告第5号の事故繰越し繰越計算書の報告がありました。

また、地方自治法第180条の規定による専決処分事項について、報告第8号の報告がありました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査及び定期監査の結果について報告書が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

日程第4、議案第56号、令和3年度香美市一般会計補正予算(第3号)から日程第11、議案第63号、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上8件を一括議題とします。

行政の報告及び報告第4号から議案第63号までの提案理由の説明を求めます。市長、 法光院晶一君。

○市長(法光院晶一君) 皆さん、おはようございます。令和3年香美市議会定例会6月定例会議が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、県内感染状況はステージ4の特別警戒となりましたが、その後、感染高止まりで深刻な状況が続いています。予定した会議や行事も次々と変更を余儀なくされています。多くの方が楽しみにされているイベントや行事が中止になることは大変残念でありますが、コロナが落ち着き、安全な環境に戻れば、幾らでも思う存分楽しめるようになりますので、今は我慢をしていただくときだというふうに思います。今は我慢のときということでございます。

そして、今は何よりも感染をこれ以上拡大させないこと、一人一人が自覚的に感染対策を徹底すること、ワクチン接種を混乱なく推進し、そして、接種を希望する全ての市民の皆さんが一日も早く接種を終えることができるように集中しなければなりません。そのため、香美市では集団接種に加えて個別接種を推進し、さらに接種を促進したいと考えており、個別接種を推進される医療機関に対しては、行政としてできる限りの応援を精いっぱいしたいと考えております。

また、来月26日には、「再び、濵田が参りました」ということで、濵田知事が香美市にお越しになります。知事は林業や鍛冶屋創生塾などの現場視察をするほか、座談会にも参加する予定となっております。座談会では教育をテーマにすることとしており、

現在、白川新教育長の下で細部を調整していただいているところです。本座談会につきましては、香美市の教育の今後にとって、きっと意義のある会議になるものと期待をいたしております。

それでは、各課関連の行政報告を申し上げます。

まず初めに、管財課です。

令和2年度の入札結果についてでございますが、工事につきましては119件、29億719万1,980円、委託業務につきましては58件、3億7,342万3,083円、物品購入につきましては31件、1億4,259万1,339円、合計で208件、34億2,320万6,402円となっております。

2の香美市小規模工事等希望者登録制度についてでございます。令和2年度香美市小規模工事等契約希望者登録制度により発注した小規模工事の件数は10件、発注工事金額の総額は103万9,775円です。

次に、防災対策課。

1、防災関連補助金の実績について、令和2年度の防災関連補助金の実績につきましては、木造住宅の耐震診断・改修補助は、耐震診断56件、改修設計61件、改修工事60件となっております。ブロック塀の撤去・改修補助については、18件の利用がありました。老朽住宅の撤去費用補助については、26件の利用がありました。家具転倒防止金具の購入・取付補助については、購入8件、取付2件の利用がありました。災害用トイレ等の購入は、1件の利用がありました。今年度におきましても、補助金の利用促進に努めてまいります。

定住推進課。

1、移住促進について、本市への移住実績は下表のとおりでございます。本年度も業務委託をしているNPO法人いなかみと連携しながら、移住促進をさらに推進していきます。

2、ふるさと納税について、ふるさと納税の実績は下表のとおりであります。令和2年度は総務省基準に従い、募集に係る経費を50%未満にするため、返礼品寄附金額を見直したところ、前年の約80%になりました。しかしながら、昨年12月にポータルサイトを新しく追加し、徐々にではありますが、寄附金額が戻りつつあります。今後も引き続き特産品の掘り起こしや開発による返礼品の充実、情報・魅力発信に力を入れ、寄附金額の増額を目指します。それぞれ表を掲げておりますので、御参照ください。

次に、健康介護支援課。

1、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について、高齢者に関する施策を総合的に推進していくため、令和3年度から令和5年度までの3年間を期間とする「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を令和3年3月に策定しました。

2、新型コロナウイルスワクチン接種について、新型コロナウイルスワクチン集団接種を4月24日土曜日から開始して、毎週土曜日の午後と日曜日の終日の日程で実施し

ています。現在、高齢者を対象とした接種を進めており、接種希望者約7,500人中、ここでは5月23日の数字を掲げていますけれども、昨日、5月末日の報告を受けておりますので、その数字を申し上げます。1回目の接種が終わった方が2,449人、パーセントで言いますと30.6%でございます。2回目の接種が終わった方が1,378人、18.4%となっております。

福祉事務所。

- 1、生活保護の状況について、令和2年度の被保護世帯は、前年度に比べて、年度内平均で3世帯の増加、被保護人員は4人の減少となりました。近年は300世帯を少し上回る世帯数で推移しています。相談延べ件数は平成28年度以降、開始件数は平成29年度から減少が続いています。開始件数については、転入による実施機関の移管と、単身者死亡による親族以外の者からの葬祭扶助の申請が、減少傾向にあります。保護の廃止件数は、前年度より22件減少しており、死亡及び転出による廃止が、全体の半分以上を占めております。詳しくは表を掲げておりますので、御参照ください。
- 2、災害時避難行動要支援者に関する個別避難計画の策定状況について、令和2年度においては、計画策定の専任職員として、防災士の資格を有する会計年度任用職員1人を雇用し、体制を強化しました。対象者の属性から、策定の優先度を定めて取組を進め、物部川浸水想定区域内の該当者、市内全域の視覚障害者・下肢障害者及び土砂災害警戒区域内の該当者の順に、戸別訪問による働きかけを行いました。その結果、計画策定数は前年度末から103件増加し、合計で181件となりました。これに伴い、策定率は19.4%に上昇しました。

農林課。

- 1、鳥獣対策事業について、令和2年度の有害鳥獣捕獲実績は、香美猟友会を中心と した皆様の御協力により、次のとおりでございます。鹿1,892頭、イノシシ368 頭、猿52頭でございます。
- 2、木造住宅支援事業について、木造住宅支援事業の令和2年度の実績は16件で、補助金総額は1,355万1,000円でした。本年度においても、ポスター、チラシ、新聞広告等による周知を行い、一層の利用増進を図っていきます。

商工観光課。

- 1、もっと香美市事業者応援補助金について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内事業者を対象に、4月から受付を開始しましたもっと香美市事業者応援補助金につきましては、5月28日現在の交付決定数は15件、予算執行額は592万5,000円となっています。
- 2、キャッシュレス化推進事業について、香美市商工会では、地域電子マネー k a m i c a (カミカ) の取扱加盟店を募集し、5月28日現在の加盟店数は102店舗となっています。
 - 3、香美市地域電子マネーカード発行事業について、4月20日から利用を開始しま

した地域電子マネー k a m i c a につきましては、市民 2 万 5 , 9 3 5 人に 1 万円の電子マネーを付与し、 5 月 2 7 日までの利用額は 1 億 3 , 0 8 5 万円、付与額の 5 0 . 4 % となっています。

建設課。

- 1、工事関係について、がけくずれ住家防災対策事業については、繰越事業が7件あり、早期完成目指し工事着手しました。30災7月豪雨などにより発生した公共土木施設災害復旧事業ですが、現場諸条件等もあり、一部未施工もあることから、計画の見直しを行い、工事着手しています。交付金関係道路整備について県からの交付決定があったことから、随時着手予定です。
- 2、都市計画関係について、都市計画道路新町西町線について、地域の皆様の御協力により用地取得は全て完了しました。今後については、附帯施設である下水道等事業の 進捗に併せ、早期完成を目指します。
- 3、地籍調査について、土佐山田町角茂谷の一部、物部町五王堂の一部において調査 準備を進めています。また、過年度事業の再調査として物部町大栃・仙頭の一部を実施 しています。
- 4、県営工事について、国道195号は、本年度佐野工区より工事着手予定です。その他工区については、県・市にて協力し、用地取得を行います。大栃橋架替工事は、橋梁部は完成しましたが、本年度、取り合わせ道路等に着手し、次年度秋までの開通を目指します。県道等の他路線についても地域との連絡を密とし、事業のスムーズな進捗に向け現在準備を進めています。
- 5、各種協議会について、本年度も高知県市町村道整備促進協議会及び物部川改修期 成同盟会などにおいて、関係市町村と協力し、予算確保などの要望活動を今後予定して います。

環境上下水道課。

- 1、香美市工業用水道事業の廃止について、令和3年3月31日をもちまして、高知テクノパークの香美市工業用水道事業を廃止しました。高知テクノパーク内の事業者様をはじめ関係者の皆様方には、長年にわたり御協力をいただきまして、この場をお借りして感謝申し上げます。
- 2、令和2年度ごみ分別収集実施状況について、総収集量が7,536トンとなり、 前年度から73トンの減量となりました。詳細は表に掲げておりますので、御参照くだ さい。

生涯学習振興課。

1、東京2020オリンピック聖火リレーについて、4月20日に秦山公園ふれあい広場から市民グラウンドまでの2.2キロメートルを11人のランナーが聖火をつなぎました。聖火ランナーの出発に先立ち、秦山公園ふれあい広場で鏡野中学校吹奏楽部による演奏や、ミニセレブレーションが行われました。沿道では、市民の皆さんが聖火ラ

ンナーの皆さんへ温かい拍手で応援をしました。

消防課。

1、消防車両の更新、配備について、平成18年から使用していた消防団新改分団の 小型動力消防ポンプ付積載車及び平成9年から使用していた美良布分団の消防ポンプ自 動車を令和3年3月に更新、配備しました。

2、消防職員への新型コロナウイルスワクチンの接種について、消防吏員 5 7 人のうち 3 人の接種が終了しました。

続きまして、今期定例会議に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。 報告第4号は、繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告についての報告です。

報告第5号は、事故繰越し繰越計算書(一般会計)の報告についての報告です。

報告第6号は、繰越明許費繰越計算書(簡易水道事業特別会計)の報告についての報告です。

報告第7号は、繰越明許費繰越計算書(公共下水道事業特別会計)の報告についての報告です。

報告第8号は、専決処分事項の報告であり、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

議案第56号は、令和3年度香美市一般会計補正予算(第3号)です。

議案第57号は、令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)です。 議案第58号は、令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)です。 議案第59号は、令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第 1号)です。

議案第60号は、香美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてです。

議案第61号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第62号は、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第63号は、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

以上、報告5件、議案8件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(利根健二君) これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第4号から報告第7号の繰越計算書の報告についての質疑を行います。 質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

〇14番(大岸眞弓君) 1点だけお聞きいたします。

報告第5号ですが、この議案細部説明書5ページの表にもありますが、事故繰越し理由のところで、下の端の公共土木施設補助災害復旧事業(過年災)の、30年災の西日本豪雨の影響で人員が十分確保できなかったためというふうにありますが、こちらの30年災の影響というのはもう落ち着いてはきておりますでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- 〇建設課長(井上雅之君) お答えいたします。

先ほど市長の報告にもありましたように、事業計画の見直しを一部やはりしないと進んでいかないような状況にはなっております。ただ、放っておくわけにはいきませんので、随時という形、それと、手前の災害等も起こったりもしちゅうのも事実でございます。ここら辺の段階の中で、本年度最後になりますので、済ますような形、済まさなかったら打切りという形にはなってしまいますが、精いっぱいのことはこの1年間をかけて実施していかなければならないと考えています。

以上です。

- ○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。
 - 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** 12番、濱田です。報告第4号でお聞きします。

議案細部説明書1ページにありますICT推進活動事業費補助金の繰越理由のところですけども、当初予定しなかった情報収集・調査の必要性及び新たな知見の出現という、このあたりをちょっと具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長(利根健二君) 1点お願いしておきます。

報告につきましては、一旦質疑も行い、議決をいただいております案件の計算書です ので、説明等の繰り返しの質問はできるだけ控えるようにお願いしておきます。

答弁をお願いいたします。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長(佐竹教人君) お答えいたします。

当初、コロナ禍の関係もあって、学生が情報収集をする工程が長引いたというようなことがあります。当初考えておった計画からずれ込んだということ、それから、調査していく中で、IT関係は日進月歩でございますので新しい技術などが出てまいりまして、それ等の出現によりまして見直しを余儀なくされたという経緯がございます。

以上です。

O議長 (利根健二君) ほかにありませんか。

「なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第8号、損害賠償の額の決定及び和解についての質疑を行います。質疑は ありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番(笹岡 優君) この車種と年式を示してください。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **〇建設課長(井上雅之君)** お答えいたします。

車種につきましては、ダイハツの軽の自家用箱型という形になっております。年式は、 平成25年初年度登録になっております。

以上です。

○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。5番、笹岡 優君。

- ○5番(笹岡 優君) これグレーチングが外れて底を擦ってエンジンが焼きつくまでということで、オイルが漏れるって結構大変なあれだろうと思って、確認なんですが、こういう関係が幾つかこの間もありましたけど、全て別の方という認識でいいんでしょうか。この間 2 件ありましたね、道のグレーチング化も含めて、別の方という認識でいいんでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **○建設課長(井上雅之君)** お答えいたします。 場所も違えば人も違うと思います。時間も違います。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) ほかにありませんか。

「なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告に対する質疑を終わります。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月15日午前9時に開きます。

本日はこれで終了いたします。

(午前 9時33分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和3年香美市議会定例会

6月定例会議会議録(第2号)

令和3年6月15日 火曜日

令和3年香美市議会定例会6月定例会議会議録(第2号)

招集年月日 令和3年6月3日(木曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月15日火曜日 (審議期間第13日) 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩	野	義	和	1 1	番	Щ	崎	晃	子
2番	Щ	П		学	1 2	2 番	濱	田	百台	子
3番	舟	谷	千	幸	1 3	3 番	Щ	﨑	龍大	に郎
4番	依	光	美仁	と子	1 4	l 番	大	岸	眞	弓
5番	笹	岡		優	1 5	番	爲	近	初	男
6番	森	田	雄	介	1 6	番	Щ	本	芳	男
7番	久	保	和	昭	1 7	7番	比与	森	光	俊
8番	小	松		孝	1 8	3 番	小	松	紀	夫
9番	村	田	珠	美	1 9) 番	甲	藤	邦	廣
10番	島	岡	信	彦	2 0) 番	利	根	健	$\vec{=}$

欠席の議員

なし

消

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院	晶 一	建設課長	井	上	雅之
副 市 長	今 田	博明	農林課長	Ш	島	進
総 務 課 長	川田	学	商工観光課長	石	元	幸司
企画財政課長	佐 竹	教 人	環境上下水道課参事	依	光	伸 枝
定住推進課長	中 山	繁美	環境上下水道課長	明	石	満 雄
防災対策課長	日和佐	干城	管 財 課 長	和	田	雅 充
税務収納課長	明 石	清 美	ふれあい交流センター所長	猪	野	高 廣
市民保険課長	植 田	佐 智	会計管理者兼会計課長	萩	野	貴 子
福祉事務所長	中 山	泰仁	《香北支所》			
健康介護支援課参事	横山	和 彦	支 所 長	前	田	哲 夫
健康介護支援課長	宗 石	こずゑ	《物部支所》			
建設課参事	近 藤	浩 伸	支 所 長	竹	﨑	澄人
【教育委員会部局】						
教 育 長	白 川	景 子	教育振興課長	公	文	薫
教 育 次 長	秋 月	建樹	生涯学習振興課長	黍	原	美貴子
【消防部局】						

防 長 宮 地 義 之

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大和正明

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和3年香美市議会定例会6月定例会議議事日程

(審議期間第13日目 日程第2号)

令和3年6月15日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 14番 大 岸 眞 弓
- ② 3番 舟 谷 千 幸
- ③ 12番 濱 田 百合子
- ④ 6番 森 田 雄 介
- ⑤ 17番 比与森 光 俊
- ⑥ 16番 山 本 芳 男
- ⑦ 13番 山 﨑 龍太郎
- ⑧ 9番 村 田 珠 美
- 9 5番 笹 岡 優
- ⑩ 2番 山 口 学
- ① 1番 萩 野 義 和
- ① 11番 山 崎 晃 子
- ③ 4番 依 光 美代子

会議録署名議員

2番、山口 学君、3番、舟谷千幸君 (審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(利根健二君) おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定 足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしましたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。 14番、大岸眞弓さん。

〇14番(大岸眞弓君) 皆さん、おはようございます。日本共産党の大岸眞弓です。 私は、住民こそが主人公の立場で、一般質問を一問一答方式で行います。

まず、1点目の介護保険についてです。

2000年、平成12年4月1日から始まった介護保険制度が21年目を迎えました。 高齢者福祉には家族介護の限界性などもあり、介護の社会化を目指して発足した制度で す。また、負担と給付の明確化という理念の下、制度導入と同時に措置から保険という 契約制度へと移行いたしました。

資料の①を御覧ください。これは、財源区分のイメージ図を上のグラフは作成したものになっております。上の端の措置制度では、こことここの間の利用料を除く50%を国が、それから、あとの半分を県と市町村が持っておりました。利用料負担も応能で払わなくてよい人もおりました。この当時の利用料負担の割合などは資料がなくて分かりませんけれど、ほとんど公費、つまり税負担で行っておりました。当時は、高齢者の介護を措置、公がなすべき仕事とする位置づけをしておりました。それが、介護保険制度では、下に行きます。利用料1割を除く50%を保険料、第1号と第2号被保険者の払う保険料が50%、そして国が25%、県と市町村が12.5%ずつ持つようになっております。施設サービスに関しましては、その下のグラフ、2005年の改定で、国の負担が25%から20%、そしてその分が県に17.5%、それから、市町村が12.5%となりました。国の負担は、この定率負担の中に調整交付金5%がそれぞれ入っております。

次に、その下の資料②の保険料の推移を見てください。これは、決算の状況からつなぎ合わせて作りましたが、平均保険料は、始まった当初、土佐山田町で見てみますと、 平成12年度から平成14年度では2,808円だったものが、第7期は5,750円と 約2倍になっております。第8期は担当課が頑張りまして引上げなしの同額となりました。

そして、次に、介護保険料の算定は、初め5段階だったと記憶しておりますが、3年ごとの見直しで9段階や10段階が採用されるようになりました。段階区分や倍率に関しましては、今は市町村が条例で決めます。

次のページの資料③を御覧になってください。これは、平成27年3月定例会の議案 第33号資料でありますけれども、この左側の第5期目の平成24年度から平成26年 度の保険料、それから、右側が第6期目の平成27年度から平成29年度の段階表になっております。左側の第5期の第6段階のところを見てみてください。1.0のところが基準額ですが、第6段階で5万6,400円、それが第6期の基準額が第5段階にきまして6万4,300円となりました。見ていただくと分かりますように、所得金額や倍率が微妙に違って上がっております。そして、第10段階が第9段階へと段階が縮まりまして、段階によりましては影響の大きいものとなっております。

深刻なのは、本市高齢者の収入が第1段階が最も多いということです。平成27年度に同じく議案資料で頂いたものを見てみますと、当時、第1段階基準額の0.45を払っていた方が、2,501人いらっしゃるんですね。それと0.7が1,409人、1万37人のうちのこれぐらいの方が第1段階、第2段階の低所得者層です。

そして、もう一つ御紹介したいんですが、税務課で頂きました納税義務者の調べというこの一覧表がありますけれども(資料を示しながら説明)、10万円超え100万円以下の方が4, 144人、100万円超え200万円以下の方が2, 676人、納税義務のある方9, 102人のうち6, 820人が、実に200万円以下の所得でいらっしゃるということです。

そして、第7期になりますと、資料にはつけておりませんけれども、令和元年10月 の消費税引上げに伴い、低所得者対策などで第1段階から第2段階までが若干の引下げ になっておりますが、年金も下がる中で高齢者にとっては本当に厳しい負担だと思いま す。

また、制度改定で保険料が上がるごとにサービスも縮小されていきました。 2005年の法改定で要介護1から5が介護給付、要支援1と2が予防給付と分けられ、非該当が地域支援事業の対象とされました。利用料につきましては1割でしたが、2015年に2割負担が、2018年には3割負担が所得に応じて導入されました。負担の上限は定められておりますけれども、保険外の支払いなどもあり、大変だと思います。また、2015年には、特別養護老人ホーム入所者が原則要介護3以上とされ、1,000万円以上の預貯金がある人は、補足給付が受けられなくなりました。

日本共産党及びくらしと福祉を守る会で、2015年に介護報酬の引下げによる影響、補足給付、処遇改善加算の算定の有無などについて、市内の介護事業所にアンケート調査を行いました。その際、どの事業所からも職員の確保に困っているとの回答がありました。実際、ユニットは空いているのに職員不足で利用者を受入れできないという施設があります。介護離職や虐待などの話も聞きます。介護保険は今、法で区切られ、保険があって介護なしと言われる状況を生んでおります。

以上を述べてお聞きいたします。

まず、①です。

資料を示して説明しましたように、平均介護保険料が発足当初からすると2倍となっております。このように高騰したのは、要介護者が増えたことによるのか、制度改定の

影響なのか、どのような要因が考えられるでしょうか、お聞きいたします。

- ○議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** おはようございます。大岸議員の質問にお答 えいたします。

要介護認定者数、それから、介護サービス利用者数、給付費については、年々増加傾向にあるため、保険料の算定に影響していると考えられます。加えて、介護保険の財政構造における第1号被保険者と第2号被保険者の案分割合の見直しによるところが大きいことも要因として上げられます。

介護保険の財政構造は、公費と保険料で折半しておりますが、保険料部分に関しては、65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳の第2号被保険者が負担していますが、この保険料の案分割合は3年に1度、高齢者人口の増加割合に応じて政令で見直されており、制度創設時は、第1号被保険者は17%、それから第2号被保険者は33%というものだったんですが、3年ごとに第1号被保険者の負担を1%ずつ増やす半面、第2号被保険者の負担割合を1%減らしているために、現在は第1被保険者が23%、第2号被保険者が27%という案分割合になっていることも増額の要因と考えられます。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 今、御答弁いただきましたが、つまり、高齢化率の割合がだんだん上がってきている、それから、それに伴ってサービス料が増えている。それと、第1号被保険者と第2号被保険者の保険料案分割合ですね。これらは、全部自然増とそれから制度の使えば使うほど保険料が上がっていくという宿命といいますか、欠陥と捉えてもよいと思うのですが、そういうところが要因であることが分かりました。

以下、質問を続けてまいります。②です。

介護保険料だけでなく、先日の国会で後期高齢者医療の窓口負担が単身で200万円 以上の年収のある人は2割となる法律が成立してしまいました。年金も減額されている ことなどを鑑みると、高齢者負担は耐え難く増してきていると実感いたしますが、課長 に認識はおありでしょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) はい、前述したように、高齢化の進展に伴い、 第1号被保険者の介護保険料が年々増加しておりまして、負担をかけている状況である ため、今以上の大幅な引上げが難しい状況と認識しております。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- 〇14番(大岸眞弓君) 先ほどの御答弁とも関連しますけれども、第1号被保険者、65歳以上の保険料は丸々、第2号被保険者の分は事業主負担が半分ありますので、その辺りでも第1号被保険者にとってはとても負担が大きいと思います。

それでは、次に③です。

お手元の資料④を御覧になってください。これは、私が介護保険の財政状況を知りた

くて、決算の状況から経年的に抜き出し、それぞれの数字を拾い出して表にいたしました。上にアルファベットが打ってありますけれども、要介護認定者数のFと、それから保険利用者のGですね、これの人数に乖離があります。介護認定を受けながら保険利用をしなかった方が多少出ることは分かりますけれども、認定を受けながら介護保険を使わない人が400人から500人いるというのは、ちょっと大きいのではないかと思いますが、どのような事情によるものでしょうか。調査はしておられますか、お聞きいたします。

- ○議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 特段の調査は行っておりません。

内容につきましてですけれども、令和3年3月末時点の要支援者を含む要介護認定者数は2,035人、それから、令和3年3月のサービス利用者は1,564人で471人の差となっておりました。利用率を介護度別に見ると、要支援1が51.4%、要支援2が66.4%、要介護1が74.4%、要介護2が87.7%、要介護3が88.2%、要介護4が84.5%、要介護5が73.6%となっており、要支援1、2の認定者の利用率が低い傾向にありました。

また、未利用の詳しい事情についてですが、現場の感覚ですけれども、要支援1、2の認定者については、家族の方が介護認定申請をして、認定は下りたものの御本人が介護サービス利用を希望しないケースが多く見られるということ、それから、福祉用具の購入や住宅改修のみの場合は、その後は利用していないケースが一定数いらっしゃると思われます。また、介護度の高い人は利用率が少なかったんですけれども、やっぱり医療療養型病院のほうに入院している率が高いと思われます。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 今、介護度別に課長から御答弁をいただきましたけれども、平成29年の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の中でも大体そのような傾向でして、例えば、今、要支援1、2は介護を受ける割合が少ないとおっしゃいましたけど、家族の方がいらっしゃるということと別に、家事援助サービスが地域支援事業になって、ちょっと縮小されているとかいうふうなことも影響がないのでしょうか。それと、今そういうふうに類推されるという御答弁でしたけれども、その理由についてきちんとアンケートなどを取って聞く必要はございませんか。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 家事援助サービスのほうは、特に影響はない と考えております。また、詳しい調査につきまして、今のところ予定しておりません。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) それでは、次の質問に移ります。④です。 本市介護保険料の算定方法をお聞きいたします。想像ですけれども、基礎となるのは

介護サービス料の見込み、調整交付金の関係で高齢化率なども関係してくると思われます が、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 第8期介護保険事業計画期間は2021年か ら2023年度となっておりますが、その保険料については、第7期の計画期間におけ る被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績を基に介護給付費と地 域支援事業費の合計見込額を算出して、第1号被保険者の負担割合、先ほど申しました 23%ですけれども、それから予定保険料収納率を99%、それから所得段階別加入割 合補正後被保険者数、それから調整交付金、市町村特別給付費や介護給付費準備基金取 崩し額を加味して算定を行っております。
- 〇議長 (利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。

〇14番(大岸眞弓君)

保険料の算定について御答弁をいただきました。 それで、予算総額によってそれぞれの費用、それから保険料の額が決まりますね。そ うすると、予算立てが非常に大事になってきます。先ほど③でお聞きしました認定者と 保険給付の乖離、この乖離があることについては勘案されないのでしょうか。例えば、

もう少し幅を小さくして乖離が少ない形で予算を組めば、保険給付費総額を抑制し、保 険料の推計ももう少し安くできるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 実際には使っていないことになります。給付 費などの実績を基にしていますので、使っていない分はそこには入っていないというふ うに考えます。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** それと、認定者数もサービス利用者数も勘案されるのでは ないですか。大体、高齢化率がこうあって、近年の状況から認定者がこれぐらいあるだ ろう、サービスはこれぐらい使うだろうという予定を立てて予算総額になるのではない ですか。
- ○議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 確かに認定者数には影響があると思われます が、実際大きいのは給付費であります。今回はこういう立て方をしておりますが、また 次期の計画のときには、そこがどれくらい影響があるのかも審査してみたいと思います。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- 〇14番(大岸眞弓君) ぜひ、調査をされてみてください。

次に、⑤の質問に移ります。

2015年の制度改定により、予防給付の見直しで訪問介護や通所介護などが地域支 援事業へと移行になりました。移行してサービスを受けている方の件数、それから負担 状況、地域支援事業に移行してもサービス利用料は1割と聞いておりましたが、それに

は変わりないでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 令和2年度の介護予防・日常生活総合事業における訪問型サービスの利用件数及び給付額は、739件(後に「789件」と訂正あり)と1,341万5,153円、それから通所型サービスの利用件数は1,240件、給付額は2,960万4,239円です。

本人負担の割合は変わっておりません。所得により1割から3割ですが、現実2割負担の方が若干おられまして、その後の方は1割負担となっています。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** ちょっと1点確認したいのですが、地域支援事業に移行された方は、それまでは要支援1、2で、予防給付というか介護給付の中でサービスを受けていた方と考えてよろしいですか。

それと、地域支援事業に移行した方の中で、保険外サービスの利用者もいらっしゃいますか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 介護給付費でやっていて地域支援事業に移行 した方だけを集計しております。

あと、保険外サービスについては、私は把握していません。

それから、もう一点、訂正ですが、先ほど訪問型サービスの利用件数及び給付額のと ころで、利用件数を「739件」と申しましたが「789件」の間違いです。訂正させ ていただきます。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** それでは、⑥の質問に移ります。

全国一律の予防給付が地域支援事業への移行を終えて、全ての市町村で実施されることになりました。それに併せて、既存の事業所に加えNPOや民間企業、ボランティア、協同組合等によるサービスも可能となりました。しかし、地域資源はどうでしょうか。特にボランティアの部分で担えるのか不安視をされているところです。現時点の地域支援事業で、ボランティアなど共助の部分が機能しているでしょうか、お聞きいたします。

- **〇議長(利根健二君)** 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えします。

香美市社会福祉協議会に委託している介護予防事業や、福祉事務所が実施しているあったかふれあいセンター事業と連携いたしまして、ボランティアによる支援を得ながら 運営、実施しています。主に、定期的に独居高齢者に連絡し安否確認することや、手紙 やはがきでの伺いなど、ボランティアにも協力していただいている状況です。

また、市内 5 6 か所で実施しております地域の集いは、住民が主体的に実施し継続している介護予防活動であり、まさに共助の上に成り立っている活動と考えております。

市では、圏域ごとに配置している生活支援コーディネーターと連携しながら、集いの継続支援、リーダーを対象とした研修会や講話、情報交換の場を提供しています。介護人材の不足など問題が深刻化する中、自助・共助の取組はさらに重要となってくるため、関係機関等と協力しながらボランティアなど住民による活動への支援を継続していく予定です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君)
 地域の見守りとか、今、御紹介いただいた活動は大変重要で、力を貸してくださるボランティアの役割は大きいと思いますが、地域包括支援センターとしては、コーディネーターに苦心をされるところではないかと思います。この第8期高齢者福祉計画を見てみましても、地域包括支援センターの運営機能強化に課題として、職員確保に苦慮している状況、社会福祉士、主任介護支援専門員が不足しているということで、2025年にはそれぞれ保健師を増やす、社会福祉士を増やすという計画が立てられておりますけれども、課としては、このコーディネート、それから職員確保、マンパワーに非常に苦心されているところではないかと思いますが、この見込みを含めていかがでしょうか。どういう状況になっていくのか。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 社会福祉士については、毎年希望を出しておりますけれども、なかなか市役所の中の人数制限とかがありまして、専門職は増えない 状況が続いております。

また、ケアマネジャーの会計年度任用職員もなかなか定着が難しく、大変困難な業務であると思いますので、集めたいところですが、なかなか集まっていただけないという苦しい状況がございます。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** それはまた庁内で考えていかないかん問題でもありますね。 次に、⑦でお聞きいたします。

2005年の改定から要支援者が介護予防サービスの対象となり、運動器の機能向上として筋力トレーニングや栄養改善などに力点が置かれるようになりました。筋力トレーニングの効果は身体機能、生活機能や生活の質で改善・悪化両面の可能性があり、リスク管理や参加率、スタッフ体制も含めて懸念があることが指摘されております。介護予防自体は意義のあることですが、介護予防効果の評価基準、例えば筋力の向上、要介護度の維持改善、在宅継続期間の伸長、健康寿命の伸長、ADLやQOLの向上、介護医療コストの抑制効果などがあったかどうか、追跡をされておられるでしょうか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 香美市の要支援、要介護認定者数は高齢化に 伴い年々増加傾向にありますが、性・年齢構成を除外した平成30年度の調整済み認定

率は高知県下で4番目に低い14.1%となっております。

また、第8期介護保険事業計画策定時に実施した、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においては、調査の結果に見る介護リスクの現状を見ると、前回調査時と比較して認知症リスクを除くほぼ全ての項目で改善傾向にあります。これらは、一概に介護予防だけによる効果とは言えませんが、香美市には住民が主体的に実施する地域の集いが56か所、先ほども申しましたが、住民の方が主体的に介護予防活動に取り組めている影響は大きいと考えております。

厚生労働省のほうも、生活習慣病予防効果を見込んで健康づくりのための身体活動や 運動を推奨しております。地域の集いでも体操、特に香美はつらつ体操を取り入れてい るところが多く、人気が高いと考えております。運動も1人では参加しにくいですけれ ども、仲間がいれば定着しやすく、筋力向上だけでなく、集いを通じて交流や生きがい づくり、地域での見守りとしての機能も果たしております。そういう状況で、思ったよ りいい結果が出てきていると認識しております。

また、調査につきましては、健康増進計画のほうでもいろいろ調査を行っております。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** どの事業が最も皆さんが喜んで来られているのかとかいう 調査も、一度されてみてはいかがかと思います。

県下で4番目に低い要介護者、皆さん大変努力をされて集ってやっておられる様子が よく分かりました。皆さんが頑張っている割には介護保険料が高いなというのが実感で す。

そしたら、⑧に移りますが、議長すみません、ちょっと休憩をお願いします。

〇議長(利根健二君) 休憩いたします。

(午前 9時30分 休憩)

(午前 9時32分 再開)

〇議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

14番、大岸眞弓さん。

〇14番(大岸眞弓君) 失礼しました。

それでは次に、⑧の質問に移ります。

施設入所の待機状況を施設別にお伺いいたします。

- **〇議長(利根健二君)** 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 主なところでは、ウエルプラザやまだ荘が193人、このうち香美市の方は98人となっています。白寿荘21人、とさやまだファミリア12人、あじさいの里31人、香北病院はゼロとなっております。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 資料もつけていただきましてありがとうございました。

ちょっと確認をしたいのですが、その他の費用というところが資料にございますけれ ども、これは保険給付対象外の費用となりますか。

- **〇議長(利根健二君)** 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) はい、そのとおりです。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) ちなみに、要介護3か2でも1でもいいんですが、ユニット型個室の上の端の施設を利用して上限額は幾らになりますか。この支払総額は、13万2,810円で変わらないでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) この表の中では、介護度をあまり加味していないというか、その介護度によってちょっと金額が変わってくると思いますので、13 万2,810円まではいかないのではないかと、要介護3ですよね。

それと、御本人さんの状況によって食費が軽減されたりとかいろいろありますので、 ちょっと一概に幾らとは申し上げられないのが現状です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) それと、施設はもちろん介護サービスは、介護度に応じて満杯使えますので、平均的な金額が上がっていると思いますけど、それでいけば要介護3の方はもう少し安くなるかもしれないけど、要介護5の方はもうちょっとこれより高くなるかもしれないという可能性もあるわけですね、分かりました。本当に国民年金だけの方は、なかなか利用できる施設がないというのが、この資料を頂きまして実感です。次に、⑨の質問に移ります。実例からお聞きいたします。

要介護2の90歳の高齢者で、デイサービスや訪問介護などを利用しながら在宅で暮らしていた方が、けがをして入院しました。数か月して退院間近となりましたが、諸条件から再び在宅に戻ることに不安があり、本人・家族ともに施設入所を希望しました。ところが、特別養護老人ホームは初めから対象外、ほかにも施設に空きがない、また、言われる費用の負担ができないなどで、希望する施設への入所は困難を極めました。家族が何度も病院や施設、市役所に足を運び、どうにか折り合いをつけて市外ですが、やっと受け入れてくれるところが見つかりました。介護保険導入のときには、サービスが選べるといって始まりましたが、今は制度から選ばれています。施設入所は本当に大変ですが、こういう事例をほかからも私は聞いております。家族もいっぱいいっぱいです。地域包括支援センター窓口から見て、施設入所の現状をどのように受け止められるか、また、相談があったときの対応についてお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 施設入所には、要介護 3 以上が必要であるなど条件がありまして、在宅での介護が難しい場合に地域包括支援センターでも相談を受けることがあります。施設等の紹介も行っていますが、費用負担が大きいことや本人が

拒否する場合、自宅からの近さなど、条件に合わない場合があり、入所を諦める方もいらっしゃると認識しております。要介護2の場合は、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅などを御紹介しておりますが、費用負担が大きく低所得の場合は入所につながりにくい現実があることも認識しております。

ただ、だからどうするのかという問題があると思うんですけれども、今後も地域包括 支援センターのほうで相談があれば詳しくお話を聞き、できるだけ入所先を一緒に探す、 状況によってはショートステイの利用や通所介護など、もし入所できなくてもその方に 合った在宅介護への支援を継続していきたいと考えております。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君)
 申し添えますけれども、地域包括支援センターの窓口の方には、大変親切に教えていただきました。ただ、金額は担当課では動かしようがないんですね。もう本当に制度自体のどこかの負担を軽くしなければ、待機者がこのように増えていくということで、大変家族にも負担がかかっている状況であると思います。そのことは十分認識されているようですので、次に、⑩の質問をいたします。

資料⑤を御覧ください。冒頭でも申しましたが、私たちが2015年の介護報酬引下 げで、市内の介護事業所にどのような影響を及ぼしているか調査をするために作った一 覧表です。少し古くて施設もこういう状況ではない、増えてもおりますけれども、大体 どんなサービスがどの施設でされておるか、可視化するためにつけました。資料として 利用させていただきました。

そこでお聞きいたします。市内のグループホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設のそれぞれの入所要件と平均的な費用負担をお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- ○健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 健康介護支援課からも資料を1つつけさせていただいておりますが、この資料を御覧になっていただければ、大体分かるのではないかと思います。職員が施設に直接聴取して作成したものでありますが、あくまでも基本的な金額であり、施設の状況や本人の介護度等によって複雑になっていますので、議会内での資料として取り扱いには注意をお願いしたいと思います。

御覧になっていただいたら分かると思いますが、一番上が施設名、形態、保険給付対象分のうち自己負担額、食費、居住費、その他費用、総額、それから先ほど回答いたしました入所待機者数などを載せさせていただいております。

御覧になっていただくということで構いませんでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君)
 資料をつけていただきましてありがとうございました。 大変な費用がかかる。費用とやっぱり制度面で待機者がこんなにたくさんいるという ことですね。この中でどういうふうに高齢者の負担を減らしていくかというのが、私の

今回の質問なのですが、⑪の質問に移ります。

どの施設も介護職員の不足に苦慮しております。第8期介護保険事業計画においても そのことは問題視されていますが、介護職員不足への対応をどのようにお考えでしょう か。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) まずは、国の介護報酬値上げが一番と思いますが、市としましては、県、中央東福祉保健所及び近隣市の南国市や香南市と連携して、対応策について情報共有をしていくほか、今回の第8期計画で、やはりいろんなヒアリングを受ける中では、人材不足という声がかなり出ておりましたので、課内でも介護人材確保に関するワーキンググループを立ち上げました。今後、サービス事業者や関係機関等にヒアリングもまた実施いたしまして、特に足りないヘルパーの確保等について、どんな支援策ができるかを検討していきたいと考えております。
- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) ワーキンググループも立ち上げていただいたということで、協議いただきたいのですが、若年層の介護福祉士養成志願者が近年顕著に減少しているということですね。新聞記事にありましたけれども、介護離職者が2012年で10万1,100人、2017年が9万9,100人と事態は深刻です。問題になっている団塊世代が75歳以上になる2025年には、約245万人の介護人材が必要と推定されますが、33万7,000人の不足が見込まれているということです。

これは、介護保険制度の基盤を揺るがす問題であると私は捉えます。高知県立大学社会福祉学部教授田中きよむさんの著書によれば、この介護従事者の確保に当たっては、介護労働者の社会的評価を確立することが大事である。労働者の専門性が評価されて、移動・書類作成・待機・研修等の間接的労働時間の評価が可能となる報酬の確立、介護職員の配置基準の改善、資格制度の充実等が求められるとしています。さらに、給与面だけでなく、介護労働者としての実績、功績や経験、実践、研究成果等を評価する表彰制度の創設などが検討されるべきであると述べています。

私は、介護報酬にしますと保険料に跳ね返りますので、別立ての交付金のようなものがいいのじゃないかと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 私も、やはり介護保険制度ではなかなかもう難しいのではないかと考えます。社会福祉士とか介護福祉士の業務につきましては、本当に大変なお仕事でありまして、なかなか養成校の入学者も減少しているという情報もあります。けれども本当にすばらしいお仕事ですし、社会を支える本当に誇りを持って働けるお仕事やと思っておりますので、ぜひ、県とかとも情報交換をしていきたいと思っています。

県のほうも人材、介護福祉士の確保ということで、そういうワーキングを立ち上げた

というような情報もお聞きしておりますので、どういう話合いがされていくのかなども お聞きしながら、私たちのほうでもできることをできるだけ考えて、本当に確保には力 を入れていきたいと思っております。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** それでは、次の⑫の質問に移ります。

もう一度、資料④のCとHのところを見てみていただけますか。Cのほうが毎年の基金積上額、そしてHが基金の状況です。介護保険特別会計の基金が増え続けておりますが、基金の位置づけをお尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 当該基金は、香美市介護保険事業運営基金条例により、介護保険特別会計の各年度において生じた歳入歳出決算余剰金のうち、2分の1を下らない額を翌年度の歳入に編入せずに積み立てることができ、介護給付及び予防給付に要する費用や財源安定化基金拠出金または基金事業借入金の償還に要する費用が不足した場合や、介護保険事業の運営上必要が生じたときに取り崩すことができるものとして位置づけられています。
- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- O14番(大岸眞弓君) 本市の介護保険特別会計で、借入金を使ったことは一度もないと思うのですが、その確認です。

それと、この基金ですが、保険料を徴収して事業をやって余ったお金です。 3 年ごとの見直しの際に被保険者にお返しするというのが筋ではないでしょうか、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 基金事業借入金の過去はないと思います。

また、この基金につきましては、皆さんの介護保険料を積み立ててつくっておる基金でございますので、そのとき積み立てた方に恩恵があるのが常識だと私も考えておりますので、今回、また第8期では3,000万円ぐらいだったと思いますが、基金を取り崩して介護保険料が上がらないようにしております。過去にもそういう計画をしておりましたが、実績の見込みと大きな乖離がありましたので、使わずに済んでしまったというのが現状でございます。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** この資料④の表にはありませんけれども、令和元年度も決 算の状況を見てみましたら、9,943万円の積立てがあります。基金残高が現在1億 7,970万7,000円となっております。

それで、県の見解ですが、2011年の県議会で、日本共産党の塚地佐智議員が基金を活用して保険料を抑制するようにと求めた質問に対し、県の地域福祉部長は、このように答弁をしております。市町村の介護給付準備基金は、計画期間中の施設整備の遅れ

やサービスの伸びが予想を下回ったことなどにより、結果的に介護保険財政が黒字となった場合に積立てを行っているものです。この準備基金は、国においても次期計画期間に歳入として繰入れ、介護保険料の上昇抑制に充てることも一つの考え方として示されており、県としては、市町村に対して準備基金の積極的な活用について助言してまいりたいと、こういう見解を示しております。本市がそういう立場に立っていただけるかどうか、再度、答弁を求めます。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 保険料につきましては、できるだけ上昇を防いでいくということが命題でございますので、基金を取り崩すことはもう十分あり得ると考えております。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- 〇14番(大岸眞弓君) それでは、次、⑬の質問に移ります。

高齢者の経済的負担の重さだけでなく、介護のために離職する、年金だけでは足りないので結局足しが要る、家族の経済的・精神的負担も増してきております。介護に係る 負担の軽減を検討していただきたいと思います。

資料⑥を御覧ください。これは、千葉県船橋市の介護保険料の算定表です。段階と所得基準が低所得層に配慮されたものとなっております。このように、本市の区分も9段階より細かくできないか。また、本市は最高額を支払う人は基準掛ける負担割合1.8で、所得が300万円以上で一くくりにされております。千葉県船橋市の事例を見ると、300万円以上の方は第10段階で1.7、あと第16段階まであるんですが、香美市の場合は300万円以上が一くくりです。所得1,000万円以上の人と同じ額の介護保険料を払っている。しかも、この方々は利用料の2割、3割を払う方々です。きめ細かい配慮、きめ細かい保険料算定ができないか。1.0以下も船橋市は細かく設定して、やや応能負担の原則に限りなく近づけていく工夫がされているというふうに思います。

それから、同市では、不測の事態であるかどうかによらず、世帯の収入額合計が生活保護基準1.2倍未満で、預貯金200万円以下の方には、保険料の減免制度があります。利用料も150万円以下の収入、資産350万円以下で利用料40%が軽減される制度も設けられております。何らかの負担軽減の知恵出しができないでしょうか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 船橋市の資料をありがとうございました。

本市におきましても、所得段階が第1段階から第3段階の保険料については、低所得者の保険料負担軽減を実施しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による減免や、災害、所得の著しい減少による減免の制度は設けておりますが、それ以外の負担軽減について、当面は難しいと考えております。今すぐ実現ということは、ちょっと厳しいかなと考えます。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 例えば、同じ額に総額がなるとしても、段階を細かく分けることで被害を受けるというか、不平等な状態にならないように、300万円と1,00万円が同じ保険料を払うとかいうことがないように、この枠の中で段階を調整するということにつきましてはいかがですか。
- **〇議長(利根健二君)** 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 先ほど、議員もおっしゃられましたけれども、 応能負担の考え方もあると思いますので、研究はしていかなければいけないと思ってお ります。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- O14番(大岸眞弓君) ぜひ研究していただきたいと思います。

次に、⑭です。

独り暮らしで友人や知人にほとんど会わず、地域の集まりにも不参加、そんな社会的孤立が健康に大きな影響を及ぼすことが分かっています。日本は、孤立した人の割合が世界でも突出して多く、筑波大学の辻助教は、2010年以降の6年間で高齢者の社会的孤立が徐々に悪化したとする研究結果を発表しました。今またコロナ禍でそういう傾向が強まることを懸念いたします。孤立を解消すれば、禁煙並みの健康改善効果があるとの研究結果もあるそうです。介護予防、認知症予防にも効果的ではないかと思います。以上を述べてお聞きいたします。イギリスでは、高齢者が地域とつながる機会を医師が提供する社会的処方という仕組みがあります。本市の高齢者対策として研究ができないか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 香美市では、昔から医師会との関係は深く、 市が取り組んでいる介護予防の事業や認知症への支援などについて、検討会等で御意見 もお聞きして、医療機関にチラシやポスターなども配付していますので、先生方の事業 への理解は一定されていると認識しております。

また、地域包括支援センターと医療機関も顔見知りの関係で、医師会とは常に連携を取っておりまして、先生方のほうから患者さんに情報提供をしていただくシステムは、既にもう構築されていると思われます。紹介された方は、医療機関、民生委員、関係機関との連携と定期的な見守りや地域訪問、介護予防事業への参加支援等で、必要な方には地域とのつながりをサポートしていただいております。

社会的処方と名前はついておりませんけれども、現状のシステムで、ますます支援者が連携でき、高齢者の孤立を防いでいけるよう不断の研究は必要と考えております。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 私の周りにも独居の女性高齢者が多いかなと思うんですね。

いろんな呼びかけがあっても、何かあると、若いときと違って乗り越えるのがなかなか難しくなってくる、誰とも会いたくなくなってくる状況があるものですから、どうやってその方に出てきていただくか、また電話等でも安否を伺うかとか、そういうきめ細かい対応ができていけたらと思います。それはやっておられるということですので、なお、研究をお願いいたします。

それでは、続きまして、2点目のコロナ対策についてお聞きいたします。

①です。

私たちは、昨年コロナの影響についてアンケート調査を行いました。影響の結果については、市にお届けいたしました。今年また4月に商店街を回りまして状況をお聞きしたところ、居酒屋さんだけでなく納入業者や老舗のお店、衣料品店まで影響が及んでいることが分かりました。持続化給付金など、受給できたところでも完全に減収は埋まらず、加えて長引いておりますので深刻です。廃業を考えているというところもありました。商店街の灯が消えないことを願います。

そこでお聞きいたします。インド株への置き換わりが進み、専門家は第5波の心配をしています。長引く影響を見据え、再度の持続化給付金や家賃支援など、固定費への支援といった直接的な事業支援が検討できないでしょうか。県が3月8日から返済不要の一時支援金や臨時給付金事業を展開していますが、市がそれに対して上乗せするなどの方法が取れないでしょうか、お聞きいたします。

- **○商工観光課長(石元幸司君)** おはようございます。商工観光課、石元です。よろしくお願いします。

香美市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所に対しまして、高知県が実施した休業等要請協力金負担金の一部負担や、香美市持続化給付金給付事業による給付を行うとともに、感染症拡大防止や事業継続に向けた取組に対して、香美市事業者応援補助金を交付しました。

また、地域電子マネー k a m i c a (カミカ)を発行し、市内事業者にのみ利用することで、影響を受けた事業者の支援及びコロナ収束後の地域経済回復につながるキャッシュレス決済の普及を図りました。

これからも新型コロナウイルス感染症による事業者への影響を注視し、関係機関と協議しながら、事業者支援に必要な施策を検討していきたいと考えております。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 本市の場合、持続化給付金は商工業者が大体半分弱ですかね、農業者が5%、その後がkamicaになって生きてきているわけですけれども、あるお金をそのために十分効果的に使えないかなと思うんですね。本市の行いました香美市の応援事業、もっと応援事業も、これは順調のようですけれども、そして、経済的な効果も大きいとは思うんですが、例えば、今、その事業に参加できない、端末を置く

こともできない、それから、いろんな事情でそれに申請することができない事業所の 方々も、困っていることは困っているんですね。そういう方に対しても何らかのこれか ら応援を検討いただけないか、その点だけお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

直接的な支援は令和2年度に一定程度行い、現在はアフターコロナに向けた取組に対する支援を重点的に行っている状態です。ただ、先ほど議員の言われていましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、事業継続、存続の危機にある事業所があるというのも事実であります。財政的なものもありますので、そういった事業所に対する支援についても、また今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 今、市内を回ってみての感想を直接お伝えしましたので、 そのことも十分勘案していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。②です。

変異株が、感染力も強く保育園児や小学生ら若年層へも影響が広がっております。現在、検査は主に高熱などの症状が疑われる人、感染者の濃厚接触者と思われる方々に限定的に行われておりますが、社会的検査先駆けの自治体、東京世田谷区では、医師や保健所、民間機関とも連携して、大規模検査を行いました。介護施設事業所などが対象の社会的検査では、870か所、1万5,800人以上に実施をしまして、102人の陽性者を検出しております。

高知市でもこの前、飲食業の方に行って2人の陽性者、安芸市では4人の無症状陽性者が発見できております。感染しても事前に無症状のうちに発見すれば重症化にならずに済む、手当も軽くて済む。かつこれまでのコロナは1人が2.5人に感染させるとかいうふうなことも専門家が言われていたのですが、それをまず防ぐことができた。そして、こうやって防いでいけたら、ワクチンと両面から市中感染を防いで、経済を回復させていく一歩にもなる大事な対策だと思います。

ウイルス感染拡大予防のために、大勢の人と接する学校・保育・高齢者施設などで広 範に定期的な検査が行えないでしょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- **〇教育振興課長(公文 薫君)** 大岸議員の御質問にお答えいたします。

学校や保育園での定期的な検査の実施につきましては、方法や効果・費用等、多面的 に検討する必要があり、今のところは考えておりません。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** 高齢者施設のほうですが、市の単独のPCR

検査を実施する予定は今のところございません。 PCR検査は、そのときだけの結果になりますので、実施するにはかなりの頻度でやる必要があります。それが、かなり多忙な高齢者施設の中では負担になる可能性も考えております。

また、ワクチン接種を現在優先的に行っておりまして、7月10日ぐらいまでには、 高齢者施設の入所施設のほうですけれども、大体2回目の接種が高齢者、従事者ともに 終わる予定でございます。

今のところは、マスクの着用、手洗い、うがい等で日々の感染予防に努めていただく ことで、感染を防いでいきたいと考えております。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 今、国もワクチンのほうに注力をしておりますので、そういう御答弁になろうかと思いますが、少し心配しますのは、オリンピックが開催される準備がずっと進んでおります。南国市に7月11日から20日までの間、シンガポールからバドミントンの選手16人の方が滞在されるそうです。選手の方だけじゃなくて、マスコミの方であるとか、組織委員会の方であるとか、人数はそれより増えると思います。対策をするとは言っておりますけれども、非常にこの点を私は心配しておりまして、検査について今後の状況を見て検討されるとか、そういうことはありませんでしょうか。
- ○議長(利根健二君) 答弁者を指定いただければ。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 介護施設は結構ですので、保育と学校のほうを。
- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。 この件に関しましては、研究もしていきたいとは思っております。 以上です。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 次に、③の質問に移ります。コロナを機に女性の貧困に一層目が向けられるようになりました。また、生理をめぐる不平等に目を向け、ジェンダー平等を実現していこうとする取組が世界各地で広がっております。2013年に国際NGO団体が月経衛生を政治の課題にと提唱しまして、5月28日を世界月経衛生デーとしました。日本でも運動があり、国会や地方議会でも生理の貧困について議論されるようになりました。5月19日の時点で、生理用品を無料で提供する取組を実施、または検討している自治体が少なくとも255自治体に上ることが、内閣府のまとめで分かっております。自治体によっては、防災備品を提供したりするところもあるようです。そこでお聞きします。コロナ禍で困窮する世帯への対策として、家庭や学校に生理用品を支給するよう求めます。いかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

女性が経済的な理由で生理用品を購入できない生理の貧困につきましては、内閣府男

女共同参画局のホームページで、地方公共団体による取組事例が紹介されております。

本市におきましては、香美市社会福祉協議会設置の生活相談センター香美で、相談者への無料提供が可能となっておりますが、今後、これら先行事例の情報収集に努めたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 御質問にお答えいたします。

コロナ禍で困窮する世帯への配付を目的として、生理用品の学校への支給が香美市の 取組として効果的であるかなど、先進地の市町村事例等も参考に研究していきたいと思 います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 研究ではなくて、ぜひ、行っていただきたいと思います。

国が地域女性活躍推進交付金ということで、追加措置に13億5,000万円、これ後でよければお渡ししますけれども(資料を示しながら説明)、その中で、つながりサポート型追加措置分というのがありまして、孤独・孤立で不安を抱える女性が社会との絆やつながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用したきめ細かい支援に居場所の提供とかいろいろある中で、女性用品の提供というのが入っております。国がこうやって必要事業として予算措置をしておりますので、これをやらないという手はないと思います。

令和3年4月に発出をされております、男女共同参画関係の部署だと思いますけども、地域女性活躍推進交付金交付申請に当たっての留意事項についてでは、本事業の対象事業に、これもやはり女性に対して生理用品等の生活必需品の提供を行うこと。また、文部科学省からも文書が発出をされておって、同じようなことです。保健室だけでなく、学校のトイレとかそういうところへもやるようにということで、国が予算措置もつけております。必要な事業として認められておりますので、これをぜひにも実施していただきたいと思います。

○議長(利根健二君) 答弁は要りますか。

教育振興課長、公文 薫さん。

- ○教育振興課長(公文 薫君) 香美市で必要かどうかというところも、学校等とも お話をしながら検討していきたいと思います。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。

それでは、次の3点目の質問に移ります。

新図書館が令和4年秋の開館を目指して建設が始まっています。紆余曲折ありましたが、香美市の生涯学習の拠点として市民の皆さんも期待し、とても楽しみにしていると思います。

そこで、①新図書館で展開される事業の構想をお聞きします。

これまでの事業の継続に加え、新たに展開される事業もあるのではないでしょうか、 御答弁をよろしくお願いします。

- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- **〇教育長(白川景子君)** 大岸議員の御質問にお答えいたします。

新図書館の建設工事が始まりまして、令和4年11月の開館に向け準備を進めておるところでございます。新図書館は、香美市の新たな知の拠点、交流の場、発信の場であると考えております。第2次香美市振興計画の基本理念「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を象徴する図書館の役割を担って、着実に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。本年3月に策定いたしました第1次香美市立図書館サービス計画に基づきまして、市民の皆様に愛され親しまれるよう、図書館の運営充実を目指しております。これまで同様、皆様方の御支援・御協力をよろしくお願いいたしたいと思います。広く市民の皆様からもアイデアをいただきたいというふうに考えておりまして、また、ホームページ等にも掲載させていただくことになろうかと思いますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

新図書館事業につきましての詳細を生涯学習振興課長より御説明いたします。どうぞ よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- ○生涯学習振興課長(黍原美貴子君) 新図書館には、ホールやお話の部屋、グループ室、ボランティア室、飲食室ほか閲覧室以外の部屋が新たに準備されますので、定期的なおはなし会や映画会などを計画しております。

各部屋の活用につきましては、図書館主催の事業だけではなく、市長部局や教育委員 会の各担当課や市内の事業所や団体等と連携した市民参加の運営も考えております。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** ブックスタート事業なども当然継続してやられるということですね。大変楽しみに私もしております。

そしたら、次に②の質問に移ります。

学校教育との連携はどうでしょうか。例えば、これまで図書館司書の仕事について、子ども司書の育成に香美市は取り組んでおりました。学校教育との連携で行われておりました。ほかに調べ学習に図書館を利用するとか、子供たちが図書に親しむような香美市ならでは事業展開があるでしょうか。デジタル化が進んでいきます。もうこれからの流れとして、それは避けられないものとは思いますが、私は逆に、紙に書いてある文字

を追い、想像力を働かせながらゆっくり読書するという行為が、人の感性や知識を育む 上でとても貴重なことのように思います。

以上を述べて、学校教育と図書館との連携についてお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- ○生涯学習振興課長(黍原美貴子君)
 幼児期の読書は心の成長に必要不可欠であり、図書館には子供と本を結びつける使命があります。先ほど、大岸議員も言われましたブックスタート事業やおはなし会などを通じて、本を開く喜びや図書館へ足を運ぶきっかけづくり、香美市子ども読書活動推進計画に基づいた運営及び活動を実施しております。小・中学校に関しましては、今年度から図書支援員のコーディネーター的役割を図書館が担い、学習内容に応じた資料のまとめ貸しなども学校の依頼を受けてお応えしております。

また、先ほど議員が言われました子ども司書の養成講座ですけれども、こちらは平成23年から実施しておりまして、174人の受講生が子ども司書として認定されております。新図書館では子ども司書コーナーを設け、歴代子ども司書による選書や本の紹介、また、おはなしの部屋での読み聞かせなど、子ども司書認定後も活動の場が広がるような取組を実施します。

新図書館開館後は、図書館を活用した事業が行われるなど、小・中学校とのさらなる連携を進めていきたいと思っております。また、絵本や児童図書を重点的に整備し、子供と読書をつなぐ取組を積極的に行います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** ありがとうございました。
 - ③の質問に移ります。

警察が令状なしで公立図書館に利用者の貸出し履歴や登録情報などを求める事例があり、憲法が保障する表現の自由や内心の自由を脅かすとして問題になっております。本市立図書館では、そのようなことはないでしょうか、お聞きいたします。

- **〇議長(利根健二君)** 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君) 該当事例はございません。
- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** ④の質問に移ります。

本市の図書館におきまして、そういう事例はないということで安心をしておりますが、 図書館利用者の利用履歴などはどのように管理をされておりますか。

- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 〇生涯学習振興課長(黍原美貴子君)
 現在導入しています図書館システムは、返却処理後、貸出し履歴が残らない仕様となっております。複写申請書や予約リスト表などの図書館利用に関する書類は、全て事務処理後速やかに廃棄を行っております。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 安心いたしました。念を押す必要もないかもしれませんけど、⑤の質問です。

日本図書館協会は、1954年に図書館の自由を守る宣言を出し、1979年には図書館は利用者の秘密を守るを宣言に加えました。国会図書館でも裁判官の発布する令状がなければ情報の提供は行わないとしています。図書館は図書館の自由に関する宣言に基づき、利用者の秘密は守られなければならないと考えますが、見解をお聞きします。

最近、学校であれどこであれ、個人情報が漏えいする事例が本当に後を絶ちませんので、念のためにお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- ○生涯学習振興課長(黍原美貴子君) 図書館は、思想・知識・情報の媒体である図書・雑誌・新聞などを収集・保存し、市民に提供しております。読書履歴や利用履歴などは個人の思想や心情を推知し得るものでありまして、表現の自由・思想の自由に関わる機関としては、利用者の秘密を守る使命がございます。それゆえ、図書館の自由に関する宣言に基づき、図書館はその宣言を遵守しなければならないと考えております。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** それでは、4点目の学校での性的マイノリティーへの配慮 についてお聞きいたします。

資料⑦を御覧ください。ちょっと手元でこれが、ペーパーの資料を見ていただけますでしょうか。

〇議長(利根健二君) 資料がちょっと映らないので、休憩をいたします。

(午前10時18分 休憩) (午前10時30分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

14番、大岸眞弓さん。

〇14番(大岸眞弓君) それでは、引き続き質問を行います。

資料の⑦を御覧になってください。当該の児童・生徒が学校で違和感やつらい思いをすることがないように、2015年4月に文部科学省が性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)という文書を通知しております。資料につけておりますのは一部ですけれども、学校生活の各場面での支援について書かれております。服装やトイレの利用、水泳の授業、修学旅行等での配慮など、自認する性に対する理解を示すものとなっております。

そこでお聞きします。この通知の本市学校での周知、対応はどうなっているでしょうか。

〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長(公文 薫君) 御質問にお答えいたします。

教職員への周知につきましては、先ほど議員からも御紹介がありました、文部科学省の性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についての文書は、各学校へ配付し周知しております。また、県教育委員会では、人権教育指導資料「Let's feelじんけん~気付きから行動へ~実践・指導事例集」を教員1人1冊配付しております。こういう物になります(資料を示しながら説明)。指導事例等を掲載しておりますので、こういう物も活用しているところです。本市としましても、今後、研修等を重ねていき、教職員の理解を深めていきたいと思います。

次に、学校での対応としましては、性同一性障害に係る児童・生徒だけでなく、性的マイノリティーへの配慮としまして、本市では、小・中学校全ての学校で男女混合名簿を実施するとともに、学校生活を送る上で特有の配慮が必要とされる場合があることから、個別の事案に応じて児童・生徒の心情等に配慮した対応が行えるよう、それぞれの学校で取り組んでおります。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 学校では主に養護教諭の先生が対応されるようになるので しょうか、ちょっとそれだけ。
- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。
 窓口としては、養護教諭の先生が多いと思っております。
 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) そしたら、学校の先生方は非常に多忙ですので、これに取り切ってそういうことができるかどうかはちょっと分からないんです。一生懸命対応してくださっているとは思うんですが、御本人が言いにくいということもあると思います。それで、今、養護教諭の先生が主に窓口と言いましたけれども、こういう窓口を設けていますよというふうなアナウンスはしておりますか。
- ○議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。
 窓口はここですというような周知については、今のところしておりません。
 以上です。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 当該者やその保護者の方が相談をしやすいような環境をつくっていただきたいと思います。

次に、5点目の校則についてお聞きいたします。

①です。

すみません、4の②が今終わりました。そしたら、答弁を準備してくださっているようですので、議長、4の②でお伺いします。

性的違和感に悩む子供たちが気軽に相談できる窓口が学校に必要と思います。いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

性的違和感に悩む子供など多様な相談に対応するためには、相談しやすい環境が重要であると考えます。今でも学校現場ではデリケートな相談等には配慮していただいておりますが、今後も多様な相談があることを念頭に、担任のみならず養護教諭等、児童・生徒が話しやすい教員やフレンドルームのスクールソーシャルワーカーを含め、相談しやすい環境を整えていきたいと思います。

また、県の機関による性同一性障害等に関する相談窓口としましては、高知県心の教育センター、高知県立精神保健福祉センター、高知県教育委員会事務局人権教育課がありますので、児童・生徒本人や保護者の意向も踏まえながら連携を図っていきたいと考えます。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 大変失礼しました。ありがとうございました。5点目の校則の質問に移ります。
 - ①です。

報道によると、生まれつきなのに、茶色がかった頭髪を黒く染めさせたり、体育の時間に下着をつけさせない、また下着の色をチェックしたりする人権侵害と思われるような校則が問題となっております。本市の校則の状況をお聞きいたします。

- ○議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- 〇教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

本市の中学校 3 校の校則には、頭髪の色を限定する人権侵害と思われる校則はありませんでした。また、下着につきましては、色等を限定するものはありましたが、下着の色をチェックするなどの指導は行っておりません。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** ②の質問に移ります。

集団生活には当然ルールが必要です。しかし、それがなぜ必要なのかが説明できて、 生徒も保護者も納得できるものでなくてはなりません。そのために、生徒も交えた議論 の上で決めることが必要であると思いますが、いかがでしょうか。見解をお聞きいたし ます。

〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

市内の中学校3校とも、既に生徒の意見を生徒会が集約して学校と協議し、見直しを 図るなどを行っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- 〇14番(大岸眞弓君) それでは、最後、6点目の質問に移ります。

食教育の推進についてお聞きします。

先日、地元紙の所感・雑感のコーナーに、皮膚科・形成外科医の野田理香医師の食で健康を取り戻すという記事が掲載されました。皮膚科医としての立場から、食育の重要性について述べられております。今、アトピー性皮膚炎などの食物アレルギーの子供たちが増えていますが、野田医師によれば、軽い皮膚の炎症を訴える患者に食事の改善を提案すると、二、三週間で改善が見られる事例が多数あったとのことです。人間は食べ物から栄養を吸収し、日々細胞が生まれ変わり、皮膚は1か月、骨は3年から5年で入れ替わるそうです。毎日の食事の積み重ねが人の体をつくっているので、食はおろそかにできないということを子供たちに伝えることは、大変重要なことだと思いました。

そこで、①でお聞きします。

本市の食教育の取組状況はいかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 教育次長、秋月建樹君。
- ○教育次長(秋月建樹君) 担任、栄養教諭による給食指導及び担任、養護教諭、栄養教諭が連携して、食に関する授業を家庭科、総合的な学習等で実施しております。
- 〇議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 1週間のうちでどれぐらいの時間を取られておりますか。 1週間または1か月とか。
- 〇議長(利根健二君) 教育次長、秋月建樹君。
- ○教育次長(秋月建樹君) 栄養教諭が楠目小学校籍になっておりまして、土佐山田地区の場合、楠目小学校では5年、6年の家庭科で年に20時間程度、それから、1年から4年につきましては、食の授業を年間1回ずつ行っております。

また、兼務校として山田地区のほかの5校に出向いていまして、毎月1回、2回程度、 学校のほうに訪問して給食指導等を行っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 楠目小学校付で楠目小学校だけがその時間が多いとか、そんなことはございませんか。
- 〇議長(利根健二君) 教育次長、秋月建樹君。
- **〇教育次長(秋月建樹君)** 楠目小学校が多少時間は多くなっております。
- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。

- **○14番(大岸眞弓君)** できましたら大事な食教育ですので、ほかの学校にも同等 程度の教育が行き渡ったらと思います。なお、御検討ください。
 - ②の質問に移ります。

前述の野田医師は、幼少期、祖父母が農業をしていてそれを手伝った体験や、自家用 に農薬を使わない野菜を作っていたこと、また、大正生まれの祖母が作ってくれるヨモ ギのだんごやしば餅、おはぎや芋ようかんなどが最高の食育だったと述べております。

また、「食べもの通信」を編集しております家庭栄養研究会では、カツオや昆布といった天然だしには、疲労回復効果、子供の情緒安定効果、人の脳の発達にも効果的との研究結果を報告しております。発酵食品であるみその効果も大変高いということも載っております。

私自身、工科大学の学生さんと話をする機会があって、この質問を作りました。食糧支援に並ぶ学生さん以外にも朝食を摂取しない、基本食べませんということなんです。 それで、自分で作ることがあまりない、コンビニ食で大体済ませるといった話をよく聞きます。その食習慣に加えて、食糧事情がコロナでますます悪くなっているということで、本当に大変心配な状況だと私は思っております。おなかを満たせばよい、食のバランスなど考えない状態が1年でも続いたら、彼らの健康はどうなるんだろうと心配をするわけです。

質問を作成しておりましたら、地元紙に妊産婦のための食生活指針が15年ぶりに改定されたという記事も掲載されておりました。それによりますと、受胎前から、妊娠前からですね、1,000日間、およそ2.7年間ですが、その間の栄養が子供とお母さんの将来の健康に大きく影響するとのことですから、食習慣は本当に大事なんですね。食習慣は急には身につきません。親元を離れても大丈夫なように、小さい頃からの教育がとても大事になってくると思います。

以上を述べてお聞きをいたします。子供たちが、将来にわたって心身の健康を保ち生きていかれるよう、伝統食のよさや自分で食材の買い出しに行って添加物など少ない食材を選び、それを調理して食べることの大切さを学べる環境を整えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 教育次長、秋月建樹君。
- ○教育次長(秋月建樹君) 食の大切さについては、先ほどの栄養教諭等の授業で行っておりますが、食の学習について、将来にわたり健全な心身の形成をなすために必要な学習ですので、地域に伝わる伝統食や安全な食材の調達・調理・栄養についての学習は、主に家庭科・体育・保健科の学習を通して行っております。

また、地域に伝わる伝統食については、食生活改善推進協議会へルスメイトの御支援、 御協力をいただきまして、地域に伝わる伝統的な食事の継承などを家庭科等で一緒に作っていただいております。

昨年度につきましては、コロナの影響で調理を行った学校は少なかったんですが、食

の大切さについての講義をヘルスメイトさんに行っていただきました。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 香美市は食の宝庫です。本当に新鮮なお野菜とか海も近いですし、教科書の上で、授業の中で教えるというときに、実際のものが身の回りにあふれていますので、これをやっぱり活用してやることは、とてもいいことだと私は思います。御答弁いただきましたように、これからもよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長(利根健二君) 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

質問席消毒のため、休憩いたします。

(午前10時47分 休憩) (午前10時49分 再開)

〇議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、3番、舟谷千幸さん。

○3番(舟谷千幸君) 3番、公明党の舟谷千幸でございます。通告に従いまして一間一答方式にて質問をさせていただきます。

まず初めに、1、「生理の貧困」に支援をでございます。

去る4月15日に、公明党香美市議会議員といたしまして、比与森光俊議員とともに 法光院市長宛てに、生理の貧困に関する要望書を提出いたしました。4点ほどございま したが、この中から今回順次質問をさせていただきます。

生理の貧困とは、先ほど同僚議員からもお話がありましたけれども、生理用品を買うお金がない、また利用できない、利用しにくい環境にあることを言います。世界でもイギリスとか韓国、またフランスなどにおいても生理の貧困に対しての支援が始まっております。

任意団体であります「#みんなの生理」が行ったオンラインアンケート調査によりますと、資料No1の円グラフを御覧ください。この円グラフ①、②、③とございますが、①「生理用品を買うのに苦労した」では青色が「ない」ということで、その次にオレンジ色は「 $1\sim2$ 回ある」と、そしてグレーの色は「3回以上ある」と、それから黄色は「毎回」、それからあと水色は「分からない」といった分類でございまして、5人に1人の若い女性が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労したとございます。

そこで、①の質問です。

新型コロナウイルスなどの影響で経済的に困窮し、ナプキンなどの生理用品が買えない、生理の貧困が本市にもあるものと思われます。生活困窮者の支援物品には、お米などの食料品があるかと思われますが、生理用品の常備についてはどのようにされているのかをお伺いいたします。

- ○議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

生活困窮者への支援物資につきましては、香美市社会福祉協議会に設置された生活相談センター香美で相談を受け付け、必要に応じて食料品などの提供を行っております。 生理用品につきましても常備されており、希望者には提供可能であると聞いております。 以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 常備されているということですので、安心いたしました。 次に、②の質問です。

本市の生活困窮者の生理の困窮について、どのような状況と把握されているのかをお 伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

生活相談センター香美では、女性職員を配置した相談体制をしいており、この問題に 関する近年の相談実績は1件であると聞いております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 1件だということでございますが、なかなかこういった相談というのは、本人からも言い出しにくい状況がございますので、こういった方に関しての配慮というか、まあ、女性の方がやっているということですけれども、ほかの配慮はございませんでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

福祉事務所の所管では、児童家庭相談でこういった問題に接する機会があろうかと思われますけれども、現在のところ取り扱っておる事例につきましては、生理前の学童・幼児のいる家庭が大部分ということもありまして、こうした問題が見受けられた事例はございません。けれども、今後も十分留意をいたしまして、対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- **〇3番(舟谷千幸君)** 十分検討してくださるということでございます。
 - ③の質問でございます。

小・中学校の保健室などには生理用品を常備されていると思いますけれども、その活用状況についてお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 舟谷議員の御質問にお答えいたします。

保健室で常備している生理用品の活用状況につきましては、小・中学校とも忘れてきた子や学校で急に始まったため用意していなかった子などが借りに来ているようです。 なお、今のところ頻繁に来る生徒はいないようです。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 少ないということでございますが、お友達に借りるとか、なかなか保健室まで借りにいくというのも、本当に気のとがめるところも、やっぱり行きにくいというようなことも中にはあるかもしれません。全国で、先ほど言いましたように支援が始まっておりまして、中には、子供向けに生理用品を小・中学校または高等学校のトイレに置いた自治体が、94自治体あるというふうに聞いておりまして、東京都品川区では、保健室に用意していたけれども、この配付に関してトイレに設置するようにしました。これを設置した理由は、やっぱり必要だけれども言い出せなかった生徒にも届くのではないかと考えられて、実施したということです。今現在は保健室に置いてある本市の生理用品ですけれども、このトイレに置くということに関してのお考えはいかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) このことに関しましても、養護教諭とちょっと意見交換した際に、トイレはという話も出てきました。ただ、衛生的な面とかも考えていかないといけないので、ちょっとトイレというのはどうでしょうという御意見をいただいております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 私のほうからも養護教論に話を聞いておりまして、やっぱり全部トイレに置いたらいいというものでもなくて、衛生上の問題とか、学校現場では自己管理が大事やということで、本人に任せる教育もされているところなので、トイレに設置するということに関しては、いろんな御意見があることが分かりました。
 - ④の質問でございます。

「#みんなの生理」の調査で、資料No1の②を御覧ください。ここには、「生理用品ではないものを使った」の青以外のところですけれども27.1%、それから③の「生理用品を交換する頻度・回数を減らした」方が37.0%ということで、このほかにも、生理を原因として学校を欠席、早退、また遅刻が48.7%と半数ぐらい。また、運動を含む活動を休んだが47.4%との結果が見られまして、生理によって学校生活に十分参加できない実態があるということでございました。

この調査におきましては、オンラインで高校生とか大学生らに行っておりますので、 全くその分が当てはまるというわけではございませんが、本市における小・中学校の生 理の貧困にはどういう状況があるのかをお尋ねいたします。

- ○議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

本市の小・中学校における生理の貧困の状況につきましては、調査等をしておりませんが、養護教諭にお聞きした範囲では、今のところ学校で生理の貧困と思われる具体的なケースはないとのことでした。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 生活状況から生理の貧困の状況も隠れているとか、言い出しにくいというような状況もあるかと思われますし、また、特にこの生理の貧困の原因には、子供の保護者のネグレクト、養育放棄が絡んでいる場合もなかなか表面化しにくいというような状況もあるかと思われます。そういった状況を把握というのはなかなかあれでしょうけれども、どういうふうに関わられているのか。生理の貧困に関わるような状況が、ネグレクトの部分でどんなことが教育現場であるのかをお伺いいたします。
- ○議長(利根健二君) 舟谷議員、⑤でよろしいですか。
- **○3番(舟谷千幸君)** これに関しては、④の再質問でお願いいたします。
- 〇議長(利根健二君)④で。教育振興課長、公文 薫さん。
- **〇教育振興課長(公文 薫君)** お答えいたします。

学校現場では家庭の状況等を十分に把握しておりますので、ネグレクト等には敏感に 関わりを持っていっていると思います。生理の貧困等のこともありますので、今後とも 注視はしていきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) ⑤の質問です。

生理の貧困の理由の中には、先ほど言いました経済的な困窮とか親のネグレクト、またコロナによる減収など様々な困窮の実態がありますけれども、本市でもそういった困窮の状態があるのではないかと思われます。実態調査を行う必要があるかと考えますけれども、それについて見解をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

舟谷議員から御紹介をいただきました調査では、女性の生理と貧困との関係性に焦点が当てられております。確かに、私も含め男性にとっては公共施設のトイレに入れば、そこにトイレットペーパーが置かれているのは当たり前で、もしトイレットペーパーが有料であったらと考えてみることはまずありません。しかし、女子トイレには同じようになくてはならない物、生理用品が置かれてはおりません。女性が女性であるがために、より多くの負担を強いられているといったことは、現実問題としてあると考えておりま

す。

先ほど申し上げました調査の後に、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンが行った別の調査では、生理用品以外の日用品や生活に要する諸費用の中で、生理用品にどの程度の優先順位がつけられているのか、また、生理をめぐるスティグマ、負の烙印につきましてアンケート調査が行われております。公表された調査結果では、生理の貧困には生理用品の購入費、月経衛生・健康についての教育の欠如、生理にまつわる羞恥心、スティグマの存在の3つの要素があるとし、問題の根本解決には教育や社会的な認識の変化が必要であると指摘されております。

生理の貧困につきましては、現在のところ、本市で直ちに実態調査を行うことは予定 しておりませんが、こうした調査も参考としながら、生活相談センター香美における相 談傾向に留意し、潜在的な問題にも対処するよう努めたいと考えます。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- **〇3番(舟谷千幸君)** 御丁寧な御答弁をありがとうございます。

実態が分からないことには支援もできないということもございますので、6月2日の 地元紙によりますと、政府が男女共同参画会議で、本年度の女性活躍重点方針案という 中に、生理用品を買う経済的な余裕のない女性を対象とした健康調査に着手という記事 がございまして、政府としても、そういった健康調査を行うということでございますけ れども、それに対して香美市も、こういった調査にはきめ細やかな対応をしていってい ただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

生理の貧困をめぐりましては、経済的な困窮や格差の問題だけではなく、女性全体に関わる不平等として捉えるべきであるとの指摘もされております。生理の貧困が内包する本質的な問題にも目を向けて、どのような支援が求められ望ましいのか検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 次に、⑥の質問でございます。

父子家庭の女性児童、そして生徒へのきめ細やかな支援というのが必要になってくるかと思います。父親に生理用品を買ってもらえないとか、父子家庭の生徒は生理用品、ナプキンのバリエーションが少ないといったことも聞いておりまして、本市におきましての父子家庭生徒への配慮に関してはいかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

父子家庭に限ったことではありませんが、小学校では月経指導を行っており、養護教

論が相談に対応できるよう児童に話をしております。また、宿泊研修や修学旅行の前にも説明をするなど、女子児童への配慮はしております。なお、学校では家庭環境を把握しておりますので、相談のある女子児童・生徒への対応は、なるべく話しやすいように女性の教諭が当たるなどの配慮をしております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- **○3番(舟谷千幸君)** 学校現場においてもそういった配慮がされているということです。やっぱり男性教員にはなかなか言いづらいということもございますので、そういった対応をよろしくお願いしたいと思います。

⑦の質問です。

先ほど同僚議員からもありましたけれども、内閣府男女共同参画局の公表によると、生理の貧困への支援状況は5月19日時点で、支援に取り組んでいるか、もしくは検討している、生理の貧困の支援を行っているのは全国で255自治体に上るということでございまして、配付した生理用品は主に防災備蓄品を使ったケースが多くありまして184件、最も多いということでございます。今のところ高知県内において使用している自治体はないですけれども、四国圏内高知県以外の3県におきましては、配付した自治体がございます。本市においても、このような防災備蓄品を使った支援というのはできないか、お伺いいたします。

- **〇議長(利根健二君**) 防災対策課長、日和佐干城君。
- **〇防災対策課長(日和佐干城君)** 防災対策課の日和佐です。よろしくお願いします。 質問にお答えいたします。

防災備蓄の生理用品には使用期限もありまして、また、入替えのこともありますので、 関係課等から要望がありましたら、備蓄品の提供は可能と考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) その入替え時期というのは、今いつ頃になっているんでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- ○防災対策課長(日和佐干城君)
 詳しい日はちょっとよう把握しておりませんけれども、推奨の使用期限といいましょうか、交換時期が3年ぐらいと聞いておりますので、本年度か来年度当たりが交換の時期かと思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 今年か来年ということですので、検討の余地があるかなというふうにも思いました。

次に、⑧の質問でございます。

この配付が決まった時点で、配付に当たって受け取りやすい環境、やっぱり女性にはなかなかデリケートなことですので、受け取りやすい環境というのが大事になってくるかと思います。

東京都豊島区では、口でくださいと、ナプキンください、生理用品くださいと、言葉に出したくない女性に配慮して、窓口において国際女性デーのシンボルといわれるミモザをリースにしたカード、資料No2を御覧ください。ちょっと小さいですけれども、ミモザの花をリースにしたカードです。このカードを窓口に置いて職員に見せると配付されるというカードでございまして、ちょっと見にくいかもしれませんけれども、このミモザの真ん中には豊島区の「TOSHIMA」とローマ字で、英語で「Sanitary Drive」女性衛生用品という名目でカードが作られております。こういった受け取りやすい配慮が香美市においても必要じゃないかと思いますが、そういった配慮についてお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

御紹介いただきました事例につきましては、生理の貧困について、当事者が声を上げにくい、ためらいがちであるといったことに配慮した、女性の視点に立った取組であるというふうに考えます。

以上でございます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 学校で配付するとすれば、保健室での配付となると思います。児童・生徒の心情に配慮することは必要と考えますので、実際に配付することになれば、学校と協議して最良な方法を考えていきたいと思います。
- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- **○3番(舟谷千幸君)** そういった配慮が、配付に当たってはしていただけるという ふうに感じ取りました。

先ほどの同僚議員のほうからもありましたけれども、政府は、この生理の貧困に関して地域女性活躍推進交付金といった財源を拡充しておりまして、自治体がNPOとか、また社会福祉法人等に委託して行う事業なんですけれども、そういった事業の中で生理用品が提供されるといったことでございますので、高知県に問い合わせますと、まだこれからで、活用されていないようですけれども、今後ぜひ検討というか、使っていただきたいというふうに思います。これを含めて、最後に市長に生理の貧困についての考え方、実施についての思いをお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- **〇市長(法光院晶一君)** お尋ねにお答えしたいと思います。

今、お話いただきましたように、交付金制度があるということでありますので、積極

的に考えていかなければならない。それからまた、御紹介もありましたように、意思表示がしやすいような工夫もやっぱりしなきゃいけないだろう。その以前に状況、そういうニーズがどれだけあるのかということもですね。そういう人たちの輪が広がっていって、意思表示ができやすいような状況をどうつくっていくかが肝心になろうかと思います。そして、一度始めたらやっぱり継続してやっていかないといけないということもあろうかと思いますので、その辺りをしっかり考えてやっていかなければなりません。

防災備蓄のお話もさせていただきましたけども、総社市が災害で大変困った状況になったときに、片岡市長から連絡をいただきまして、私と一緒に仕事もした関係があったり、共通の友人を知っていたりとかいうことがあって、お話をいただいたんですけども、全国の多くの方々から応援をしていただいたんだけれども、最後に足りないところがあると。それは何かと言ったら、女性の生理用品とか、女性に関わる関係のものがないんだというお話がありまして、防災対策課のほうに聞いたらあるということで、送らせていただいたんですけれども、やはりそういうものが必要なんだという情報発信をしたと思うんですけども、行政のほうに蓄えがなかったところが多かったんだろうと思います。そういう点で、備蓄をしていた香美市としては、改めて彼らがなかなかいろんなものを備蓄するときに研究してくれていたんだなということがよく分かりました。一番最後に回ってきて大変な状況になっているんだから、思い切って送ってあげてほしいということで送らせていただきましたけど、大変喜ばれて、やっぱり自分たちの町でつらい思いをさせないようにするということの教訓にしようと、取り組ませていただいております。

したがって、なかなか物の言えない部分でありますので、物の言いやすい、意思表示ができやすい環境を整えていくことを中心に頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 市長よりお話がありました。ぜひ、香美市においても生理の 貧困の支援をよろしくお願いしたいと思います。

大きな2の質問に移ります。御遺族支援(おくやみ)コーナーの設置についてでございます。

親族の死亡に伴う手続というのは、年金や保険、税金など多岐にわたります。この手続をワンストップで担う窓口として、葬儀後の遺族の負担軽減を図るため、御遺族支援 (おくやみ) コーナーが全国で設置が進んでおりますけれども、本市におきましても、このようなコーナーを設置すべきと考えます。

①の質問にまいります。

毎月の広報香美には、御家族の同意を得て死亡者の記載があります。昨年度の死亡届 の件数をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) 各種届けは暦年で管理しておりますので、令和2年

に香美市で受理した死亡届の件数でお答えさせていただきますと、424件です。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 424件の方が死亡の手続に来られているということでございます。

②の質問です。

死亡に伴う手続は多岐にわたります。市役所で行う申請書などの手続は、年齢や使っている制度などで個々によって異なりますけれども、どのような内容で何種類あるんでしょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) お手元に配付しました資料の「ご家族がお亡くなりになったときに必要なお手続きについて」、実際に配付しているものは、このように水色などの色用紙に印刷されております(資料を示しながら説明)。これは、死亡届が出されたときに、葬儀会社を通して御遺族にお渡ししているものですが、市民保険課だけでも印鑑登録証、国保や後期高齢者医療の被保険者証の返還から葬祭費の支給申請など10種類以上あります。御質問にありましたように、人によって不要な手続もありますので、資料にて御確認いただければと思います。なお、この資料に記載のない窓口での手続が必要な場合もあり、全ての手続が網羅されたものではないことを御了承ください。また、国保の高額療養費支給申請など、数か月後でなければできない手続等もございます。
- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 資料をありがとうございます。御遺族の手続が分かりやすく表になって示されております。ずっと数えますと19種類ありました。全員の方が19種類もということはないかと思いますけれども。
 - ③の質問です。

提出する窓口というのは、これを見たら分かりますけれども、幾つに分かれているか をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) 資料右端の担当課欄に掲載しております数は13窓口になります。ただし、1階では、できるだけ職員がお客様の元へ移動して対応するようにしておりますので、この窓口の数イコール御遺族の方が行かなければならない数とはならないと思います。
- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 隣り合わせている窓口もございますので、そういった配慮をしていることと思います。フロアというか、階をずっと見てみますと、1階、2階、3階、4階とあり、北庁舎のほうにも移動しなければならないといった具合になっておりまして、御遺族にとって移動に関してはかなりの負担にはなっているんじゃないかと思

いますけれども、そういったことに関しては、どのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) 確かに移動しなければならない箇所は幾つかあって、それぞれに出向いていただかなければならないことはございますけれども、手続によってはその日にできないものもこの中には載っております。そういったことがありますことと、来られた御遺族の方が簡単な手続だけで済まされるのではなくて、それに関連してほかにも詳しいことをお聞きになりたいというようなこともございますので、そうした場合には、各課を回っていただくということも、これはこれでいいことというか、それもありではないかと思っております。
- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) ④の質問でございます。

昨年、御家族を亡くされた方から、市役所の手続で持参物を忘れたので何度も足を運んで大変だったといったことが私の耳に入ったんですけれども、このような死亡に伴う 手続の煩雑さに対して、市民からの苦情といいますか、こうしてもらいたいとかという ような要望の声は上がっているのでしょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- 〇市民保険課長(植田佐智君) ちょっと聞いてみましたところ、しなければならない手続がいっぱいあるねとか、記入する事項が多いとかということに加えて、市役所以外での手続についてお尋ねになるようなケースもございます。

それと、この質問に関連しましてお配りしております資料ですが、議員からホームページには掲載しておりませんでしたという御指摘をいただきましたので、暫時掲載いたしました。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- O3番(舟谷千幸君) ホームページに載せてくださったということで、ありがとう ございます。私も香美市が御遺族を亡くされた人の手続について、どういうことをされ ているのかなと感じまして、ホームページを見たところでしたけれども。
 - ⑤の質問です。

こういった手続に関しまして、御家族、御遺族の方というのは本当に悲しみの中で行わなければならない手続でございます。心の負担を軽くする市民サービスとして、先ほど言ったように、寄り添って御案内しているとお聞きしましたけれども、本市における遺族の手続に関してのサービスというのは、どのようにされているのでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) 関係各課に問い合わせましたが、対応する際の言葉 や声のトーンなどには配慮しているものの、心の負担軽減となるサービスはしておりま せん。ただ、サービスではございませんけれども、手続のついでにお話をされていきた い方が来られた場合には、聞くだけではございますけれどもお相手することもございま

す。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 声のトーンとか、遺族に対しての心遣いはされていると。けれども、心の負担を軽くするというようなところまでは、なかなかというようなことでしたけれども、一定配慮はされているというふうに感じ取りました。

⑥の質問でございます。

御遺族支援(おくやみ)コーナーは、2016年に全国で初めて大分県別府市で導入されておりまして、今、高齢化が進んでいる中で、全国的にこういった設置が進んでいる状況がございます。県内では、昨年、高知市が新庁舎建設に合わせて設置されております。設置の形はそれぞれ自治体によって異なりますけれども、私ちょっと出向いていきまして、高知市と香南市の状況なんかを聞いてまいりましたので、皆さんにお伝えしたいと思います。

高知市では、おくやみコーナーではなくて、おくやみ窓口として、新庁舎になる前から仮にこういったことをやっていたということで、正式には令和2年1月に設置をしております。御遺族が前もって予約をしまして、それだけじゃなくて当日でも受付が可能だそうです。窓口で名前とか住所とか、いろんな必要事項を御自分か御家族が記入した後、一覧の案内シートができまして、それを持って各課を、大体1階のフロアにまとめているらしいですけれども、その案内シートを持って各課を回って、案内シートを見せれば、各課で基本情報が入った手続書類がもうできていまして、御遺族は何度も自分の名前とか、亡くなった方の名前や住所とかを書かずに済むので、時間短縮が図られているということでございました。市役所側もあとで郵送しなければいけないような手続、軽自動車税とかおっしゃっていましたけれども、そういった手続がこのときにできるというメリットもあるということでした。一番聞きたかった、それに関してやっぱり本市とは規模が違いますので、システム開発とか増員とかいうことをお聞きしますと、経費は使わずに対処したと。システムもエクセルを使って自分たちで工夫してつくったということでございました。

それであと香南市ですけれども、香南市のほうは、おくやみ窓口というような名称はございませんけれども、二、三年前からもう予約なしで行っているということでして、死亡届が出た時点で、今資料頂きました「ご家族がお亡くなりになったときに必要なお手続きについて」という、本市と同じ名称の書類を主に葬儀会社からお渡しすると。ここまでは香美市と同じやなというふうに思いました。そこから香南市は、担当職員が亡くなられた方の必要な手続をずっと割り出して各課に連絡をし、御遺族が手続に来られたときには、もうそこにおったら担当課の職員が順番にその場所に来て手続をするので、御家族はほとんど移動しなくて済むというふうにおっしゃっていまして、まだ1か所だけはちょっと移動しなければいけないということですけれども、本当にそこを動かなくても手続が完了する。担当課長は、スーパーマンみたいに全部それを知っている方じゃ

なくても、各課にそれを言っておけば、どの職員でもその書類を持って窓口へ順番に来ることができるから、抜からなくて済むとかいうようなお話もされておりました。

いろんな設置の方法があるかと思いますけれども、形が違っても手続の時間を短縮することで、御遺族の負担軽減につながって大変喜ばれているということをお聞きいたしました。本市においても、このような御遺族支援(おくやみ)コーナーのような設置について、見解をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) 答弁するに当たりまして少し調べてみましたら、大変親切な住民サービスであることが分かりました。また、2020年に内閣官房IT総合戦略室がおくやみコーナー設置ガイドラインを公開して以降、同コーナーを設置する自治体が急増しているということも分かりました。

香美市と同規模の自治体でも設置されておりますので、それぞれの自治体に合わせた やり方があると思います。差し当たり、設置スペースの確保と職員の配置が大きな課題 になるのではないかと思いますので、関係部署間で協議してみたいと思います。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- **〇3番(舟谷千幸君)** ぜひとも御検討いただけたらと思います。

両市とも、この設置に当たってお聞きしますと、職員からこのようなコーナーの設置を提案されたということでして、高知市の担当の方からは、来られた方が、お亡くなりになった方はとか、あなたはどのような関係ですかといったことを、窓口で何度も聞かれる場合があるらしいんですけれども、そういった同じことを何度も聞かない、そして何度も書かせない、御遺族に寂しい思いをさせない、できるだけ心を痛ませないように考えたという言葉をお聞きしまして、すごく私自身も物すごい感動した思いがございまして、それを感じ取っていただければと思って、私もこの設置について考えたところでございます。

今、検討いただけるというお話もございましたけれども、次の⑦の質問でございます。これに関しては、今資料に示してくださった「ご家族がお亡くなりになったときに必要なお手続きについて」が作成されております。高知市から頂いてきたものには、この「おくやみのしおり」という大きな冊子になっておりますし(以降、資料を示しながら説明)、香南市は大体同じ、上も一緒ですけれども、1枚委任状をつけておられて、当日来た方にはチェックリスト、これが済んだ、あれが済んだというふうなチェックリストも準備しているといったことでございます。

1点だけ、ちょっとこの作成について、1枚裏表のカラーで作成されておりますけれども、高齢者にはもう少し文字が大きいと見やすいというふうに思いますので、これらのことを改善はできないものでしょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- **〇市民保険課長(植田佐智君)** 現在のところ、お配りしました資料以外にハンドブ

ックのようなものを作成する予定はありませんけれども、先ほど⑥の御質問にお答えしましたように、関係部署間で協議していく間には、またこちらのほうの見直しという意見が出てくる可能性はございます。いずれにしても、読んでいただける、手に取っていただけるということが一番かと思いますので、ボリュームの面とかも考えて、また検討したいと思います。

- ○議長(利根健二君) 3番、舟谷千幸さん。
- ○3番(舟谷千幸君) 本当にせっかくいいものを作ってくださっておりますので、市民により見やすい形に作成していただき、重ねて、おくやみコーナーの設置で、ぜひとも市民サービスの向上をしていただきたいということを申しまして、私の一般質問を終わります。
- **○議長(利根健二君)** 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時38分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

〇議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

12番、濱田百合子さん。

O12番(濱田百合子君) 12番、濱田百合子です。通告に従いまして、一問一答 方式で一般質問をさせていただきます。

初めに、1番、デジタル化についての質問でございます。

デジタル関連法案につきましては、同僚議員が3月に質問もいたしました。重複するところもあるかとは思いますが、今回、5月12日にデジタル関連法が成立をいたしまして、5月19日に公布されたことを受けて再度質問をしたいと思います。

デジタル改革担当大臣は、9月のデジタル庁設置に向け、これからいよいよ組織づく りも加速させてまいりますと発言いたしました。デジタル改革に権限と予算を集中して、 トップダウンで進めようとするのがデジタル庁です。マイナンバーカードの普及、行政 手続のオンライン化など、政府はデジタル化の遅れた日本の現状を変える切り札にした いとのことです。

政府の規制改革推進会議は、6月1日、医療・介護・教育・雇用・行政手続など、幅 広い分野でデジタル化を加速させる規制改革を盛り込んだ答申を、菅首相に提出いたし ました。日本のデジタル関連法では、マイナンバーに個人の預貯金をひもづけする計画 もあり、個人情報保護への大きな懸念が残っています。市民の行動を行政が一元化して 把握することになり兼ねません。大変危惧をしております。

また、国と自治体の在り方を大きく変え、地方自治の多様性をなくし、自治体の自立性を失わせるおそれもあるのではないでしょうか。これは、住民福祉の増進を図ることを基本とした、地方自治体の住民自治・団体自治を侵害するものではないでしょうか。

デジタル関連法はデータの利活用が最優先されるため、個人情報保護が守られるのか、 住民サービスへの影響など、大変危惧いたします。

そこで、質問をいたします。①です。

この法について、国から今後のスケジュールなどのガイドラインが示されていますか。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- 〇総務課長(川田 学君) お答えします。

デジタル改革関連法は多岐にわたり多数の法律が対象となっておりますので、その中から、個人情報の保護に関する法律と、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律についてお答えさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律の改正では、地方公共団体関係の施行期日が公布から2 年以内の政令で定める日となっており、来年の春に政令や規則が公布され、ガイドラインやQ&A、施行準備マニュアルが公表される予定となっております。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に関しましては、標準準拠システムへ移行するために必要となる工程案や、令和7年度までに施行するためのモデルスケジュール案などが示されています。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 来年の春には個人情報保護に関するもののマニュアルができるということで、私がちょっと調べて分かった範囲でお答えしますと、国の個人情報保護委員会からガイドラインが出て、それに基づいて各自治体で条例を制定するということをお聞きしているんですけれども、その辺りはどうでしょうか。そのようなことの理解でいいでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- ○総務課長(川田 学君) そのように考えています。先ほども答弁させていただきましたけれども、Q&Aとか施行準備マニュアルなんかも来年春には公表される予定となっておりますので、そのような認識でいいと思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** それでは、②に移ります。

整備法では、自治体が独自に制定している個人情報保護条例も一旦リセットし、全国 共通のルールを設定した上で、法の範囲内で独自の保護措置を最小限で許容するとして います。自治体に対し国が示した解釈に従って制度の運用を求め、国の個人情報保護委 員会の監督下に置き、条例を定めた際の個人情報保護委員会への届け出も規定しており ます。本市の個人情報保護条例との整合性は、どのようになりますでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- **〇総務課長(川田 学君)** 条例との整合性につきましては、先ほど答弁させていた

だきましたように、来年春までに政令、規則、ガイドラインなどの詳細が示されますので、それを受けて確認していくことになります。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 来年春のQ&A、それのガイドラインを受けてからだということをおっしゃったと思うんですけれども、大変ちょっと心配しているのが、個人情報保護条例で、今まであるのも一旦リセットしというところが、非常に心配するところですが、国がリセットする最大の目的は、データのオープン化、つまり匿名加工情報制度、そしてオンラインの結合ですね。情報連携が目的で一旦リセットした上で行うということなんですけども、この個人情報保護の取組を詳しく研究されております、NPO法人情報公開クリアリングハウスの三木由希子理事長の話がありまして、今回、政府がこのような関連法を成立したことによりまして、個人情報保護ルールの一本化をするということに対しては、個人情報保護が後退するおそれがあるということを指摘しているんですね。

来年春のQ&Aを受けてということでありますけれども、一旦リセットして全国共通のルールを設定した上でというのはもう決まっていることなので、そうなったときに個人情報保護が後退するおそれがあるということについては、どのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- 〇総務課長(川田 学君) お答えします。

まだ香美市の条例との整合性について確認取っておりませんので、本市についてはちょっと分かりませんけれども、全国的には、当然規制を厳しくやっている市町村と、それから規制があまりされていない市町村、それから一部事務組合なんかによっては全く条例化がされていないところもあるというふうにお伺いしておりますので、一本化することによって、個人情報保護があまりされていないところについては強化されますし、逆に先行的にやられているところについては、若干緩和されていく部分もあるのかなという認識ではおります。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) その先行的な条例化しているところについては、緩和されるのではないかなということなんですけど、香美市の個人情報保護条例がありますよね。これにきちっとどこの市町村自治体も条例化していると思うんですけれども、その辺りについて、今の内容からは後退することはないというようなことでしょうか。まだそれもQ&Aがあれなので、なかなかその整合性については今のところ分からないというようなことでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。

○総務課長(川田 学君) 今のところ細かい内容まで分かってない部分もあります。 法令だけで解釈するとちょっと間違ったというか、解釈が違っていた場合もありますの で詳細が出てからの確認になります。

香美市の場合、それによって何といいますか、緩和になるかどうかというのは、ちょっとそこの段階で確認したいと思っております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** さきの3月定例会議のときの同僚議員の質問に対しまして、個人情報保護委員会に一元化されても独自に保護されるという御答弁をいただいた と思うんですけれども、その部分が非常に大事だと思っています。

実際、今回の条例で新たに個人情報保護委員会が一元化されることになって、法の中では条例によるオンライン結合の禁止は認めないというふうになっているんですね。そうしたときに、本市の個人情報保護条例第9条の中に、電子計算組織の結合の制限というのがあるんですけれども、この辺りが引っかかってくるのかなというふうに思ったりもするんですが、その辺りはどうでしょうか。それもまた来年春のQ&Aまで、課としてはまだ分かりかねるということでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- ○総務課長(川田 学君) 先ほど議員の言われました条文については、本来ならちょっともう既に見直すべき部分ではあったとは思いますけれども、その辺りも含めて詳細が出た段階で検討していきたいと思いますし、個人情報保護委員会でどういったものが認められるかどうかというのも、ちょっと分からない部分もありますので、その辺も確認していきたいと思います。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) それでは、先ほど申し上げましたような内容のことも、 香美市の個人情報保護条例の中には個人情報保護審査会のこともうたっていますので、 そちらのほうで先ほどのオンライン結合のことにつきましても、全体的なところの整合 性も含めて、今後協議していくことになるということでいいでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- ○総務課長(川田 学君) 個人情報保護委員会のほうで、各市町村が独自に条例化できるものかどうかという判断はされることになります。

個人情報保護審査会というのは、各市町村が設置しています審査会になりますので、 そちらじゃなくて保護委員会のほうになるというところです。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君)その個人情報保護委員会のほうで、全てこれからのこと、一元化される、されない、どの部分がされるのかということも含めて審査されるという

ことですが、そうしたら、個人情報保護審査会というのは、一応この条例の中にはありますけれども、審査会としては動かないということなんですか。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- ○総務課長(川田 学君) 今回統一されることによって、所管が個人情報保護委員会のほうに集約されるというところで、そこが各市町村の条例によって必要最小限の独自の保護措置が認められるかどうかという部分が審査されるという認識でおります。以上です。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) それでは、③に移ります。

基本法では国と自治体の情報システムの共同化、集約の推進を掲げ、標準化法では自 治体に対し、国が決めた基準に適合したシステムの利用を義務づけています。自治体の 業務内容を国のシステムに合わせていくことになります。

政府は昨年、カスタマイズ、独自の仕様変更をなくすことが重要とした方針を閣議決 定しています。自治体独自の施策が抑制されることになるのではと思います。

標準化の対象とされている17業務とは何になりますか。また、自治義務は守られるのでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- 〇総務課長(川田 学君) お答えします。

標準化の対象業務は、住民記録、介護保険、障害者福祉、就学、固定資産税、個人住 民税、法人住民税、軽自動車税、選挙人名簿管理、国民年金、後期高齢者医療、生活保 護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども子育て支援、国民健康保険の17業務 です。

また、法定受託事務を含むこれらの業務は、法令でほとんどの事務が定められており、 事務処理内容の共通性などから標準化されますので、自治事務が守られなくなるという ことはございません。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** 自治事務は守られるということをお聞きしました。

例えば、私が心配するのは、国保とか介護保険、それから子ども子育て支援、住民の健康管理など、そのほかにもあると思いますけれども自治事務と言われているもので、 国がこういうふうなやり方でやりなさいと、一つの鋳型の中での範囲でしかいろんな施 策が行えないようになるのではないかと、心配しているところです。

昨年、政府がカスタマイズ、要するに市独自のいろんな仕様変更はなくす方向だということをもう閣議決定されていまして、もしそうなったら、それこそ各地方地方でいろんな制度を住民のことを考えてつくり上げてきた、自治体でいろいろ住民のための政策をつくってきたわけですけれども、そういった地方自治の多様性がなくなってくるとい

いますか、やりたいけどできなくなるような、自立性を失わせるようなおそれが出てき やしないかなと危惧するところですが、その辺りはどういうお考えでしょうか。先ほど 課長が守られると言いましたけれども、その辺りをちょっと再確認させていただきたい と思います。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- ○総務課長(川田 学君) 基本的には問題ないというふうに思っているんですけれども、まだ標準仕様がどんなものかというのが分かりませんのであれなんですが、基本的には共通する部分が共通システムに移行するというところで、事務自体がなくなるとかではなくて、共通すべきところは共通すると。それ以外で、例えば独自にシステムを使ってやられている部分があったら、今の自分の考える中では、共通部分以外のところでシステムを組んでという格好になるのかなというふうに思っています。ですので、共通する部分は共通する部分で、どこの市町村にいても同じサービスが受けられる、同じ内容のものが受けられるというところで、特に問題ないかなというふうに思っていますし、今の事務がなくなるとかそういったことはないと思っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** 課長のおっしゃっていることは分かりました。

昨年10月に、中核市の市長会が地方自治体の業務プロセス・システムの標準化について国へ提言をしております。いろいろ提言されている内容の一つで、すごく大事なことだと思ったのが、「市民サービスを考慮し、自治体の規模の相違による機能選択や一部カスタマイズ(単独事業の存続)の可能性を残した柔軟なシステムにすること」という提言をされておりまして、このことが先ほど課長がおっしゃった、市独自でやっている部分のシステムはそのままで、どこの市町村に行っても共通して使えるようなシステムは国の一元化の中でするというようなところで、単独事業の存続の可能性も残した柔軟なシステムにすることというこの提言について、同じ認識でしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- ○総務課長(川田 学君) 本当にそうなるかどうかというのが今の段階でちょっと お答えできませんけれども、当然、いろんな業務をシステム化してやられているところ がありますので、それを共通化するからといって、共通化以外の部分はもう全くだめで すよということにはならないと思っています。ただ、共通以外のシステムとの連携の仕 方をどんなにするかとか、いろんなことが出てくるとは思いますけれども、基本的には そんなに変わらないんじゃないかなというふうに考えています。
- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** 次の④に移ります。

国の基準に適合したシステムの利用が義務づけられることによる財政措置はあります か。また、導入後の維持管理には、どれくらいの費用が考えられるでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- 〇総務課長(川田 学君) 財政措置につきましては、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に基金を設け、地方公共団体の取組を支援するとしておりまして、システム移行に要する経費はJ-LISから補助される予定となっております。この経費につきましては、令和 2 年度の第 3 次補正予算で予算計上されているということです。また、導入後の維持管理に係る費用負担につきましては、現時点では分かりません。以上です。
- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君)

 導入の費用についてはJーLISという組織が基金を持って、それから補助されるということで、導入後の維持経費については分からないということですけれども、これ国の法が決まりましたので当然だとは思いますけれども、ちょっと確認したいのですが、導入費用は出してくれると、新システムへの引っ越し費用は国庫補助で出ると。しかし、その後の維持管理がまだ分からない。この維持管理がやっぱり市へ負担がかかってくるようになったときに、分かった時点で、国の示すクラウドにはつながないほうがいいという選択もあり得るのでしょうか、もうそれはあり得ないことでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- ○総務課長(川田 学君) まず、導入費用は国が見るとは考えていません。システム移行に要する経費を見るというふうに思っていますので、基本的にクラウドに上げるというのが前提ではあるんですけれども、必須というふうには言われていないわけですけど、香美市の場合は、今現在、香南市、南国市と共同で住民情報系の調達から運用を行っておりますので、3市で一緒に今後もやっていくということで今検討しております。その中で、どういった方向の形が一番いいのかというのは考えることになりますけれども、基本的にはクラウドに上げていくというスタンスで考えるべきだというふうに思っています。

また、国のほうは、維持管理については現行の運用経費を3割以上減らすという目標で動いていますので、それを期待しているところではあります。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** 3市で運用して歩調を合わす、そのようにお願いしたい と思います。

次の⑤に移ります。

基本法では、自治体に対し行政サービスのデジタル化施策を責務としています。デジタル技術を使える人と使えない人の間で、行政サービスの格差がないようなサービスが大事だと思います。

ちょっとタブレットの操作がまずくてついていませんけれども、お手元に資料もあり

ますのでそちらで説明を。タブレットもつきましたので、資料①を参照ください。埼玉 県深谷市の人口は約14万5,000人、プロジェクトに応募して採用された民間企業 と連携をして、この深谷市が窓口業務の実証をされています。マイナンバーカードの活 用や顔認証による本人確認など、セルフサービス化による窓口業務の改革に取り組んだ ということです。深谷市の結果報告から少し抜粋して発言をさせてください。「費用対 効果では時間短縮が人件費削減になり、初期投資・運用経費を考慮し、3年間で投資額 が回収できること。顔認証は100%の成功率であった。なりすましや偽造カードの検 知などは難しい。情報漏えいのリスクはある。申請書作成時間の短縮効果は、若い層ほ ど慣れており短縮効果があったが、50歳以上は作成時間が大幅に増えたこと。市の職 員だけの実験であり、一般市民と比べて抵抗がなかったと推測される。」との結果報告 でしたけれども、この窓口業務は、今、上の「現状」では紙ベースで順番にしています けれども、「実証実験」でやられた場合、窓口業務というのは住民が申請書作成ができ るような援助、その内容が適切かどうかの確認も含めて、一人一人の状況に即した丁寧 な対応が求められます。時間短縮になったことによって人件費削減になったというふう な結果報告もあっておりますけれども、マイナスのこともあるわけで、時間短縮ばかり を追求すると窓口サービスが低下するおそれもあるのではないかと思います。見解をお 聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- ○総務課長(川田 学君) お答えします。⑤の質問でいいんですかね、ちょっと通告とニュアンスが違っていたので。

基本的には、まずデジタル化というのは市民の利便性が向上する一方で、年齢や身体的な条件、経済的な状況による情報格差の拡大が懸念されます。情報弱者の方が取り残されることがないよう、そういった方への支援は必要だというふうには考えております。先ほど、議員が職員サイドのことを中心におっしゃいましたけれども、住民の方から見ると、いろんな手続に行くと同じように、例えば名前、住所をその都度申請ごとに何枚も書かなければいけないような状況もあります。ですので、例えばこういったタブレットを使って一度で済むと、利便性も向上するのかなというふうに考えております。以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** この資料で示している実証実験のようなイメージで、今後、本市にしましても将来的にデジタル化によって、窓口業務がこのような形になっていくということでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- ○総務課長(川田 学君) デジタル化によって、タブレットを使ってというような形に、今のところすぐになるということではございません。
 以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君)
 先ほど課長もおっしゃいましたように、情報の格差がないよう、みんなにきちっと利便性があって、情報も得られて、スムーズな手続ができるというような形で、デジタルを有効活用するというようなことだと思うんですけれども、初めに私が言いましたように、やっぱりデジタル技術を使える人と使えない人、やっぱり苦手な人もどうしてもいると思うので、その辺りへの行政サイドのフォローとか支援は、実証実験の中ではこういうふうにしましたけれども、やはりそういった機能は常に住民と対面で接していくことが、行政サービスでは大事じゃないかなというふうに思います。今よりも窓口サービスは低下させないというような認識でよろしいでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- ○総務課長(川田 学君) それが基本的な考え方になると思います。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- 〇12番(濱田百合子君) それでは、⑥に移ります。

デジタル庁を司令塔とするデジタル関連法は、データの利活用を強力に進めるものです。自治体からの意見が言えるのかどうかも疑問です。ぜひ、市民参加によるデジタル化対策委員会(仮称)などを設置し、住民福祉の増進を図ることを基本とした地方自治の住民自治・団体自治を主眼にした調査研究をしていくべきではないでしょうか。見解をお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- ○総務課長(川田 学君) 現在、高知工科大学が専門性を生かして、ICTを活用することによって市民サービスの向上につながる企画や提案を行うため、香美市ICT化推進プロジェクトを立ち上げ活動していただいていますので、今後におきましても高知工科大学と連携しながら調査研究していきたいと考えております。以上です。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 大変いい取組だと思います。高知工科大学とICTの活用で住民サービスを低下させないように、より便利に負担のない範囲でのデジタル活用、本当にそのようにしていっていただきたいと思います。

ただ、やっぱり住民自治の観点から行きますと、やはりデジタルにたけてないと、そういう機器が分からない市民から声をということにはなかなかならないんでしょうけれども、やはり市民の目線でこういったデジタルのことについて、特にこの窓口サービスなんかも今後変わっていくことになろうかと思います。また、個人情報のほうも、保護条例も変わっていく内容になろうかと思いますが、その辺りは市民からの意見も取り入れてしていくという方向は取れないものでしょうか。

〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。

○総務課長(川田 学君) 具体的にどういったことについて検討していくかという 部分はまだはっきりしませんけれども、基本的には住民サービスが後退しないというこ とが前提ですので、その辺は頭に置きながらになると思いますし、特にいろんなケース で、今回のワクチン接種の予約でも、よく新聞なんかでインターネットでは予約が取れ ないと、電話しかかけられないとかという記事も見ましたけども、当然、アナログを残 す部分は残す必要があるかなと考えていますので、先ほども言いましたように、基本的 には行政サービスが低下しないことを念頭に、改革というか、デジタル化を進めていく 必要があるという認識で考えていきたいと思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) それでは、住民サービスを低下させない方向でというようなことで、調査研究ではないけれども、高知工科大学と連携しながら住民サービスについてデジタル化のいい点を取り入れて進めていくと、注視をしていくというようなことでいいでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- ○総務課長(川田 学君) はい。そのようにしていきます。
- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** それでは、次の2番の質問に移ります。中小業者、零細業者を守る手だてをについて質問いたします。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響による、密を避けるなどの新しい生活様式は、売上げの減少、需要と消費の減退を長引かせています。先行きの見えない不安が広がっています。雇用と事業を維持し、持続できるように最大限支援することが今求められる最重点課題ではないでしょうか。それが経済対策になるのではないでしょうか。

資料②を御覧ください。これは全商連附属・中小商工業研究所が発行している資料です。2021年上半期(3月)営業動向調査になっております。

まず、図1ですけれども、総合経営判断の推移です。縦線の「良いマイナス悪い割合%」と掲載されていますけれども、これは「よい」と回答した企業の割合から、「悪い」と回答した企業の割合を差し引き、プラスなら改善、マイナスなら悪化などと判断をするものです。景気局面などの判定に使っているそうです。全業種でマイナスになっております。特に宿泊・飲食業の経営動向について、極めて深刻な状態にあることが浮き彫りになっています。

隣の図2を御覧ください。図2は、宿泊・飲食業「売り上げ」回答割合の比較です。 どれぐらいの売上げかということですけれども、「21年上期(3月)」というのが一 番下になります。昨年3月のまだコロナ感染が広がっていない時点では、売上げが増え ている業者、一番上ですね、これが15.2%あったわけですけれども、今年の3月は ゼロ%になっています。棒グラフでは出てきておりません。ゼロです。そして、今年の 3月、一番下ですけれども「減 5 割以上」が増えてきております。グラフでは 3 9.7%になっております。

このような状況なんですけれども、全国中小商工業者に何らかの支援策をしなければ、 廃業や倒産、リストラ、解雇、雇い止めなどの雇用危機が進行し、大不況の悪循環にな るのではと心配します。小規模自治体の商店街から光が消えるようになったら、そこに 住む人々の心まで萎えてしまいます。コロナ禍の中小業者、零細業者を守る手だてを講 じるべきではないでしょうか。

本市の現状から、以下の見解を問うものです。

①です。

課長には、あらかじめデータをお渡ししております中身ですけれども、本市の商工会から聞き取りをしました。今年の4月時点で市内970業者のうち、小規模事業者が907業者であり、商業者はほとんどが5人以下の業者で、それ以外の製造建設関係が2人以下であるとのことでした。小規模事業者には自営業者も含まれています。また、消費税が3%、5%、8%、そして一昨年からの10%増税で複数税率となり、事務作業が複雑で大変だという話をされていました。

また、持続化給付金についてですが、香美郡民商からの聞き取りでは、国の給付金受給業者が63業者で7,254万9,000円、事前に担当課からお聞きしたことで、本市の給付金受給業者は65業者で1,845万1,000円ということでございましたので、市の分と国の分のどちらかの給付を受けた業者が128業者となります。国への申請は、個人で申請された方や、また、商工会で相談された方も含めますと、少なくとも15%ぐらいは支援を受けているのではないかと推測しています。

このような本市の実績、状況につきまして、見解をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

国の持続化給付金の対象とならない事業者に対し、香美市独自の持続化給付金給付を 実施いたしました。期間としましては、令和2年6月1日から令和3年1月29日まで の申請期間を設け、長期にわたり新型コロナウイルス感染の影響を受けた事業者に対し て支援を行ってきております。以上のことから、新型コロナウイルス感染症の影響で売 上げが減少した事業者への支援は、一定程度行えたのではないかというふうに思ってお ります。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 市内業者が970業者で、うち907業者が小規模、零細、家族で事業をされている方なんですけど、先ほど香美市は市の独自のもの、そして国のものを言いましたけれども、この両方を受けた方が128業者なんですよね。小規模事業者が907業者あるうちで、そのままだと13.2%なんです。それに直接個人

でされた方もいたら、私は15%ぐらいはあるのじゃないかなとお示ししたところなんです。一定行われてはいましたけれども、市としての支援もありましたけれども、もう少し支援が必要じゃないかなというふうにお思いにならないのかなと思ったところなんですが。これでもう十分だということでしょうか。今年の1月ぐらいまでですかね。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

ちょっと国の持続化給付金の正確な数字については、国等が情報提供を一切行っていないため、定かな数字が分かっておりません。ただ、市の持続化給付金においては、国の持続化給付金申請が全てオンラインでしかできないというところもありまして、オンラインでできない事業者に対しても、市のほうで対応するなどの適時柔軟な対応を取ってきております。

また、香美市の持続化給付金対象者は、前年平均比で約20%以上50%未満の売上げが減になった方というふうに定めておりまして、大体こちらの数字にしましても、他の自治体等と協議を行って定めた数字になっておりますので、実際先ほど議員が言われましたように、全体で15%ぐらいの人が対象にはなっていないという数字が出ておりますが、ある程度必要な方に対してはこの制度が行き届いたのかなというふうな思いではあります。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** それでは、②に移ります。

市が独自にこういった直接支援の給付金事業を行いました。この結果を見て、市内業 者の声を聞く手だてをしたのかどうかお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

香美市として独自の調査は行っておりませんが、香美市商工会が会員を対象に行ったアンケート調査の結果を活用して支援策を検討しました。また、国の新型コロナ臨時交付金の内容、また、国・県、他の自治体の施策を参考にしながら、香美市商工会等と支援策を協議しております。ただ、アンケート調査自体が1年前のものになっておりますので、また現在の市内事業者の状況につきましても何らかの方法で調査して、今後の支援策の検討に生かしていきたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** 商工会のほうでアンケートをされた結果は、1年ぐらい前といいますと去年3月ぐらいになりますでしょうか、そのことをちょっとお尋ねします。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。

〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

令和2年4月の終わりから5月上旬にかけて行われたアンケートになっております。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 先ほど課長もおっしゃったように、やはりそれからまた第3波とかいうことで波が来ておりますし、なかなか1回20万円とか、国の100万円が入ったとしても、やっぱりその波の中でなかなか消費が滞っていると。売上げは芳しくないというところもいっぱいあるかと思いますので、課長もおっしゃいましたように、実際市内業者の声を聴く手だて、アンケートなんかもまた再度していきたいと思うというような御答弁だったと思うので、ぜひそのように、直接支援をしていくことが、国はデジタルでというふうに言いますけれども、まだそこまでなかなか慣れてない業者さんが多いんじゃないかなとも思いますので、市の対面での相談に乗りながら直接支援をしていく手だてというのを、また新たに考えていってもらいたいと思うところでございます。その辺りは、そういうことでよろしいでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- ○商工観光課長(石元幸司君) 今現在の市内の状況につきましては、やはり生の声を聴いて、オンラインではできない事業者、デジタルに対応できていないところに対しても、市と商工会等といろいろ協力して対応していきたいというふうに、申請等で差別化がされないような手だてを考えていきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** それでは、③に移ります。

消費の落ち込みは、コロナ感染回避のために消費行動を控えていることが主な原因です。諸外国56か国では、このようなコロナ禍におきまして、日本の消費税に当たる付加価値税を減税しています。昨年度の実質GDPの成長率がマイナス4.6%、リーマンショックが起きた2008年度はマイナス3.6%、これを超えて最大の落ち込みとなっております。消費が極端に減少している経済危機状況下の中では、やはり消費需要を喚起する政策が必要だと思います。その消費需要を喚起するという面で、景気がよくならない一つの理由は、消費に直接働きかける消費税ではないか、その消費に直接関係する消費税の減税を少しでもするということが、家計とそして事業者の両方ともがその効果を実感できるのではないかと思うところです。赤字でも消費税負担を迫られる中小業者の苦境を打開する対策としても、これは有効ではないかと思うところです。コロナ禍におきましては、消費税減税措置を講ずることが地域経済の落ち込みを回復させる方法だと思いますが、その辺りの見解をお聞きいたします。

○議長(利根健二君) 濱田議員、消費税減税そのものは香美市の権限外ですので、 香美市の権限内での質問をお願いしたいと思います。 12番、濱田百合子さん。

〇12番(濱田百合子君) 少し言い方を変えます。

このようなコロナ禍において、消費が低迷して事業所も経営的に困っている。そして家計においても、やはり買うのをちょっと手控えているというようなところがございます。このことに対しまして、私どもは消費税が何らかの影響を及ぼすことがあるのじゃないかと思っております。この消費税の及ぼす影響については、どのように受け止めておりますでしょうか。

- 〇議長 (利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇**商工観光課長(石元幸司君)** お答えします。

消費税の減税措置により、家庭及び課税事業者への負担というものは、やはり一定程 度軽減されるとは思いますが、消費税を財源として実施される事業もあることから、や はり減税措置が必ずしも地域経済落ち込みの回復につながるかというのは、少し不明な 点があると考えております。

ただ、商工観光課としましては、感染症拡大防止や事業継続に向けた取組に対して事業応援補助金等を交付するとともに、市内事業者のみに利用できる地域電子マネーkamica(カミカ)の利用を促すことで、地域内での経済循環による活性化を図っていきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** 次の④に移ります。

2023年10月から実施予定のインボイス制度(適格請求書等保存方式)ですけれども、今年10月から適格請求書発行事業者の登録申請受付が開始されます。

この制度への見解をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度は、令和元年10月の消費税減税 (後に「消費税増税」と訂正あり)に伴い軽減税率が導入されたことで、商品の仕入れ や販売に関して2種類の税率が並行して運用されることとなり、その状況下で取引の透 明性を高めながら正確な経理処理を可能とすることにより、取引における消費税額を正 確に把握することを目的に、国が令和5年10月に導入を予定している制度となってお ります。適格請求書、いわゆるインボイスを発行するには登録申請書を提出する必要が あり、その受付が本年10月1日より開始されますが、香美市商工会に確認したところ、 市内事業者の認知度は低い状況となっているとのことです。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番**(濱田百合子君) それでは、⑤に移ります。

お手元の資料③、または画面のほうを御覧ください。この例は、1,000円の商品を消費者が購入した際の税金の流れをイメージしたものです。インボイスという適格請求書を材料の仕入れのときや商品を購入したときに発行してもらわなければ、課税業者は仕入れ税額控除ができません。資料の一番下「加工業者」のところを見てみますと、「生産者」からそれぞれインボイスを発行してもらえば、その紙のようになっている部分の適格請求書ですけれども、を発行してもらえれば30円、20円、10円の仕入れ額控除ができ、商品を売った先から預かっています80円から、60円を差し引いた額の20円を納めることになります。しかし、インボイスの発行ができなければ仕入れ額控除ができませんから、80円納めなければならなくなります。20円のところだったのが、インボイスの発行ができなければ80円ということですね。課税業者は、仕入れ額控除のできる事業者との取引を優先しなければ利益が少なくなります。そうなれば免税業者が排除されることになります。事業継続のためには、課税業者になるか、そしてまたは消費税分の値下げをするか、また、もう廃業するかなどの判断を迫られる、強いられることになります。

今、売上げが1,000万円以下は免税業者になっています。これにより小規模・零細業者への配慮がなされております。インボイス制度による影響をどのように捉えているでしょうか伺います。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

インボイス制度における影響についてですが、少し議員が既に先ほど言われたところと重複する部分もございますが、インボイス制度において、課税事業者が登録をしていない業者との取引で支払った消費税は、仕入れ額控除を受けることができず、また、インボイスを発行するための登録申請が行えるのは、課税事業者のみで免税事業者は行えない状況となっております。このため、現在免税となっている事業者は、取引先の課税事業者から課税事業者となるよう要請されたり、また、免税事業者のままであると取引を控えられたりという可能性は高いと思っております。

また、課税事業者、免税事業者ともにインボイス制度に対応するための経理システム 整備が必要となりますので、こちらについても経費がかかってくるというような影響が あると思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 課長がおっしゃったとおりだと思うんですけれども、今市内の小規模事業者は907業者あって、ほとんどが5人以下の事業所だと商工会のほうでお聞きしております。まだ周知もできていないというような状況の中で、民商だけでも今免税業者は香美市で103人いるんですね。この業者の方たちが、もう取引から排除されるようになってくると、今までは普通の納品請求でよかったし、課税業者もそ

れを受けて仕入れ税額控除ができていたわけですね。この複数税率になったことが原因で、このような形のインボイスになったわけですけれども、今すぐこの制度をするということについて、今の状況で本市にとっては大きなマイナスになっていくのではないかと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **○商工観光課長(石元幸司君)** これは⑥の質問というわけではなくてでよろしいですか。

今すぐに実施することに関してですが、やはり今の新型コロナウイルス感染症の影響で、先ほど議員から資料で示していただいたとおり、香美市内事業者においても売上げがかなり落ちている状況にあります。その中において、システム導入も含め、こういった制度を導入することに対して、事業者への影響というのは必ずしもあるとは思いますが、本制度につきましてはもう国税に関するものでありますので、市としてそれに対して延期とか凍結といった意見は控えさせていただくというか、言うものではないと思っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** ⑥ のこともおっしゃっていただいたような気もいたします。課としては、なかなかこれを言えないというようなところだと分かりました。

ただ、今の業者のコロナでなかなか売上げも上がらない大変なところに、幾ら制度で決まっているからとはいえ、このインボイス制度をするという、今やるということが、また、システム上の経費も要るということも課長がおっしゃいましたように、すごい負担になって、それこそ商売をもう辞めようかとなったら大変かなというふうなところがあります。建設業の一人親方、そして個人タクシーの運転手なんかも対象で、それからシルバー人材センターに登録している方はみんな個人事業者なので、例えば44万円もらっていても、その分の4万円が消費税というようなことになりますし、それから、建設業で個人で受けて塗装しているところなんかも、年収例えば400万円だったら40万円の消費税を払わないと。今やったら1,000万円の免税枠があるんですけれども、払わなければならないというようなことで、これだと小規模、零細企業、中小企業が生き残っていけるのだろうかという、ちょっと私もそんな心配をしているところであります。その辺の商売をされている方が大変だという認識の中で、この⑥の質問に上げましたけれども、インボイス制度の延期または凍結をすべきと思いますが、見解を聞きたかったわけですけれども、その辺りは課としては答えが難しいということでしょうか。

- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

先ほど申しましたとおり、やはり課としての見解というのは難しいところがございますが、インボイス制度の導入まで、免税事業者は自身の事業によってどちらが不利益に

なるかを見極めた上で、課税事業者となるか免税事業者を続けるかの選択をすることが 迫られていると思っております。商工観光課としましては、免税事業者が時間をかけて そういった正確な判断ができるよう早急にインボイス制度を周知して、冷静な判断がで きるように協力していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** それでは、大きな3番の質問に移ります。ごみの分別で リサイクルの推進をについて質問いたします。

日本では、2000年の循環型社会形成推進基本法(循環法)の制定により、社会の物質循環の確保、天然資源の消費の抑制、環境負荷の低減、欧州では当たり前の3Rの原則が法律上明文化されました。その後、次々とリサイクル法が成立・施行され、ごみのリサイクルの流れがつくられることになりました。

環境省が毎年行っている住民意識調査によりますと、調査を開始した2007年には85.9%、翌年が86.1%と、その意識も上がっていたということです。その後、下降傾向となり、2016年以降は6割台に低下しています。ごみへの関心度がこの12年間で20ポイントも低下しています。また、一般廃棄物の全国リサイクル率が循環法制定時の2000年には14.3%、それから2010年度には20.8%となり、住民の意識が変わった、このまま将来も順調に伸びていくだろうという期待がありました。

ところが、資料④を御覧ください。これは環境省の調査結果です。図-7の総資源量とリサイクル率の推移を見てみますと、2011年(平成23年度)に20.6%と若干下がり、2019年度(令和元年)には19.6%となりました。資料の下の四角で囲んでいる部分ですけれども、分母の「ごみの総処理量」が多くなればリサイクル率は低下するので、ごみの総処理量を少なくすることが必要ではないでしょうか。

資料⑤を御覧ください。図-6資源化量の品目別内訳です。どんなものがリサイクル されているか、品目別の内訳になっています。

国や自治体は住民の環境、ごみの問題に対する意識を高めるため、資源循環に対する 正しい知識を広める活動などを積極的に位置づけ、促進する具体策を取っていくべきと 思います。リサイクルの推進について、以下伺います。

①です。本市のリサイクル率をお伺いします。

本市では、2016年(平成28年)2月に、香美市一般廃棄物処理計画を策定し、 令和7年を目標にごみの排出量削減や資源化向上のための具体的な数値目標も決めて取 り組んでいるとのことですが、この直近3か年についてのリサイクル率について伺いま す。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

平成29年度は17.8%、平成30年度は18.7%、令和元年度は17.8%とな

っております。なお、令和2年度は現在集計中となっております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 先ほどの資料④のところの、これ全国のデータで令和元年度が19.6%になっております。高知県は20.7%とありました。今、参事からおっしゃっていただきました、令和元年度が17.8%になっています。これを見ますと、香美市の一般廃棄物処理計画には20%を目標にするというようなことが、数値目標として書かれてあったと思うんですが、県は20%なんですけど、香美市はもう少し頑張って、リサイクル化の推進について力を入れていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) 議員のおっしゃるように、今後ますますごみ分別に伴うリサイクルの推進は必要と感じております。 以上です。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) ②に移ります。 紙類の行政回収、市役所とか支所、公民館などの行政施設での回収ですが、状況はいかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

紙類につきましては、例えば本庁舎では第4木曜日が回収日となっております。各部署から出される機密文書以外の紙ごみ、段ボール、シュレッダーごみ、新聞、書籍類が委託業者により回収されております。そのほかの市有施設につきましては、紙類の定められた収集日に回収されております。また、機密文書につきましては、本庁、支所、保育所、小・中学校、出先機関から出される紙類を段ボールに入れて回収し、業者のトラックにて県外において溶解処理をし、再生パルプとして利用されている状況です。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 行政のほうでも紙類の分別はされて業者に引き取っていただいていると、再利用されているというようなことですけれども、ちょっと前になりますけれども、環境省の2015年の資料の中に行政回収における雑誌と雑紙の回収状況というのがございまして、これを見ますと分別回収は19%しかされていないとなっていまして、混合回収は58%しているとなっております。雑紙が出ると思うんですけど、ちょっと私が聞き漏らしたかもしれません。例えばチラシとかコピー用紙なんかも分別して、それはそれで業者に引き取ってもらってリサイクルできているということなんでしょうか。

- ○議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えします。

議員のおっしゃるとおり、コピー類、その他の雑紙のほうも分別して回収しております。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- 〇12番(濱田百合子君) 次の③に移ります。

市民の方から雑紙も回収できないかと言われました。その方は直接リサイクル業者に持ち込んでいるそうです。焼却ごみを少なくすることにより、焼却量も減少し、二酸化炭素の排出削減にもつながります。今、雑紙は燃えるごみとしてほとんど焼却しているのが現状ではないでしょうか。

資料⑥を御覧ください。これは高知市の廃棄物に対する分別を表示したポスターから、 雑紙の項目だけを抜粋したものです。紙類の分別では、どこの市町村でも新聞紙、段ボ ール、雑誌、牛乳パックなどの4種類はありますけれども、雑紙としての分別表示には 違いがあります。

今、資料にあるのは高知市ですけれども、例えば香南市の場合は、こういった冊子になっているのがありますが(以降、資料を示しながら説明)、それが全面カラーになっておりまして、そこには紙くずとして封筒とか紙袋とか、トイレットペーパーの芯だとか、そういうのが明記されて分別できるよというふうになっております。そして、南国市のほうもこういった冊子になっていまして、それから全面カラーになっていて、1ページ開けますと分別の仕方があって、紙箱とか厚紙などというような、雑ごみとかいう表示はありませんけれども、紙箱、厚紙というような表示で書かれていて、一応5種類に分かれております。

本市の場合は、こういった確かにカラーのポスターがあって、よく家で冷蔵庫に貼ったりとかしていると思うんですけれども、その中には雑ごみ、雑紙というような項目は全く表示がありません。こちらのごみ分別の手引きというのがありますけれども、この中を開いて初めて、あいうえお順に書かれている細かい表示の中に紙箱、それから紙パック、紙袋とかいう項目があって、出し方を見ると「ひもで縛って出してください」と書いているのでリサイクルできるということなんですけれども、なかなかここまで見て分別を理解している方が少ないのじゃないかなと思うところです。やっぱり市民に見やすいような形で周知するほうがいいのではないかと思いますので、市民に理解しやすい表示で資源ごみとしての分別推進をしていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

雑紙につきましては、ほとんどが可燃ごみとして出され、焼却されていると思われます。雑紙は資源ごみであるという認識で、リサイクルできる紙として市民の皆さんに理解しやすい表示を行い分別できるよう、他市町村の事例を参考に研究していきたいと考

えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** そうしたら実際、今分別をしていない方が多いですけれ ども、雑紙も分別できるから牛乳パックだとか新聞紙の紙類を出すときに、こんなにし て出したらいいよというようなことは言えるということですね。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えします。

日頃お問合せの電話があるときにもそのように回答しておりますが、議員のおっしゃるように、ポスター等、一見して分かりやすいような取組が必要かなと感じております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- 〇12番(濱田百合子君) ④に移ります。

香南清掃組合(まほろばクリーンセンター)を利用している3市では、3市の統一認識でリサイクルの推進ができないものでしょうか、伺います。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えします。

南国市、香南市、香美市、香南清掃組合で構成される、高知県中央東部地区環境行政連絡協議会において、リサイクルに関する協議を行っていきたいと考えております。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 3市の協議会があるということですので、ぜひその中で 共通認識としていっていただけたらと思います。

ちょっと先ほど紹介しなかったんですけれども、こういった割り箸の紙ですよね(以降、資料を示しながら説明)、それからこういうお菓子のパックですね、こういったものを私自身も何を思わず可燃物のところに一緒に入れていました。ちぎって入れたりとかしていたので、必ずそういったところにはこの紙がリサイクルできるよと表示もあるのですが、すごく私自身も認識不足といいますか、やはりこれ一人一人が認識しないと、なかなかリサイクルは難しいと思います。

そこで、ユニークな取組として千葉県千葉市が雑紙分別体操プロモーションビデオを作成しております。事前に参事にはお渡ししておりますけれども、やはり子供から大人まで、この分別が家庭の中でも、また学校や職場の中でもできるようにしないといけませんので、生涯学習の観点からも環境に負荷のない暮らし方を啓発していくと。そういうことは、この協議会で共同した取組の中で、生涯学習の一環になるかどうかはちょっと分かりませんけれども、やっぱり小さいときからの分別というのを家庭でやっていくと。それがやっぱり環境にもいいんだよというような、少し暮らし方を見直すというような方向でも、一緒に3市が協議していけたらいいかなと思うんですが、その辺りはど

うでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えします。 そのような取組につきましても、本協議会のほうで一度協議したいと思います。 以上です。
- ○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- 〇12番(濱田百合子君) ⑤に移ります。

来年度は環境課として独立するということで、今後のごみ行政の構想についてお伺い いたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

ごみの分別に伴うリサイクルやごみの減量、 CO_2 削減など差し迫った課題がある中で、ごみの減量、資源化を進めていくことが必要不可欠と考えております。しかしながら、これらを推進するに当たり、市民の皆さんの協力がなければ課題を解決することは不可能です。市民の皆さんと課題を共有し、各種関係団体とも連携を図りながら、ごみ行政に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** 本当に市民の皆さんと、それから事業所の皆さんと行政 と一緒になってやっていかないと絶対できないことだと思います。

ホームページを見ましたら、大体3月に前々年度のごみの収集状況とか、それから年間1人当たりが大体ごみを何グラム出していることになるかとか、そういったことがホームページに出ておりました。必ず3月に出ているのですごくすばらしいなと思ったんですけれども、ホームページに出ているだけではなかなか一般の方がここまでたどり着かないと思うので、よっぽどごみ問題に関心のある方なら分かるかと思いますけれども。年に1回行政連絡会もあります。今ちょっとコロナで行政連絡会の開催はありませんけれども、ぜひ議題に上げるとか、そして3町それぞれの自治会長会とかもございますので、今私たちが分別して出しているごみが、どういうふうな今状況で、どれぐらいがリサイクルされていて、お金にしたらどれぐらいになるんだろうということも実際市民の皆さんにお知らせして、こんなにかかりゆうがやったら、もっと頑張ってリサイクルせないかんなというような意識にもなろうかと思いますので、ぜひ市民の皆さんに公表して自治会とか広報なんかの周知もしていってもらえたら、歩調を合わせて一緒に地球環境に優しい香美市の環境行政になることを思ってのことですが、見解はいかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

例年ホームページに掲載しております、ごみの量と処分費の令和2年度版につきましては現在作成中でありますので、それができ次第、改めて広報やホームページ等でも皆様に周知していきたいと思っております。その中で、官民ともに分別、リサイクルの意識を日常的に高め理解し、広げていくことが大事だと考えておりますので、情報の共有を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長(利根健二君) 12番、濱田百合子さん。

〇12番(濱田百合子君) 以上で質問を終わります。

〇議長(利根健二君) 暫時休憩いたします。

(午後 2時28分 休憩)(午後 2時41分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

ここで、商工観光課長、石元幸司君から発言を求められておりますので許可いたします。

- ○商工観光課長(石元幸司君) 先ほど、濱田議員からのインボイス制度への見解についての質問に対する答弁の中で、令和元年10月の「消費税減税」に伴いというふうに申しましたが、「消費税増税」に伴いの誤りでした。訂正させていただきます。
- ○議長(利根健二君) ただいま商工観光課長、石元幸司君から、答弁において一部 訂正したいとの申し出がありました。会議規則第65条の規定により、これを許可する ことにいたします。
 - 一般質問を続けます。
 - 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 6番、森田雄介です。議長の許可を得ましたので、順次通告に従って一問一答形式で質問を行っていきたいと思います。

今回、私が質問する事項は大きく四つであります。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症拡大の予防のためにということでお聞きして いきます。

特にこの新型コロナウイルス感染症なんですけれども、今もって現在進行形の感染症であります。まだ未知の部分も多くありまして、推論に基づいて決めつけではいけない対応が求められるのではないかと思っております。分かってきた部分での対応をして、なお今取り組んでいることも柔軟に対応して、変異への対策が後手にならないように気を配っての感染拡大の予防になろうかと思います。その前提からしまして、現在新型コロナウイルスへの感染予防対策を積み重ねて、ひいては感染症に強い持続可能な社会を実現していくことが、我々に課せられた使命であります。そこをより具体的に考えるために、SDGsの視点からも光を当て取り組むべき課題や地域の在り方について質問い

たします。

SDGsで保健と福祉を扱うのはゴール(目標)3です。お手元にお配りしました資料にもあります。このゴール3を、中心にコロナウイルスのイラストを持ってきて、ぐるっと回っておりますものをつけさせていただいております。

ただ、この前に2点申し添えておきたいと思います。1点目、SDGsを部分で扱うのではなく、全ての項目が相互に関連し合っているということで、国連でも交渉の過程ではゴールを減らすべきとの意見も出されましたが、現代の相互に関連する課題について、全体性を持って捉えながら取り組むとの考え方が支持されたということであります。そのことを前提に、ゴール3の保健と福祉を見ていきたいと思います。2点目、保健と福祉の推進を考えるときに、従来からの議論は何かといいましたら、財政論であります。SDGsの目標の中でということになりましたら、イノベーションという話であろうかと思います。私は個人的にイノベーションは足かせになる課題があるからこそ、それを克服するために生まれてくるものだと思います。足かせや障害を取り除くことは経済発展に必要な要素かもしれませんが、イノベーションにとっては何の触媒にもならない。むしろ今までの経済発展方向が、財政的な成長のみを満たしておればよいとしてきた矛盾に侵されているのではないかと捉えております。行き過ぎた財政論からイノベーションを誘発する経済発展へと向かうためにも、保健と福祉の推進は重要課題として取り組む必要があると思っております。

さて、資料にもつけましたけれども、SDGsのゴール3には1から9までのターゲット、それからAからDまでのターゲット実施手段が示されております。これらが全て達成されていかなければなりません。新型コロナウイルスに直接関係するのは3-3、時計回りに三つ目でありますけれども「エイズ・結核・マラリアの終息、感染症の征圧」、これは原文訳を見ましたら、「その他の感染症に対処する」というふうに書いております。ずっと続きまして、3-B「研究開発の強化と必須医薬品・ワクチンへの公平なアクセス」、3-C「保健財政・保健人材への支援」などになろうかと思います。

これらは主に開発途上国を念頭に置いた文言になっておりますけれども、自国、地域においても十分であるのかという検証はあってしかるべきだと思っております。

そして、注目したいのは3-8であります。下のほうにありますけれども、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現」、新しい言葉のように思います。全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、必要なときに支払い可能な費用で受けられる状態だそうです。カバレッジは英語のカバーの名詞形と言われておりますので、日本語でカバーしているというときのニュアンスに近いのかなと思います。これが健康保険制度や生活保護制度が整っていることだとすれば、日本は既に保障されていると考えられないわけではありません。しかしながら、コロナ禍で生じたのは予防、検査、医療について必ずしも保障できない現実であり、コロナ以外での病気での医療アクセスも抑制されるという現実でした。マスクや防護服が心配なく手に入り、物理的距離を確保

できる住居、手洗いのできる清潔な水、体調が悪くコロナを疑う場合に検査を受けられること、陽性であれば人権や情報アクセス権が守られた隔離施設を利用できること、何より命を救う医療にアクセスできることが出発点であろうかと思います。緊急時には十分でないことも生じることは理解できます。しかし、時間がたってからもそれらが改善されている様子が見られません。感染爆発しやすい都会において、これらの保障ができてないということにより、地方に住む我々も自由な往来が制限され、必要な往来であっても、その後に2週間の自主隔離を求められたりする職場や大学の話が聞こえてきます。

日本社会特有の同調性は、強い政治メッセージがなくても多くの人が行動変容に協力する反面、それによる不利益は誰も保障しないし、個人の判断で行ったものとされてしまいます。長引くコロナ禍の生活がいつかはなくなるかもしれませんが、そうならない現実が続いている以上、不利益をなるだけ生じさせないルールづくりは避けて通れないと考えます。

以上を述べまして、①の質問であります。

高知県の高校体育大会開催に当たりまして、選手全員の抗原検査が行われました。結果として陽性者は出ず、多くの高校生が自分や仲間の成長や悔しさの共有をし、かけがいのない高校生活の1ページを積むことができたと思います。開催前に高校生の感染者が複数出た場合、開催自体を見送ることも取り沙汰された中で、感染拡大の予防を担保する措置であったと思います。同様に、市内保育所や小・中学校における行事前にも、開催前に感染拡大が重なった場合、対策が取れなければ延期や中止の議論もされるものと思います。そういった場合、デメリットもあると思いますけれども、行事を行うための方策として検査は行われるべきではないかと考えます。本市の対応はどうなのかお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- **〇教育振興課長(公文 薫君)** 森田議員の御質問にお答えいたします。

大岸議員の御質問にもお答えさせていただいたところと重複するとは思いますが、抗体検査(後に「抗原検査」と訂正あり)の実施につきましては、方法、有効性、効果、費用等検討すべき事項が多くあり、現時点では考えておりません。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 実際に高校の県体の前で行われたのは抗原検査ということで、このほかにもPCR検査があります。順序としては症状がある方の抗原検査を優先するというのが、今の日本の厚生労働省などが推薦をしている形であろうかと思います。何かしらの指針が出ればやりやすいのではないかなとは思うんですけれども、ただ、その地域によって感染が非常に拡大した場面において、判断に迷うときに、それでもまだ学校の行事を何とかと考えたときの一つの選択肢であるんじゃなかろうかと。実際にこういう取組もされました。これ県体の場合は県の予備費で行われたということなんですけ

れども、まだ考えてないという前提なので難しいかもしれませんが、もしするとなった ら市の予備費というのは使えるものであるのでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

まず初めに、先ほどの質問で「抗原検査」を「抗体検査」と申しましたので訂正させていただきます。

それと次の質問についてですけれども、実施に当たり、予備費が使えるかということ につきましては、企画財政課とも協議をしていかないといけないことですので、教育サイドだけで考えられることではないと思います。

- ○議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) この問題は、本当にどこかだけで取り扱えるものでは多分ないと思いますので、市の姿勢も含めて問われるべきじゃないかなと思っております。そして、私がこれをなぜ求めるかと言いましたら、また後段でも出てきますけれども、小さい成長発達段階にある子供にとって、小学1年生、そして2年生、そういった発達の段階というのは二度と戻ってこない時間であるということであります。そういった重さを考えたときに、できるだけ行事を行ってあげたいという思いからであります。それでもし、逆に陽性者が出たらどうするんだという話にも当然なろうかと思います。そこがこの問題の難しいところでありますので、話合いがなされるべきだと思っております。できるだけみんなの分断を生まない解決策、みんながつくり上げる学校ということが求められると思いますので、何よりもよろしくお願いしたいと思います。

以上を述べまして、②の質問に移ります。

日本における新型コロナウイルスの感染症に対する対応は、入院から濃厚接触者のフォローまで全てが保健所の下で行われております。未知のウイルスに対して窓口を絞ることでノウハウが蓄積されやすい反面、保健所機能がボトルネックとなって、スムーズな医療へのアクセスやクラスターの把握が遅れてしまう事態が実際心配されておりますし、あったとも思います。

保健所体制について、令和2年9月25日付の各都道府県、保健所設置市宛て通知にて、都道府県を越えた応援体制の構築が助言されております。本市への要請や対応があったのか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えいたします。

本市では昨年11月30日付で、高知県と高知県内の新型コロナウイルス感染症対応に係る保健師の派遣及び受入れに関する協定書を締結して、県内において感染者が増加し、県の保健師の人員不足が見込まれる場合には、香美市の保健師を派遣することで、県と市が一体となって感染拡大防止に向けた対策を実施することになっておりますが、今のところ要請はございません。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- **○6番(森田雄介君)** 実際に協定は結んだということですけども、要請があったとして対応はどこまで可能でしょうか。協定を結んだ以上は対応できるということでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- ○健康介護支援課長(宗石こずゑ君)
 人材の派遣につきましては、やはり今香美市の新型コロナウイルスワクチン接種業務も大変忙しい状況になっておりますので、実際に要請があった場合に出せるかどうかは分かりませんし、また、内容といたしましては、電話相談とか医療機関の受診調整とか、患者の受診調整、検査、それから通知、説明、積極的疫学調査とかいろいろありますが、その中で一定説明を受けた後、対応していくというふうになると思います。
- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 保健所機能を強化というか、何とかしなければならないので、融通を利かせてやっていきたいという方向ですけれども、そこにも限界はあるし、要請されるほうにもかなり負荷がかかっているということだと思います。方法を考えて医療アクセスをスムーズにしていかなければならないんですけれども、この保健所機能を何とかという方向で行くと、まだ答えが見つからないんじゃないかなと私は思っております。一部の意見や本など見させていただきましたら、保健所を通さない入院や療養施設への移動ができるようにする方法、地域の医療機関に協力をしていただいて、そちらのほうに窓口になってもらうといった方法を考えるべきだという意見も出ております。これは各地方で判断できることではないかもしれませんけれども、また協議の中に上げていただけたらなというふうに思います。

次の質問に移ります。③です。

新型コロナウイルスは、高齢者ほど、また肥満や高血圧をはじめとする基礎疾患が感染症の重症化リスクとして指摘されております。成人病予防の取組はなかなか呼びかけても広がらない状況があると思います。かく言う私も本市の保健指導を受けることになりましたが、成果に結びつくほどの取組ができておりません。他の人にもさまざまな事情もあると思いますけれども、コロナへの感染と重症化リスクが高まるとなれば強い動機づけにもなるのかなと思います。健康維持に必要な食生活の改善や運動習慣を啓発する取組はいかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** お答えします。

新型コロナウイルス感染症の重症化対策としては、基礎疾患がある方もない方も含めて、まずは健康的な生活習慣の積み重ねが大切であると考えております。中でも糖尿病、高血圧等基礎疾患を持っている方は重症化のリスクがあり、医療機関の受診を継続して病気のコントロールをする必要があります。今後も、香美市健康増進計画、食育推進計

画に基づき、健康づくり活動の継続と基礎疾患を持っている方に対しては特定健診等の機会を活用して、医療機関への受診勧奨や受診の継続の必要性について啓発していきたいと考えております。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- 〇6番(森田雄介君) 私も取り組みますので、ぜひともよろしくお願いいたします。
 ④に移ります。

マスクをつけての活動は、発達段階にある子供たちにとって妨げになったり、苦痛になったり、さらには本人が気づかないうちに熱中症となる危険があります。文部科学省による学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルから見ても、マスクの着用が大人と同様に求めらえているわけではありません。学校における対策をどうするか、保護者間で温度差もあると聞きます。大人向けの情報ばかりに触れていますと、特に感染症拡大場面においてはマスクや消毒、3密の回避などを徹底させたくなります。

これまでの観察で明らかになったウイルスの特徴なんですけれども、子供の感染事例は少なく、重症化のリスクも少ない傾向であります。変異株はその限りではないかもしれないと言われておりますが、よほどの感染爆発を起こしている地域でない限り、子供の安全や発達を保障する立場からの対応がされるべきではないでしょうか。大人の1年は繰り返されるものですけれども、子供にとっての1年は成長にとって二度と戻ってこない大切な1年であります。過度にリスクに備えた対応より、5年、10年先を見据えた対応を考えてほしいと思います。

子供は自分の体調変化に気づきにくく、また周りの大人も子供がマスクをつけていることによって体調変化に気づきにくくなります。また、ルールを守らせたい大人が、体調への気遣いよりもマスクをするように注意を優先することで、子供同士でもマスクをつけていないことを注意するとか、仲間外れにするとかが起こってしまいがちです。そのほかにも、学校では先生との信頼関係で、しんどいときとか、体育とか、密にならないとかの場面でマスクを外せたとしても、登下校時には地域の大人の目があるのでマスクをつけるように言われるのではないかと不安になり、無理をしてつける様子が見られると、子供を持つ親御さんからの話も聞いたところであります。

学校現場におけるコロナ対策は、なるだけ専門家を交えた話合いと、親同士や地域と一体になった認識の一致が必要と思われます。子供の安全とかけがいのない成長の機会を守るために、大人の都合ではない話合いが求められます。現状や今後の取組をお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

学校における新型コロナウイルス対策は、国の専門家委員会の意見を反映した、文部 科学省から出された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュア ルや、その都度出される通知等を基に実施しております。また、必要に応じて中央東福 祉保健所からのアドバイスをいただいて実施しております。

マスクの着用に関しましては、森田議員御指摘のとおり、保護者の方などから様々な 御意見をいただいていることも事実です。今後におきましても、本市の感染状況や気温、湿度などの環境にも十分に配慮した上で、さきに述べましたマニュアルやアドバイスを 参考にしながら、健康面、感染防止を最優先に考えて取り組んでいきたいと思います。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 目いっぱいのお答えをいただいたとは思いますけれども、なお、気温や湿度にも配慮して、感染予防を第一にということでありましたけれども、子供の成長を何よりも一番に配慮いただきたいと思うところであります。

マニュアルは課長も見ておると思います。その都度新しいものも来ます。もともとのマニュアルは、感染拡大の時期におきましては、できるだけマスクというのが推奨もされており、子供も例外なくでありました。ただ、実際に感染の広がり具合を見て、子供には重症化しない、感染自体が少ないということも明らかになってきましたので、今般通知でもマスクの着用は体育の授業においてはありませんと。ただし、十分な距離が取れてない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は、マスクを着用しましょうというただし書きまでついておるんですけれども、基本的には着用の必要はありませんということでありますし、登下校も似たような形で密にならなければしなくても大丈夫なんだというふうになっております。これもともとの対応から少し変わったわけであります。

やはり学校にはそれなりのプレッシャーがかかっておったんだと思います。緊急事態にはそれも致し方ないところもあるんですけれども、話し合える雰囲気がなかったというようなお声も聞いておりますので、去年の一定時期、夏を過ぎた辺りからは、そういった傾向も見られ始めておったので、何度かそういう話合いがしたいという親御さんもおりました。今年度に入って、またそういった話合いをしたいというようなことがあったときに、やはりしっかりと今のウイルスの状況を、どういったところで感染が起こるのか、子供にどれだけのリスクがあるのか、そういったところがいま一度話し合えるように。去年決めたから、もう今年はそのまま行くんだというような話ではなくて、今年改めてどう対応しようという話がしっかりとなされるようにお願いしたいんですけれども、再度の御答弁をお願いしてよろしいでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- **〇教育振興課長(公文 薫君)** お答えいたします。

先ほど議員が、私の答弁の中で、感染予防を最優先にとおっしゃいましたけれども、 その前に子供の成長に伴う健康面も最優先なので、両方が平行というところでよろしく お願いします。 学校における感染症予防対策とかの話合いの中では、先ほども言いましたように、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものも見ながら、それに即してやっております。それの一番新しいバージョンは、5月28日に一部修正されたものというのが一番新しいと認識しておりますが、その都度その都度、新しいものを学校現場でも確認しながらやっていっていただけていると認識しております。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 平行線になってしまう部分というのはあるとは思うんですけれども、一方でマニュアルだけ見てもいけないというのは絶対あると思います。ウイルスの感染状況はあるんですけども、そこには自然界と人間の関係性、特に医療的な面でいうと免疫の働きがどういうふうなものであるのか。こういったことが前提に議論されなければ、なかなか決まっているから守ってほしいとかいうようなことではいけないし、マスクを外したいということだけでも、当然平行線になるのは目に見えていると思います。その議論の基にある、まず土台の部分ですね、ここを人間の免疫の働きであるとか、人はいかに生きるべきだというような部分から解きほぐして、どこかで一致できるところを見つけていただかないと、なかなか話合いにならないのではないかなというふうにも思います。

地球は子孫からの預かりものであるというインディオの言葉もあります。まず、子供たちの目線に立って物事を見て、発達にとってよりよい環境、安全とはどういった状態であるのかを考えていただきたいと思います。そのことを申しまして、次の質問に移りたいと思います。

2点目であります。社会的養護制度の抜け穴に手だてをということで質問させていた だきたいと思います。

5月2日の高知新聞でも取り上げられましたけれども、虐待などで親元で暮らせない子供が社会的養護制度から離れた後、自立までに頼る先がなく困難を抱えがちだと指摘されており、厚生労働省が初めて調査をしたとありました。これも資料につけております新聞記事です。その調査そのものですけれども、2018年から始めて3年かけて調査したということでありました。悉皆調査を行ったけれども、施設や里親からの調査票が案内できたのは、全体の約3分の1にとどまったとのことであります。実数では対象者2万690人に対して、調査票が送れたのは7,385人であったとのことであります。この意味するところは、調査の案内ができたのは、どちらかといえば施設や里親と良好な関係にある、相対的によい状態にあると思われる方々でありまして、その中での厳しい現実や評価の回答が寄せられていることからしても、この調査でも把握し切れていない、相当に厳しい現実があるとの覚悟も必要になってくるのではないかと思っております。

また、施設職員や里親家庭にも現状を知るための調査を行っております。ほぼ同様の

質問項目を設けることで、支援者から見た現状と、それから当事者から見た現状の共通点と相違点が検討できるという仕組みでありました。さらに、調査票や調査方法を検討する際に社会的養護経験者の参画を得ており、こうした当事者の参画の経験が蓄積されていくことが、何より取組や社会的養護そのものを質的に向上させていく確かな方法であると私も思ったところであります。

さて、今回の調査の一端を簡単に紹介しますと、月々の収支バランスを聞いた質問では、収入より支出が多いが22.9%、過去1年間に医療機関を受診できなかったのは20.4%、施設などで受けられた治療が継続できなかったのは9%と、金銭的な困難が背景にあって、その解決方法を相談できる先も時間の余裕もなかった様子が見てとれます。

以上を述べまして、①の質問であります。

今回の調査で見えてきた困難性は、本市でも同様の現状があると想像します。そこに加えて義務教育制度から離れた後、進学先がなかったり、進学後、退学になったりした場合、子供と社会をつないでいく公的な支援制度が見えないということがあります。親がいたとしても、相談できる先は個々のケースに応じて様々にならざるを得ないのかなと思っております。本市の事例や現状で掴んでいることがあればお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

平成28年の児童福祉法改正を踏まえ、里親等への委託や児童養護施設等への施設入所措置を受けていた方で、18歳到達により措置解除された方のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで引き続き必要な支援を実施することを目的として、社会的養護自立支援事業が創設されております。

事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市とされており、本市がこの 事業に直接関与する場面はございませんが、平成30年度に障害を持たれた方が対象年 齢に達したため、退所後の居所として障害福祉サービスを利用し、グループホームに入 居するに当たり調整した事例がございました。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) あったということで、この自立支援事業につなぐのか、いろいろケース困難というか、どうしようかという協議をされたと思うんですけれども、直接支援ができた背景にあったのは、何かどんなエピソードがあったのか、もう少しありましたらお聞きしたいですけれども。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

当該事例につきましては知的障害をお持ちの方でございまして、家庭の事情からその

まま退所後に実家へ帰ることができないといった事例でございまして、障害福祉サービスを利用して自立を目指したということでございます。現在もこのグループホームから 一般就労を続けておるというふうに聞いております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- **〇6番(森田雄介君)** ありがとうございます。よかったというケースやったと思います。
 - ②に移りたいと思います。

研究班に参加した、松本伊智朗北海道大学院教授が提言をしておりますけれども、法律上各自治体に担当セクションを置くことや、当事者に委員になってもらい制度に反映していくことが求められております。切れ目のない支援体制が構築できることを望まれますけれども、これに対する見通しはいかがでしょうか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

高知県では、令和2年4月に子供が夢や希望を持てる社会の実現を基本理念として、本県における社会的養育の推進に向けて10年後の将来像と取組を定めた高知県社会的養育推進計画を策定しております。計画の第6章、社会的養育の子供の自立支援では、今後、5年間の取組として社会的養護自立支援事業を継続して実施し、児童養護施設や里親家庭等を退所した子供への支援を行っていくこと。児童養護施設等において、措置解除となる前から措置解除後に向けた自立の支援や学習の支援を行うことができる体制の確保を行うこと。自立援助ホームについては、利用ニーズを勘案して、さらなる整備を図っていくことなどを定めております。取組の方向性としましては、子供の自立支援に当たり、特に代替養育を必要とする子供について、施設や里親等による支援のほか、多くの機関による複合的な支援を継続していく必要があると示されており、本市におきましても状況に応じて福祉事務所をはじめ、関係部署が連携し、切れ目なく連続性のある支援となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- O6番(森田雄介君) お聞きする限りでは新しく始まる取組、事業なんですけれど も、課長の答弁どおりであればしっかりと進んでいくというふうにも受け止めたとこで す。

今回の調査の中で、そういったサポート事業を知らないであるとか、実際各施設、機関でも対応に差があったといった当事者の声もあっております。何より、今後少しずつ解消されていくと思うんですけど、一応確認させていただきたいのが、継続的に当事者の意見もその中に吸い上げられていく形であるのかという点だけ。支援を受ける方が、困っているから支援を受けるというだけじゃなくて、いつでも集まれるというか、より

どころになる場であるのか、そういった雰囲気があるのかどうか、ちょっとお聞きしま す。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

この問題に対する一つの対策となります、社会的養護自立支援事業につきましては、 先ほど申し上げましたけれども、県が主体になるといったところで、市が積極的に関与 する場面はなかなか少ないとは思いますけれども、状況によっては多機関で連携して、 課題解決を図っていかなければならない場面というのは容易に想像されておりますので、 こういった問題解決につきましては多機関協働といったことで努めてまいりたいと思っ ております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、大きな3点目に移りたいと思います。

地域電子マネーのk a m i c a (カミカ) のことであります。今後の浸透に向けた状況をお聞きしたくて質問をさせていただきます。

本年4月20日よりスタートした地域電子マネーkamicaですが、本市における新型コロナウイルス感染症への対策としてスタートし、今後も地域振興のためのインフラとして根づいていくことが期待されております。当初見込んだ参加事業者数に届いていなかったり、まだまだ改善の余地もあろうかと思います。諸般の報告では、5月27日時点で利用額は1億3,085万円、付与額の50.4%が使われたと聞いて、順調な滑り出しであるのかなとも思ったところであります。定着に向けて検証しながら進めていくことを願って質問いたします。

①であります。

開始1か月を過ぎたところですけれども、ここまでの使用店舗の傾向、使用者の年齢層、チャージの状況などをお聞かせください。また、加えてこの間の状況をどう捉えていますでしょうか、手ごたえなどをお聞きしたいと思います。

- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えいたします。

k a m i c a カードの利用額が多いのは、スーパー、ドラッグストアというふうになっております。また、5 月末時点で4 9 5 万 9,0 0 0 円個人からチャージされております。利用者の年齢層など利用状況から得られる情報の分析につきましては、もう少し情報が多くなった段階で行いたいと思っております。5 月 3 1 日時点での利用額が、4 月 2 0 日のチャージ分の約 5 4 %に当たる 1 億 4,0 2 0 万円となっており、大体半分以上が過ぎておりますので、大きなトラブルもなく順調に運用されていると感じております。

今後は、香美市商工会による加盟店全店への聞き取り等を行い、香美市の利用促進に つなげ、また、それにより加盟店も増やしていけたらと思っております。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 私のほうにも個人商店では宣伝になってよかったという声も聞こえております。加盟店がまた増えていっている傾向も報告の中では見えましたので、目標は200事業者でしたかね、またそこに向けて広げていただけたらと思います。

②の質問に移ります。

付与された電子マネーを全く使わない方には、様々な困難が隠れているのではないかと想像いたします。8月31日の期限までに何かしらのアプローチをするのではないかなと思うのですけれども、買い物困難などの課題があられた場合の対応をお聞きいたします。必要な手だてが取れるように、他の課とも連携した取組を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **〇商工観光課長(石元幸司君)** お答えいたします。

入院などでカードの持ち主が利用できない場合は、御家族やお世話されている方が代理で利用できるよう、カードの利用者を本人に制限しておりません。ただ、商工観光課のほうにも本人以外が利用できるのかといった問合せが多くありますので、カード利用に関する情報を広く広報し、利用促進につなげてまいります。

なお、利用開始から一度も利用歴のない方に対しましては、個別に利用啓発の文書を 出す予定をしております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 文書を出す時期は、まだ少し先ということでよろしいでしょうかね。文書を出す際なんですけれども、いろんな困り事があって単純じゃない、どうぞ使ってくださいと言っても、その困り事がどんなことであるのか、こちらもまた聞こえてくることもあるかもしれませんけれども、家族も含めて支援をする方もちょっとつながりがないというようなことも出てくるかと思います。福祉的な意味合いも強くなってくるとは思いますけれども、自治体業務の率先事例として、そういった方にはぜひ文書だけじゃなくて直接聞き取りなんかをしてはどうかと思うんですけれども、そのことについてはいかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えいたします。

個別に利用啓発の文書をお出しして、その後もその方については経過を確認させていただき、文書発送後も利用がない場合は、市庁舎内でこの方に対する情報を少し聴取しまして、何らかの手だてを考えていきたいと思っております。

以上です。

〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。

○6番(森田雄介君) ぜひそのようにお願いいたします。

③に移ります。

システムの維持を含めて事務費の見込みを確認したいと思います。今、加盟店は商工 会員で1,000円の運営負担金がかかっております。これも事務費に充てられるもの でしょうか、そのことにまず特化してお聞きします。

〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。

〇商工観光課長(石元幸司君) お答えいたします。

kamicaの決済システム運営及び加盟店管理は商工会が行い、加盟店が決済端末 1台ごとに支払う運営負担金は、その運営費の一部に充てられています。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- 〇議長(利根健二君) 休憩いたします。

(午後 3時28分 休憩)

(午後 3時29分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

商工観光課長、石元幸司君。

〇商工観光課長(石元幸司君) お答えいたします。

現在の香美市商工会への補助金の中の運営費につきましては、kamicaのシステム導入に係る商工会で新たに雇っていただいた職員の人件費、あとはもろもろ事業に係る消耗品とか、あとは令和4年1月末までにおいてはポイント付与に係る手数料を、本来であれば各加盟店から徴取しますが、今回はそれを補助することになっております。そういったものが今回の運営費には含まれておりますので、それは来年度になると補助金からは退くような形にはなります。

以上です。

○議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。

- **〇6番(森田雄介君)** 今の試算で、来年度以降システム運用に必要な経費というのがどれぐらいかというのは、見込みが立っていますでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えいたします。

香美市から商工会のほうに今後払うものにつきましては、マネーカードの利用に関して手数料と0.2%を払うようになっています。ただ、これにつきましても、一度香美市が事業者から頂いたものを、商工会とシステム会社、凸版印刷のほうに払うものになっておりますので、特に市としてkamicaの運営に対して特段出すものというのは、今のところ想定しておりません。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 当初から予定していたように、チャージしたお金を利用してもらって、それの利用料 0.5%ですか、最終的には 0.7%になるんですかね、それが運営費として商工会に入っていく。それで回していきたいという説明を受けておりますので、そうなることを願っております。加盟店の 1,000円の負担金もそこに当てはまっていくとお聞きもしましたので、何とかそれも合わせた形で年間経費が賄えるように願っております。そのためにも、ぜひとも加盟店の増加と、それからチャージしたお金の利用が進むようにお願いしたいと思います。単純に 0.5%で計算しましたら、500万円が年間入ってこようと思ったら10億円のお金、10億円掛ける 0.5%で500万円ですけれども、ひと月当たりでは 8,333万円。これは仮に香美市の半分の1万3,000人が、月々に 6,500円使ったら 8,450万円になりますので、できない数字ではないのかなと。今の付与したお金をどんどん使ってもらっている状況がずっと続けばいけるのかなというふうにも思います。ぜひともそうなるように願っております。

④に移ります。

行政ポイント付与の見通しはどうでしょうか。仮に健康診断を受けてポイントが付与された場合、一番期待されるのは健康診断を受けた情報が関連づけされて、ポイントを付与されるカード番号が商工会へ通知されて自動的に反映される。こういった流れだと私は思います。個人情報が市役所から出ることなく、翌月には自動的に付与できるようにと考えるわけなんですけれども、付与の仕方を協議して、分かりやすく便利な方法の検討を求めますけれども、現状も含めてお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えいたします。

行政ポイントの付与につきましては、現在付与予定の課と付与の時期や方法等を検討しております。利用者、事業者及び担当課にできる限り負担がかからない方法を考えており、まだ確定ではございませんが、付与該当者のカード番号及び付与日を商工会に伝

えるのみで対象者に付与するような形を考えております。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- O6番(森田雄介君) できるだけ簡便な方法で、なおかつ個人情報も漏れないとい うような形ができるんじゃなかろうかと思いますので、またよろしくお願いいたします。 最後の質問、⑤であります。

先ほどの行政ポイントですけれども、これまでの説明で聞いてきましたのは、読み聞かせのボランティアであったり、健康診断への参加というような話がありました。このほかにもポイント付与となる取組は準備されていますでしょうか。お聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

市民保険課において、特定健診及び健康診査の結果説明会参加者への付与、生涯学習振興課において、生涯学習振興課が開催するイベントや講演会参加者への付与を予定しております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- **○6番(森田雄介君)** 少しずつだとは思うんですけれども、ぜひ連携して、より香 美市の市政に参加していただける市民の方が増えることを願っております。

こちらから聞いてあれなんですけど、町内会や防災会、消防団活動などの参加という ことに対するポイント付与などは検討できますでしょうか。

- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- ○商工観光課長(石元幸司君) 行政ポイントの付与につきましては、担当課での予算化ということになってくると思いますので、担当課のほうで協議していただいて、それをまたまとめて商工会と協議していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- 〇6番(森田雄介君) また個別によろしくお願いいたします。

大きな4点目に移りたいと思います。ヘルメットの着用についてであります。

平成31年(2019年)4月1日に、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されました。この条例では、児童・生徒(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)の保護者の努力義務としまして、児童・生徒に自転車安全教育を行うこと、児童・生徒の自転車に反射機材を備えることとともに、乗車用へルメットを着用させること及び自転車損害賠償保険等に加入することに努めるようなことを規定されております。これを受けまして県教育委員会では、平成31年4月から自転車通学時のヘルメット着用を推進することを目的とした、自転車ヘルメット着用推進事業を進めております。学校を通じて申請すると、ヘルメット購入費用の一部、2,0

00円が助成されます。

そのことを申して、①です。

着用率の高い愛媛県では、生徒の意見を聴くことで着用率が大きく向上したと聞きます。本人負担もかからないようであります。本市でも、実際に中学校では取り組まれているのですけれども、生徒の意見は反映されているでしょうか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- 〇教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

森田議員がおっしゃるとおり、愛媛県ではヘルメットの着用率が非常に高い状況であると認識しております。平成27年に県立高等学校へのヘルメット着用義務化の際、生徒の意見を反映させたこともヘルメット着用を受け入れやすくしているものと考えます。本市におきましては、小・中学校への自転車通学におけるヘルメット購入に対しまして、県の補助、市の補助、合わせて2,100円の補助を行っております。ただ、生徒の意見を反映したものとは認識しておりません。現状では、ヘルメットは統一の決まったヘルメットとはなっていませんが、これは使用できる物があるのに新たに購入する必要があるのかという経済的な問題から変更されたと聞いております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 実際に特に中学生なんかは、もう皆さんつけているという現状があるのですけれども、何とか積極的に個々が進学した後も、県の制度や市の制度を使った後に高校進学した場合、同じヘルメットをかぶるのか、県の補助を受けて新たに買うのか、どっちでも選択はできるんでしょうかね。積極的にかぶるような方向に本人の気持ちがなってもらいたいということです。愛媛県の取組は、高校生の意見を取り入れたことで制度が進んだということでありましたので、また中学校なんかでの取組にもつなげていってもらえたらなと思います。

②に移ります。

本年4月6日午後8時前、高知工科大学に入学したばかりの1年生が交通事故で亡くなりました。車と自転車の出会い頭の事故でした。何より本市へ来て2日後の出来事であります。なぜこんなことが起きてしまったのか、御家族の思いはいかばかりかと言葉もありません。去年の年末から今年の年明けにかけての交通事故死者は、例年より多くなっておりました。一つ一つの事故に思いをはせるときに、二度と同じような事故を起こしてはならないと思うはずであります。1人でも多くの人が絶対事故は起こさないと思い、自らの運転や交通安全に対して振り返りをしていくことで、起こるかもしれない事故を予防できるのではないかと思います。

県の補助制度は高校生までを対象にしております。県下では大学生や専門学校生を対象にしても、多くの自治体には当てはまりません。しかし、本市においては高知工科大学がありまして、多くの学生が自転車での通学をしております。助成対象を大学生にも

広げるべきではないかと考えますけれども、検討はできないでしょうか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- **〇防災対策課長(日和佐干城君)** お答えいたします。

議員のお話にもありましたように、ヘルメットの補助につきましては、高知県の条例でも18歳以下の児童・生徒の保護者にヘルメット着用の努力義務が規定されていまして、保護者の負担軽減のために補助制度が設けられています。大人の着用につきましては、特に法律等でも触れられていないこともありまして、大学生は大人の範囲と考えますので、大学生への補助につきましては考えておりません。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) それでは、③に移ります。

高知南署のヘルメット購入補助金のニュースが、6月3日の地元紙で紹介されました。 事故を防ぐ心がけ、命を守る備えはできることからと思います。大人も率先して着用す るような施策が必要ではないかと思います。何か市でもできる取組のお考えがないのか、 お聞きしたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- **〇防災対策課長(日和佐干城君)** お答えいたします。

自転車の事故は非常に多く、ヘルメットを着用していたことで大事に至らなかったケースも多々あります。ヘルメットの着用は身を守るためには大事なことと思います。ただ、先ほども答弁しましたけれども、ヘルメットの着用については特に法律でも触れていないところもありまして、今後につきましては、ヘルメットの着用や自転車賠償保険加入など、自転車の交通安全につきまして啓発に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 啓発ということであります。できることからですので、啓発から取組も進めてもらい、取組の中で何かしらの補助であるとか、何でも k a m i c a につないでもいけませんけれども、何か特典がつくというようなことなど、考えられることはないのかと思います。ぜひとも話合いの中でアイデアを出していただくことを願いまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 森田雄介君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これに御異 議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに

決定いたしました。次の会議は6月16日午前9時から開会いたします。本日の会議は これで延会します。

(午後 3時45分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和3年香美市議会定例会

6月定例会議会議録(第3号)

令和3年6月16日 水曜日

令和3年香美市議会定例会6月定例会議会議録(第3号)

招集年月日 令和3年6月3日(木曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月16日水曜日(審議期間第14日) 午前 9時00分宣告

出席の議員

晃 子 1番 萩 野 義 和 11番 Ш 崎 学 2番 山 П 12番 濱 田 百合子 3 番 千 幸 崹 舟 谷 13番 Ш 龍太郎 4番 依 光 美代子 14番 大 岸 眞 弓 5番 男 笹 出 優 15番 爲 近 初 男 6番 本 芳 森 田 雄 介 16番 Ш 7番 久 保 和 昭 17番 比与森 光 俊 8番 孝 18番 夫 小 松 小 松 紀 9番 村 田 珠 美 19番 甲 藤 邦 廣 彦 10番 信 20番 利 根 健 島 出

欠席の議員

な

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 上 之 長 法光院 建 設 課 長 井 雅 晶 副 農林 市 長 明 課 長 島 進 今 田 博 Ш 総 務 課 長 Ш 田 学 商工観光課長 石 元 幸 司 企画財政課長 竹 教 人 環境上下水道課参事 光 枝 佐 依 伸 定住推進課長 中 山 繁 美 環境上下水道課長 明 石 満 雄 防災対策課長 日和佐 干 城 管 財 課 長 雅 充 和 田 税務収納課長 清 明 石 美 ふれあい交流センター所長 猪 野 高 廣 市民保険課長 植 田 佐. 智 会計管理者兼会計課長 萩 野 貴 子 仁 福祉事務所長 山 泰 《香北支所》 健康介護支援課参事 横 Щ 和 彦 支 所 長 前 田 哲 夫 健康介護支援課長 宗 石 こずゑ 《物部支所》 建設課参事 浩 近 藤 伸 支 所 長 竹 﨑 澄 人 【教育委員会部局】 教 育 白 Ш 景 子 生涯学習振興課長 黍 原 美貴子 長

教育振興課長 公 文 薫

【消防部局】

消 防 義 之 長 宮 地

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大和正明

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和3年香美市議会定例会6月定例会議議事日程

(審議期間第14日目 日程第3号)

令和3年6月16日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 17番 比与森 光 俊
- ② 16番 山 本 芳 男
- ③ 13番 山 﨑 龍太郎
- ④ 9番 村 田 珠 美
- ⑤ 5番 笹 岡 優
- ⑥ 2番 山 口 学
- ⑦ 1番 萩 野 義 和
- ⑧ 11番 山 崎 晃 子
- ⑨ 4番 依 光 美代子

会議録署名議員

2番、山口 学君、3番、舟谷千幸君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(利根健二君) おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定 足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。 17番、比与森光俊君。

〇17番(比与森光俊君) おはようございます。17番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項1点目、奨学金返還支援制度の導入を強く求め、お尋ねいたします。

御存じのように、奨学金は高校や大学、専門学校に進学する際、多額の費用が必要となります。家庭の収入だけでは大学の費用が賄えない、親に負担をかけたくないなど、様々な理由から、そんな学生の手助けとなるのが奨学金です。学生にとっては本当にありがたい奨学金ですが、卒業後、その返済に難儀されている若者も少なくありません。

公明党青年委員会では、矢倉参議院議員を委員長として、若者の声を直接聞き、政策に生かすアンケート調査を実施しました。そのテーマの一つがこの制度に関することであります。高知県内でも若者の声をお聞きしたところでございます。日本学生支援機構の2019年(令和元年)発表によりますと、返済が必要な同機構の貸与型奨学金の利用者は約129万人、大学生などの2.7人に1人が利用している計算になります。2019年度の延滞者数は32万7,000人で、延滞債権額は約5,400億円となっています。延滞の主な理由は、家計の収入減や支出の増加で、延滞が長引く背景には本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。

こうした利用者の負担軽減に向け、返済を肩代わりする支援制度が2015年(平成27年)から実施されています。一定期間定住し、就職するなど、自治体により要綱に違いはありますが、その条件を満たせば対象者の奨学金返済を当該自治体が支援するものです。この制度は、地方への若者の移住を促し、地域産業の人手不足解消の狙いもあることから、各自治体に対し、文部科学省からではなく総務省ルートでの通達になっています。

以上を述べまして、奨学金返還支援制度に対し、どのような認識かお尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **〇商工観光課長(石元幸司君)** おはようございます。

大学等の授業料が高騰する昨今、奨学金を利用せず進学することが大変厳しい状況になっております。日本学生支援機構が短期大学、大学、大学院の学生を対象に調査を行った平成30年度学生生活調査報告によると、おおむね約5割の学生が何らかの奨学金を受給しており、経済的理由により進学を迷っている学生にとって頼れる制度となっています。一方、卒業後の奨学金返済に苦慮し、返済滞納や自己破産になるなど、働き始

めた社会人にとって負担は大きいものがあります。

このような状況において、奨学金返済支援制度は奨学金利用者の経済的、心理的な不安を軽減し、安心して働くことのできる環境を整備するとともに、自治体にとっては若い労働力を確保することによる事業所の労働力不足の解消と、地域経済の活性化を図ることが期待できる制度となっております。

高知県内の市町村におかれましては、現在、須崎市、土佐清水市、香南市、四万十町で既に制度が導入されており、そのほか検討されているところも数か所あるというふうに聞いております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- ○17番(比与森光俊君) この制度のスタートが、企業の人材確保と若者の定住促進を目的としていたことから、先ほども述べましたように、文部科学省からの通達ではなく、総務省からの通達であったことも理由かもしれませんが、答弁が商工観光課、石元課長となっています。昨日知ったわけですが、不満があるのではなく、私自身は総務課、また企画財政課、それとも定住推進課というような考えもありました。昨日答弁者を知ったわけですが、制度の認識に通じる部分もありますので、商工観光課、石元課長が答弁に当たることになった経緯をお聞きしておきたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

平成27年4月10日に発出されました、奨学金を活用した大学生等の地方定着促進 要綱についての通知の中に、目標としまして、将来の地域産業の担い手となる学生の奨 学金返済を支援するため、趣旨としまして、地方に仕事をつくる取組を実施するための 人材確保ということが挙げられているため、地域の人材確保、労働力不足の解消が目的 ということで、私、商工観光課のほうが答弁する経緯になりました。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- **〇17番**(比与森光俊君) 分かりました。

②です。

この制度ですが、昨年6月には基金の設置が不要となり、特別交付対象経費の範囲を全負担額の10分の5から10分の10に対象要件の見直しがされました。また、支援対象者が大学生等のほか、高校生等も追加されています。変更されたことにより、昨年6月には制度導入自治体が6年間で243市町村でしたが、この1年間で700市町村に増加しています。奨学金返済が必要な卒業を控えた学生にとって、本当にありがたい制度ではないでしょうか。また、制度を導入した自治体では、若者の定住促進に大きくつながると思います。制度を導入する自治体は今後も増加するものと推測します。

先ほども少し触れましたが、昨年6月までは地元企業と自治体が基金を設立すること

が必要でしたが、基金の設置が不要となりました。そして、国の負担額が追加、見直しされています。例えば4年間で400万円の奨学金を受け、卒業後に20年で返済する場合、年間20万円の返済となります。以前は、年間返済額20万円のうち、10分の5の10万円が対象金額でして、措置率0.5であることから5万円が国からの特別交付税措置額でした。現在は10分の10が対象で、措置率0.5ですから、10万円が特別交付税措置となります。奨学金返済が必要な若者が、どこに住居を置くのか考えたとき、返済を肩代わりする制度がある自治体を選択するのは当然ではないでしょうか。ましてや周辺自治体が導入した場合、導入しない自治体との差は歴然であります。制度導入の可否について、メリット、デメリットをどのように考えているのか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

制度導入のメリットとしましては、奨学金利用者においては、奨学金返済の経済的負担軽減と就職の際の選択肢拡大、自治体にとっては地域経済を支える人材の確保と、将来の担い手となる若者の地域定着の促進が上げられると考えております。なお、制度について完全に把握したわけではございませんので、現時点での話とはなりますが、デメリットとなるものはないように思えます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- 〇17番(比与森光俊君) ③です。

制度を導入している自治体の要綱は様々ですが、交付対象者を市内に住所を有しているもの、または、移住者で定住の意思があるものとし、交付決定の取消しでは市外へ転居、または転出したときなど、どの自治体でもこの辺が共通する部分であります。香美市での奨学金返還支援制度導入を要望し、強く願うわけですが、今後の対応をお尋ねいたします。

- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

商工観光課としましては、本市における労働力不足を解消する施策としまして、制度 導入に向け、関係機関と協議していきたいというふうに思っております。

また、今後、要件等については関係機関と協議しまして、ハードルの余り高くないものにして、利用者が多くなるような形で人材確保に努めていきたいと思っております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- ○17番(比与森光俊君) 今後の対応をよろしくお願いします。先ほど課長も言われたようにハードルが、香南市とか現在取り入れている自治体の要綱を見てみますと、やはり一定ハードルが高いような部分も感じるところがあります。しかし、先ほど言い

ましたように、昨年6月に制度が見直しされてから導入した自治体というのは、やはり それなりにハードルを下げて、若者が地元に住居を置くという当然の考えだと思います ので、その辺よろしくお願いします。

この件につきましては、市長にもお尋ねしたいですが、若者の定住促進は香美市にとりましても大切な課題ではないかと思います。来春以降、対応できるよう取り組むべきと思いますが、市長の見解をお尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- 〇市長(法光院晶一君) お答えいたします。

香美市にとりまして大変大事な制度になると考えております。ものづくり会議を進める際に、川添団地などに県外から進出している企業の責任者に集まっていただいて、いろいろお話を聞きました。その際に、先端技術をもってやって、非常に高いレベルの技術でやっているんだというお話を聞くと同時に、残念なところは人手不足、人が集まらないと。高知県の中で高知市から通えるではないかと言ったんですけれども、鏡川からこちらに川を渡ってこっちへ来ないんだという話なんです。

そこで問題になってくるのは、やはり住宅を構えなきゃならないとか、そういうふうな話がありました。でも、今、お話をされている奨学金制度などでいきますと、広く取組ができますし、企業とタイアップして考えれば、企業に御負担いただくというのじゃなくて、企業が、私たちの進出している場所ではこういう応援がしてもらえるんだという話をしていただければ、より優秀な人をこの町に呼び寄せることができるんだろうと思います。非常にたくさんの方々が苦労されているのは、もう人、人材でありますので、これはそういう優秀な人材にこの町へ来ていただくための制度でありますので、この制度を成立させるための取組はしっかりやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- ○17番(比与森光俊君)
 市長の答弁をいただきました。次の質問事項にも関わる部分の答弁であったかとも思いますが、そのことを踏まえ、質問事項2点目に移ります。法光院市長は2期目の任期も残り1年を切り、あと10か月となりました。2期目は無投票で再選されたわけですが、その際のコメントでは、人口が減っていく中で、経済が縮小しないように、ものづくりの中に新しい価値を加えていきたいとの決意を語られました。そして、市民の皆さんの声を聞く具体的な行動をとる必要がある、地域に出向いて話を伺うというようなことを積極的にやっていきたいと述べられています。また、2期目の抱負では、市民の声を生かすよう先頭に立っていきたい。人口減への対策は大事だが、爆発的に人口が増えた時代からは大きく変わろうとしている。今はむしろ一人一人に目を向けられる時代にも思える。市民が最後まで幸せを感じ切れるような幸福寿命を延ばさないといけないと語られています。この1年半、コロナウイルス感染症拡大により、何かと思うにまかせないことも多々あったのではないかと推測いたします。2

期目、3年2か月を振り返り、順次お尋ねいたします。

①です。

地域に出向いて話を伺うというようなことを積極的にやっていきたいとのことでした。 どのように取り組まれ、御自身、どのように評価されているのでしょうか、お尋ねいた します。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- 〇市長(法光院晶一君) お答えいたします。

地域の声をしっかり聞くということは、市長でも、議員でも同じことだと思うんですけれども、やっぱりここが非常に肝になるというふうに私は思っております。平成30年から物部町、香北町、そして、令和元年に土佐山田町の地域懇談会を開催させていただきまして、いろいろと声を聞かせていただきました。7か所になりますけれども、大体中規模の自治会の皆さんに集まっていただきました。

皆さん、やはり共通しておられるのは、災害であるとか、防災のことに関心が非常に高かったです。山のほうでは、家の後ろが崖崩れになりそうなので対策はないのかと、崖崩れの対策事業をやっていただけるようになったけど遅いとかいう話ですとか、あるいは防災行政無線を整備したんだけども肝心なときに聞こえない、子機をつけてもらったので、何かしゃべっているからしっかり聞こうと思ったんだけれども終わってしまうと、何か方法はないのかというふうな話でありますとか、あるいは買い物、医療、これは本当に大変になってきていると。ですから、移動手段をしっかり守ってほしいというふうなお話。高齢化が進んだ地域ではごみ出しが大変なってきて、ごみステーションをもっと増やしてほしい。あるいはごみの出し方のマナーが悪いと、注意もしたらいいんだけれども角が立つから、行政のほうでそういうふうにならないようなうまいやり方がないのかとか、こうことが共通してありました。

時には、Iターンで帰って来た方が自治会の役員をされていて、ドローンを使ったり映像を使ったりして、地域活動の紹介をいただきました。地域を空の上から見ると、非常に地域はばらばらのように見えるんですけれども、まとまっているところがあると。真ん中には花を作っている場所があって、皆さんがそこに集まる非常に大事な場所があるということも紹介されました。そして、そんなに不便でもないぞということも言われました。そして、今まで手がつけられていなかった水路の工事をやっている映像を見せられまして、そこには力のある人、ない人、できる人、できない人、それぞれの役割で頑張っておられる姿で、そして最後に水がきれいに流れている様子が映し出されまして、見た我々も大変すばらしいと思ったんですけれども、何よりも地元の方が地元を好きになる、もう一遍見直すというところがありました。ここは非常に大事なところだなと思いましたし、そして、非常に困っておられる方がありまして、家のほうに水路から水が入ってくるんだと、あれほどお願いしているのに、やるやる言いながらやらないじゃないかと、行政はどうなっているんだというふうなお話がありまして、これを調べてみま

すと、土地改良区のほうのことだったようですけれども、そのことを伝えますとすぐやるということだったので、すぐやりますと地元に伝えたら、ああ、そうですかとそれだけだったんですけれども、問題は解決すれば地元はほっとして前へ進むわけでありますので、我々としてはそういう行政の役割というか、地元の皆さんの思いというものをしっかり受け止めて、早く行動する、できないことはできない、できることはできる、やるための準備をするということをしっかり伝えてやっていくことが大事だと。大変な要求をしているわけではありませんので、そのことを大事にしながらやらなきゃいけないということで、令和2年度もスタートしようとしたんですけれども、このコロナでございますので遠慮させていただきましたが、いつまでもというわけにはいかない、小さな集落にはいろんな問題が起こってくるということがありますので、令和3年度はスタートさせていただいております。この7月までに9か所を回るということで、取組をさせていただいております。この7月までに9か所を回るということで、取組をさせていただいております。そういう小さな声を大事にするということを、これからも行政の柱にしていかなければいけないと思っておるところでございます。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- **○17番(比与森光俊君)** それぞれ出向いた先の思いを受け止める、そういうことを積極的にやっていくということでお聞きしました。

②です。

地域の経済を元気にすることに力を込めてやりたいとのことでした。観光拠点の活性 化、地場産業の対応も含め、地域経済活性化への取組についてはどのように評価されて いるのか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- ○市長(法光院晶ー君) 地場産業の鍛造につきましては鍛冶屋創生塾、議会の皆さん方にも大変知恵を絞っていただいてスタートいたしまして、本年春には第2期生を迎えました。そして、いよいよこの秋には第1期生が卒業するということでありますので、非常に前進が図られているというふうに感じておりますが、これからがいよいよ大事なところだと思っております。また、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートにつきましても、しっかり取組をしていただきまして、お客様の大変高い評価いただいております。そして、龍河洞でありますけれども、龍河洞は周辺部を含めて整備が進んでおります。これらの取組が進んでいく中で、昨年、瞬間的でしたけれどもGoToトラベルが起動しました。このときに、この観光施設でありますとかホテルとかに、たくさんのお客さんが戻ってきました。そして、この5月にも連休にはホテルがいっぱいになるという状況になってきておりますので、こうした施設においてはアフターコロナを楽しみにしながら、整備をさらに進めていこうということで取組が進んでおります。

そして、このコロナのために大変厳しい状況になっている地域経済、打撃を受けて大変厳しいわけでありますが、非接触型のコロナ対策効果もあるということで、電子マネーの発行をさせていただきました。電子マネーの状況については、昨日も状況報告があ

っておりますけれども、この電子マネーですとか、交付金を活用したコロナ対策を今6 0制度ほどスタートしておりますので、これらの効果が上がってくれば大変ありがたい と思っているんですけど、なかなか現在の地域経済は厳しい状況にあります。

農林業につきましても、後継者の支援でありますとか、設備の導入など、国、県と一緒になって応援をしてきましたけれども、さらに力を入れていかなきゃいけないのは、 農地の流動化でありますとか、林業でありますと上、中、下流、そういう全体に目を配らせていかなきゃいけない。例えば製材所でありますとか、あるいは材のストックをするところも考えなければいけない、支援もしなきゃいけないと思っております。

ただ、こうした中にありまして、転入者の数が転出者を上回るような状況になってきています。若い世代が入ってきております。大変活発な世代でありますし、我々としたらこういう形が定着し、そして、拡大をしていくことによって、よい経済効果がさらにもたらされていくのではないかと思っています。今はちっとも力を抜くようなことはできない、もう本当に緊張してやらなきゃいけない段階にあると思っております。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- 〇17番(比与森光俊君) 分かりました。

③です。

残された任期も10か月となりました。これまでの3年2か月を振り返り、仕上げとなる市政運営を考えられていると思います。これからの10か月、どのような市政運営を考えているのか、お尋ねいたします。①、②でお伺いした中にも、悔いの残らない今後の政策運営も当然考えられていると思いますが、その辺も含めてお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- ○市長(法光院晶一君) 今後でありますけれども、まずは今進めているワクチンの接種、希望する市民の皆さん全てが、一日も早く終了するように注力しなきゃならないと思っています。そして、コロナ禍で低迷している地域経済の回復、元気にさせるということ、これは非常に大事でありますので、発行しております k a m i c a (カミカ)の機能を最大活用する。この秋には、さらに全市民の皆さんに1万円のチャージを加えていくということ、そして、それにはプレミアムなども検討していくことが大事ではないかなと思っております。

コロナによって暮らしや働き方のスタイルがだんだん変わっていく、社会活動のスタイルも変わっていくということがございます。望まなくてもそういうスタイルの中でやっていかなきゃならなくなっていくわけでありますので、企業や事業団体、個人の事業者の皆さんは大変なことになると思いますので、そういう動きについても感度を上げて対応策を模索していくと、対策を打ち出していけるような行政であらなければならない、そういうことにこの10か月注力しなきゃいけないと思っております。

- ○議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- **〇17番(比与森光俊君)** 分かりました。これからの残された10か月、悔いの残

らないように、香美市のリーダーとして、トップとして、やはり悔いを残さない政策、 非常に苦慮されているとは思いますが、次の令和4年に向けてどのような布石を打つか も市長に課せられた課題であると思います。その辺についてはどのようにお考えか、お 尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- ○市長(法光院晶一君)
 令和4年度は新しい年度であって、私の立場からすると、もう2期が終わるわけでありますので、ここは3期目をどうするんだというお話かと思いますが、率直に申し上げます。挑戦をしてやっていく、そういう決意であります。コロナ対策でありますとか、ポストコロナ対策はもちろんでありますけれども、香美市は極めて重要な局面に来ているというふうに思っております。そして、多くの皆さんの御努力で機は熟してきたものもありますので、何としてもこの機を逃すわけにはいかない、しっかり実をつけるような形をやっていきたいと思っております。
- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- **○17番(比与森光俊君)** 3期目のお考えも答弁をいただきました。もう④はせいでも構んかもしれませんけど、よろしくお願いします。

④です。

法光院市長、3期目挑戦への考えについてお尋ねいたします。先ほど少し決意もお聞きしました。この件につきましては、複数の同僚議員、また、複数の市政に対し貴重な御意見をくださる市民の方から、法光院市長、次の選挙はどうするがやおとの声をお聞きしているところであります。不確実ではありますが、明年3月の香美市市長選挙に出馬するのではないかとうわさされる方を複数名耳にしています。本年4月の四万十市、5月の土佐清水市、それぞれの市長選挙では大変厳しい選挙戦が展開されました。そして、来月7月18日投票の南国市市長選挙でも激戦が予想されています。南国市、平山市長は昨年12月初めに出馬表明をされました。香美市にあって前回の選挙とは周囲の様相が少し違っているようにも思います。市民に対し、3期目に臨むことへの是非を表明することは決して時期尚早ではないと思います。4年前の6月定例会で同様の質問に対し、まだ1期目が始まったばかりで微妙なところは分からないけれども、質問いただいたお話については本当に真剣に受け止めて、早い時期に結論を出していきたいとの答弁でございました。先ほど少し述べましたが、4年前とは様々な状況が違います。先ほど決意の一端をお聞きしました。来春の市長選挙に対する決意、見解をお尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- ○市長(法光院晶一君) 今もお話ししましたように、鍛冶屋創生塾の第1期生がいよいよ卒業します。この第1期生が、さらに技術を磨き上げることができるような施策をやらなきゃならない。そして、その上で、本当にこの町に定着して地場産業を支える人材になるような施策、これは本当にここまでやってきたことですから、ここで手を抜

くことは絶対できないです。しっかりやり上げて、この町の地場産業を守り抜くだけでなくて、外貨を稼ぎ出すような産業にしなきゃならないと思っております。

そして、新図書館でありますけれども、この新図書館は、香美市の文化、情報、知の拠点、知の森だというふうに思っておりまして、幅広い市民の参加をいただいて、新しい町の動きをつくる。そのためには多くの皆さんの知恵、協力をいただかなければいけないところがあろうかと思っております。皆さんいろんな希望を持っておられますので、それを形にしていきたいと思っております。

山田バイパスの推進、いよいよ本年度から始まりますが、両方から工事をやっていただくような、これは大変御無理なことですけれども、私は議会と力を合わせて、そんな方向にいって、一日も早くこのバイパスを仕上げていただきたいと思っています。

そして、市民グラウンド、今年もお祭りは中止になりましたけれども、みんなが集える場所であります。そこを整備して、みんな元気な顔でその場所に集えるようにしていきたいと思っております。

新工業団地、サテライトオフィスの誘致、防災、災害対策の拠点、あるいは地場産品の販売をするところはないのかという話もありました。そういう議論をいよいよ煮詰めなきゃいけない。そして、形が見えてくるようなものにしていきたいと思っております。

香北町は、バカロレア教育に関心を持つ家族などを中心に、移住の希望が増えております。いよいよ地域では保育所も建設に向けて議論が煮詰まろうとしております。この香北町は、バイパスができると県都の高知市にもぐっと近くなります。移住・定住の地として希望者を受け入れられるような環境をぜひつくっていきたいと思っています。

そして、物部町であります。集落活動センターや保育・小・中学校の活性化で、本当に住民の皆さんが危機感を持っておられます。住民の皆さんの議論はいよいよ煮詰まってきているところであります。絶対にこれを議論倒れにさせてはいけない。何としても形をつくり上げ、住み慣れた地域が元気になるのを応援をし切らなきゃいけない。それを私は執念を持ってやりたいと思っております。

課題山積の中でありますが、全身全霊で取り組んで、安心・安全、元気な香美市、活力のある香美市への道を切り開いていく決意であります。職員の皆さんにもお話をしておりますけれども、高齢者、障害者、独り親、困窮世帯など、厳しい環境にある方々もたくさんいます。一人も取り残されない公共自治体の施策、役割が問われております。 SDGsへの貢献、意識をした取組を具現化していきたいと思っております。

- 〇議長(利根健二君) 17番、比与森光俊君。
- ○17番(比与森光俊君) 市長の3期目に挑戦すると決意をされて述べる今後の施策について、非常に力強く感じました。御本人もすっきりしたんじゃないかというふうに思いましたので、以上で私の質問を終わります。
- O議長(利根健二君) 比与森光俊君の質問が終わりました。 消毒のため、暫時休憩いたします。

(午前 9時40分 休憩) (午前 9時41分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

- 一般質問を続けます。
- 16番、山本芳男君。
- ○16番(山本芳男君) おはようございます。16番、山本でございます。今回、 3点の質問をいたしました。一問一答で質問したいと思います。

まず初めに、大栃橋の件でちょっとお話をさせていただきたいと思います。御案内のように、物部町の赤い橋、玄関口であります。昭和30年に建設されまして、明治時代の使用されたボルチモアトラス形式構造の優れた橋で、地域のシンボルとして65年、この橋につきましては地域経済に絶対必要な車時代でございます。しかしながら、幅が5.4メートルということで、大型車両同士がすれ違いできないという困難な状況でございまして、地域最大のネックでございました。また、発生が想定されます大震災に耐えられるかという懸念もございました。そういう中で地域の皆様方の念願でありました大栃橋も完成いたしました。また、新たに大栃橋が、シンボルとして100年の歴史を担っていく橋になるのではないかと思っております。これにおきましては、高知県土木部、また、高知県中央東土木事務所の皆様方の御尽力に、この場をお借りいたしましてまず感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

そこで、第1点目でございますが、奥物部ふれあいプラザの新設公衆トイレについて でございます。

新大橋も完成いたしまして、残る大栃側と高知県側の取り合わせ道路を順次進めていき、令和4年度の開通を目指して今現在やっていただいているところでございます。それに合わせまして、公衆トイレ新設を令和3年度に実施予定であります。

①でございます。

先日、4月22日に物部町の自治会長会で、これはやはり自治会長にも現状報告をしておいたらいいのではないかとお話しして、報告をしていただいたと思いますが、その際に、それぞれの自治会長から御意見が出なかったか、まずそれをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- 〇物部支所長(竹﨑澄人君) お答えいたします。

新設の公衆トイレにつきましては、新大橋の計画時より自治会長会を初め、地域の 方々と協議し、積み上げてきたものでございます。本年4月の物部町自治会長会におき まして、建設時期と建設場所につきまして説明をしましたが、特段の意見等はございま せんでした。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 16番、山本芳男君。
- ○16番(山本芳男君) その自治会長会では特段の御意見がなかったということで、位置につきましてはもうある程度了解ということに、地域代表の会長でありますので決定ということになろうかと思いますが、以前、仮設トイレが今現在ございますが、仮設トイレではなかなか不便であろうということで、一時仮設トイレのところに新しいのを建てたらどうかというような協議もして、一度区長会にお諮りしたことがあります。そのときには、ちょっと奥のほうで分かりにくいだろうということで断念しましたが、区長会でちょっと諮ってくれということで一回諮ったことがございます。そういうことで断念して、平成27年に解体し、6年ぐらい今の仮設トイレでいっているところですが、大変不便を来しているところでございます。今後につきましては、決定ということで前へ進めていくと思いますが、次の②でございます。

建築面積が50.54平方メートルでございまして、15.29坪で、建物幅が7.6 メートル、奥行きが6.65メートルということでありまして、用地として当然10メートルぐらいは確保しなくてはならないと思います。遊歩道からの階段を撤去しないと面積が足らない現状になっていますので、これは当然県とも話合いをしながら前へ進めていかなくてはならないと思いますが、県とはどういう協議をされているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- 〇物部支所長(竹﨑澄人君) お答えいたします。

新設トイレの規模につきましては、旧トイレから多少大きくなりますが、ほぼ一緒で変化はございませんが、建てる場所につきましては、新しい橋の位置、高さ等もありまして、当初より幾らか奥物部ふれあいプラザ寄りになるように調整しております。そういったこともありまして、遊歩道からの取り合わせ階段につきましても影響がございますので、県と協議を行っているところです。今後におきましても、現地での協議が必要でございますので、都度協議を行いながら進めていく予定であります。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 16番、山本芳男君。
- ○16番(山本芳男君) 今現在、新しく建てた大栃橋が奥物部ふれあいプラザ側にちょっと入っています。そこから階段までが8メートルぐらいです。階段が8段あって、上へ上がるようになっています。そういうことで、やはりトイレを建てるときには1メートルか、1メートル50センチメートルぐらいは国道側から引かせて建てんと、歩道がずっとつきますので。今現在の橋が1メートルぐらい高くなっています。奥物部ふれあいプラザ側の駐車場からは80センチメートルぐらいの高さになります。それが緩やかな下り坂になって、奥物部ふれあいプラザへ入るところと、奥物部ふるさと物産館へ入るところが緩やかに下がってきます。そうすると、トイレを建てるところには歩道がございますので、ある程度やっぱり引かせて建てなくてはならず、かなりの面積を確保

しなくてはならないので、どうしても階段を撤去していただくということになります。 それで、階段をどうするかという問題ですが、これはやはり物部町の区長とか、奥物部 ふれあいプラザの管理をしております社会福祉協議会の、お名前を言いますけど、凢内 所長なんかとも話しながら、どこへ階段をつけるかということも協議していただきたい と思います。

一つの私の案としては、遊歩道のところはずっと今擁壁になっていますので、その外側へつけるとかいう方法もあろうし、それと今お話ししました、トイレを引いてやるところへ階段をつけるということも可能だと思います。将来的には、この遊歩道は余り使われていないんですけど、大栃グラウンドのところに駐車場とヘリポートがございますが、それからずっと遊歩道がございます。今樹木がちょっと大きくなって、余り活用していないということもございます。将来的には集落活動センターを物部町は立ち上げるということで今現在やっていますが、物部町のダム湖畔を散策というか、そういうふうなコースにすることも計画しながら、片側の駐車場の遊歩道が1メートルぐらいです。そこに、先ほど言いましたようにトイレと国道へ階段をつけたら、今の新しい橋を斜めから下側が見えるということがございまして、一つの観光の何にもなっていくと思いますので、ぜひ協議をして、皆さんが安心して使えるトイレにしていただきたいと思います。これは答弁はもう要りません。ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。それでは、次に移りたいと思います。

2項目めでございますが、国道195号のアジサイの管理についてでございます。

この問題につきましては、当初予算の審査委員会でもそれぞれ委員が毎年のように質疑をしておりますが、アジサイの見頃を迎えて、今、楽しみながら通行していると思います。そのアジサイの周囲が、最近は草もたくさん生えて景観がよくないというお話もお聞きいたしております。このアジサイの管理委託につきましては、年間250万8,000円という委託料も出しながら、この景観が悪いのでどうもイメージが悪いということで、その点をお聞きしたいと思います。

- **〇議長(利根健二君)** 香北支所長、前田哲夫君。
- ○香北支所長(前田哲夫君) お答えいたします。

国道195号の蕨野から橋川野までの区間に植えてありますアジサイの管理につきまして、例年なら5月中旬から下草刈りを委託にて行うところですが、今年はアジサイの花が咲いているのに雑草が伸びており、景観が悪くなっていることにつきましては御迷惑をおかけしております。

遅くなりましたが、香北あじさいロード管理委託業務として、アジサイの開花時期から剪定、下草刈り2回を実施する作業を専門業者に委託するよう進めています。昨年までは下草刈りと剪定と分けて別業者に委託していましたが、本年度は交通上の安全確保のため、交通誘導員も含めた一連の作業を同一業者に委託することになっており、そのために設計書や仕様書の作成に時間を要したため、例年より着工が遅くなりました。現

在、委託業者の入札待ちであり、内訳としましては、契約を結んだ6月末から予定しており、橋川野から蕨野までの区間においてアジサイの下草刈りを実施、その後、9月までに令和元年度事業でアジサイの苗を補植した橋川野、根須地区において下草刈り、施肥、剪定を行うようにしています。

また、業者委託のほかに支所職員による作業も予定しており、開花終了後、アジサイの選定作業を実施し、9月頃に施肥を実施する予定になっています。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 16番、山本芳男君。
- ○16番(山本芳男君) この国道につきましては年間の維持委託ということで、土 佐山田町から別府間ですが3業者が入って維持をしております。2日ぐらい前から、土 佐山田町と香北町の境の三谷ミートがございましたところから順次草刈りを始めております。あれを刈っただけで、はやイメージが全然違いますわね。その辺の兼ね合いは県の維持委託者と、まあ県との話になると思いますが、アジサイの管理というのはどのようになるでしょうか。県の維持管理の関係はガードレール側は30センチメートル、山側1メートル50センチメートルぐらいということで県とも契約しています。アジサイにつきましては、やはり周囲をきれいにせんともう全然景観が悪いということで、合併当初には我々も要請をいただきまして、各種団体、地域の者がアジサイを管理しておった経緯もありますわね。これはなかなか地域も高齢化で、ボランティアというのはもう厳しくなったので委託という形になったと思うんですが、やはり委託した限りは、せっかく香北町が「あじさい街道」ということでやったことを継続してやっていますので、今も今後のことをお話いただきましたが、ぜひこれはもう皆さんが楽しく見えるような形にしていただきますようにお願いいたしまして、もう再質問もいろいろしませんので、その辺はひとつよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、質問事項の3点目でございますが、グレーチング対策ということで、最近横断側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両が破損するという事案が多く見られます。今回も専決処分で、グレーチングが跳ねて破損したというような事案が出ていますが、これにつきましては、調査をしてどのように対応されていくか、まずお聞きしたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- 〇建設課長(井上雅之君) お答えいたします。

過去5年間程度になりますが、建設課にて把握している賠償事項等につきましては8件ぐらいありました。そのうちグレーチング蓋の落ち込み、跳ね上げ、盗難などによる事故は3件です。市内には市道が約1,000路線、延長は500キロメートルあり、そのうちの1、2級と言われるメインの道になりますが、約60路線、100キロメートルにつきましては、道路メンテナンス事業や通常のパトロールなどによりほぼ問題はないと認識しています。そのほかの大部分、その他の市道と言われる部分になりますが、

路線数、延長も多く、また幅員も狭く、勾配等いろいろ辺地の問題もあって、メンテナンス事業等の対象外となることから、パトロールによる調査等では追いついていないような状況です。

また、原因についてですが、昭和年代頃の現場打ちコンクリートでの水路壁、縦壁になりますが、グレーチングの引っかかり部分の経年劣化による破損が多いです。対策としましてですが、見つけたり、通報があれば、随時応急的な対応、復旧を行い、その後、維持工事や修繕工事などによる本復旧、本体の入替え等も現地によってやっております。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 16番、山本芳男君。
- 今、説明もいただきましたが、なかなか路線数とキロ数が 〇 1 6 番 (山本芳男君) 多いということで、調査といってもなかなか厳しいというような現状であると思います。 今回の専決処分で出てきた事案を見ますと、エンジンにグレーチングが跳ね上がって、 オイルが漏れて焼きついたということですが、多分グレーチングにつきましてもサイズ がいろいろありまして、9センチ、12センチ、15センチ、18センチ、24センチ、 30センチメートルとサイズがございますが、グレーチングの長さが1メートルと50 センチメートルというサイズになっています。多分、今回のグレーチングを跳ね上げる というと、グレーチングは18センチメートルか24センチメートルぐらいのグレーチ ングだろうと思います。30センチメートルではない、小さいグレーチングであると思 います。あちこちにグレーチングが小さいのも水の量によって設置しておりますが、結 局道幅が狭いと、3メートル50センチメートルであれば、1メートルですので3枚と 半分というようなことで並べていますので、分散され跳ね上がるのはもう当然でござい ます。応急として留め金があればいいんですけどないもので、物部町でもちょっとそう いうところがございまして、支所で跳ね上がるということで調査をして、番線で軽く締 めるという対応策もしています。そうすると、4つが一体になりますので、まず跳ね上 がることがないということが考えられます。なかなか年数もたつと地もどうしても動い てきますので、グレーチングがどうしても通るたびにがたがたという音がするような感 じになって、それが次第にばんと跳ね上がるということでございます。これは全面に対 応策を取ったらいいんでしょうけど、なかなか把握もできないというような状況で、地 域の方々のお話を聞きながら順次やっていくというのは、もう仕方ないと思います。通 報していただくというのもこれは一つのあれですが、建設業者らもそれぞれの災害地や 現場へ行っていると思いますが、業者はその辺は詳しいもので、ちょっとそういうこと も業者にお願いして、もしそういうところがあったら言ってきていただけないかという ようなことも一つの方法ではないかと思います。これはもうここで厳しく全部なぜとい うことは、苦労していると思いますので言えません。ぜひいろんな知恵を出しながら、 今までも何件かあるということはやはり仕方のないことですけど、少しでもそういうこ とが改善できるように、ぜひしていただきたいと思います。

今回の事案につきまして、ちょっとグレーチングの幅とかいうのはお分かりでないで すか。お構いなかったら、お願いします。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **〇建設課長(井上雅之君)** お答えいたします。

ちょっとメジャーとかスケールを当てちゅうわけではないですが、写真からいきます と24センチメートルのタイプやと思います。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 16番、山本芳男君。
- ○16番(山本芳男君) 多分小さいので跳ね上げて、エンジンが壊れるというような状況ではかなり車に衝撃がきたと思います。なかなかこれは難しい問題で、国道、県道らではもう絶対グレーチングは設置しないというような状況ですが、これは市と山の道ですので、どうしてもつけなくてはならないということで、今後につきましては、通報があれば随時応急的にやるというようなことでやっていかなくてはならないと思いますが、大変御苦労をおかけすると思いますが、対応策を取っていただきたいと思います。以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
- 〇議長(利根健二君) 山本芳男君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

(午前10時10分 休憩) (午前10時24分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

- 一般質問を続けます。
- 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山﨑龍太郎君) 13番、山﨑龍太郎です。通告に従い、順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、申告時期の事務についてお尋ねしてまいります。

昨年は申告期の2月定例会議において、同様の質問を行ったところでありますが、途中経過を聞く程度にとどまったところです。本年は申告事務結果の総括もできていると考え、質問させていただくところです。

コロナ禍において、担当課は大変気を使った申告事務を行ったと思われます。また、 期限も4月15日まで税務署に倣って行われたところです。

そこで、伺ってまいります。①です。

この時期、多くの市民が来庁し、待合い等も含め混雑している光景も見受けたところであります。3密回避の点からも事務の遂行にマニュアル等を持ち合わせて行ったのか、伺います。

〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。

〇税務収納課長(明石清美君) お答えします。

今年の納税相談では、コロナの感染拡大防止対策として分散化を図るため、還付申告と収入のない方の申告受付を2月1日から行いました。また、先ほど議員が言われましたとおり、所得税の対応に合わせて申告期限を1か月延長し、4月15日までとしました。対策について特にマニュアル化は行っておりませんが、申告受付では来庁者に検温を行い、待合席は距離をとるため従来より半分ほど減らし、その代わりとして庁舎内の会議室が確保できる日には待合室として利用できるようにしました。また、車で待つことを希望される方などには電話で呼び出しを行い、会場内はアクリル板やパーティションで人との間を区切り、人が入れ替わるたび机などの消毒を徹底しました。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 様々な考え得る対応をされたことには納得いたします。 そこでですが、車で待っていただくとかいうことも配慮されたということですが、職員の市民に対する接遇ですわね、申告に入るときにアクリル板を設置したけど、長時間に及ぶときもありますわね。そういうときにはちょっと途中で時間を挟むとかをなされたことはないですか。一貫した事務ですので最後までやり届けて、また終わったら消毒するとかいう作業なのか、そこはどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- ○税務収納課長(明石清美君) 長くなるときでも、特に途中で中断をしてということはしていなかったと思います。
 以上です。
- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) もう一点ですけど、還付申告等を2月1日から始めたということで、それはいい対応と思うんですが、それの周知なんかはどうでしたか、行き届いていましたか、件数等も踏まえていかがでしたか。
- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- ○税務収納課長(明石清美君) お答えいたします。

周知につきましては、広報で行いました。件数については、2月15日までに申告受付した分が全部で243件でした。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山﨑龍太郎君) ②です。

期間中の申告件数、2月1日から2月15日の243件は伺いました。それ以降の申告件数についてお尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- ○税務収納課長(明石清美君) お答えします。

ちょっと 2 月 1 6 日以前も含めたものの件数でも構いませんでしょうか。 2,9 5 6 件です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 3月16日から4月15日は、見たところ規模を小さくして対応されたように思うんですけれども、その期間中に対応した件数というか、割合でもいいんですが、そこはいかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- ○税務収納課長(明石清美君) お答えします。
 3月16日以降の受付件数が440件で、全体の約15%です。
- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- **〇13番(山﨑龍太郎君)** 次に移ります。③です。

本年の申告は、ほとんどの方の基礎控除アップに伴い、各控除の変更、医療費控除の 領収書添付の廃止、確定申告用紙の記入欄の変更もあり、戸惑いもあったと思います。 所得税は自主申告、住民税は賦課課税を徴収していくわけですが、もちろんそこら辺は 担当サイドは大丈夫でしょうが、市民サイドがなかなか理解ができていないというとこ ろもございます。トラブルめいたことはなかったのか、お尋ねします。

- ○議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- 〇税務収納課長(明石清美君) お答えします。

令和2年分の申告については、議員が言われましたとおり、基礎控除改正や申告書の様式に変更がありました。控除の改正については、確認のお問合せをいただいたりしました。医療費については、令和2年分の確定申告から医療費額などを記載した明細書、または、医療保険者からの医療費通知書の添付が必ず必要になりましたが、集計等をされてきていない方には会場でお願いすることはありました。いずれもトラブルというほどのものはございませんでした。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 集計等をされていない方には会場でということでしたが、 それは別室とかですか、それとも、その場で吏員も含めて対応をしたのか。結構電卓を 押してやるのも時間がかかりますわね、医療費明細もそうですが、それ以外があったと したときにはやっぱりなかなか時間がかかったりしますが、そこら辺はどういうふうな 事務をされましたか。
- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- ○税務収納課長(明石清美君) お答えいたします。 会場内に集計ができるスペース、机を設けておりました。そこでは職員が付き添うといったことはございませんでした。
- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。

- ○13番(山崎龍太郎君) 本人が電卓なりを押して集計をするということですが、 例えばですが、医療費明細以外の領収等、薬局で買ったとか、タクシー代とかがあった りした場合、そういう分に対して、領収等の確認は担当の者がされているのか。それは しなくて、もう本人がそこは計算して、それを信用して次のステップへいくのか。そこ はいかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- ○税務収納課長(明石清美君) お答えいたします。

明細書に記載されてきたものについて、領収書等との突合までは行っておりません。 あくまでも申告書は課税資料の一つであり、正しい額を申告していただいているものと 考えますけれども、例えば金額や内容等でつじつまが合わなかったりといったことがあ れば、聞き取り等で確認をさせていただくということはあるかと思います。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) もう一点、いろいろ複雑なこともありますが、1回で終わらなくて何回も来庁されて申告が終わったという方は、3,000人近い中で何人かおられますか。
- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- **〇税務収納課長(明石清美君)** お答えいたします。

必要な提出書類を持ってこられていなくて、再度来ていただくということはあります。 特に、提出書類の種類が多い住宅借入金等特別控除の関係などにあるようです。ほかの ケースとしては、納税相談で話をしている中で、保険料等の控除を追加できるというよ うなことが分かって、再度金額が分かるものを持ってこられるといったことはあったよ うです。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山﨑龍太郎君) 次に移ります。④です。

昨年の答弁では、消費税申告の対応は困難であるとのことでありました。分離課税や 先ほど言われた住宅の借入れ等、それについては時間はかかるけど受け付けているとい うことでした。譲渡申告、分離課税で第三表を使っての申告ですが、私どもの認識では 昨今この申告件数が伸びているんじゃないかと推察しますが、状況をお尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- ○税務収納課長(明石清美君) お答えいたします。

土地・建物及び株式等に係る譲渡所得等の申告について、来庁された場合は受付を行っているところですが、大変時間を要することがありますので、広報では譲渡株式等の申告で確定申告となる方は、なるべく税務署での申告をお願いしているところではあります。件数につきましては、平成29年分が45件、平成30年分が50件、令和元年分が49件、令和2年分が36件でした。

以上です。

何件でしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 確定申告をお願いしているということですが、この部分は市民税申告じゃなくて、所得税申告の部分を市でやっているという認識でいいんですね。
- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- ○税務収納課長(明石清美君) 来られた場合は確定申告の受付をしております。
- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山崎龍太郎君) 次に移ります。⑤です。未申告の不利益は市民自らにかかってまいります。市は申告が必要と思われる方に、5月には申告を促す文書を送付していると昨年答弁がございました。今年の送付件数は
- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- ○税務収納課長(明石清美君) お答えいたします。 今年の送付件数は647件です。
- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 昨日の質問でも出たんですけど、納税義務者が約9,00人ということで、その中で200万円以下が約7,000人、納税義務なしが800人弱というふうなこともあったんですが、全部で約9,000人という納税義務者、市民税申告は約3,000人がされているというふうな中ですが、まだ647件の方に送付するということは、この方々は従来申告をされていたけれども今年に限ってしていないと、毎年ずっとこの傾向でしていないとか、そこら辺の状況はいかがなのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- ○税務収納課長(明石清美君) 毎年の状況、お一人の方が継続しているかというようなことについては、ちょっと把握できておりません。
- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 私の認識ではすごい多いと思うんですわ、約600人の方に、あなたはまだ申告していないので申告をしてくださいと促すということに対しては。これをしていなかったら、国保は国保のまた申告もあるんですけど、そういう減免の対象にもならなかったりしますわね。実際のところは市民に不利益がかかるということで、現実、この647件送られて、どれくらいの反応がございましたか。その期限後申告をされたとか、そういうことについてお尋ねします。
- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- ○税務収納課長(明石清美君) お答えいたします。
 6月7日時点で251人の方から申告書の提出がありました。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) まだ400件ぐらいの方がそのまま放置されているということです。何らか私は対応してもらいたいと思います。住民税非課税世帯になるかもしれないけれども、実際のところは申告という事務を、確定申告は自分でするんですけど市が賦課課税するわけですので、その大前提がされていないということはやっぱり後々の市の事務にも、極端に言うたら、滞納があった場合には徴収に動かんといかんけど、申告している場合と、していない場合やったら全然違いますわね。国保のこともそうなんです。そうなった場合には、やっぱり残りの方にも再度の呼びかけをする必要性があると思いますが、そこについてはいかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- ○税務収納課長(明石清美君) お答えいたします。

税務収納課が対応した方と全く同じ対象ではないと思いますけれども、先ほど議員が おっしゃいましたように、国保と後期高齢者医療保険でも、それぞれ所得が必要な方に 対しては申告の案内をしておりますし、税務収納課でも、所得が把握できた方で申告さ れていない方には、訪問等をして申告書の提出をしてもらうようにしております。

あと、例年の未申告状況なんですけれども、案内を送付した方に対してですけれども、 平成30年分の最終未申告が109人、令和元年分の最終数値が79人でしたので、ちょっと今の時期で過去の分と比べる資料がありませんので、今年の状況が多いか少ないかというのはちょっと分からないところではあるんですけれども、年の終わりには未申告の方が随分減ってくるのではないかとは考えているところです。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 実際、時効のこともあるし、さかのぼっての申告もできるんですけど、先ほどちょっと安心したのは、平成30年と令和元年で179人ということで、年度末ぐらいまでにはかなり減少するということであろうでしょうが、様々な諸事情があってまた申告に来るとかいうふうなレベルと私は思うんです。だから、そこに至るまでに再度の啓発を、ちょっと案内等に係るかもしれませんが、広報に載せるなりね。広報を見ていない方がおられるがやったら、やっぱり特定の人ですので封書で個別案内を。ちょっと以前もあったんですが、封筒の色を変えて「注意です。あなたに不利益が及びます。」というふうなことを書いて、今年で言ったら残りの400件ぐらいの方にお送りしたらいかがでしょうか、提案ですが。
- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- ○税務収納課長(明石清美君) お答えいたします。

再度の案内文書を出すことを現時点では考えてはおりませんけれども、引き続き広報等で周知をして、申告を促していきたいと思います。また、申告については、原則皆さんにしていただくものですので、その意識を持っていただけるように、今後、広報などの内容を工夫していきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- **〇13番(山﨑龍太郎君)** 2番の質問に移ります。

国保の医療費通知の流れは昨年確認させていただき、11月、12月分の医療費通知書、お知らせは2月下旬に市民に発送。また、2月中に必要な方は、2月中旬以降に申出があれば医療給付明細書を交付できるとのことでありました。また、後期高齢者医療については時期がずれ込むとのことでした。

①です。

昨年と今年の国保及び後期高齢者医療における窓口での明細書発行件数をお尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- 〇市民保険課長(植田佐智君) お答えします。

市の窓口で発行しております医療給付明細書の令和2年度発行件数は、国保が23件、 後期高齢者医療が3件でした。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 平成30年度が昨年の質問では国保が20件ということでありまして、実際令和2年度が23件で若干上昇しているということで、思ったよりは余り窓口へは来ていないなというふうなことがあります、実際のところ医療費控除を適用するかせんかにもよりますが。こういう改正があって、自らがお知らせを手元に残している方も多かったかもしれませんけど。

そこでちょっと関連して聞きますけれども、医療費の控除対象で還付等を受けたいとなった場合、家族分を合算して医療費を算出するという方が多いと思いますが、医療費控除の適用を受ける場合、後期高齢者の方が家族内におられたら国保の部分と合算してとかいうことになってくるんですが、国保が昨年時期がずれ込むということで、私が相談を受けた部分で、後期高齢の場合は3月中旬でもまだ1年分は出ていなかったんですわね、ずれ込むということですが、申告は通常でいったら期限が3月15日となっていますので、そこら辺はもうちょっと後期高齢のほうの事務を早められないかなと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) 質問の③にちょっと関連してきますけれども、後期高齢者医療は、前回の説明で遅れるというお話をした後、見直しを行いまして、できるだけ確定申告に医療費通知が間に合う診療分を多くしようと、できるだけ明細、医療費の領収書で対応することを少なくしようということで、見直しを行っております。 令和3年度から医療費通知を年3回の送付に変更しまして、12月分は御自分で領収書を持っていってもらわないかんけれども、11月診療分までは医療費通知で対応できるような形で見直しを行っております。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山﨑龍太郎君) ちょっと元に戻ります。

先ほど課長が、国保については令和2年度が23件と言いましたわね。令和3年度分は出ていませんか、今年の分。これは令和2年度の時期やき、令和3年に受け付けたという意味ではないがですかね、確認です。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) 発行件数を申し上げましたのは、令和2年の診療分についてですので、令和3年の診療分はまだ始まったばかりで確定申告にも関係がないので来ないと思います。
- O議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- **〇13番(山﨑龍太郎君)** 次に移ります。②です。

通知明細書に合計額の記載について、国保連合会に検討をしていただくよう、要望を 上げていただいたところでありますが、そのときにはすぐ動いてくれたので、すぐ何と かなるのかなと私のほうは思っていたんですが、残念ながら変更がございません。今後 の可能性はどうなのでしょうか、お尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) 国保の医療費のお知らせは、国民健康保険中央会のシステムを全国の国保連合会が利用して作成しているとのことです。このシステムが合計金額表示に対応していないことから、合計欄を追加できないことが分かりました。そこで、今後は中央会のほうに仕様の改定を要望していくとのことでございます。
- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 申告において、今まで領収でもオーケーだったわけですが、明細書を添付し、領収は保存という形に改正されたわけです。先ほどの課長の答弁で、今後改正されることが期待されるんですが、納税者の労力軽減ということからいっても、ぜひ合計額を記載していただきたいということであります。その旨強く課長から、また機会があるごとに言ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) システムのことですし、全国に関係してくることですので、この要望は割合皆さんに関わってくることなので、必要なことかとは思いますけれども、システム改修ができるかできないかは待つしかないということで、強く私が言うところでどうにかできるものでもないということです。ちなみに、後期高齢者医療通知のほうは令和3年度から合計金額を掲載いたします。
- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- **〇13番(山﨑龍太郎君)** 次に移ります。③です。

医療費通知明細書の2か月ごとの送付の必要性についてでありますが、課長からは税制改正によって用途が増えたので、従来どおりか、年1回でよいか、連合会で検討いた

だきたい旨の答弁が昨年ございました。その後、進展めいた話はございますでしょうか。 また、必要経費についてもお尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- 〇市民保険課長(植田佐智君) お答えいたします。

医療費のお知らせの本来の目的につきましては、通知にも書かれておりますし、過去 に何度か答弁しておりますので、議員も十分御認識の上での御質問と思います。

そこで、医療費通知の送付頻度についてですが、年1回以上であれば、保険者の判断により、自由に回数設定できるところではございますが、本来の目的を勘案しますと、現状のままでよいのではないかと考えております。ちなみに、平成21年の厚生労働省高齢者医療課長通知、長寿医療制度における医療費適正化対策事業等の実施についてでは、年3回以上通知することとされております。また、後期高齢者への医療費通知は、先ほど申しましたように令和3年度から年3回送付に変更されております。

次に、医療費通知の経費でございますが、令和2年度の国保は作成費と送料を合わせて168万1,171円でした。後期高齢者医療は業者委託しているため、香美市に限った作成費用は分かりません。そこで、おおよその郵送料ではございますが、34万円から35万円かかっているとのことです。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- **〇13番(山﨑龍太郎君)** 昨年の答弁より若干、これについては私も承知した上で聞いているところであります。

ただ、やっぱりこれを見て、私が健康管理、国保制度に対する関心は深まるかどうかということについては、私どもはやっぱり実際のところ、日常の健康管理についてはかかる医療機関等の先生に相談しながら行うし、領収等があれば少なくても5年間は保存ですので、過去にかかった履歴らも分かります。これは今後、税務署に行くわけですわね。だから、本来の目的、そのとき見たものは、もし申告が必要やったらこれは手元になくなると。もちろん医療費控除の対象じゃなかったら置いておく方もおると思いますし、すぐ廃棄する方もおられるとは思うんですけど、課のほうが考える目的と、私どもが考える認識に若干ずれがあると思いますけれども、課長は通達も踏まえて言われたと思うんですが、年1回を推奨しゆうわけではないがです。ただ、実際のところ、後期が年3回になったんやったら、年3回で168万円要る経費が3分の1になると思ったときには、改善の余地があるん違うかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- 〇市民保険課長(植田佐智君) お答えいたします。

議員が言われましたとおり、課の考えではなく、国等の考え、県の考えも踏まえた上での通知でございます。

もう一つ、その通知には書いておりませんけれども、通知をすることによって医療費

の不正請求抑制等も狙ってのことでございます。それを出しているということが分かっているからこそ、請求する側も、むやみに受けたことのない医療費を上げていくというようなことに、押さえがかかっているんではないかと思っております。

本来の目的を考えますと、年1回でよいとは私も考えておりません。3月に1回で年4回送付した場合、県の交付金がなくなりますので、単純計算ではございますが保険者負担が増えます。後期と同じように今の半分の年3回送付した場合、経費は20万円ほど抑えられますが、通知回数を半分に減らした場合の目的達成効果は、経費節減以上に低くなるのではないかと考えております。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 調整交付金のことも踏まえての見解ということでしょうかね。そこのところは一定理解しますが、私どもの見解、今の時点では課長の見解とは相入れないということで、この件については一旦終わりたいと思います。
 - 3番の質問に移ります。都市計画マスタープランについてであります。

先ほど市長のほうから山田バイパスを両方から工事したいとか、それから、地場産品の店の件とか、それから、新工業団地のことについても触れられたところであります。都市計画マスタープランにも様々書かれており、あけぼの街道、山田バイパス沿道に産業地区計画検討エリアの整備方針が掲げられております。田園環境ゾーンを主とした山田西町駅北西周辺地区、予岳地区周辺、佐岡地区等であります。土佐山田中央地区のエリアは、新たな店舗や工場等の立地促進に向けた地区計画制度の活用について検討するとなっております。また、佐岡地区は新たな工業流通団地等の整備について検討すると方針化されております。

そこで、順次伺います。①です。

策定委員会での意見等を踏まえ、現時点での構想をお尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **○建設課長(井上雅之君)** まず最初に、香美市都市計画マスタープランを隅々まで 熟読されていることにお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

香美市都市計画マスタープランでは、土佐山田中央地域の将来像を新たな価値を創造し、活気あふれる地域としています。あくまでもマスタープランは将来の土地利用の方針でありますが、人との触れ合い、交流とともに新たな産業や価値を生み出す地域を目指し、庁内各部署にて検討中の課題について、香美市都市計画マスタープラン幹事会(庁内会議)にて協議し、今後の方向性の確認を行い、地域ワークショップや策定委員会の意見を基に産業地区計画エリアとして計画しています。また、産業振興にはどうしても道路が必要ですので、道路を中心としたエリアの選定ということになっております。

今後、実現に向け、関係部署、関係機関などと連携、調整協議を行い、計画を進め、 併せ事業等につきまして、計画・実行・評価・改善のサイクルにて見直しを図らなけれ ばなりません。そのためにも、幹事会で出てきた内容の検証、庁内等での協議は絶対必 要と考えます。また、香美市マスタープランはできたばかりですので、今後民間の御意見なども含めた動向に注視しなければならないと思います。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 最後に民間の動向も含めたことに注視していくということを言われたんですが、ということは、民間開発の意向なんかをつかんでいくということなんですか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **〇建設課長(井上雅之君)** 後の話ともダブってきます地区計画、民間業者、民間の 方々の計画、NPOといった団体等の計画も可能ですので、そういうところの御意見、 どういう形でもっていったらいいかということを注視、注意しなければならないという ことです。

以上です。

- O議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 少し具体で聞きますけれども、先ほど市長も言われた地場産品の店的な、ぱっとひらめいたのが以前出ていた道の駅のこととか、そんな話も構想の中で、まあ実際は具体には出ていないんですけど。そんなこととか、流通団地は佐岡のほうになるかと思いますし、テクノパークの件もありますけど、流通団地になったらちょっと違うのでしょうが、こういうのはやっぱり各課からの要望というか、そういうことになったら商工観光課のほうですわね。商工観光課のほうからや民間から話があって具体になっていくということでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **○建設課長(井上雅之君)** 議員の言われたとおり、やはり各課の政策、施策的なものが集まってきて、集約をどこでするかという問題はあるかもしれませんが、建設課サイドとしましては、どういう方向をしたらいいかをまとめて、その方向性の中で市一つになって進んでいかなければならないものと思っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山﨑龍太郎君) 次に移ります。②です。

土佐山田中央地域では、立地促進に向けて地区計画制度の活用を行うとのことでありましたが、いかなる流れになるのか、お尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **〇建設課長(井上雅之君)** 現場の諸条件等は当然ありますが、地域の実情に応じた きめ細やかなまちづくり、産業づくりを進めるため、詳細計画である地区計画の制定を 積極的に推進していきたいということです。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- **○13番(山﨑龍太郎君)** 地区計画策定を積極的に進めていく立案は建設課になる ということですか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **○建設課長(井上雅之君)** 後の答弁ともダブってくる場合がありますが、現在マスタープランとして地区計画を推奨するという土壌ができたので、併せて今後地区計画が実現できるよう、条例等整備は本年度進めていかなければならないと考えています。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 条例等を整備するということでありましたが、事業の推進は各課から上がってきた部分で地区計画を立てていくということですが、条例ってどういうふうな中身になりますか。実際市だけではいけませんわね、民間のことも出ましたし、NPOのことも話が出ました。結局はそれが課で集約されて様々な方向性の地区計画を行う、基本はマスタープランがあって、それで地区計画が可能になると。そのときにはやっぱり条例化して、官だけではいかんから民の協力とか、地元の合意とか、いろいろかいろあると思うんですが、そこら辺はいかがな条例になっていくのか、お尋ねします。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 国道交通省のホームページなんかにも載っていますが、このような流れの中でいくような形になろうかと思います(資料を示しながら説明)。その中で計画決定の内容の告示とか、縦覧とかという制度が出てきますので、その中で都市計画法第20条とかになっていますが、市町村の条例に基づく制定とかいう形でうたわれるというふうに認識しています。地区計画、工業団地にしろ、前山の向陽台団地なんかがそういう形で過去にやったみたいですが、やはり地域性を出したりという形と認識しています。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- **〇13番(山﨑龍太郎君)** 次に移ります。③です。

市街地ゾーンのあけぼの街道沿いは、住宅地等を立地しやすい条件整備、建蔽率や容積率の改善等もこの間行ってきたところです。今回、田園環境ゾーンと市街化調整区域なんですが、店舗、工場等の立地促進に向けて、規制緩和等について見解を伺うものです。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 今回、香美市都市計画マスタープランができ上がったことにより、本市において地区計画制度の活用が可能といいますか、もっと推進するということになります。現在、人口減少時代となり、土地利用において矛盾もありますが、

今後進む方向として持続可能なまちづくりということで、より経費負担を抑えていかな ければなりません。

その中で、大変厳しい選択も迫られることから、香美市マスタープランに基づき取り 組んでいかなければなりませんが、既存集落の維持などによる土地利用計画については、 関係機関と検討、協議は絶対必要と考えています。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 基本、集落維持のため、土地利用計画等を協議していく ことが規制緩和に当たっていくという認識でいいのか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 地区計画と少し違う場合もあったりしますが、今まで3 月定例会議等でもお答えしましたが、調整区域内での借家構想、その他というのも可能 になっていくというのが規制緩和と認識しています。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- O13番(山﨑龍太郎君) 調整区域はかなりたくさんの縛りがありますわね。実際 そういう中で、地元合意ができて地区計画を立てた場合には、それが優先するという認 識でいいんですね。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **〇建設課長(井上雅之君)** どういう形で計画するにせよ、県、市、関係機関との協議は必要ですし、やはり正直クリアすべき諸条件というのはやはりあると思いますので、その中でそれをどうやってクリアしていくかという中の一つの方法と思っております。 以上です。
- O議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- O13番(山﨑龍太郎君) かなり難しい側面もあろうかと思いますが、奮闘を期待 します。

次に移ります。④です。

計画が具体化され、市検討で協議を重ねながらベースのインフラ整備も行い、民間活力に依存していくということにもなろうかと思いますが、担当としてどのようなプランを描いているのか、お尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 今までの答弁とダブってくるところもありますが、関係機関との協議は絶対必要ですし、また、市においての財源等の問題も当然出てくる話だと思います。現在担当レベルにはなりますが、何かあれば関係課と協議は行っていますし、具体的な案件となれば、県、市、できれば国まで含んだような協議ができるような形へ持っていきたいと思います。

また、併せまして地区計画が実現できるような形での条例整備等も今年度計画してい きたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 条例整備に向けて参考になるような部分があるのか、それとも、何か市民の知恵を借りんといかん部分があるのか、そこら辺はいかにお考えでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) まだマスタープランができたばかりで、現在まだ計画の次の段階の具体的な案というのはできていませんが、条例というのは、ほかの関係類似団体等のものと大きく変えることはまず不可能です。現在、その中でどこがえいのかより食いをしゆうような形です。また、何かありましたら御協議、御意見などいただければありがたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 田園環境ゾーンの山田西町駅のマルナカの西のほうですが、結局調査なんかは、もう初め条例整備に向けて、極端に言ったら、その地域は産業地区計画検討ゾーンとしてビジョンを掲げたと、それについて民間になるのか、地元になるのか、そういうところについての調査活動なんかはする予定がございますか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 産業的なゾーンとして、一応道路縁、道路がないと何も始まりませんので、道路周辺という形で一応計画しました。ただ、各課が持っていますので、その中でこの部分は商業地域なのか、工業地域なのか、何を持ってきたいのか、何をしたいのかというのは、各課のほうで検討していただきたいと。それがある程度煮詰まったら、建設課のほうで方向性を決めて法整備とか、あと面整備といいますか、民間にしろ、行政がやるにしろ、それに対するある程度の面整備的なものが出てくる可能性がありますので、そこら辺は注視して検討しなければならないと考えています。以上です。
- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 4番の質問に移ります。都市排水の課題についてお尋ねしてまいります。

雨水管等も整備され、大雨時至るところで冠水が見られた以前の状況から改善していっておりますが、現在でも土生川に流す排水量が制限されており、厳しい状況も見受けられます。

そこでお尋ねします。①です。

水路、スクリーン等の日常管理はどうかという点です。大量のごみ等で大雨時に水路

の機能を果たさなくなり、冠水に至るケースもございます。スクリーン清掃を委託されている方が、毎日除去に追われている光景を目にするときもございますが、余り管理が行き届いていないのではと思われるケースもございます。その点を踏まえて、見解をお尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 〇環境上下水道課長(明石満雄君) お答えします。

現在のところ、日常の管理として、スクリーン及び雨水排水転倒ゲート等の維持管理につきましては、月4回以上の清掃作業や大雨後の転倒ゲートの起こし作業等を業者委託によって行っております。また、職員におきましてもゲートの動作確認等を年数回行い、状況により業者へのメンテナンス依頼や管渠等の堆積物除去等を行い、的確な施設の管理に現在は努めております。今までの積み重ねの中で、現状ではこの対応でできていると考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 梅雨の時期とかで頻度が高まるかもしれませんけど、大雨後はいっぱいたまっていますわね。大雨になったときに塞がっていたら、実際は冠水してしまうところがあります。大雨の前、予測がつくときには、それはもう委託者に任せていますか、そこら辺はどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 〇環境上下水道課長(明石満雄君) お答えします。

降雨時、大雨予報時等につきましては、数年前から職員による2か所のゲートの事前 点検等を行うなど、先ほど言いましたように詰まりと施設の事前点検を行っております。 また、今後の課題に対応するために、降雨時等の危険な状態でない場合につきましては、 車において巡回パトロール等を職員によって行い、状況等の把握、写真や動画に残して、 今後の対応や改善等、先ほど言いました維持管理の改善等ができるような形の対応等も、 現在のところはとっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- **〇13番(山﨑龍太郎君)** 次に移ります。②です。

あけぼの街道の雨水管は市民グラウンドからファミリアの横へ、それから、中組を通って土生川へ地下を行っております。現在、どれくらいの量を流してよい約束なのか、お尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 〇環境上下水道課長(明石満雄君) お答えします。

あけぼの街道の中央雨水幹線につきましては、関係機関の高知県、旧土佐山田町、南 国市、土生川放流反対期成同盟会の4者で、最大毎秒14トンの雨水排水量として覚書 を交わしております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 毎秒14トンということですが、実際流量等については報告の義務はございますか、4者で覚書を結んでいるということでありましたが。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 〇環境上下水道課長(明石満雄君) お答えします。

覚書の中に流量等の報告の義務はありませんが、代わりに毎年1回、排水の水質検査等の結果を放流反対期成同盟会、南国市に報告するとなっていますので、吐出口におきまして堆積土砂の検査を行い、報告を年2回行っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- **〇13番(山﨑龍太郎君)** 水質検査を年1回報告しているということですが、今までそれについて問題はございましたか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課長、明石満雄君。
- ○環境上下水道課長(明石満雄君) 水質汚濁防止法の項目検査を行っておりまして、 現在のところ基準値を超える異常はあっておりません。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 雨水管は下を行っているんですけど、とさやまだファミリアのところらでも上を水路が行っていますわね。そこにゲートも設置されているんですけど、水路の水は14トン、排水路にはもちろん関係ないとは思うんですが、結局雨が降ったときに、ゲートを通って管へ流れていきますわね。そういう部分も雨水管に入っていくというときに、14トンのうち今まで最大どれくらい毎秒流出したのでしょうか。
- **〇議長(利根健二君)** 環境上下水道課長、明石満雄君。
- ○環境上下水道課長(明石満雄君) お答えします。

実際14トンに当たりまして、計画面積の変更等を行っています。その中で現在残っているデータとしまして、実際出口の手前に水位計がついておりまして、水位計で流量換算をしております。平成26年の6.7トンが現在のところ最大となっております。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 新町西町線ができて雨水管もまた通っていくわけで、半分ぐらいの7トン弱ということでありますけれども、現状はそういうふうな雨水の量が来ても、まだまだキャパはあるという認識でいいんでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課長、明石満雄君。

〇環境上下水道課長(明石満雄君) お答えします。

担当とも協議をしましたが、新町西町線の幹線が完成しても、実際排水の経路が変わるだけで、キャパはまだ余裕があると考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- **〇13番(山﨑龍太郎君)** 次に移ります。③です。

以前、同僚議員の質問において、全体の排水対策については任意のプロジェクトの関係課長等で話合いもなされていると伺ったところでありますが、土生川への排水についても協議の必要性があろうかと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 〇環境上下水道課長(明石満雄君) お答えします。

現在、覚書がありますので、必然的に雨水流出量が毎秒14トンを超えない範囲内での対策検討となります。実際、覚書の中に、放流反対期成同盟会とそれぞれの時点において協議すると記載がありますので、内容等によっては今後も協議を行う必要が出てくるのではないかとは考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 協議を行う必要性はあると言いましたが、実際私も施設を見らせてもらったんですが、最後土生川へ流すところはもう14トンで規制されていますわね、それ以上はもう流れませんわね。協議して、もしそれ以上の流量もオーケーとなる可能性はありますの。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 〇環境上下水道課長(明石満雄君) お答えします。

14トンというのは、土生川、新改川、国分川の'98高知豪雨があった平成10年以降の河川改修等で、県が示した数字が14トンでありますので、実際それ以上のものは不可能であると考えます。

以上です。

- O議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- ○13番(山崎龍太郎君) 前段の質問で産業地区計画検討エリア、土佐山田駅の西、 北辺りは今後計画に、将来的なことですわね、今度はこれが実現の方向性ともなれば、 また排水対策についても検討せんといかんと思うんです。全体の部分での話合いもある と思うんですが、実際全体を見たときに戸板島の2号幹線のこともあると思いますけど、 課長はそこらへんの将来展望を見たときには、どのようにこの排水対策をお考えなのか、 伺っておきます。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課長、明石満雄君。
- **〇環境上下水道課長(明石満雄君)** 現状では、マスタープランにありますように、

市街化区域内における雨水対策を進めていくというふうに記載させていただいております。そこら辺の区域内における分につきまして、来年度以降の新町西町線雨水幹線完成後において、従前より課題の残る箇所等の対策を順次進めていきます。昨年度から先に行っている調査結果等を基に、来年度、降雨時におけるシミュレーション等を実施し、その結果によって見直し、検討を進めて、各課、関連機関との調整協議をしながら進めていきたいと考えておりますが、マスタープランにおける調整区域外につきましては、また法令等で縛りがあって、協議や対策等はとっていかなくてはならないと認識しておりますので、それについては別途また建設課や関係機関と協議しながら進めていきたいとは考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 13番、山﨑龍太郎君。
- 〇13番(山﨑龍太郎君) 以上で私の質問を終わります。
- 〇議長(利根健二君) 山﨑龍太郎君の質問が終わりました。

消毒のため、休憩いたします。

(午前11時31分 休憩) (午前11時33分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、9番、村田珠美さん。

○9番(村田珠美君) 9番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

1つ目、子供たちの未来について質問をいたします。

文部科学省では、Society5.0時代を生きる子供たちの可能性を引き出す、個別、最適な学びと共同的な学びを実現するためには、学校現場におけるICTの積極的な活用が不可欠との観点から、GIGAスクール構想を推進してまいりました。本年4月から全国で義務教育段階の学校において、児童・生徒の1人1台端末及び高速大容量通信環境の下で、新しい学びが本格的にスタートとなりました。このことにより、学習内容も広がり、より研究的な学習ができることになります。しかし、健康面など、心配されるところはあると思います。ICTの利用により、すぐに心身への問題が生じるわけではございませんが、初めが大切だと考えます。児童生徒が端末やインターネットの特性を理解して、安全に安心して正しく使える環境を整備していくことは非常に重要だと思います。

先日、ある学校で、子供たちの使用するタブレット端末機を見ました。タブレットとキーボードもついているので、軽量でコンパクトなノートパソコンのような形でございました。これは将来的にも使い勝手が広がって、すごくいいなと思いました。小型ですけれども、2通りの使い方ができると思いました。

それでは、順次質問をさせていただきます。今回は開始となったばかりですので、まだ検討中のところもたくさんあると思いますが、4つの項目について伺いたいと思います。

コロナ禍の中、子供たちを取り巻く環境が様々な形に変化しております。

①です。

今年度からタブレット端末1人1台がスタートいたしました。順調に進んでいるのか、 伺います。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- **〇教育振興課長(公文 薫君)** 村田議員の御質問にお答えいたします。

タブレットの配付やインターネット接続に必要な環境は完了しております。また、児童・生徒等の使用に関しましても、学校規模などにより多少の違いはありますが、計画的に進んでいると認識しています。また、今後、教職員等への研修も計画的に進めていき、タブレット端末活用の促進につなげていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 順調に進んでいるということでよかったと思います。 せんだって1年生にちょっと伺ってみたんですけれども、まだタブレットではなくパ ソコンをちょっと触ったけれども、楽しかったというふうに話してくれました。中には、 ブルーライトが少し苦手とか、タブレット端末機が苦手ということはないでしょうか。
- ○議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

順調には進んでおりますが、個々にはいろいろと課題等もあるとは思っております。 ブルーライトが苦手というような具体的なものが、私のところまで聞こえてくることは 今のところありません。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 子供たちも今までパソコン教室などはあったと思うんですけれども、今年度から1人1台ということで、また高学年の方なんかも意気込みが違うかなと思いますので、先ほど先生方の研修も重ねていくということでしたので、期待しております。

それでは、次の質問にまいります。②です。

低学年、高学年、それぞれに端末を利用した授業は違うと思うんですけれども、どんな計画を立てていますでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

国や県、他市町村の先進的な事例も参考にしながら、市が進めておりますICT教育

の方向性やプログラミング教育グランドデザインに基づき、計画的に進めております。 児童・生徒の発達段階や教科書等の学習内容を考慮に入れ、義務教育9年間で系統性の ある統一した学習ができるよう、研究を進めてまいります。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 低学年、高学年というふうに、今のところは分けられる段階 ではないと思いました。

続けて③で伺います。

課題があるとしたら、ないのかもしれませんけど、そこまでいっていないのかも分かりませんが、どんなようなことがあるでしょうか。また、そのことに対しまして、対策などが今まであったとしたら教えてください。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

タブレット使用に関する条件整備等は計画どおり進んでおりますが、環境整備面や使用する際のトラブルへの対応等、まだまだ様々な課題があります。その解決に向けて、日々学校、関係機関とも連携を取りながら、ICT支援員を中心に対応を行っております。一例を申しますと、中学校のほうではネットワークが途切れるなどのことが起こったり、小学校のほうでは光回線に変えましたけれども、速さが変わらない等の不具合が出たものについては、順次調査をして改善しているということです。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 途切れたりとか速さが違うということで、そういった整備上のところが出てきているということですよね。

ICT支援員という話が出ましたが、どこの学校にも1人以上はいるのでしょうか、 お尋ねします。

- ○議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 今現在、香美市で1人のICT支援員に活動していただいております。順次募集をして、もう1人お雇いしたいところですけれども、今のところなかなか人手がいない状況です。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 分かりました。一人ではなかなか大変だと思いますし、学校にもパソコンに長けている先生方もいらっしゃるとは思いますので、早急に困ったことは今のところないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 教職員の先生方にも協力していただいておりますし、

タブレット導入時の委託保守の関係で、フォローしていただいているところもあります。 また、ICT支援員だけでなく、職員にも電話で相談等がありますので、そのときには 職員が動いたりとか、いろんな手だてで学校が困らないように頑張っているところです。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 学校との連携をしっかり取ってやっているということでした ので、大変だと思いますけどよろしくお願いします。
 - ④の質問です。

タブレット端末を利用した授業が始まり、先生方も、先ほどもありましたが、新たなことに対応することも増えてきて、さらに多忙になられたと思います。先生方の不安や疑問、問題点等がございましたら、教えてください。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、現状においては様々な課題があり、それに伴い、指導する立場である先生方が、不安や問題を大なり小なり抱えている現状はあると思います。 そのような状況でも、先生方は今できることをできるだけという思いの中、積極的に活用してくださっております。市教育委員会としましても、研修会を開催したり、問合せや相談に答えたりするなどして、できる限り不安の解消に努めているところです。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 分かりました。
 - ⑤の質問に移ります。

文部科学省では、ICTの活用について、児童・生徒の目の健康などに関する配慮事項を作成しております。その資料を見てみますと、利用時の目との距離、定期的な休憩、明るさの調整等、これは端末を使用するときによい姿勢を保ち、机と椅子の高さを正しく合わせて、目と端末の画面を30センチメートル以上離すというふうなことがございますが、机とか椅子の高さにつきまして、なかなかちょっと難しいところもあると思います。また、画面を30分に1回は20秒以上離して遠くを見るなどして目を休めるとか、画面の角度、部屋の明るさ、また、画面の明るさなども調整するというふうなことも書かれておりました。

これからは、学校でタブレット端末を使用する時間が増加していきますので、子供たちの健康被害について心配するところです。最近、肩こりや首痛に悩んでいる若い方や子供たちが増加していると聞きます。これはスマホによるストレートネック、通称スマホ首と今までは言っていましたが、タブレット端末も関係ないとは言えないと思います。このストレートネックは、正常な首の骨が「く」の字のようにカーブしているのに対し、首の骨が真っすぐストレートになってしまった状態を言うそうです。うつむいた状態で

は頭を支える首に大きな負担をかけ、首のカーブが次第に失われていく怖い病気でございます。この症状として、先ほど言ったようなことなんですけれども、重症化をいたしますと、しびれとか、脊髄の変化によるヘルニアとか、吐き気、目まい、いろんな症状が出てくるようでございます。

また、パソコンを使った長時間のデスクワークや、姿勢が悪い座り方などもストレートネックを引き起こすそうですので、職員の方々も皆さん本当に十分気をつけられて、 適度な休憩をとりながらお仕事を頑張っていただきたいと思います。

電子黒板やタブレット端末、パソコン授業は、視覚障害やストレートネックなども心配されます。1日の学校での使用時間の目安は決めていますでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- 〇教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

現状においては、1日の使用時間の目安は決めておりません。また、使用を始めて間 もないということもあり、御指摘の視覚障害やストレートネックなどの報告は受けてお りません。

今後、御指摘のことにつきましては、次の質問にもあります、視力検査等の結果、状況等も踏まえて注視してまいりたいと思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 初めにも申しましたように、まだ始まったばかりでございますので、これからいろんな課題が出てくるとは思います。今後またずっと注視していただくということです。

時間は、各学校によってばらばらになるということも考えられますでしょうか。

- ○議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 学校の規模等もありますので、それぞれ各学校に合った使い方を学校のほうでも研究していただいているところです。
 以上です。
- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- 〇9番(村田珠美君) 分かりました。

それでは、⑥に移ります。

文部科学省の配慮事項の中で、状況把握、最新の情報への注視等は、心身への影響が 生じないように、日常観察や学校健診等も通じて学校医とも連携の上、状況を確認する こと、必要に応じて睡眠時間の変化、眼精疲労、ドライアイや視力低下の有無や程度な ど、心身の状況について児童・生徒にアンケート調査を行うことも検討すること、その 際、家庭でのICT機器使用状況についても併せて調査を行い、過度の使用がないか児 童・生徒が確認することも考えることなどが明記されています。今後のことでございま すけれども、端末機の使用は学校では短い時間でも家庭で長く使うということも関係し てきますので、学校と家庭との連携も重要になってくると思います。

情報の8割以上は目から得られると言われております。幼少期から目の健康管理を行うことはとても重要だと思います。大事な子供の目の健康を守るために、定期的な健康診断が義務づけられています。視力検査、外眼部検査(目の周りや目の表面の検査)、眼位検査(目の位置の検査)、色覚検査などは行われているのでしょうか。視力検査は毎年されていると思いますが、状況をお伺いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

視力検査の内容等についてはちょっと熟知しておりませんので、通常の視力検査であると思っておりますが、学校においての視力検査は、毎年6月末までに実施することになっております。まさに今、実施している状況にあると承知しております。先ほどの御質問同様、その結果を今後注視してまいりたいと考えます。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) ちょっと調べたところ、平成4年文部省令第2号により、学校における視力検査の特性に鑑みて、3つの指標により判定して差し支えないと改正されたとありましたが、自分たちが子供の頃は、目に当てて、先生が前でこれが見えますか、どちらが開いていますかとか、何という字ですかというふうなことだったんですが、今1.0、0.7、0.3の3段階ということなんですけれども、把握できていないということでしたので、これをお聞きしてもいいのでしょうか。教育長、分かりますか。じゃあ、教育長、お願いいたします。
- ○議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- ○教育長(白川景子君) 村田議員の御質問にお答えいたします。

学校内での視力検査等につきましては、従前のように片目を隠して、離れた場所にあるボードの文字や傾きを読むというところが中心でございます。ただ、ボードは最新的な機器になっておるというところが以前とは違っているところではございます。照明で後ろから見られるようになっておりますので、その映し出されたものを読むということになっております。学校では、眼科医さんにございますような機器を使用しての診断はいたしておりません。そのために、学校内での視力検査等においてもう少し精密に検査が必要と判断された子供につきましては、それぞれの学校医を含む眼科医のもう少し精密な検査を勧めて、御家庭にお知らせをして行っていただくことにいたしております。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** ありがとうございました。眼科医の先生がおいでて検査をしているわけではなく、保健の先生とかがされているというふうなことなんですね。それで、再検査とか、学校の結果によって個別にお手紙を出されたりするようです。これは

従来どおりだと思いますけれども、その基準というのはどれくらいですか。

- ○議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- ○教育長(白川景子君) 正確な基準等につきましては、今ちょっとここでお答えする数値を私も持っておりませんけれども、近年、近視のお子さんが増えてきているという状況もございますので、それぞれ養護教諭等の手元にございます国や県の規定に沿った基準で、次の段階の精密検査を受けていただくことをお勧めしているという状況でございます。
- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 分かりました。一般的な視力障害だけでは今はないと思いますので、いろんな面で子供たちの目にも注視していただけたらと思います。放置してしまいますと、視力が育たない可能性もあると聞きますので、視力検査も前年度と比較をしながら、一人一人の目を大事にしていただけたらと思います。

次の質問へ移ります。

〇議長(利根健二君) 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時56分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

- 一般質問を続けます。
- 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 午前中に引き続きまして、よろしくお願いいたします。

5月臨時会議で説明がございましたが、⑦の質問です。

特認校制度導入の検討のため、検討委員会を設置すると聞きました。喫緊の課題である大栃小・中学校では、香美市物部町保育園及び小学校、中学校等活性化検討委員会があり、検討されています。委員のメンバー構成が違うと思いますが、どのように進めていくのでしょうか、お尋ねいたします。

- ○議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

先ほどおっしゃられました、香美市物部町保育園及び小学校、中学校等活性化検討委員会とは異なるものでありまして、香美市公立学校特認校制度検討委員会は、本年度5月に設置、開催され、本市公立学校への特認校制度の導入について調査、検討し、教育委員会に提言することを目的としております。検討委員会委員のメンバーも学識経験者や教育経験者、保護者の代表や行政、地域の代表などから組織されており、特認校制度の導入について幅広く御意見を伺いながら、問題について調査、検討して、提言を教育委員会にいただくよう、会を重ねていく予定としております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) それぞれが異なるものということで、今回、片地小学校から新しく特認校制度の希望というか、学校、地域のほうから出てきたということで、この会議の検討が始まったのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

そのこともあり検討を始めたところです。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 非常に大事なことでございますので、検討委員会の中でいろんな意見が出てくることを期待いたします。

先ほどメンバーのことをお話しくださいましたが、5月臨時会議では10人ぐらいということでしたけれども、人数的には何人ぐらいになるのでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- 〇教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

今、10人にお願いしているところです。内訳は、学識経験者として3人、教育経験者が2人、保護者代表が1人、行政代表が1人、地域代表が3人という振り分けができるようなメンバー構成です。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 前回、学校長も入るとお聞きいたしましたが、学校長はどこに、学識経験者ですか、教育委員会のほうですか。
- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 学校長は2人入っております。それは教育経験者の 2人とお答えしたところです。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 聞き漏らしておりました、ありがとうございます。

続けて⑧の質問です。

大栃小・中学校は委員会が開催されて検討されていますが、片地小学校の特認校制度について、それぞれの学校から希望があるとしたら、どのようなことだったでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

大栃小・中学校におきましては、香美市物部町保育園及び小学校、中学校等活性化検 討委員会から中間提言の中に、特認校の実施として挙げられており、現時点では小・中 学校から直接の意見や希望は上がっておりません。 片地小学校におきましては、片地小学校学校運営協議会から「片地小学校を校区外から入学することができる特認校に(要望書)」という形で、香美市教育委員会に要望書が出されており、学校からも特認校に向けて検討してほしいとの意見が出されているところです。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 分かりました。現在も本当に片地小学校はどんどん少なくなっていまして、2年生、3年生が複式で、来年はまた2年生、3年生が複式になると聞いております。全体で先生も入れて60人ということを言うていましたけれども、本当に少ない。50人足らず、45人ぐらいですか、48人、本当に少なくなってきております。

⑨の質問にまいります。

市民の中には、児童数が減少して学校の存続が危ぶまれていることを知らない方もいます。知らないなら知らないでいいとも私は思いません。大切なことは、子供たちの未来が心身ともに明るく、輝くものにできるかどうかということだと考えます。子供は子供同士の中で大きく成長します。運動会や音楽発表会、部活動などを経験すると、心身ともにお互いに育ち合いになると思います。

1年生になったらという歌がございますが、その中に友達100人できるかなというところがございます。私の学校は無理、友達いっぱいつくりたいのに100人もおらんというふうなことを、ある1年生の女の子が言いました。子供ながらに考えたのでしょうか、そんなことを話してくれる子供さんもいました。また、議会報告会を小・中学校でしたときにも、数人の保護者の方で現役のお母さん、お父さんですけれども、複式学級になるということを心配してくださる方もいらっしゃいました。

地域の声はとても大切だと思います。学校存続に向けての検討は、市民が共有して考えるということも大切ではないかと思います。まだまだ市民の中には実情を知らない方もたくさんいると思います。そこで、市民の方々に、特認校制度導入検討委員会が始まるので、広報香美等で香美市の子供たちの未来を考えるような、これはあくまでも別にこれにこだわることはないんですけれども、アンケート形式などで市民の声を聞いていただいて、参考になるようなことがございましたら、またそれも一つ参考にしていただいて、将来的に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- **〇教育振興課長(公文 薫君)** お答えいたします。

議員御指摘のとおり、学校は地域の拠点であり、その存続はその地域のみならず、香 美市全体の問題であると考えます。今回の特認校制度検討委員会の件も含め、香美市の 保育や各学校の様子や実情が、これまで多く発信できていなかったことを反省しており ます。その反省もあり、今年度4月から香美市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校の 取組の様子を広報香美に掲載し、市民の皆様に向けて情報発信を行っているところです。 特認校制度に関しましても今後掲載し、周知する計画となっております。ただ、アンケートに関しましては現時点では考えておりません。また、広報以外にSNS等で情報を 発信、収集している学校もありますので、こういった取組を広げていければと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 今月号の広報も先日見せていただきました。子供たちの様子 が分かってすごくいいなというふうに思っております。

アンケートは考えていないということで、SNS等の発信によりとなると一方的になってしまうかなとも思いますので、いろんなところに出かけられたときに、そういった声を聞ける場所があればいいかなとも思ったりしますので、今現在しませんではなくて、ちょっとそれも一つの考えとして入れておいていただけたらありがたいですが、いかがですか。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- 〇教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

発信だけではなく収集もしているところもありますので、そういうところでも意見を 収集していきたいということもあります。今回、広報香美等でのアンケートということ でしたので、それについては考えておりませんが、いろんな場面を通してお声は頂戴し ていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 分かりました。収集の方法等もお聞きしようかなと思ったんですけど、書き込みができるようになっているんだと思います。

特認校制度や校区の見直し、そして、統合など、学校の在り方についての決定は教育委員会が決めることだと思いますが、現在待ったなしの大きな転換期だと思います。いま少しもっと広く市民の声を聞くことは、私は必要ではないかなとも思います。様々な検討課題も見えてきているのではないかと思いますが、子供たちの未来を考えて検討してくださっていると思いますので、そこのところをよろしくお願いします。

①です。

香美市の子供たちの未来についての見解を教育長にお尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- **〇教育長(白川景子君)** 村田議員の御質問にお答えいたします。

香美市は保育所、幼稚園から大学まである学園都市でございます。また、人口減少や 過疎化といった課題はございますけれども、自然豊かで教育には惜しみない協力と声援 を送ってくださる地域の方々に恵まれております。香美市ではこのような風土をベース に、「まちづくりは人づくり」の考えの下、市民、行政が一体となった「よってたかって地域が育てる教育」を推進しておるところでございます。

今年度もそれぞれの学校におきまして、地域の方々と学校で組織するコミュニティ・スクール運営協議会が開かれまして、特色ある教育活動がスタートしております。その様子につきましては、先ほども報告いたしましたけれども、広報誌香美のほうで紹介をしておりますので楽しみにしていただけたらと思います。

よってたかって教育のコンセプトは「郷土を愛し、未来を拓く人づくり」でございます。各中学校区において「探究の学び」による小中一貫の教育を行い、実現を図ります。 探究の学習では、子供たちが自ら課題意識を持って、多様な人々と協働で解決すること を重視します。この学習で身につけた実践力は、社会に出たときに発揮できる必要な、 重要な力でございます。

本市では保育、幼稚園、小・中学校のみならず、山田高等学校、そして、高知工科大学と連携をして、探究の学びの一貫した取組で接続を図っております。

急速に変化し続ける社会を生きることになる子供たちですけれども、よってたかって 教育で身につけた実践力を発揮し、それぞれの道を開き、郷土を愛し、未来を開く人と して育ってくれることを願っています。

香美市の子供たちは、香美市の未来であり希望でございます。 先般学校訪問をした折に、小学校3年生の児童が、学ぶことは人生を豊かにし、人生を変えることもできるという発言をしておりました。 確かな学びが息づいているその場面に出会い、大きな感動を覚えたことでございました。子供たちのために、関係各課とも協働で皆様とともにスピード感を持ってしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 白川教育長も新しく教育長になられて、前時久教育長の今までの方針を下に、またすばらしく開けていってくださると思います。期待しておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、2つ目の日ノ御子児童公園とキャンプ場についての質問をさせていただきます。

日ノ御子児童公園は、橋の上からも川底が見える、透明感のある水が流れて、川遊びなどができる自然がいっぱいの公園でございます。先日、「日ノ御子公園は児童公園なのに、今のままだと子供が安心して遊ぶことができないではないかと思う。どうなっちゅうが。」という声と、若い方々からは、「市外の友人から、日ノ御子に泳ぎに行ったけれども道順が分からなかったと言われ、いろいろその方とお話をしていて少し恥ずかしかった。何とかなりませんか。」と言われました。また、別の方は、自分が子供の頃に遊んだ児童公園が残念なことに手つかずで、看板が壊れて入り口から、その方は廃墟という言い方をしましたけれども、みたいになり、子供が怖いがよというふうなことを

言っておりました。私も子育て中のときは、夏休みや気候のいい頃には友人たちとお弁 当を持っていきました。以前は、知る人ぞ知る、梅の花がとてもきれいだった時期がご ざいまして、それを見にいった方もいると聞きました。

今回、このような声があり、久しぶりに出かけていきました。資料の写真を基に、日 ノ御子児童公園周辺、ふれあい橋までですけれども、管理等についての質問を順番にさ せていただきます。

初めに、①の質問です。

資料①のバス停と市道からの入り口の看板を御覧ください。拡大していただくとすごくよく分かると思います。1、日ノ御子児童公園入り口の写真で、1枚目はバス停のところになります。こんなふうな形になっています。そして、市道から左折して上がっていくんですけれども、入り口の看板が2枚目のような状態で今現在なっております。

市道から日ノ御子児童公園に入るところの看板が老朽化していて、地域の方や若い 方々から草がぼうぼうで、看板が古くて何だか怖いと聞きます。看板周辺の改修と改善 ができませんか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **〇商工観光課長(石元幸司君)** お答えいたします。

暁美橋の北側、突き当たりと、林道西又河野線の入り口の2か所に案内看板を設置しておりますが、経年劣化により一部が剥げ、また、雑草が茂って見えにくい状態となっておりました。雑草につきましては、香北支所の職員に早急に草刈りを行っていただいており、ただいま対応済みになっております。案内看板につきましては、改修や設置位置の変更なども含め、効果的な設置を検討したいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 早急に対処していただきましてありがとうございます。この看板というのは、もうオールシーズン、できたらきれいな状態であればいいかなと、その周辺もそうですけれども、そこの顔になるわけですが、毎回、毎回草を刈るというのもなかなか大変な作業だと思います。移動や変更という形も協議していくとおっしゃっていただきましたが、そんなふうなことも視野に入れて検討していただけたらと思いますが、いかがですか。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **〇商工観光課長(石元幸司君)** お答えいたします。

写真にもあるように、少しバス停の表示とかぶっているようなところもございますので、位置の変更等も含め、効果的にお客さんから見て分かりやすいような看板の設置を検討していきたいと思っております。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** ぜひともそのようにお願いいたします。

それでは、②の質問に移ります。

写真は2番になります。これは途中の下り坂になる部分の写真なんですけれども、今回この1枚だけで申し訳ないんですけれども、久しぶりにこういったことをお聞きしましたので、私も行ってまいりました。しばらく行っていなかったものですから、実は私も少し迷ってしまいました。国道195号から入り直していくと、何とか到着したわけですけれども、写真はございませんが、土佐山田町のほうから行きますと、国道195号からの入り口のところに、これも分かりにくいという声もありますが、ブルーの看板に日ノ御子と書いた看板がまずあります。その日ノ御子と書いてある看板を少し行って次の交差点を過ぎると、白地に日ノ御子児童公園とあり、その下に「30メートル手前」と赤い字で矢印が書いてあるところもあります。ブルーのほうはキャンプ場とは一切書いていなくて、地名だけという形になっておりました。

それで、先ほど申しました30メートル手前の赤い矢印の看板なんですけれども、多分御存じだと思いますが、経年劣化と申しましょうか、何かに当たったのか少し斜めになったり、剥げたりしているようなところがございまして、ちょっと気になる状態です。この白い看板は、今のままだと過ぎてから「手前」ということでございますので、見逃しやすいしイメージも悪くなるので、取り替えたほうがいいかなというふうに思いました。ここのところもまた検討をお願いいたします。

また、反対の大栃のほうから来ると、日ノ御子児童公園の看板は非常に小さくて分かりにくかったです。現在は国道にブルーの看板で日ノ御子公園とあり、左折して進むと病院の四つ角に、黄色の看板で日ノ御子河川公園、横に谷相というのが見えました。この看板が2枚ありました。次に、下にずっと下りていくと、大宮小学校のところにブルーの看板があります。そこをもう少し下っていきますと2番の写真のところに、この電柱に看板がありまして分かりにくかったです。全部統一した色ではないため、初めての方やたまに行く人にはなかなか分かりづらいのではないかなと思いました。

日ノ御子児童公園に遊びに出かけたが、国道195号からの入り口と途中の道順が非常に分かりにくく、何度もぐるぐる回ってやっと着いたという方もいました。また、別の方は南国市から子供を連れて泳ぎにきた方なんですけれども、道が分からなく、迷ったので、ちょうどそこにいた郵便配達の方に尋ねると、親切に公園まで連れていってくださったそうです。現在道順の案内板はところどころにあるのですけれども、統一感もなく、非常に分かりにくくて小さいという声もあります。通行しやすい順路に改善はできないものでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えいたします。

日ノ御子河川児童公園には、国道195号からコンビニエンスおかばやしの西を北進するコースが分かりやすい順路になっておりますが、村田議員の御指摘のとおり、案内 看板がコンビニエンスおかばやしを過ぎた東側にありまして、案内がうまくいっていな い要因の一つと考えられております。また、要所、要所に看板を設置しておりますが、 サイズが小さく、目立たないものも多くありますので、案内がスムーズにできるよう、 看板の設置位置や表示サイズの変更などについて関係機関と協議したいと思っておりま す。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** そういうふうにしていただくと、非常に利用される方に喜ばれると思いますので、よろしくお願いいたします。

この道順で行きますと、途中で民家がなくなりまして、薄暗い林の中を通行するようになっております。この距離が意外と長いと感じたんですけれども、林の中を抜けましたら左手に橋が見えてくるわけですけれども、この橋も木が大きくなっておりますので見えづらかったです。真っすぐは多分行けないとは思うんですけれども、このあたりに日ノ御子キャンプ場とか児童公園とありましたら、この道でよかったんだという安心感が出てきます。何らかの掲示をできるものであったらしていただきたいと思いますが、見解をお尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えいたします。

民家を過ぎてから川沿いが見えるところ、確かに以前でしたら川が見えたりして分かりやすい部分がありましたが、やはり時間の経過とともに木も大きくなり、その辺の見通しが悪くなっているところもございますので、道の途中、もしくは暁美橋の南側についても河川公園の案内が設置できるよう、また関係機関と協議していきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) ぜひとも協議していただきたいと思います。この林の中に入ったときには、道を間違えたかなと思うという声も聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3番の写真を御覧ください。少し拡大していただきましたらよく分かると思うんですけれども、トイレでございます。これはテニスコートの近くにあるトイレの写真ですけれども、和式便器が洋式便器となり、以前から比べましたら本当にとてもきれいになっておりました。ありがたいなというふうに、お掃除もきれいにできておりましたし、すごくいいトイレに変わっていてよかったです。ただ、外壁のことですけれども、一部だけきれいでコケが生えて黒くなっておりました。

③の質問にまいります。

テニスコート近くのトイレは改善され、随分使用しやすくなったと思います。しかし、 市民の方々の中からは、改善されたことを全く知らなかったという声もありました。外 装の改修をして明るくできないでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **〇商工観光課長(石元幸司君)** お答えいたします。

テニスコート近くのトイレは、平成30年度日ノ御子河川公園キャンプ場改修工事に おいて、洋式トイレへの変更と内装の改修を行いましたが、外装につきましては目立っ た損傷箇所がなかったため改修は行いませんでした。

現在、日ノ御子河川公園キャンプ場を管理していただいています、香北ふるさとみらいと提携している協定が令和3年度で終了となりますので、令和4年度以降の協定締結に向けた協議が始まります。その際に、トイレ外装の改修についても検討していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) そこに行くまでに、また予算等の面も出てくると思いますので、私も素人考えかもしれませんが、最近は水圧ですごく掃除がきれいにできるものがございますよね、そういったものでコケを飛ばすことができるとすごくきれいになるのではないでしょうか。もしそういうのが市役所のほうにあるのでしたら検討していただけないでしょうか、お尋ねします。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **〇商工観光課長(石元幸司君)** お答えいたします。

水圧で飛ばす機械があるかどうかというのは少しまだ確認できていないですが、建物 自体がやはり時間がたって大分古いものでありますので、ひょっとその水圧によって壁 のブロックが落ちてしまうというおそれもありますので、もし改修となるとやはり専門 業者にお願いして、ちょっと検討したいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** もちろん新設にこしたことはないんですけれども、この写真を見ていただいたら分かるかなと思いますが、途中からがすごく、現物で見ると線があるように、ちょっと写真がまずくて申し訳ないんですが、分かれているようになっていまして、その手前のきれいなところはもしかしたら磨いたのかなと思ったことでした。そういったところも含めまして、また検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、④の質問で4番の写真にいきます。

みどりの広場のベンチの写真が数枚ございます。ベンチの周辺とトイレの写真も順番に出てまいります。ベンチ自体は物すごく風化していまして、本当にコケが生えて木が腐っているという状態で、あと屋根があるあずまやのようなところも傷んでおります。 4番で周辺の様子というのもありますが、こちらのほうも見ていただきましたら、本当に木が大きくなって、うっそうとしているような感じになってしまっております。水飲 み場もありましたが、衛生面でどうなのかなというふうにも思いました。

資料②にトイレの周辺と和式便器と書いていますが、これは児童公園のところにあるトイレでございまして、現在こんな感じになっておりました。見ていただいたら分かりますように、拡大していただくとすごくよく分かると思いますが、非常にちょっと危険かなというふうに思いました。

このように、みどりの広場の児童公園が、廃墟とは言いたくないんですけれども、みたいになっているという声がありまして、犬の散歩やウオーキングをされたりする方、森林浴を求めてきた方も、ゆっくり腰を下ろして休憩をしたり小鳥のさえずりを聞くには、ちょっと怖いなと思っているようでした。

みどりの広場のベンチと建物は老朽化しています。特にトイレは和式便器のままで、 非常に怖い状態になっています。このトイレはこのままでは危険ではないでしょうか。 また、周辺の木が数本大木となって暗くなり、うっそうとしています。みどりの広場周 辺を明るく安全で利用しやすい公園にできないものでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **〇商工観光課長(石元幸司君)** お答えいたします。

日ノ御子河川児童公園につきましては、年2回、主にゴールデンウイーク前と夏休み前に、商工観光課と香北支所の職員で草刈りと枝の伐採を行っております。公園の南側には梅の木が多く植えられており、伐採により日が当たるようになったため、春には梅の花を咲かせるようになり、訪れた方の目を楽しませております。ただ、依然、木の枝が張り、うっそうとしている場所も多くあります。こちらの日ノ御子河川児童公園の管理につきましては、日ノ御子河川公園キャンプ場の管理と併せて今後検討していく必要があると考えておりますので、先ほども申しましたが、令和4年度以降の管理運営協定締結に向けた協議の場において、こちらの管理についても検討していきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 分かりました。このトイレなんですけれども、このままで放置するのは少し危険ではないかなと思いますので、こちらのほうはまた早急に検討、協議していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問です。⑤です。

憩いの場所として、遊具、または何か特徴のあるものの設置について、見解をお尋ねいたします。以前は消防車がここに、ポンプ車だったかな、シンボルとしてありまして、すごく子供たちがたくさん来て、喜んで遊んでいたのを覚えております。いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えいたします。

昭和56年に設置されました日ノ御子河川児童公園ですが、当時は約10種類の遊具と廃車となった消防自動車が設置されていたようです。ただ、遊具は経年劣化が著しく安全性の確保ができなくなり、消防自動車は車体が壊されたりガラスが割られるなどの被害が続いたため、平成17年に撤去されております。

日ノ御子河川児童公園は人家から離れ人目につきにくい場所であり、また、行楽時期以外の平日などは人通りも少なく、管理が難しく遊具の破損も懸念されますので、現在のところ遊具を設置する予定はありませんが、遊具の設置につきましても、令和4年度以降の管理運営業務の協定締結に向けた協議の場においての検討課題にしたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 確かにそうだと思いますが、今すぐできることではないですけれども、梅の木も大分傷んできているかなと思いました。やはり大木になっている木を剪定しないといけないとは思いますし、そういった遊具ももちろんですけれども、こういうふうなところもまた令和4年度以後の検討にしていただきたい。今現在、児童公園は指定管理に入っていないと思うんですけれども、令和4年度からは、そこも含めた管理を考えていくということですか。最後にちょっとお尋ねもしますけれども、後にしましょうか。では、後ほど聞かせていただきます。

それでは、⑥の質問、5番の写真を御覧ください。

テニスコートが現在使えないということでの質問でございます。テニスコートは使用禁止となっています。その場所について今後どのようにお考えでしょうか。また、その周辺の老朽化したベンチを撤去したらいかがでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **〇商工観光課長(石元幸司君)** お答えいたします。

平成元年に整備されましたテニスコートですが、コートの表面が荒れ、表面の塗装が剥げるなど経年劣化が著しく、現在使用できない状況となっております。テニスコートの活用につきましては、いろんなところから御意見をいただいているのが現状です。あと周辺のベンチの撤去等につきましても、先ほど申しましたとおり、令和4年度以降の管理運営業務の協定締結に向けた協議の場において検討していきたいと考えております。以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) それでは、写真6番のふれあい橋の手前の坂道とトイレの写真を御覧ください。こちらのふれあい橋の坂なんですけれども、その坂を上がっていきましたら右にトイレがございました。

⑦の質問です。

テニスコートから坂を上がったところのトイレは使用できるのでしょうか。また、使

用できないのでしたら安全のために何らかの対策をしてはどうでしょうか。こちらも多分令和4年度以降とおっしゃると思いますが、よろしくお願いします。

- **〇議長(利根健二君**) 商工観光課長、石元幸司君。
- **〇商工観光課長(石元幸司君)** お答えいたします。

テニスコートから坂を上がったところのトイレは、使用することはできるようになっておりますが、現在テニスコートとすぐ近くにある大型バンガローが使用できない状況の中、この周辺に近寄る方もいないため、いたずらなどを防止するため中に入れないよう、対応しております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** ちょっと怖かったので近くまでよう行かなかったんですけれ ども、中に入れないような状態になっているということでしたら少し安心しました。子 供が迷って入ったりとかいうことがなければいいです。

それでは、⑧の質問で7番の写真を御覧ください。

ようこそ日ノ御子河川公園キャンプへという看板でございまして、その右下に水の事故に気をつけようの看板がありますが、これは香美警察署が掲示をしてくださっている看板です。また、この草むらの中の看板もこれはきっと大切なものではないかなと思うんですけれども、ちょっと私には分からなかったものですので、こういった看板があちこちにありました。

入り口付近にようこそ日ノ御子河川公園キャンプ場へという看板がございます。現在 テニスコートは使用禁止となっておりまして、広場付近や周辺も看板などがあり、看板 の撤去、または新設、移動などの見直しが必要ではないでしょうか。この警察が作って くださった看板もすごく意味があると思いますので、また同じようなものを作っていた だくとか検討していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- ○商工観光課長(石元幸司君) お答えいたします。

看板の内容等につきまして、やはり設置当時と比べ大分変わっているところもございます。議員御指摘のとおり、ただいまテニスコート等は使用中止になっておりますので、また今後協議をしていく上で、キャンプ場、もしくは河川公園の運営方法等が決まりましたら、その内容を踏まえた上で看板の内容、あとはまた設置について検討していきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** テニスコートのほうは、ぜひまた新たに整備をしていただけ るような形でお願いしたいと思います。

それでは、⑨の質問です。

8番の写真を御覧ください。これは蛍の絵でございまして、右側がふれあい橋となっております。このふれあい橋の階段を上がっていくとこの蛍の絵が両方にありました。 ふれあい橋は、蛍の絵が描かれていて形もかわいいと評判がよいのではないかと思います。しかしながら、経年劣化が進みつつあります。今のうちに腐食防止など、何らかの対策が必要ではないでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 当公園内の川の内川に架かる園内を結ぶ橋ですが、管理担当課である商工観光課より依頼を受け、打音による確認及び近接目視による通常行っている橋梁点検を行いました。点検結果からいきますと、判定区分Ⅱ、予防保全段階、構造物の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態という判定結果を出しました。特に構造上、通るに当たって問題はないと思われます。メタルの橋(鋼橋)で、所見でいきますと、単純Ⅰげた橋のアーチ橋という形になって、その上にギ木、PCギ木の床板、高欄をのせたような構造で、問題はありませんがギ木の塗装等の経年劣化は見られます。

現在通行止めとなっておりますので、新たに今度通行を開始する時期などにより、塗装等の補修が必要だと考えればいいのだと思いますが、予算、利用頻度等にもよりますので、今後協議ではないかと思います。また、とりあえず利用が少ないため、コケと雑草が少し気になりました。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 商工観光課の依頼を受けて、建設課長自ら見に行っていただきまして、誠にありがとうございました。

判定区分がⅡということでございまして、構造上は何の問題もないということで、見た目のことになるのかなとは思いますが、このふれあい橋は平成元年9月ぐらいにできたということで、約33年ぐらいが経過したのではないかなと思います。

こういった橋につきましては、何年かに1回ぐらいの点検等は行っているのでしょうか、お尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 通常の道路橋ではありませんので、何年に1回とかの基準はありませんが、やはり5年に1回は近接目視をし、その後の計画という形の中で、今回、依頼があったものですので行いました。一応橋梁諸言といいますか、基本諸言と今後の計画的なもの、点検計画もつけておりますので、新たに使用時期の問題が出てきますが、令和3年に定期点検をしていますので、次期は令和8年にすればという形で商工観光課のほうに出しております。

以上です。

○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。

○9番(村田珠美君) 次期は令和8年ということですね。このPCギ木というのを 私も今回初めて知りましたけれども、見た目は木じゃないなとは思ったんですけども中 はコンクリートで、劣化はしにくいとは思いました。ただ、見た目はちょっと古くなっ ているような感じがすごく見受けられました。

ホームページを見てみますと、多分ドローンで撮影されたと思うんですけれども、この橋の上からの映像等が出ていまして、すごく眺めもよく、水がとにかくきれいです。 本当にこれを見た人は行きたいなと必ず思うぐらいきれいなところです。

先ほど建設課長のほうからお話がありましたが、このドローンで撮影された中でも橋 にロープがかけられているような映像でございましたが、今休館中ということでロープ を張っているのではないですか、どういったことでこのロープを張っているのでしょう か。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **〇商工観光課長(石元幸司君)** お答えいたします。

こちらの橋につきましては、本来、受付自体はバーベキューがあるサイドのほうがメインのキャンプ場になっておりまして、大型バンガローとかテニスコートへ行く際に、この橋を渡って移動している状態になっておりました。ただ、現在、大型バンガローとテニスコートが使用禁止となっていますので、こちらのほうを閉鎖して、休業中の場合にテニスコートの駐車場からキャンプ場のほうに不法に入っていたずらされないように、今のところロープを張って通行止めという形で対処しております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** ということは、キャンプ場が始まると、このロープはのけられるということでございますね、のけられるということで。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えいたします。

今のところ橋を渡って向こうへ往来する必要がちょっとないものですので、このロープをのける予定はないと伺っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 分かりました。橋を渡って向こうにということがないということですけれども、夏休み等になりましたら、結構ここに遊びに来る方も増えると思いますので、そういったときにはのけていただいたりするといいかなと思います。また検討よろしくお願いいたします。

先ほど建設課長の御答弁で、新たに通行するときには塗装補修は必要ではないかという見解をいただいております。このふれあい橋はキャンプ場の一つのシンボルだと私は思います。リノベーションすることで景観もよくなり、また、来ていただいた方にも印

象がすごくよくなると思いますので、ぜひこの蛍のイラスト等も修復していただけたら と思います。

次の⑩の質問に移ります。

児童公園としてホームページにも紹介されて、大変環境のすばらしいところですが、 地域の方からも、たくさんの方に利用できる場所として、以前のような活気のある場所 にしてほしい、また、コロナ禍で遊びに行けない方に少しでも憩いの場所として安全に 使用できる児童公園にしてほしいという声を聞きます。

今後についての見解をお尋ねいたします。令和 4 年度に指定管理になるかどうかということも含まれてくるかとは思いますが、見解をお願いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **〇商工観光課長(石元幸司君)** お答えいたします。

日ノ御子河川公園キャンプ場は、高知市から1時間足らずで来ることができ、自然豊かで水もきれいな家族連れを中心に人気のスポットとなっております。また、最近は新型コロナウイルス感染症の影響によりアウトドア人気が高まっております。こういったことも踏まえて、営業期間等につきまして協議をしていき、より多くの方に楽しんでいただける施設となるよう、また、そういったところも話合いの中で進めていきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 明るい答弁をありがとうございます。本当にそのとおりだと 思います。

ホームページのほうにも、ゴールデンウイーク中に営業されておりますので、春季営業時御利用のお礼が出ていました。こんな配慮ができているのですごくいいなと思いました。それを見ると、また次回も来たいなということにもつながっていくので、いいことだなと思いました。

⑪の質問に移ります。

日ノ御子キャンプ場の営業は、ゴールデンウイーク期間と夏は7月から9月までとこの前お聞きしましたが、今年の期間中の営業内容は、コロナ禍の中でもございますが、 どのような予定になっているのか、分かっている範囲内でお願いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **〇商工観光課長(石元幸司君)** お答えいたします。

令和3年度の春シーズンにつきましては、3月末からゴールデンウイークまでの土日祝日を中心に計11日、日帰りバーベキューを営業し、宿泊につきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、営業なしとなっております。夏シーズンにつきましても、7月から9月の土日祝日を中心に日帰りバーベキューを営業する予定になっておりますが、宿泊につきましては、今後の感染症の感染状況により営業の有無を検討

していくと伺っております。なお、バーベキューにつきましては、通常 6 人で 1 テーブルという形で営業をしておりますが、現在感染症予防のため半数の 3 人に減らしての営業となっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 6人が3人というのは、結局テーブルを2つ借りれば6人が 来ても大丈夫という解釈でいいと思いますので、たくさんの方に来ていただいて、本当 にゆとりのある時間を過ごしていただけたらと思います。

それでは、20の質問です。

この公園は国道からも近い距離にあります。先ほど担当課長のほうからもございましたが、本当に立地条件がいいところにあると思います。そして、何よりも自然がまだまだたくさん残されていまして、家族、子供たちのふるさととしても思い出に残る場所として、安全で安心して皆さんが憩える、また、いろいろな遊びを体験できる場所として、大切に管理されていくことを私は望みます。

日ノ御子キャンプ場等は指定管理の期間が令和3年度までとなっていると思いますが、 今後の指定管理はどのように考えていく予定でしょうか。先ほど少し触れていただきま したが、お願いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えいたします。

現在の指定管理者である香北ふるさとみらいと、令和4年度以降の協定締結に向け、 また、キャンプ場のみでなく周辺の河川児童公園の管理など、全体的な管理を含めた上 での協定締結に向けた協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- ○9番(村田珠美君) 全部ひっくるめて指定管理をしていただくことによって、今よりはすごくよくなるのではないかなと思いますが、ここの施設も本当に香美市にとっては大事な自然の財産だと思いますので、この先本当に大切に管理していただくことを強くお願いいたします。

それでは、本当に最後になりますが、以上を述べまして、市長の見解をお伺いしたい と思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- **〇市長(法光院晶一君)** 村田議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

キャンプ場は今写真で見ましたように、少し手を入れなきゃならないところがたくさんあります。今、香北みらいのほうにお願いしてやってきましたけれども、休みが少し多いですよね。夏は休みですから、子供たちは河原に行きたいわけで、お天気であればそこがいつも開放されて使えるような状況になれるといいと思います。ただ、キャンプ

場というのは、年間を通じてやっているところもありますけれども、やはり夏の一部の シーズンだけでありますので、運営をする側のほうとしての御苦労もたくさんあるのだ ろうと思います。

今、県内にも幾つか話題のキャンプ場も出てきております。そういうところのノウハ ウとか、そういうとこに通じた人たちの話を聞くことも大事じゃないかなと思っており ます。以前に、このキャンプ場を管理をしてくださっていた、地元の方の管理の時代が 随分よかったという話も聞くんです。ですから、そのあたりをもう少し勉強して、契約 が来たから更新ということも大事でありますけれども、今、お話しいただいたようなこ ともたくさんありますので、そういうこともしっかり頭に入れて、この場所が今、議員 さんが言われたように、みんなに喜ばれるような場所になるように、自然に触れられる 場所として、物部川を見てみますと、上流から下流まで、今問題になっています濁流と いうか、濁水で本当に子供たちの遊べる場所がこの下流域にないような状況です。子供 たちが河原で遊んでいるようなところを見たことがないというのが、皆さんの感想では ないかと思うんです。やっぱり川に親しんでいただくと同時に、川の恵みであるとか、 川の怖さとかいったものをしっかり勉強していく必要があるんじゃないかと思います。 今、物部川水系の流域治水がまとまりました。でも、この流域治水のプランをしっかり 議論をしていくのは流域の人々でなければいけない、幅広い人々でなければいけないと 思います。そういう人たちに関心を持ってもらうためには、やはり今言ったように日ノ 御子のような場所を大切にして、水に親しんでいただけるような機会をしっかりつくる ことも大事だと思いますので、営業だけではなくて、広い観点から考えてまいりたいと 思います。

- ○議長(利根健二君) 9番、村田珠美さん。
- **〇9番(村田珠美君)** 市長から本当に温かい香美市の財産を願ってのお言葉をたく さんいただきました。ぜひ担当課の方もそのようにお願いしたいと思います。

一つちょっと言い忘れましたが、令和4年度に向けて指定管理の協議をしていくということですが、児童公園のほうは、オールシーズン使えるようにしていただきたいと思いますので、そこのところもよろしくお願いします。

先ほど市長のほうからもお話がありましたように、キャンプ場のほうもキャンプだけではなくて、ほかのことにも利用できるような工夫をしていただけたらと思いますので、 そこのところも含めまして、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長(利根健二君) 村田珠美さんの質問が終わりました。

消毒のため、休憩いたします。

(午後 2時01分 休憩)(午後 2時04分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、5番、笹岡 優君。

○5番(笹岡 優君) 5番、日本共産党の笹岡 優です。

今、コロナ禍で、命を大切にする、ケアに手厚い社会の構築が喫緊の課題であること が明確になったのではないでしょうか。

そこで、1番目の問題ですが、地域医療体制の現状と充実の必要性についてお聞きします。

地域で住み続けることができる安心・安全の土台は医療体制ではないでしょうか。香 美市消防本部が令和2年に搬送した救急患者の搬送先に大きな偏在化があります。スク リーンとタブレットにもあると思いますので、これを見ていただいたら、高知県の最後 のよりどころは3次救急です。高知赤十字病院、近森病院、そして、高知医療センター です。資料2枚目を見ていただければ分かりますが、3次救急に香美市の場合は51% が集中しています。県の平均が40%ですので、香美市は本当に異常です。そして、軽 症者の方々が19.3%、約2割の軽症者の方が3次救急に行っている。2次救急の1 5.3%は軽症者です。この内容を踏まえてお聞きしたいと思います。

①です。

高知県の中央保健医療圏の中でも香美市エリアでは、1次、2次救急の体制は消防の救急搬送データからも深刻な状態になっているのではないでしょうか。現状についての説明と今後の課題についてお答えください。

- 〇議長(利根健二君) 消防長、宮地義之君。
- 〇消防長(宮地義之君) お答えします。

昨年の救急搬送人員は、先ほどの資料にもありましたとおり、1次から3次医療機関への搬送割合は、1次が7.2%、2次が41.8%、3次が51%で、搬送人員の85%を管外の医療機関へ搬送しています。救急搬送の必要な傷病者の状態に応じて、適切な処置が早く受けられるよう、近くの医療機関への搬送を心がけて活動を行っています。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) ここに日本一の健康長寿命県構想という県の構想がありまして(資料を示しながら説明)、内容を見たら、救急搬送関係等でこういう課題を書いています。救急医療の確保・充実の問題で、救急関係だけで言えば、救急医療機関と消防機関の連携体制の充実ということを挙げられています。この点について、消防の関係者と県の医療政策課、香美市も含めての連携というか、話合いをやってきた経過はあるのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 消防長、宮地義之君。

○消防長(宮地義之君) 年間に幾つかの会がありまして、その中の主なものを言いますと、高知県ドクターへリ運航調整委員会とか、高知県消防長会の救急の担当者会、そして、2次、3次医療機関との情報交換会というものが県、もしくは消防長会などの主催で開かれております。この会に2次、3次の医師会、もしくはドクターもおいでになりますので、その機会に消防機関の実情などを県を通じて伝えてもらうようにしております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **○5番(笹岡 優君)** 伝えるというのはどこを介して、市のほうを通じてということか、その辺どういう形で伝えていますでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 消防長、宮地義之君。
- ○消防長(宮地義之君) 会によって違いますけれども、例えば救急の担当者会であれば、高知県下15消防本部の救急の担当者が一堂に会して、そこでいろんな救急の問題とか、課題を検討していく中で、県の医療政策課のほうから意見をもらったり、見解を聞いたり、もしくは病院側へ伝えてほしいことなど、そのときに県を通じてお願いをしているような状況になっております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **○5番(笹岡 優君)** ぜひこの情報を上げていただいて、情報を共有することが大事だと思いますので。

②です。

コロナ禍で明確になったのは、日本の医療体制の脆弱性です。この間の公立病院の統 廃合、効率化で削減された結果、公立病院が2割、民間病院は8割となってしまいまし た。その民間病院もベッド数が少ない小規模が多く、新型コロナ感染症との闘いでも公 立病院への大きな負担が問題となっています。しかし、今政府は病床機能再編支援事業 の対象に、名指しでJA高知病院が挙げられています。本市にとっても2次救急の中核 病院ではないでしょうか。

そこで、さきの救急体制の現状からも南国市、香南市とも連携して、医師と看護師確保によるJA高知病院の医療体制強化を求める行動をとるべきではないでしょうか、見解を伺います。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えいたします。

医師確保につきましては、高知県医師確保計画、医療従事者確保についても第7期高知県保健医療計画で取り組まれております。地域医療構想調整会議というのがありますが、その中でもJA高知病院の存続については合意が得られているところです。市民の医療を確保していくという使命もある本市といたしましても、国の動向、県の動向を注

視しながら、南国市、香南市とも連携して取り組んでいきたいと考えております。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 先日私も県の健康政策部の医療政策課とも話し合ってきました。重要な医療機関であって、充実の必要性を認識しているということを言っていましたので、多分認識は共有していると思います。ぜひこれは連携して意見を上げていただきたいと思います。

日本一の健康長寿県構想の50ページにも、3次救急の医療機関と2次救急の医療機関の役割分担と連携が必要ということを書いています。ですから、2次救急の充実、ここは要ります。今、2次救急でこの数字を見ていただければ分かると思いますが、高知大学医学部附属病院が大きな役割を果たしていますし、この香美市の病院も本当に役割を果たしていますが、JA高知病院が本当に感染症問題でも頑張ってくれています。ぜひお願いしたいと思います。そして、3番目の課題は救急医療体制の強化の問題であります。そして、次に医師不足の問題を入れていますので、やっぱり医師確保が必要と思います。よろしくお願いします。

③の質問です。

地域密着型の医療体制で安心・安全のネットワークを構築するプライマリ・ケアの考え方について、本市としての見解をお聞きします。また、それとの関係もありますが、 在宅医療体制の充実についてどのように考えているのでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えします。

少し長くなりますが、プライマリ・ケアは欧米ではまず最初にかかる医療のことです。 相談できる身近な医師による総合的な医療で、健診や予防接種など、地域の保健予防、 健康を守る役割も担っております。必要に応じ、入院先や専門医の紹介を行うなど、病 院との連携や終末期等における在宅診療、認知症や身体介護が必要になった場合等の介 護サービスの窓口へのつなぎなどで、医療以外のことにも配慮したサポートも行うなど、 総合的、継続的に対応する医療であり、高齢化等による多様な課題が生じている中、今 後の医療制度を考える上で重要な概念と考えております。

次に、在宅医療体制の充実についてですが、事務局を土佐長岡郡医師会に委託しておりまして、南国市、香南市、香美市で地域包括ケア推進協議体としての在宅医療・介護連携推進事業実施検討会を開催しております。その中では、他職種参加の合同研修の実施やケアマネジャーへのアンケート、介護老人保健施設へのヒアリング、他職種連携の手引の作成やみとり、また、人生の最終段階における医療ケアに関する意思決定への支援など、終末期の医療に関する住民向け研修会を通して、医療機関と在宅ケアを担う職種との連携強化、住民への広報を図っております。

市といたしましても、在宅での生活を希望される介護が必要な方が住み慣れた地域で

暮らし続けられるように、市立診療所の整備、地元医師会との連携による休日夜間診療体制の確保、また、認知症においてはかかりつけ医や専門医療機関等、関係機関と連携した住民向けのガイドブックによる適切な医療への支援等を継続して行っていきます。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 丁寧な答弁をありがとうございます。

お手元の資料にもありますけど、これが今、県の構想の中にあります地域包括ケアシステム。これは、かかりつけ医、そして、総合診療専門医をつくり、そして、最終的に介護も含めた高知あんしんネットをやって、在宅医療も含めて最後はみとっていくという、先ほど言った内容の構想のモデルというか、提案をしている内容に結び付くかと思いますが、その辺はどうでしょうか。ちょっと今回の包括ケアシステムとプライマリ・ケアという概念と在宅医療を結び付けていくというか、構想的にはこれが一つのたたき台になるのかなと思うんですが、どうでしょうか。

- ○議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 詳しい内容は先ほど申し上げたとおりですが、 地域の先生方とはいろいろな市の事業とかも連携が取れた状態で行っておりますので、 プライマリ・ケアの方法というか、そういう概念を生かした在宅医療体制の充実は可能 だと考えております。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) この日本一の健康長寿県構想の33ページにはこう書いています。やっぱり病気になっても居宅で生活できる、在宅医療が可能な環境を整備してもらいたいと、こういう県民の思いがアンケート調査で見たら約45%ぐらいあるんですね。そして、急変が起こったときに、救急時の受入れ先となる地域包括ケア病床の確保など、結局何かのときにすぐ行けることが必要なわけですね。それを含めてこれは一つ大きな構想と思います。

そこで、私自身の認識では、構想の53ページにも総合的な診療専門医の確保の問題が書いています。日本の医師不足の大きな原因をつくってきた一つは、専門医の方向に動いてしまったと。だから、総合医そのものが少なくなってきたという、赤ひげ先生じゃないですが、その地域、地域で見立てをしてくれる。2つ目は、研修医制度が持ち込まれまして、高知大学医学部を卒業した方々がなかなか高知県に残らないことになった。研修医制度を受けなければ開業もできません、病院の院長になれないということがどうしてもあります。もう一つは医療リスクです。日本の場合、医療事故は刑事責任まで問われるという制度がありまして、複雑な脳神経外科系とかにはなかなかなりにくいということもあって、すごく偏在が起こっています。この総合医育成の問題では、早くから愛媛大学が取り組んで、その専門の科をつくって地域医療を支える人材づくりをしてきました。今回、高知県もこの構想に基づいて、総合診療専門医の育成に今取り組んでい

ます。しかしまだ緒に就いたばかりですので、今後これが大きな役割を果たすと思います。ぜひ研究していただきたいです。在宅医療ということで国がちょっとおかしいのは、ベッドを減らすための在宅医療という方向ではちょっとおかしいわけですので、フリーアクセスができて、何かのときにはちゃんと2次救急、3次救急で入院ができる状態にあってこそ、この在宅医療を含めた総合システムになると思いますので。

そこで、ちょっとお聞きしたいですが、先ほど言われた包括ケアシステム構想は、南 国市と香美市と香南市の3市のブロックでつくっていくのか、香美市としてつくってい くのか、その点はどうでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 3市のほうでは、JA高知病院の問題でありますとか、広域的に取り組んでいかなければ解決できないような施設、介護のほうの問題でありますとか、救急体制のことでありますとか、そういう大きい部分の話をしております。

また、市のほうでは、特にその中でもう少し市民に近いところで実施していかなければならないような研修会でありますとか、市民への広報について取り組んでいくというような構想になっております。

また、3市のブロックの中には県の中央東福祉保健所も入っておりますし、土佐長岡郡医師会に委託と申しましたが、香美郡医師会の先生ももちろんその中の情報については共有されておりまして、会の中には医師会の会長が参加しているという状況でやっております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 確認なんですが、ブロックとしては南国市、香美市、香南市という3市のブロックやけど、先ほど言ったように地域性がどうしてもあるということで、香美市としてもやっぱりこの構想というのは考えていかなければならないという認識でいいのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- **〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君)** もちろん香美市としましてもやはり地域の課題があると思いますので、消防等とも連携を取りながら検討していきたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) ④に移ります。

地域の医療機関、薬局、または訪問看護ステーション等が有機的に結び付き、患者、利用者との同意の下に情報を共有して対応する、高知あんしんネットがつくられています。推進状況について、本市の現状はどうなっているのでしょうか。また、今地域医師会の高齢化が今後の大きな問題となってきています。地域の医療連携の現状と地域医療連携推進法人制度についての見解をお聞きします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えします。

3つあったと思いますので、また少し長くなるかもしれませんが、1つ目の高知あんしんネットは、地域包括ケアシステムの構築を目指す県の取組で、地域の医療・介護をつなげ、住民の健康を連携して支える仕組みとして、一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会が運営母体となり、2019年10月より運用が開始されています。香美市内では薬局のみ、3薬局の参加となっております。

2つ目の地域医療連携の現状については、前述の在宅医療介護連携推進事業において、 収集した医療機関等の情報を中央東福祉保健所のホームページに掲載を行い、各市のホ ームページとリンクを貼るなど、高齢者入所施設の医療処置対応状況等の調査を行うな ど、地域医療・介護の資源把握に努めております。また、切れ目ない在宅医療と在宅介 護の提供体制の構築や医療介護関係者の情報共有のため、入退院時の引継ぎのための他 職種連携の手引の作成や運用支援のためのアンケート調査、情報交換、医療介護関係者 の研修や地域住民に向けた講演会などに取り組んでおります。取組内容は、県の日本一 の健康長寿県構想南国・香南・香美地域推進協議会にて事業報告を行い、他職種団体の 取組や課題等の情報共有を行っております。

また、3つ目ですが、地域医療連携推進法人制度は、県内では地域医療連携推進法人 清水令和会、地域医療連携推進法人高知メディカルアライアンスが認定されております が、高知県地域医療構想調整会議(中央区域物部川部会)においては、今のところ管内 において具体的な動き等の情報はございません。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 高知あんしんネットへの参加がちょっと残念なんですが、ぜひこれをやって、本人の同意の下に情報を共有して、先ほど言ったとおり医療資源を持っていると。これを調べたら、県の資料を見ても、CTとかMRIの台数も含めて全国平均より高知県は高いとあります。また、マンモグラフィとか、放射線治療の関係等も全国平均ありますので、せっかくある医療資源を含めて、お互いに持っている力を共有するということですので、医療連携の本当に必要性について、もう一度何かあれば。ぜひ進めていくという方向でいいでしょうか、高知あんしんネットを含めてどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 高知あんしんネットにつきましては、医療センターとか大きい病院が入っておりますので、地元の先生方にもぜひ参加していただいて、医療連携の一つのツールとして、個人情報とかいろいろあると思いますが、そういう点に注意しながら使っていけたらいいシステムではないかと考えております。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。

○5番(笹岡 優君) ぜひこれを進めていただきたいし、今回私ちょっと調べてびっくりしたのは、病院経営の厳しさが増し多くの病院が赤字経営に苦しんでいる中、高知大学、香川大学、高知県立大学、そして、高知工科大学が、地域医療を支える四国病院経営プログラムというのを発足して今やっているということですので、ぜひ地域の情報も上げていただいて、連携させていくことがすごく今必要と思います。県の資料を見たら、診療所で61.8歳が平成30年のお医者さんの平均年齢で、病院でも48.7歳だそうですので、今後こういう医療連携という地域医療を支えるネットワークが要るんじゃないかと思いますので、研究をお願いします。

⑤です。

日本一の健康長寿県構想の中で、今言っている地域包括ケアシステムの構築、このブロック会長を今年から宗石課長がやられているということですので、このシステムづくりに専念できることは本市にとって、また本当にこのエリアの安心・安全の確立にとっても、大変極めて大きいんじゃないかと思います。具体的に実行する体制強化が急務と思いますが、この点についての見解を伺うものです。

- **〇議長(利根健二君)** 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 県、市町村、各関係団体等において、地域医療体制の充実が急がれることは十分認識しているところです。日本一の健康長寿県構想においては、現状、課題、今後の取組等が整理されておりますので、前述の地域包括ケア推進協議体としての在宅医療・介護連携推進事業実施検討会のブロックの会長は、香南市と香美市と南国市で2年ごとの交代となっておりますが、それを中心に県、香南市、南国市と連携を図りつつ、取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 昨日の同僚議員の答弁でも、宗石課長は社会福祉も含めた専門職員の必要性を言っていましたけど、ぜひ法光院市長にもお聞きしたいんですが、本当に今の担当課体制の改善がどうしても必要じゃないでしょうか。このケアシステムをつくっていくことは、本当に香美市発展の土台になると思いますので、市長としての見解がありましたら、お願いしたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- 〇市長(法光院晶一君) お答えいたします。

詳しくは健康介護支援課長のほうから申し上げましたので、そのことについては申し上げるところはありませんけれども、最後に体制についてどうだということで、これは今一番気がかりなところなんです。今、本当に頑張って、コロナの対策でワクチン接種に全力を挙げているわけでありますけれども、本当に厳しい労働環境の中でやっておりますので、もうその人たちの健康を考えなきゃいけない、自らの健康を考えなきゃいけないような状況になってきております。ですから、我々としても健康介護支援課だけの

取組じゃなくて、もう組織を挙げて、市役所を挙げて体制強化をしなければならないと 思っております。

この際でありますから申し上げますけれども、年度の途中であっても、健康介護に携わる専門職員を採用する試験を実施する予定であります。いずれにしても、今の体制ではまだまだというところもありますので、精いっぱい応援できるよう、どんな形でも、外部から人を呼んででも応援をするような形にしなきゃいけない。議員の質問からしたら随分足元の話をするので、ちょっと場違いかもしれませんけれども、今そういう状況でありますので、ぜひそういうことも御理解の上、このテーマにされたことについて今後一緒に考えてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。

○5番(笹岡 優君) ぜひ体制強化をよろしくお願いします。

〇議長(利根健二君) 午後2時45分まで休憩いたします。

(午後 2時30分 休憩)(午後 2時44分 再開)

〇議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

○5番(笹岡 優君) 大きな2番目のジェンダーギャップと少子化について質問を します。

①です。

本市の特殊出生率は余りにも低いです。1.19でしょうか、今現在。土佐山田町を中心に若者定住も増えています。この第2期香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で見たら、25歳から34歳までは転入のほうが多いんですね、転出より。ですから、この方々も含めてなぜこれが低いかというのをすごく疑問に感じています。

そこで、少し気になるのが、先日、税務収納課からいただいて、この間同僚議員よりも紹介がありましたが、所得額等に関する調べで、200万円以下の方々が80%弱、100万円以下の方々が50%弱と、極めて所得の低い方々が多いということです。この原因も女性の就労実態が反映しているのではないでしょうか。この間も議会で議論してきましたエッセンシャルワーカー、必要不可欠な働く方々、介護職従事者や保育従事者、飲食店の従事者も含め、非正規雇用、パートなど、女性の不安定雇用が反映しているのではないでしょうか。ジェンダー平等の視点からも原因を究明すべきと思いますが、見解をお聞きします。

- **〇議長(利根健二君)** ふれあい交流センター所長、猪野高廣君。

齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的指向・性自認、その他の人権課題の12課題であります。ふれあい交流センターにおきましては、女性の人権課題について、ジェンダーの格差問題とこの合計特殊出生率を調査、研究しました資料、また、女性の所得状況や就労実態との関係を調査、研究しました資料等は持ち合わせておりません。

ジェンダーギャップと合計特殊出生率の因果関係についての調査、研究も大事であると考えておりますけれども、ふれあい交流センターとしまして取り組まなければならない業務は、女性が安心して妊娠、出産、子育てができる環境整備を進めること、関係機関と連携して情報提供を行うこと、また、女性の就労に関する支援や情報提供などではないかと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 人権広報あけぼのでは、女性の人権を考えるということで、世界経済フォーラムグローバル性格差報告書によると、日本は調査対象156か国のうち120位となっています。加藤官房長官も記者会見で先進国の中で最下位であり、特に経済、政治分野での評価が低調だったと謝罪しました。女性の平均収入も男性より43.7%少なかったと批判されています。近年では男女平等の意識が広く定着し始めていますが、家庭や職場、政治分野等、男女平等が実態として進んでいない場面が依然として見受けられますと書いていますので、ぜひこの研究をしていただきたいと思います。そこで、ちょっとお願いなんですが、先ほど言った所得格差の調査を毎年やっていますので、この調査の中に女性と男性が分かれたデータ等が今後できる条件はないかなと。明石課長、ちょっとどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 税務収納課長、明石清美さん。
- ○税務収納課長(明石清美君) お答えいたします。

まず最初に、議員にお渡しした表ですけれども、これは所得に関する調べではなくて、市民税の所得割額を算出するときの課税標準額を段階的に区分したものになっております。この調査は毎年総務省のほうから来ておりまして、報告に必要な数や金額が出せるようにシステムにプログラムが組まれており、それを出力したものを基に作成をしております。議員からお問合せいただき、男女別、年齢別のものがシステムから出力可能かどうかをシステム委託事業者に聞いてみましたけれども、加工が難しく、別途料金が発生するとのことですので、御要望いただいて、すぐにお出しできるということにはなりませんけれども、どの程度の内容の集計を希望されるのかをもう少し詳しく教えていただいて、例えばこの表にある所得税納税義務とかが必要なのかとか、金額的なものが必要なのかとか、そうじゃなくて市民税納税義務者の方だけでよいとかいうことを教えていただいて、時間がかかりますけれども、こちらの課で持っているデータを職員が加工して対応できるかどうか、または、システム業者に依頼しなければならない内容なのか

など、また課のほうで検討させていただきたいと思います。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 平成20年にとった市民アンケート内容にこう書いています。 理想的な子供の数は3人ということを言っているんです。しかし、理想的な子供の数の 実現課題は、子育てや教育にお金がかかり過ぎということが第1番で71.5%と出し ていますので、ちょっとまたこのアンケートをぜひ企画財政課のほうでできないものか。 なぜ低いのかも含めて、どうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 企画財政課長、佐竹教人君。
- 今年度、振興計画の後期基本計画を策定予定になっておりまして、その中で子供を産

み育てやすい環境づくりに関するアンケートも実施する予定でございます。

お答えいたします。

〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。

〇企画財政課長(佐竹教人君)

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **〇定住推進課長(中山繁美君)** お答えいたします。

香美市の魅力とか、子育て、そういう情報発信が必要ではないかということでございます。定住推進課としましては、移住・定住推進業務をいなかみに委託しておりまして、いなかみライフのホームページで香美市の魅力、また、子育て支援などを発信しております。このホームページは1か月3万PVぐらいアクセスがあり大変人気となっております。そのトップページの中に子育ての特集とか、それから、香美市の魅力、様々なイベント、また、たくさんの若い世代にも受けるような内容が満載ですので、そちらを皆様に見ていただきたいと思います。また、香美市のホームページやフェイスブックにも書いておりますし、高知工科大学とも連携協議会がございまして、その都度移住・定住の業務の情報共有、また、香美市ICT化推進プロジェクトに学生80人ぐらいに参加していただいており、そちらのほうでもまたいろいろ情報共有しておりますので、これからもまた移住を含めて香美市の魅力を発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長(利根健二君) 笹岡議員、ジェンダーギャップから微妙に話がずれかけておりますので、修正をよろしくお願いいたします。

5番、笹岡 優君。

○5番(笹岡 優君) 大学生の方々を含めて、香美市に移住してくることが次の魅力ある地域のまちづくりの土台になりますので、お願いします。

②です。

女性が抱える様々な悩みや不安、生活の不安定さ、DVや不妊治療等、また、母子手帳等の交付までの支援など、女性に特化した専任窓口と支援体制が必要ではないでしょうか、見解をお聞きします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

本市の女性に関する相談支援といたしましては、福祉事務所において、DV相談窓口と子ども家庭総合支援拠点の機能を担当し、健康介護支援課で子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的相談や保健指導を行っております。両部署では、毎月1回の妊婦支援検討会を初め、個別ケースでの情報共有と役割分担などを通じて緊密な連携体制を敷いております。同一フロアで隣接した事務スペースとなっていることもあり、相談者の方から見れば、現実的には一体化した窓口体制となっているとも言えます。

笹岡議員から女性に特化した専任窓口と支援体制を、との御提言をいただきましたけれども、定型的な業務である窓口業務と、非定型で専門性の高い相談支援業務の切り分けは実務上極めて困難であり、これに応えるためには新しい部署として編成するほかに実現し得ないものと考えます。したがいまして、行政組織全体での機能整理を含めた議論抜きには判断できないものと考えます。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 今後、包括支援策の問題も出てきますし、香川県三木町の紹介もしましたが、女性課をつくって、香川県でも県下一幸せなまちとして紹介されていますので、ぜひ研究に行っていただいて、今後の取組をお願いしたいと思います。

大きな3つ目の質問に移ります。GIGAスクールネットワークへの対応についてお聞きします。

GIGAスクールネットワークの関係は、ここにあります、東北大学加齢医学研究所 と仙台市教育委員会が協力し、約7万人以上の小・中学生を5年間追跡調査して、市の 学力テストとスマホ利用の関係を調べた結果、前頭前野を中心に脳内の6領域以上の部 位の発達が止まっていたと、東北大学加齢医学研究所所長、川島隆太教授が指摘してい ます。これは大変衝撃的です。

①で聞きます。

この研究を調査し、タブレット端末活用のときの参考にすべきではないでしょうか、 見解をお聞きします。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

議員から御紹介のあった調査やその他の調査、研究結果など、様々な情報を参考にさせていただき、タブレット端末活用の際の子供たちの心身への影響につきましては今後も注視していきたいと考えています。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 前頭前野は人を人たらしめる、思考やまた創造性を担う脳の 最高中枢であると言われています。ここに影響を与えることはすごく大きな問題と思い ます。

また、こう指摘しています。脳が働くのは脳で情報を整理するときで、スマホやタブレットで情報を検索しても、検索するのは機械なので脳は働きません。一方、読書をすると脳の神経線維は太くなります。文字を書くのも同様です。スマホやタブレットでは、文字の変換も機械が考えるので脳は働きません。紙にペンで書くと脳は働きます。頭の中で情報を整理しないと、脳は働かないのですと。この内容について、スクリーンを見ていただいてもいいし、お手元のタブレットにも映っていると思いますが、これは先ほど紹介した仙台教育委員会、川島教授を含めた東北大学等が、こういう内容のパンフレットを作っていまして、その一部です。1時間以上使うか、使わないかも含めて、こういう形で成績との関係を入れています。スマホ使用1時間未満の子供たちの成績は平均を超えているとなっています。ですから、ぜひこの研究が必要と思いますし、もう一つ、次の資料が読書をするかどうかの関係で、読まない子供と1時間以上読む子供。図書館もできます、ここの辺の工夫も要るんじゃないかと思います。研究するということですので、ぜひお願いします。

②は先ほど同僚議員がいろいろ質問しましたので、ちょっと1点だけ。

3 学期に向けてタブレット活用含めて学校単位で、先ほど学年によって違うということでしたので、学校単位のカリキュラム等で示されることになるのでしょうか。そういう方向じゃないのでしょうか。

- ○議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

今始まっており、各学校が研究して取り組んでいただいているものですので、その状況等を集めていくようにしていきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **〇5番(笹岡 優君)** ③に移ります。

子供とICTの関係の問題について、日本小児連絡協議会が、子供におけるICTの 弊害として、親子の絆から始まる人間と人間との絆の形成に影響を与え、実社会での体 験の機会を奪って、健やかな成長発展や社会性の形成を妨げることは極めて大きな問題です。子供のネット依存も深刻化しており、ICTの適正利用は子供の健やかな成長発展にとって、解決すべき重要課題となっています。子供たちを取り巻くこのようなICT環境は、利点と問題点を持った両刃の剣となると指摘しています。また、提言の対象として、この提言は、子供への影響力が強い保護者を中心として、教育関係者、医療関係者、保育関係者、ICT開発・普及に携わる事業者、この分野の研究者も対象としていますという内容になっています。

これは課長のほうにも渡していますけど、小児連絡協議会の提言からも、今ぜひちょっと考えていただきたいのは、この小児連絡協議会の提言や電磁波による電磁波過敏症など、健康被害を考慮した運用指針と運用マニュアルを作成すべきではないでしょうか、見解をお聞きします。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

先ほどもお話しさせていただきましたように、タブレット端末活用の際の子供たちの心身への影響につきまして今後も注視するとともに、運用指針や運用マニュアルにつきましても結果等を見て今後判断していきたいと考えます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **○5番(笹岡 優君)** 文部科学省からもこういうのが出ていますので(資料を示しながら説明)、課長にも渡していますが、ぜひ研究していただきたいと思います。

先ほど言った日本小児連絡協議会からの提言内容の中に、学校教育に対して、子供や保護者に対する情報モラル教育の推進が必要であると。1番目にネット社会における著作権や個人情報の保護のルールを学ばせましょう。2番目にICTの使い過ぎによる健康障害やネット依存について学ばせましょう。3番目にいじめなどのネットトラブル予防と発生時の対策について学ばせましょう。そして、もう一つですが、これは日本教育新聞に出ていた中身なんですが、WiーFiの電磁波の問題です。電磁波が人体に影響を与え、学力低下を招くと指摘し、GIGAスクール構想を進める上で、WiーFiのアクセスポイントの位置を児童・生徒から遠ざけた場所に設置する、使用していないときには電源を落とすなどと指摘したんですね。この点ではどうでしょうか、ぜひ研究してください、どうでしょう。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- **〇教育振興課長(公文 薫君)** お答えいたします。

情報モラルの研修等も今後必要であると考えておりますので、年間に計画して実施していきたいとしております。また、電磁波等のことにつきましても、今後注視はしていきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 先日、高知新聞にも載っていましたが、デジタル教科書についても紙との併用という形になってきていますし、かばんが重たくて小学生は大変ですので、デジタル教科書も必要かもしれませんが、慎重論も出ていますし、今後はやっぱり普及を目的としないで、習熟度に合わせて発達に応じて使っていくと。すごくそこら辺が、今後大人社会がかなり研究せんといかんところと思いますので、お願いします。④です。

児童、生徒、保護者、教員、そして第三者も入った、仮称ですが、GIGAスクールネットワーク検証委員会を発足すべきではないでしょうか。構想をお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- 〇教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

授業を検証するための委員会は、今年10月までに設立する予定でおります。会議は年2回程度の開催を考えております。委員数は8人程度で、学校授業に詳しい教育コンサルタントをアドバイザーに迎えて、活発な意見を出し合える会にしたいと思っております。なお、委員の人選につきましては、児童・生徒の健康を配慮した上で当事業を推進するという観点で行いたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 児童・生徒たちは未来を担う子供たちですので、教育環境を コロナ禍の理由で急激に変えてしまうような状況ですので、この影響は子供たちの未来 に大きく関わります。ぜひ双方向の検証をしていただきたいと思います。

⑤です。

近年、全国各地で豪雨による災害が起こり、河川の氾濫、土砂崩れなど、防災教育の 取組が注目されています。ドローン映像を活用し、河川防災学習など、身近にある事実 から問いを持たせ、自分ごととして捉える取組を進めるときではないでしょうか、見解 をお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、身近にある事実、例えば防災学習などから問いを持たせ、自分ごととして捉え、それを解決していくことは、本市が生涯教育として進めております探究そのものです。また、小学校では昨年度、中学校では本年度から改訂、実施されております新学習指導要領の趣旨とも合致するものと考えています。

そういった観点からも、今進めておりますGIGAスクール構想におけるタブレット端末の活用は、非常に有効な手段と考えており、今後も積極的に活用し、生涯学習を通して探究をより普及させる取組を今後とも推進したいと考えます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 現在、各行政機関などが防災や環境などについて、俗に言う出前教室などを行っています。特に国土交通省では、香美市の小学校の環境学習や防災士会の勉強会などにも講師として参加してくれています。また、国土交通省の紹介により、「お天気キャスターと楽しく学ぼう!かみわくわくお天気・防災教室」も開催いたしました。ドローン映像ということだけではなく、あらゆる手法にて楽しく学び、考え、どう行動するかなどを見直す機会としては最高の場です。国土交通省では、今後も精いっぱいの応援はしてくれるということですので、このような機会を今まで以上に開催できればと考えています。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 先ほど同僚議員からも香美市の魅力がある、空から見たらす ごくきれいな水があるとか、景色がすごいとかありましたね。ですから、ぜひ生きた教材として使っていただきたいと思いますので、この質問の最後にICT、さっき市長もそのことを言っていましたが、私たちが生まれたときは川で遊び、山で遊びで、自然と触れ合うことがすごく多かったわけですが、今、子供たちが本当に自然と触れ合う機会があるのかなということも含めて、こういうドローン映像とタブレット等で俯瞰的に見て、自分たちが危険度を含めた認識を高めていくことも大事だと思います。白川教育長から、今のICT教育やタブレット端末も含めて、今後どういう構想というか、気持ちがありましたら。何かございますか。
- ○議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- ○教育長(白川景子君) 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

笹岡議員さんからは、不易と流行という言葉がございますけれども、教育においてもこの不易と流行という考え方は大変重要なことでございます。この件に関しまして、いわゆるスクールネットワーク等の活用面だけに目を向けることなく、子供たちを豊かな自然あふれる香美市で、元気に生き生きと活動できる健全な子供の育成を図るという重要な視点を、決しておろそかにしてはならないよという貴重な御提言をいただいたものと真摯に受け止めております。

情報化社会の急速な発展やグローバル化、とりわけAIの飛躍的な発展によりまして、子供たちや私どもを取り巻く環境が大きく変化をし続けております。子供たちが社会に出る10年後を想像したときに、今では想像もつかないような世の中になっているのではないだろうかという思いもいたすわけでございます。このような時代において、学校教育にタブレット端末等を導入した情報化教育を行うことの推進は、もう必然的な流れであろうかという認識をしております。これからの社会においては、とりわけ答えのない事象に対して、お互いに協力し合って問題を解決するための問題解決能力や情報収集

処理、活用能力などが重要な力となってまいります。学校教育の中で、これらのことを 今だけではなく子供たちが社会に出る、そのときのために学校教育の中でも育成してい くということが必要であろうと考えております。

様々な課題が今後もあると思いますけれども、まずは子供たちの健全育成、しっかりした生活のできる子供、そういった子供の育成に心を寄せて、教育を進めてまいりたいと考えております。何といいましても、正しく使える人、情報を正しく使える、情報を扱う情報機器を世の中や人々のために正しく使える人を育てることこそが、教育の本当の狙いだというふうに思っておりますので、そこから視座をずらさずに、ぶれずにしっかり行ってまいりたいというふうに考えております。

併せて、この課題につきましては、学校教育のみならず、現在、学校教育の中でインターネットが使用される時間というのは、子供たちが家庭の中で使用している時間と比較いたしますと、まだまだ割合が少ないわけでございます。そういった家庭におけるスマートフォンやインターネットの利用について、子供たちの健全な日常生活が損なわれているという事象もぽつぽつ上がってまいっておりますので、このことにつきましては、教育委員会だけではなく、議員の皆様方のお力添えもいただきながら、他課とも協力して、社会全体で家庭における、日常生活における子供たちの情報化社会への正しい付き合い方と申しましょうか、そういったことについて一定の啓発を行っていくことが急務ではないかと考えておるところです。

長くなりましたが、以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 両刃の剣ですので、私たちも一緒に勉強しますので、よろしくお願いします。

大きな4番目です。米軍機低空飛行に注視する行動についてお聞きします。

この間、地域新聞、地元新聞も、全国新聞も、NHKでも米軍機の低空飛行、特に四国の問題は取り上げられました。不法行為、また、その異常に激増していることに対して大きく指摘されています。今日はここに愛媛新聞にも載っています。こういう形で愛媛新聞に載りました(以降、資料を示しながら説明)。「中南予低空飛行憤り」「近年急増深夜にも」ということで愛媛新聞も。ですから、高知県だけじゃなしに、オレンジルート外のところでもかなり増えています。そして、「人多い地域でなぜ」とも出ています。そして、四国の中でも今回増えてきているのが、高知県西部から愛媛県南伊予地域も含めてかなりの頻度になっています。

そこで、①でお聞きします。

今こそ全県首長等とも連携して、航空法の適用など地位協定の抜本的な改定をさせる 行動をとるべきではないでしょうか、見解をお願いします。

- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- 〇防災対策課長(日和佐干城君) お答えします。

昨年5月には高知県知事から防衛大臣に宛てて2回の要望書を提出しています。それにもかかわらず飛行回数は増え続けている状態で、住民の不安も増しています。日本を守る立場のアメリカによる危険性の高い訓練で、日本国民、地域の住民を苦しめることは絶対にあってはならないことです。この件につきましては、国と国との案件でありますので、一市町村の発信では解決できない問題であります。全国各地で米軍の飛行訓練が行われていることから、全県首長や知事会などと連携を強め、議員各位のお力もお借りしまして要望等を発信するべきと考えます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 議会としては国に意見書を上げています。また、昨年3月には抗議決議を上げています。本山町は中四国防衛局に対して意見を上げ、防衛省が雁山、本山町役場の近くにある山のあそこにカメラを設置することになりました。本山町など嶺北4町村とも協議して、ぜひ連携していただけないでしょうか。その点はどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- 〇防災対策課長(日和佐干城君) お答えします。

米軍機に関する案件で、嶺北4町村や関係市町村と協議の機会がありましたら参加するように考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) これがオレンジルートの中で(資料を示しながら説明)、四角いのは全部ヘリポートですので、本当に事故が起こる確率が高まってきているんじゃないでしょうか。内閣官房室にメールが送れるんです。意見も全部送れますので、ぜひ研究してください。

②です。

「背景に米中対立か」という報道もありました。今、中国政府は本当におかしくなっています。核兵器廃絶を否定して軍拡を進めていますし、南シナ海、東シナ海等で現状変更を迫る覇権主義を強めていますし、香港、ウイグル自治区など、人権侵害で国連憲章に本当に違反をしています。しかし、軍事的な衝突は避けなければなりません。岩国米軍基地に空母艦載機が本格配備されて、極東最大の米空軍基地になりました。そして、四国の位置づけが変わってきているんじゃないでしょうか。ぜひ県の危機管理部とも連携し、この間の低空飛行増加の原因を防衛省、外務省に聞いていただいて、この原因を調べていただけないでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- ○防災対策課長(日和佐干城君) お答えします。

県危機管理部と関係機関とは引き続き連携を取りまして、国に対応を願うようにお願

いをしていきたいと考えております。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 課長の家のところも夜飛んでいるということで、これまで夜飛ぶことはなかったんですけど、香北町、物部町も含めて夜中に飛んでいますので、それが何の意味を示しているのか、ぜひ調べてください。

③です。

2018年12月6日末明に、米軍岩国基地海兵航空隊所属のFA-18 DホーネットとKC130 J空中給油機が、室戸沖で夜間空中給油訓練中に墜落し、全員が亡くなりました。お手元の資料等にありますが、事故報告書と再調査報告書が発表されて、これを読んだら、「未熟操縦士岩国に集中、高知沖墜落米海兵隊報告書指摘、訓練成績平均以下」と。米軍海兵隊の報告書が海兵隊岩国基地について、米本土と比べ「困難な飛行環境」にあるにもかかわらず、訓練中の成績が平均以下の新人操縦士が不釣合いに多く配属されていると指摘。そして、もう一つの報告書がありますが、「優秀人材日本勤務避ける」とし、報告書は優秀な人材が日本勤務を避け「最弱の操縦士」が岩国基地に集中する状況を露見させた。劣等生が集まり、事故が止まらない実情。日本の安全は相変わらず軽視されていると指摘されています。これが事実であれば本当に大変です。重大な事故につながります。先ほど言ったヘリポートもこればあありますので、この米軍海兵隊の事故調査報告書について再調査する必要があるのではないでしょうか、防衛省、外務省にぜひ聞いてください。そして、中国新聞に対しても問合せをしていただけないでしょうか。ファクスが結構ききますので、ファクスで送ることも可能ですので、よろしくお願いします。

- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- 〇防災対策課長(日和佐干城君) お答えします。

これは日本のどこで起きてもおかしくない案件であります。この件につきましても、 引き続き県を通じまして、国に対応を願うようにお願いしていきたいと考えております。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) この中国新聞の情報もぜひ県のほうへつないでみてください。
 ④です。

目撃情報をリアルタイムでつかむため、防災対策課にLINE受付が可能な体制づくりができないでしょうか。この間私自身もたくさんLINEで情報をいただいています。 県危機管理部とも連携して情報収集して動画でしっかり捉えること、写真も大切ですけ ど、動画によってちゃんと事実を防衛省、外務省に示すことが大きいと思いますが、ど うでしょうか。

〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。

〇防災対策課長(日和佐干城君) お答えします。

LINEを利用しての受付窓口ですが、LINEの公式アカウントを開設している自治体は県下で6市町あります。いずれの市町も観光情報や行政の取組、それから、災害時などの情報提供に利用しておりまして、双方向での利用はしていないということです。投稿を受ける場合に、本来の目的と違う利用をされるリスクなどもあることから、返信等の対応はしていないとしております。

本市の投稿手段としましては、今のところホームページへの問合せ等に利用できるメールしかないので、今後何かスピード感のあるホットラインの構築等については課題と考え、県の危機管理部ほか、関係機関とも相談をしなければならないと考えます。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **○5番(笹岡 優君)** ぜひ研究してください、お願いします。一方方向でいいと思いますので、受け付けるだけで、その情報が大切です。

大きな5番目です。

子供たちの、また孫たちの未来へのメッセージとして、核のない世界へ行動・発信するときではないでしょうか。核兵器禁止条約が発効されました。お手元の資料を見ていただいたら、核兵器廃絶に向けた取組の推進について(要請)として、これは平和首長会議会長の松井広島市長ですね、そして、副会長の田上長崎市長が訴えた。下のほうに、「一刻も早く核兵器禁止条約の締結国になっていただくよう強く要請するとともに、来るべき核兵器禁止条約の締約国会議に、まずはぜひオブザーバーとして参加いただき、核保有国と非核保有国の橋渡し役として核軍縮にリーダーシップを発揮していただくよう要請いたします。」としています。

これを踏まえて、先日も行われた核兵器廃絶を求める平和行進には、市長、また議長ともども賛同いただきました。私も集会と行進に参加させていただきましたが、議会としても核兵器禁止条約の締結国になるよう、意見書も上げてきました。

そこで伺います。①です。

唯一の戦争被爆国であるからこそ、政府に一刻も早く締結国になるよう、平和首長会の構成メンバーとして連携した行動を起こすときではないでしょうか、所見を伺うものです。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- 〇総務課長(川田 学君) お答えします。

平和首長会議の加盟都市として、行動計画に掲げられている様々な取組の中で、香美市としてできることに従来から取り組んでおりますし、これからも連携した取組を行っていきたいと考えております。

以上です。

〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。

- **○5番(笹岡 優君)** 何か具体的な行動として考えられていることはありますでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- ○総務課長(川田 学君) 具体的な行動といいますと、これまで行動計画に示されていた中で、香美市が取り組んできたものとしては、原爆ポスター展であったりとか、被爆者署名活動というのは2020年で終わったんですけれども、最後のほうになりましたけど取り組みました。それから、平和教育についても教育委員会を中心にやられているというところで、行動計画に沿った形で行っています。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **〇5番(笹岡 優君)** ぜひ連帯してお願いしたいと思います。

ちょっと紹介します。滋賀県米原市長の平尾さんの記事で、米原市は2005年に非核・平和都市宣言を行い、「私たちは訴えます、核を持つ全ての国々に全ての核兵器を今捨てよ!と、この市民の声と願いを世界に広く訴える。」とし、日本政府に対して核兵器禁止条約に参加するよう促すため、「署名をすすめる県民の会」の呼びかけ人になるのは当然であると。これまで核兵器廃絶は願いや希望でしたが、国際法になりました。怖いから武器を持つというのは間違いです。私は寺の住職でもあります。「兵戈無用=武器も軍隊も要らない」最も安らぐことができるのは、武器を持たないことであるというお釈迦様の教えです。核兵器や武器を手放してこそ、平和や安心を得られるのですと書いています。もう一人紹介しますと、京都府亀岡市長の桂川さんですが、唯一の戦争被爆国である日本政府が条約に参加していないことを残念に思います。人類は今も核の脅威を感じながら生活をしています。朝鮮半島で何かあれば、大変な被害が出ることになります。アメリカからの圧力はあるでしょうが、被害を防ぐために、アメリカの「核の傘」から脱却することを、唯一の戦争被爆国の日本政府が腹をくくる必要がありますと。これが2人の市長の記事内容です。

そこで、ちょっと私自身のあれで紹介したいのは、第5福竜丸が今、ビキニ環礁水爆実験の関係で1,000隻ぐらいが被爆しているんですが、そのうち半分ぐらいが高知県のマグロ漁船なんです、半分ぐらいが。ですから、広島県、長崎県に次ぐ被爆県というのは高知県であるわけです。そして、4つ目が福島県になるわけですが、その中で下本節子さんという方が、第7大丸で無線士をしていたお父さんのことで今訴訟を起こして裁判闘争しています。その意見陳述の中身をちょっと紹介しますと、第7大丸はビキニ海域で光と雲を目撃した後、乗員全員がひどい下痢状態、垂れ流し状態になったとのことです。そのとき父は30歳で無線士でしたが、本人自身が最後まで悔やんでいたと。なぜかといえば、自分が漁場がいいから多くの船を集めてしまったからで、そのことを本当に後悔の念として証言することをすごく最後までためらっていたそうです。船を下りるまで6年間の間に太平洋では核実験が繰り返されたと。そして、情報の窓口である

無線士としてやってきたわけですが、父は60歳の頃、胃がんで胃を4分の3摘出し、自分はがんになると言っておびえていたそうです。被爆の影響を認識したのだと思います。そして、乗組員であった南さんという方は13年後に肝臓がんで亡くなりました。船長の山本さんは、病院の先生からのどが焼けただれたようになっていると言われた。そして、肝臓がんで亡くなっています。ですから、本当に今、大切なことですが、核兵器禁止の問題は、市民運動によって被爆者と一緒に行動を起こしてきたため、条約をつくってきたんですね。ですから、本当にそれが大事だと思います。

そこで、もう一つの資料を見てください。今、スクリーンにも撮していますが、これが核兵器禁止条約批准国が50か国に達したことについての平和首長会議公開書簡といって、国際的な公開書簡を出しています。

そこで、②の質問です。

その下のほうに「市民一人ひとりが日常生活の中で平和について考え、行動することを奨励する「平和文化」を市民社会に根付かせて平和意識を醸成することにより、平和への大きな潮流をつくり、核兵器のない世界の実現に向けて為政者の政策転換を後押しすべく活動してまいります。たゆまず、共に歩を進めて行きましょう。」と訴えています。

そこで、核兵器禁止条約発効を生かした学校教育、生涯教育等を通して、市民一人一人が日常生活の中で平和について考え、行動することを奨励する具体的な取組を一層強めるときではないでしょうか、この点についての見解を求めるものです。

- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- 〇教育長(白川景子君) 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

平和な社会の形成者として、市民一人一人が日常生活の中で平和について考え、行動 することは大変重要なことであると考えております。

学校教育におきましては、特別活動や総合的な学習の時間、道徳の学習など、全ての教科、科目等におきまして、平和の大切さや、平和を維持するためにどうすればいいのか、学ぶ機会を持っております。例えば、小学校6年生の国語の教科書には「ヒロシマのうた」という文学作品が、中学校1年生の道徳の教科書には沖縄県の相良倫子さんの平和の詩「生きる」が掲載されております。こういった教材を通して、子供たちは平和の大切さや、平和を維持するために自分たちはどう考え、どう行動するべきかということについて考え合っております。また、SDGs、いわゆる持続可能な開発目標の17の目標への取組を進めることで、平和意識を醸成し、子供たちが自分ごととして平和の大切さを学ぶことを狙いとした取組を進めておるところでございます。併せて、子供たちが生活する教室や学校におきまして、命を大切にすること、いじめや暴力がない平和的な状況や場を形成することなど、日常生活の中での平和を実現することに取り組んでおります。

生涯学習におきましては、8月に市役所と両支所ロビーで行われるヒロシマ・ナガサ

キ被爆の実相等に関するポスター展に合わせて、やなせたかし先生の「ぼくは戦争は大きらい」などの書籍を紹介するよう準備しています。また、図書館でも8月には戦争と 平和について企画展を開催する予定となっております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) この国際的な動きを生かすことが大事と思います。IB教育 含めて本当にお願いしたいと思います。

対人地雷禁止条約もクラスター爆弾禁止条約も、最初保有国は反対していました。ところが、これは今人道的な規範として禁止されていますし、現在、核兵器に投資する金融機関に対するキャンペーンが行われて、国内では17銀行が核兵器に投資しない、そして、4つの生命保険会社が賛同しているという状況がありますので、やっぱり人類の本当に積極的な部分を生かしていただいて、学校教育等も含めて、少なくとも私たちの未来の子供たちが同じ間違いを犯さないようにしなければなりません。

そこで、③の質問にいきます。

日中平和友好条約第1条ということで、今ちょっと皆さんのお手元に資料が行っていると思いますが、これを見ていただければ、戦争を乗り越えて、日本と中国は友好条約を結んだという中身です。その中身は、第1条に主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。そして、国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、全ての紛争を平和的手段により解決し及び武力または武力による威嚇に訴えないこと。そして、第2条にアジア・太平洋地域においてもまたは他のいずれの地域においても覇権を求めるべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国または国の集団による試みにも反対すると表明しているんです。これを最大限生かして、中国自身の問題点を指摘することが大事じゃないでしょうか。

憲法前文に、「われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と書いています。もう二度と戦争をしないということをうたっています。私たち議員もそうですが、国家公務員も地方公務員も全てこの憲法を遵守する義務があります。そして、戦前の憲法の最大の弱点は何かといえば、知事も含めて天皇の命によって地方自治権が認められていませんでした。今は憲法の中に地方自治権が認められています。先ほども言いましたが、核兵器禁止条約も被爆者や市民運動、地方自治体の粘り強い取組と運動によって世界に結び付いて実現しています。

そこで、ちょっと紹介しますと、先日6月6日付の朝日新聞の記事を見て驚いたのは、「米中危機4つのシナリオ」と載っていました。そして、防衛省幹部は「最も可能性が

高いのが、双方が武力衝突を意図しないのに、偶発的な事故や衝突が起き、それが本格的な紛争に発展するケースだ。その確率が高まっている」と指摘しているんです。先日のG7でも中国包囲網で、九州霧島でアメリカと日本とフランスも入って軍事演習をやっています。そして、今度、今またドイツと、そして英国のクイーン・エリザベス号が参加することを計画しているそうです。

そこでお聞きしますが、米中危機の下、日本国憲法の精神に立って、日中平和友好条約を対中国外交に生かせと発信、私たち自身が今声を上げることが必要ではないでしょうか。意見を求めます。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- 〇総務課長(川田 学君) お答えします。

国と国との外交問題は様々な課題が複雑に絡んでおり、解決することが非常に難しい問題です。このような外交問題に関しまして、笹岡議員の言われました日中平和友好条約を対中国外交に生かせの発信、また一市町村の発信が対中国外交の問題解決につながるとは思えませんので、発信については考えておりません。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 歴史というのは守ることが必要と思います。偶然戦争じゃなしに、それを後押しする国民世論があるから戦争になったんです。しかし、戦前はその世論を上げることに対して弾圧をされたという歴史があります。今本当に主権が国民です。国民主権ということは主権者は全部市町村で生活しています。市町村でちゃんと声を上げることが今本当に大事と思います。

先日、日米首脳会議でも対中国を念頭に置いた、日米軍事同盟の「一層の強化」を表明されました。また、共同声明では、「台湾海峡の平和と安定の重要性」について言及しています。その中で、ちょっと私自身も怖いですが、中国憎しというような問題、そして、一回軍事力で圧力をかけんといかんじゃないかという世論ができることが、すごく危険を持つと思います。先日、高知新聞に台湾危機での核戦争のリスクが大きかったということで、1958年にアメリカは中国に対して核兵器を使うことを準備していたということが出ています。高知新聞にこうやって(資料を示しながら説明)、内容が全部出ています。ちょっとそこで皆さんのところにも資料を配っていますが、今、中国の軍事力、北朝鮮の軍事力、韓国も日本の軍事力も含めて全部入れています。こういうのでぶつかり合うことが本当に正しい方向でしょうか。もう戦後76年もたって、中国と結び付いてきた関係。もう一つ紹介しますと、次の資料が中国との関係の経済の中身です。経済一体化が進んでいます。食料依存が本当に中国に対してすごいですね。アメリカの次に中国から輸入しているんですね。ですから、こういう隣国との関係がこれでいいかなと。そして、次の資料には今アメリカ戦略の中身を入れています。第1列島線を入れて、ここで防衛をやると。第2列島線がここということでやると。ぜひ考えること

が必要じゃないでしょうか。武力衝突は絶対駄目、争いごとを戦争にしないことが必要 です。

先日、国会でも問題になりました。アメリカを含む核兵器の存在や保有が地域の緊張・対立の原因と明記した外務省の文書も見つかっています。結局、核兵器そのものがどんどんどん地域の不安定さをつくっている。北朝鮮の関係もそうなんです。今、必要なことは、核兵器のない世界をつくるということに結び付いた、中国問題を含めたやっぱり議論をすることじゃないかと思います。

ちょっと紹介しますと、この前高知新聞にも出ていましたね、世界の核保有国が使っている核兵器の年間予算です、こういうのです(以降、資料を示しながら説明)。これにないのはアメリカです。今、世界では核兵器だけで8兆円毎年使っていると。この8兆円のお金があったら、アメリカの3兆円だけでも、医者7万5,000人、ICUベッドが30万台、そして、人工呼吸器が3万5,000台、看護師を15万人雇うことができると。だから、コロナ禍で世界が苦しんでいるときに、本当に今、世界の核保有国も含めて、この前のG7でそういう話合いができるかと期待しておったんです。ところが、やっぱり覇権問題の方向に流れが行ってしまってすごく残念です。そういうことも含めて、ぜひこの問題については議論していただきたいと思います。

本市では、国際バカロレア教育にも取り組んでいます。日本教育新聞には、①アイデンティティーを持って主体的に生きる人間の育成のため、②探究型のプログラムとして、③日本の学校教育の国際通用性確保のため、④グローバル人材育成への期待、⑤次世代社会を担う人材育成と書いています。まさに国際バカロレア教育の方向性にもなっていますし、先日の広報の中で、今高知工科大学の大学院に中国人の方が来られています。その方が初めて香美市に来たとき、誰もがとても礼儀正しく優しいことが分かりました。こんな美しいまちをつくってくれた香美市の皆さんに感謝しますと書いているわけです。国同士は本当におかしいですが、今私たち自身が国際的な連帯をしていって、この争いごとを戦争にしない方向に動くことが必要と考えます。何か御所見がありましたら、お願いします。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- ○総務課長(川田 学君) 特に所見はございませんけれども、誰もが平和的な手段による解決を望んでいると思いますし、二度と戦争を望む人はいないというふうに思っております。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **〇5番(笹岡 優君)** ぜひお願いします。
 - 6番目です。耐震、土砂災害、水害対策についてお聞きします。

南海トラフ地震が発生したときの避難場所確保は重要です。本市は市民の避難場所に ついては確保していますが、他市町村から受入れ避難所はまだこれからです。その中で、 この土佐山田町の中心街の果たす役割は大変重要と思います。ここがちゃんと災害に耐 えることが必要です。

①です。

栄町から百石町までの住宅耐震対策の現状はどうなっているのか、進捗状況を町内会単位で資料を示していただいています。これを見たら、本当に進んでいないことに驚愕していますが、ちょっとこれについて、ワンストップで診断から改修までいけるような流れをつくる必要性について、お聞きします。

- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- 〇防災対策課長(日和佐干城君) お答えします。

その前にちょっと資料のほうで、笹岡議員から栄町から百石町までという指示をいただいておったんですけど、ちょっと栄町の数字を私の手落ちで入れぬかっておりまして、数字は持ってきましたので一応お伝えしたいと思います。栄町の分につきまして、耐震診断は28棟で12.33%、耐震設計は13棟ありまして5.68%、耐震改修は12棟で5.24%という数字になっております。表の下のほうに集計と平均の数字があるんですけど、ここは栄町を含んだ数字でこれからお答えしたいと思いますので、よろしくお願いします。また、資料につきましては、差し替えるようにしたいと思います。どうも申し訳ありません。

栄町から百石町までの住宅耐震につきましては、令和3年1月1日現在の固定資産税台帳に登録されている物件のうちで、建築日の対象基準というのが、昭和56年5月1日以前の木造家屋で、居住用の建物及び住居の用に供する建物という条件で、拾った数字を分母として計算した数字になっております。町内会単位でちょっと数を整えにくかったので、表のほうでは西本町1丁目から百石町1丁目、旭町も含めての表示になっております。栄町を含んだ全体の数字では、対象物件数は1,430棟と把握しておりまして、これが分母になります。耐震診断完了したものが189棟で13.2%、耐震設計をしたものが83棟、5.8%、耐震改修を行ったものが74棟で5.1%がそれぞれの段階で完了したものになります。

ワンストップの体制づくりにつきましてですが、補助対象の耐震診断は高知県建築士事務所に委託しておりまして、できるだけ香美市内業者で実施することをお願いしております。耐震設計、耐震改修工事は、高知県に登録した設計事務所、工務店が実施するものを補助の対象としております。それぞれの段階で施主の方に個々の設計事務所や工務店の紹介はしておりませんが、高知県に登録している業者でなければならない旨を説明し、一覧表の提示をして、業者選択は施主にお願いするようにしております。また、施主の方から業者を指定された場合は、県の登録があるかどうかの確認を行っています。ワンストップに当たるかどうかは分かりませんけれども、今のところ診断から改修までが途中で滞ったということは聞いておりませんので、現状の状態で行っていくように考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) ちょっと確認なんですが、189棟の診断を受けた方で、実際やっていたのは74棟になっているんですが、これは結局診断結果としてもつという判断をしたという認識でいいのでしょうか。
- ○議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- ○防災対策課長(日和佐干城君) もつという判断ではなくて、次の耐震設計、それから改修まで、ちょっと迷っているというか、ちょっと時間がかかっている案件もあろうかと思います。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 香美市は、以前も私、質問しましたが、やっぱり半端な数じゃないんですね。倒壊するということは火事になる確率が高いんですね、引き込み線がありますので。そして、防災避難所の中で、この地域が守れなかったら、香美市の避難計画の土台が崩れることになりますので、ぜひ推進体制について協議をしていただきたいと思います。ちょっと工夫が、診断も含めて、それはどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- ○防災対策課長(日和佐干城君) やっぱり一覧表で見てみましたら確かに数字が低いので、これから改修が進むような推進の手だてを考えて、また啓発をしていきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) ②です。

災害対策基本法が改定されました。本市は地域が広く、広大な中山間地があり、地形的に雨の降り方、災害の起こり方など、細やかな判断が必要ではないでしょうか。

そこで伺います。

風水害が懸念される梅雨やまた台風シーズンを前に、避難情報をエリア別、災害危険性別等で見直し、避難情報の周知、徹底にどう手だてを打つのでしょうか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- 〇防災対策課長(日和佐干城君) お答えします。

現在行っている避難情報の周知方法につきましては、気象情報や雨量等を参考に土砂災害の危険性や浸水の危険性の判断を行い、該当するエリアに避難情報をそれぞれ発信しています。発信の方法としましては、防災行政無線の屋内外での放送、それから、エリアメールの発信を携帯電話の通知でしておりまして、エリアメールで発信することによりまして、テレビのテロップにも流れるようになっております。

以上で行っております。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 今後、今NHK連続テレビ小説「おかえりモネ」という気象 予報士のドラマをやっていますが、今あの中でもピンポイントで情報が出せるようになってきているようですから、エリアによってやれる形をつくるわけですね、それはどうでしょうか。今までは香美市全体で出よったんです。これからは避難指示ということになりますので、避難指示がぎっちり出た場合、このエリアとして物部町で大雨が降りゆうけど、土佐山田町で降っていなかった場合、エリアが広いでしょう、そういうのはどういうふうに工夫するのかなと思って、どうでしょうか。
- **〇議長(利根健二君)** 防災対策課長、日和佐干城君。
- ○防災対策課長(日和佐干城君) あんまり広い範囲ではなくて、例えば繁藤地域へのエリア発信とか、物部町別府方面への発信とか、町単位じゃなくて、もう少し小さい範囲でのエリア発信は可能と考えております。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 特に物部川の関係でいえば、下段がそうですけど、洪水危険性の早期発信ということで、国土交通省もやっています。井上課長のほうでその辺の情報がありましたら、ちょっと教えていただきたいですけど。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 流域治水でいろいろ検討はしてきております。これからも検討という形にはなりますが、地形的に物部川は勾配も決まっちょって流れる量も決まっちゅうということは、上流地域で降った雨は一遍永瀬ダムでたまって、そこから下の下ノ村、香美市の水深基準点となる深渕水位が、どればあ降ったらどればあ上がるかという過去のデータはございますので、上流の物部町の奥で降ったら、何時間後にここで水位がどればあ上がるかというふうな検討、それを流域3市において、また気象庁からのデータにより、ソフトの解析なり何なりを今後検討ということで今現在進んでいます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君)暫時間を延長します。5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) ③です。

鏡野中学校の体育館は土砂災害の避難所から外されています。これはこの間、教育委員会にも頑張っていただいて、これは以前の体育館の西側の写真です(以降、資料を示しながら説明)。こういう木がありましたけど、木を伐採していただいて、今、こういう形になっています。すっきりしました。ところが、あとここのちょっと出ているところが今、鏡野中学校の西側です。ここが体育館に入っていくところのネックになっているということも踏まえて、お聞きしたいと思います。鏡野中学校体育館を指定避難所として改善を講じるときではないでしょうか、どうでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- 〇防災対策課長(日和佐干城君) お答えします。

鏡野中学校の体育館は規模も大きく、避難者の収容を考えると大変重要な避難所であります。体育館は避難所である以前に学校の校舎でもありますので、校舎を守るためにはどんな対処が必要なのか、また、土砂災害の発生が懸念される場所への対応など、関係部署と協議を行い、必要な対策を検討していきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) よろしくお願いします。

④です。

災害時の避難として、熊本地震から車中泊が注目されています。コロナ禍で車泊を準備する市町村も増えています。本市としての位置づけはどうなっているのでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- 〇防災対策課長(日和佐干城君) お答えします。

車中泊での避難につきましては、市内の避難所で避難者の想定数をクリアしていることもありまして、現段階では余り想定していない状況です。香美市地域防災計画では避難は原則徒歩とし、自動車による避難は避難所運営マニュアルが策定され、駐車スペースが確保されている避難所とするとしておりまして、今後もコロナの感染が続いていくと思われますので、感染防止対策のために車中泊の訓練等があれば参加もし、健康管理や衛生管理など、安全な車中泊避難ができるように情報収集や研究をしていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 新聞報道ですけど、高知県の34市町村に聞いたところ、5市町村が避難方法として採用する意向で対策をやっている。日高村、近くでは香南市、災害時に広い駐車場を車中泊用に開放してもらうため、スーパー、ドラッグストアとの協定を済ませているという情報もあります。そして、エコノミー症候群の問題等も含めて、弾性というか、伸び縮みするストッキングとかがあるらしいです。そういう準備もしているらしいです。それから、トイレの問題と水確保の問題もありますので、ぜひちょっとこれは検討する必要があります。

⑤です。

あけぼの街道と国道195号、商店街通りに海抜表記の看板を設置することは、災害時はもとより、まちづくりの取組としても役立つのではないでしょうか。特に楠目地域から栄町地域までの海抜差は約電信柱1本分の高さの差があります。その勾配で東から西方向に速度が出やすい。先日も商店街等で事故がありました。事故の危険性があります。南国市に向けても線路沿いの直線も大変勾配があります。そういう認識を持つこと

が必要です。どうでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- 〇防災対策課長(日和佐干城君) お答えします。

海抜表示板の設置は、津波や浸水による人命に危険が及ぶ地域等で、避難をする際の目安にするということが応分の目的と思います。土佐山田町の浸水想定区域内には表示を設置している場所がありますが、国道195号以北には設置しておりません。土佐山田町の市街地周辺での内水氾濫実績はありますが、人命に大きく危険を及ぼすような状態は考えにくいので、海抜表示の設置につきましては見送りたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) '98豪雨を私は経験しましたが、あのとき商店街は川のようで、膝のところまで水が来ました。土佐山田町の町なかに大変大きな水が来て、東から西まで流れますので、ぜひこの土地の持っている特性自身を認識させるためにも大事と思いますので、御検討いただきたいと思います。

⑥です。

香美市地域防災計画の中で、火葬許可に関して香南斎場の津波被害も懸念されていま す。広域での連携協定は検討されているのでしょうか、この箇所についてお願いします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

高知県作成の南海トラフ地震による津波浸水予測図ではL1、発生頻度の高い地震で香南斎場周辺は0.3メートルから3.0メートルの浸水が予測されておりますが、施設の浸水はないものとされております。

しかし、L2、最大クラスの地震では、浸水深5.0メートルから10.0メートルの 浸水想定区域に位置することになり、この場合、施設本体の浸水は免れないものと考え られます。一時的な機能の停止や遺体搬送が困難となる事態が予想されております。

また、施設本体の損壊がないものと仮定した場合でも、最大クラスの地震による南国市、香南市、香美市の想定死者数 5,9 3 0 人への対応は極めて困難となります。大規模災害により被災した市町村が平常時に使用している火葬場の能力だけでは、遺体の火葬が不可能となった場合に、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことができるよう、平成 2 6 年 6 月に高知県広域火葬計画が作成されました。本計画では高知県が情報を一元的に管理し提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び都道府県間の調整を行うこととなっております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 施設は海抜5.5メートルしかないと言われています。ですから、10メートル級が来たらもうあれですが、広域連携というのは県をまたいででし

ょうか。阪神大震災のときはこの広域連携で火葬をやったという事実もありますが、ど うでしょう。県外をまたいでの連携もあっているでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

この広域火葬計画によりますと、高知県を除く四国3県に加えまして、中国地方5県 の火葬場を対象とした連携協定となっております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) ぜひ必要と思います。

そうしたら、⑦です。

最後の質問になりますが、本市として山田堰から下ノ村間の堤防の強度が不足しているとの認識でしょうか。また、物部川水系流域治水プロジェクトはどのように位置づけられているのでしょうか、まずそれをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 物部川流域プロジェクトとして、旧山田堰遺構から下ノ村までの間は、氾濫を減らすための堤防整備が位置づけられています。本年度、国土交通省高知河川国道事務所の河川改修事業により、小田島地区の堤防拡幅を約500メートルの区間、着手するようになっています。また資料も掲載してありますので、のぞいておいてください。

令和3年度以降、各機関の取組内容を具体化するため、各検討項目に応じた部会を設置し、議論、検討を行う予定ということで、あらゆる主体が治水に参画するという概念である流域治水は、まだ始まったばかりです。今後も「みんなでそなえよう物部川流域治水」のキャッチコピーの下、流域治水を推進するための情報発信などを積極的に実施することで、流域治水の実効性を高めていかなければならないと考えています。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 資料がここにありまして、これですね(以降、スクリーンを示しながら説明)。私も現地を見てきましたら、もう管も設置されて工事の準備を進めていますが、問題は、ちょっと私が手書きで書いていますが見えますか。赤いところまでは今回の工事に入っています。ところが、赤いところから下流域のところは水が西を向いて堤防のほうに寄っています。ここがどんどん堤防の根を食われているんです。それで、白いのが見えますが、あれはテトラポットを今置いています。ここの強度が弱いんじゃないかと思うんです。ここが決壊しますと、これはもう後免の町は当然、介良も含めて高須方面まで全部行くわけですので、舟入川と同じところにざっと被害がいくわけですので、ここが今回入らなかった何か理由があるのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。

- **〇建設課長(井上雅之君)** 当然施工の準備上、上流からやるべき、川ですので上流から施工しないと意味がないということです。ただし、ブロックを置くことによって一時的な根がためというか、根伸縮を防止するためということだと思います。 以上です。
- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) そうしたら、今回の計画の中には載っていないけど、将来的にはブロックでも置いてちょっと補強するというような計画はあるのでしょうか、ここについて。これを見て本当に、どうしてももともと物部川はこちらの方向に流れておったと思うんです。ですから、水は下ノ村のほうを向いて行こう、行こうという流形になっているというか、もともとの特性が。ですから、ここは堤防を決壊させる危険性があるわけでして、そうなってきた場合、被害が大きいわけですので、ここについてはどういう形でまず考えているかなという。位置づけはしているのかな、どういう認識を持っているのか、国土交通省の認識は。
- ○議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- **〇建設課長(井上雅之君)** 随時計画はしているということで、要望もしていかなければならないと考えています。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) これに書いておきましたように(スクリーンを示しながら説明)、国土交通省は、ここが強度不足で危ないという認識を持っている、何とかしないといかんという認識はあるのかなと。工事方法はどういう工法があるのかということを含めて考えているのか、その辺はどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 下ノ村の引堰区間から上流部の山田堰旧遺構跡まで、そこから上流になりますと、掘れ込んだ川になり堤防自体がありませんので、その区間の堤防が全て弱いという認識を持っておるようです。その部分を随時やっていくということだと認識していますが。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 先ほどありましたプロジェクトの関係で、各検討項目に応じて部会をつくるとなっていますが、部会として言えるものはありますか、どういう部会を今つくろうということになっているかという、そこはどうでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 物部川及び仁淀川において部会で進んでいくというふうな形で聞いております。ただ、どのような部会かということになりますと、国土交通省が主体となって進めている流域治水です。その中で各分野、省庁がまたぐような形での話が出てきますので、そこら辺は各分野によっていくような形となっております。また、

物部川におきましては特殊な形態といいますか、県管理河川区間まで物部川流域治水のほうでうたい込んでいますので、コアメンバーという形になりますが、その部分の専門家が集まってやるような形になるのではないかと思います。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) ここを私、ちょっと黄色く書いていますが(スクリーンを示しながら説明)、遊水地帯をつくるという計画もありますけど、ここ自身も今後、こちらに一回水を遊ばせるというか、大水のときやるということで、堤防の強度に対して考えていると思いますが、その点は具体的に話があるでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 平成30年7月豪雨において、物部川本線の無堤地区、堤防が低い加茂地区が一部浸水いたしました。優良農地でもあるから、つかっていいのかどうかということは多々あろうかとは思いますが、どう見ても地形的に水の流れる方向からいきますと、遊水機能がどうしても要るのかなという形となります。今後、優位な補助制度とか、どのような形が模索、田んぼダムとかいう言葉が今出てきておりますが、何らかの形で排水路にとりあえず一遍たまっても早急に物部川本線へ戻す、抜く方法なりを、今後どのような形で検討しなければならないのか、そこら辺も含めまして、部会、コアメンバーといいますが、そこでの今後の検討になろうかと思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 一点だけ、今後このプロジェクトに市としていろんな意見を 上げていくことによって、それも議題としてなっていくようなシステムになっているで しょうか。
- 〇議長(利根健二君) 建設課長、井上雅之君。
- ○建設課長(井上雅之君) 当然主体は流域住民、流域です。流域3市、流域治水の場合はちょっと高知市が氾濫区域で入っておりますが、香南市、南国市、香美市とで協議して進んでいかなければならないと思っております。
 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 5番、笹岡 優君。
- **〇5番(笹岡 優君)** よろしくお願いします。

最後に、私が今回の質問を準備する中で非常に驚いたのは、今コロナ患者の受け入れをしている感染症病床、ベッドが、この21年間に80%も削減されているということです。コロナ禍で政治の在り方、重点を置くべき施策が明確になってきているのではないでしょうか。ケアに手厚い社会をつくっていく、そのためにも今こそ地方自治権を発揮して、地方から声を上げていくことが重要と考えています。ぜひ香美市もその方向を検討していただき、施策に生かしていただきたいとお願いし、全ての質問を終わります。

○議長(利根健二君) 笹岡 優君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これに御異 議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに 決定いたしました。次の会議は6月17日午前9時から開会します。本日の会議はこれ で延会します。

(午後 4時19分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和3年香美市議会定例会

6月定例会議会議録(第4号)

令和3年6月17日 木曜日

令和3年香美市議会定例会6月定例会議会議録(第4号)

招集年月日 令和3年6月3日(木曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月17日木曜日(審議期間第15日) 午前 9時00分宣告

出席の議員

晃 子 1番 萩 野 義 和 1 1 番 Ш 崎 学 2番 山 П 12番 濱 田 百合子 3 番 千 幸 舟 谷 13番 Ш 崹 龍太郎 4番 依 光 美代子 14番 大 岸 眞 弓 男 5番 笹 出 優 15番 爲 近 初 6番 本 芳 男 森 田 雄 介 16番 Ш 7番 久 保 和 昭 17番 比与森 光 俊 8番 孝 18番 夫 小 松 小 松 紀 9番 村 田 珠 美 19番 甲 藤 邦 廣

20番

利

根

健

彦

信

欠席の議員

な

10番

説明のため会議に出席した者の職氏名

島

出

【市長部局】

市 上 之 長 法光院 建 設 課 長 井 雅 晶 農林 副 市 長 明 課 長 島 進 今 田 博 Ш 総 務 課 長 Ш 田 学 商工観光課長 石 元 幸 司 企画財政課長 竹 教 人 環境上下水道課参事 光 枝 佐 依 伸 定住推進課長 中 山 繁 美 環境上下水道課長 明 石 満 雄 防災対策課長 日和佐 干 城 管 財 課 雅 充 長 和 田 税務収納課長 明 石 清 美 ふれあい交流センター所長 猪 野 高 廣 市民保健課長 植 田 佐. 智 会計管理者兼会計課長 萩 野 貴 子 仁 福祉事務所長 Щ 泰 《香北支所》 健康介護支援課参事 横 Щ 和 彦 支 所 長 前 田 哲 夫 健康介護支援課長 宗 石 こずゑ 《物部支所》 建設課参事 浩 支 近 藤 伸 所 長 竹 﨑 澄 人 【教育委員会部局】

育 白 Ш 景 子 生涯学習振興課長 黍 原 美貴子 教 長 教育振興課長 公 文 薫

【消防部局】

消 防 義 之 長 宮 地

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大和正明

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和3年香美市議会定例会6月定例会議議事日程

(審議期間第15日目 日程第4号)

令和3年6月17日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 2番 山 口 学
- ② 1番 萩 野 義 和
- ③ 11番 山 崎 晃 子
- ④ 4番 依 光 美代子

会議録署名議員

2番、山口 学君、3番、舟谷千幸君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(利根健二君) おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定 足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。 2番、山口 学君。

〇2番(山口 学君) おはようございます。2番、市民クラブ、山口 学です。議 長の許可を得、一問一答にて質問させていただきます。

まずは、1、地域活性化総合補助金(生活基盤整備事業)についてお聞きします。

地域活性化総合補助金を申請したいとの事例が2件発生している自治会があるそうです。しかし、年間一度のみの申請ということで、困っているとの相談を受けました。年度により災害の種類も大きさも違い、生活道、排水路の維持管理を複数回しなければいけない場合もあると思います。補助可能回数を増やせないでしょうか。もしくは年度途中で審査して、必要な自治会には複数回申請可能というようにできないでしょうか、お伺いします。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **○定住推進課長(中山繁美君)** おはようございます。それでは、山口議員の御質問にお答えいたします。

地域活性化総合補助金は、土佐山田町分といたしまして、令和2年度までは年間800万円の予算で、121自治会の補助金として活用しております。昨年度実績といたしまして25件、782万3,000円となっております。特に生活基盤整備事業の申請が多く、14件、353万2,000円の実績となっております。香美市全体といたしましては184自治会がございまして、定住推進課と各支所で予算の範囲内で補助金を交付しております。

補助金の目的といたしまして、地域の振興、福祉の向上並びにコミュニティーの形成及び運営を図るため、幅広く自治会に活用していただきたいので、各自治会事業、区分ごとに年度内1回でお願いしております。また、自治会によりましては、計画を立てて毎年申請をし、数年間で完了していただいているというケースもございます。ただし、生活に支障を来す緊急性のあるものや、また市長が特に必要があると認めた場合はこの限りではないということになっておりますので、災害等特段の事情があれば利用できる場合もあるということになっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **○2番(山口 学君)** その自治会ではしばらく補助金申請するような事例はなく、 運悪く、運悪いと言ったらまたおかしいかもしれませんが、本年度に重なったようです。

結果、緊急性の高いほうを優先して申請したとのことです。自治会により環境も違えば、 生活道の本数、重要性も違ってくると思うので、できる限り柔軟な対応をしていただき たいと思います。

- 2番目の質問に移ります。緊急避難所の固定電話についてです。
- ①緊急避難所に指定されている片地地区多目的集会所に設置されていた公衆電話が撤去されたと聞きました。理由は使用率の悪さと聞きましたが、ほかにも固定電話機のない緊急避難場所はあるのでしょうか、お伺いします。
- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- **〇防災対策課長(日和佐干城君)** おはようございます。お答えします。

指定避難所89か所のうちで通信手段のない施設、電話のない施設は60か所あります。電話のある箇所は、学校とか県の施設で代表電話のある施設、あと自治会などが独自で設置しているところがぽつぽつあります。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **〇2番(山口 学君)** ②の質問に移ります。

携帯電話機の普及とともに、固定電話の必要性が薄れてきているのは理解できるのですが、停電時にも使用できる電話機は緊急避難所には必要ではないかと思います。見解をお聞きします。

- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- ○防災対策課長(日和佐干城君) お答えします。

災害発生時に指定避難所が開設された場合には、市の職員が常駐するようになり、体調不良など急を要する事案が発生した場合には、市職員の携帯電話や市から貸与された電話で対応するようにしております。

大規模災害等の場合は、発信のみになろうかと思いますけれども、通信事業者による 特設公衆電話の設置で対応するようになります。この特設公衆電話の設置ですけれども、 今のところ15か所設置しているところですが、今後増設を検討してまいりたいと考え ております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **〇2番(山口 学君)** その特設公衆電話っていうのは、ちょっと崖崩れとかで孤立 する可能性が高い地域とかに設置されているということでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- ○防災対策課長(日和佐干城君) 年に1度、導通検査をする必要もありまして、それと電話機を管理していただく必要もありますので、孤立しそうなところというのも確かに設置できたらいいとは考えておりますが、それの対応に向けてもちょっと考えないといけないと思います。

今設置しているのは、市内の小学校、中学校それと土佐山田スタジアム、プラザ八王 子、奥物部ふれあいプラザ、保健福祉センター香北と、大体小・中学校が主な場所には なっております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **〇2番(山口 学君)** 増設も考えてくれているということなんで、二重、三重の備 えとして、もう一度固定電話の重要性を考慮してほしいと思います。
 - 3番の質問に移ります。 k a m i c a (カミカ) 事業について質問します。

この質問については、先日同僚議員から同じ質問がありましたが、質問の流れを考え、通告書どおりに質問させていただきます。私は k a m i c a 加盟店舗の一事業者ですので、実体験を基に質問させていただきます。

①です。

4月20日の運用開始時から加盟店舗は現在まで何店舗増えましたか。お願いします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

4月20日の運用開始時の加盟店は98店舗でしたが、5月末で103店舗となっており、今後2店舗が新たに加盟店となる予定です。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- ○2番(山口 学君) ②の質問に移ります。

加盟に前向きでない事業者の方々の意見はどのようなものがあるかお教えください。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

加盟しない理由としましては、決済端末を操作することへの不安や、事業者が高齢であるため現状維持を希望される場合があるように思われます。そのほか、現在の加盟店の様子を見て判断材料にしている方もいると香美市商工会より聞いております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **〇2番(山口 学君)** ③の質問です。

先日、私の店舗にk a m i c a の明細が届きました。私の店舗は何とか恩恵を受けた感じでした。しかし、取扱金額が少ない場合、やはり経費としてのW i -F i 接続料金月額負担金が大きいと考えます。今後加盟店舗が増えるか減るかは、ここが大きく影響するのではないでしょうか。月額負担金を取扱金額によって変動する等、小規模事業者の負担を軽減する対策は取れませんでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

kamicaカードは、全国規模のQRコード決済手数料に比べ、手数料等の負担は少なくなるよう設定しております。また、令和4年1月末日まではポイント付与に係る手数料を全額免除するなど、加盟店の負担軽減を図っておりますが、先ほど山口議員がおっしゃいましたとおり、運営負担金という固定費があるため、kamicaでの取扱金額が少ない場合、どうしても負担割合が大きくなるという事態が発生します。ただ、地域経済活性化がkamica導入目的の一つとなっておりますので、今後加盟店へ利用状況の聞き取りを行い、kamicaカードの取扱金額増につながるよう、商工会とともに加盟店の支援を図りたいと思っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **〇2番(山口 学君)** すごくいい答弁をいただきました。

先日の同僚議員からの問いに、これからは市の予算を特に出すことはない、加盟店の 負担金で賄っていくとの答弁があったと思います。利用されることが少ない店舗が、い つまでも負担金のみを払うなんていうことはあり得ないと思うんですよ。何らかの支援 策を取らなければいけない状況になるかもしれません、かもですけど、そのことは頭に 入れておいてほしいと思います。

④の質問に移ります。

加盟店舗を増やすには秋の追加チャージまでが勝負になると思いますが、どのように 進めていくのでしょうか。具体案をお聞かせください。

- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- ○商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

kamicaの利用促進には、加盟店の増大は大変重要なこととなっております。香 美市商工会においては、未加盟の事業所のうち、以前行いました説明会に参加していた だいた方にさらに再度訪問にて案内を行い、加盟につなげていく予定となっております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **〇2番(山口 学君)** それは商工会のほうでしていただけるのか、それとも市役所 の担当課でするのか、お願いします。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- **〇商工観光課長(石元幸司君)** 商工会のほうから伺うようになっております。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- O2番(山口 学君) 目標の店舗数とまだまだ乖離がありますんで、近づけられるように。秋の追加チャージをまだ知らない方もたくさんいます。店舗でも知らない人もいますので、スピード感のある勧誘をお願いしたいと思います。
 - ⑤の質問です。

運用開始直後にシステムダウンして、一時的に使用できなくなったことがありました。 あのときは、ちょうど私の店に、今日はkamicaで支払うというお客様がおり、大 変困りました。原因の追求と対策はできていますか、お願いします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

4月22日夜間に、決済システムは正常作動していましたが、取引履歴が表示されない状態が発生しました。そこで、香美市商工会から連絡を受けたシステム管理業者が、復旧作業の際に決済システムを停止したため、システム復旧までの約1時間、kamicaカードが使用できなくなりました。原因の追求及び対策はシステム管理業者により既になされており、それ以降のシステム障害は現在のところ発生しておりません。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- 〇2番(山口 学君) ⑥の質問に移ります。

今までに加盟店舗から相談、意見、苦情はありましたか。あればお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

利用開始当初は決済端末の操作方法に関する問合せが多くありましたが、今のところ それ以外の意見や苦情といったものは特にありません。やはり使い方とか、いろんなレ シートの内容とかに対する要望というのはたくさんあると思いますので、そういった意 見を聞きながら、またよりよい使いやすいシステムに変えていきたいと思っております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- ○2番(山口 学君) 先ほどの質問にもありましたけど、心配なのはちょっとここなんですよね。あまりにも事業者と商工会、行政とのコミュニケーションが取れてないような気がするんですよね。運用開始前に説明不足っていうところを私から質問させていただいたと思うんですけど、それなんかでもやっぱり準備段階っていうものが十分に事業者にはなかったということがありまして、開始後も特に商工会からも行政側からも連絡は何もないんですよ。もう勝手にやりよってみたいな状態に今、なっております。

もう少し現状を把握するための行動を起こさないといけないと思います。意見交換なり、もう一回事業説明会をするなり、商工観光課と商工会、せめてそこは密に取り合っていただいて、事業者の方に今後の展開を伝えていただくようなことをしていただきたいと思いまして、これはお願いです。またよろしくお願いします。

⑦の質問です。

kamicaには行政ポイントという大きな特徴があります。加盟店舗のみでkamicaを取り扱っている現状ではなく、行政からも積極的な行動を示してほしいと思います。市役所内でも住民票を取るときなど、支払いを要する場面があります。市役所内

でもkamicaを利用するようにできないでしょうか。これからの行政ポイントの展開を教えてください。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

市の窓口や公共施設のキャッシュレス化を進めることは、住民の方々にとっては現金を持ち歩かずに支払いができるなど、利便性の向上につながり、本市にとっても現金取扱いの時間や手間の削減などの業務効率化、または k a m i c a カードの利用促進にもつながりますが、キャッシュレス化に向けた具体的な手段が分からないなどの諸問題がございまして、ただいまのところ進んでいないのが現状です。

経済産業省は、令和2年度、自治体窓口や公共施設のキャッシュレス化に取り組むモニター自治体として29自治体を選定するとともに、キャッシュレス化の具体的な手順を示したキャッシュレス決済導入手順書を公表し、より多くの自治体がキャッシュレス化を進めやすくなるよう取り組んでおります。

市としましては、手順書やモニター自治体におけるキャッシュレス化のプロセスから 生じるノウハウや課題を参考としながら、市の窓口や公共施設において k a m i c a 決 済による支払いができるよう、関係各課と協議していきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- ○2番(山口 学君) 行政ポイントはkamica事業を維持していく上で重要なものと思います。早く市民の方々がお得感、利便性を感じられるようにしてほしいと思います。例えば、まだ店舗によってはチャージができない店ってあるんですよね。逆に、まだ運用はできなくても、チャージできるところを増やしていただくっていう考え方もできると思うんですよ。市役所に来所された方々に、ここでやったらチャージができるよ、行政がやっているから安心ですよっていうようなアピールにもつながると思います。またいろんな手だてを考えていただきたいと思います。

⑧の質問に移ります。

現在までの利用者、利用金額、チャージ金額を教えてください。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

5月末日時点で香美市が付与した1万円の電子マネー利用率は約54%、利用金額は約1億4,020万円となっております。個人のチャージ金額は495万9,000円、利用率は73.2%となっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。

嫁さんにカード取られた、カードくれん、自分は使えんっていう人もいました。小さい子供の分も食料品や日用品の買物に多くが回っていると思います。 k a m i c a 導入目的の一つに、新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ経済への支援策があると思いますが、小さな店舗にもできるだけ多くの支援が届くように運用していかなければいけません。何か見解をお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

以前、商工会等に補助金を出して実施していました商品券事業とかにおいては、店舗によって使える枚数を制限しておりました。こういったことが k a m i c a カードでもできないかどうか、またシステム上のいろんなこともあると思いますので、大型店舗等で使えるものと使えないものを分けるような、何らかのシステム上でやるのかカード上でやるのかなど、いろんなところでそういった問題は一緒だと思いますので、いろんな事例を参考にしながら検討していきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **〇2番(山口 学君)** これは個人の使い方の問題になり、生活スタイルもあります のでちょっと難しいとは思いますが、何かちょっとでも前へ進むように、僕らも考えて いかなければいけないし、みんなで考えていかないといけないところだと思います。
 - ⑨の質問に移ります。

先日、カードをなくしたという人に会いました。よく探した上で再発行してもらうよ うに促しました。現時点で再発行した枚数は何枚でしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

カードの再発行件数は、6月9日時点で130件となっております。カードは今回ゆうパックで個別に郵送しておりますが、受け取り後に紛失されたケースが多くあるように見受けられました。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- **〇2番(山口 学君)** 130件もあるんですか、なかなかの数やと思います。

ほかにも、1万円使いきったき捨てたっていう人もおりました。これ実際そうなんですよね。私の知り合いにもスーパーでレジを打っている子がおるんですけど、お客さんに、もう使い終わったきに捨てちょってって言われることもあったそうです。プリペイドカードのような感覚でおるような気もします。チャージが自分でできるとか、今後の展開なんかがまだよく分かっていない方がたくさんおって、秋に追加チャージがあるじゃないですか、そのときに再発行申請がたくさん来るのではないかと危惧しております。踏まえて、⑩の質問をします。

まだまだ k a m i c a は市民の方々に理解してもらえていない状況にあるのではないでしょうか。新しい利用可能店舗、1 万円の期限、チャージの仕組み、行政ポイントの付与のことを十分に理解してもらい、k a m i c a を長く利用してもらうには、いまー度大きく宣伝する必要があるのではないかと思います。利便性、メリットを示したポスター、プロモーションビデオを作成してアピールしてみてはどうでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

kamicaの周知につきましては、現在新型コロナワクチン接種後の待機場所へポスターを掲示し、地域電子マネーkamicaの利用や有効期限について周知を図っております。併せて、本定例会議の一般会計補正予算としまして、ポスター、チラシ等の作成経費を計上しており、さらなる周知を図っていきたいと思っております。山口議員から御提案のありましたビデオにつきましても、ただいま作成を検討しております。

また、利用開始から一度も利用歴のない方に対しましては、個別に利用啓発の文書を 出す予定をしております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- ○2番(山口 学君) ワクチン接種会場でアピールするって、すごくいいことやと思うんですよね。ポスターって確かにちらっと目にするかもしれませんが、細かいところまで見ていない可能性もあったりします。やっぱりその細かいところが難しいわけであって、kamicaっていう存在は知っちょっても、内容は分からないっていう方がたくさんおると思うんですよ。視覚に訴えるプロモーションビデオっていうのは、そんなにお金のかかることではないと思うんですね。再生するときにテレビを持ち込まなければいけないとかはあるかもしれませんけど、つくるという点では別にスマホの画像でもいいと思いますし、出演者も職員の方々に出演していただいて、kamicaの使い方を映像に残していくというやり方もあると思うんですよ。特別に予算を計上しなくても、業務中の時間で作成してもらえるような感じにならないかと思います。何ならもう市長に俳優デビューしてもろうて、出演していただいて広く勧めていただくとかいう手段もあると思いますので、また検討しておいてください。

⑪の質問に移ります。

秋の追加チャージ分を何回かに分けてチャージすることはできないでしょうか。そうすれば k a m i c a を少しでも長く持つことにつながるのではないでしょうか。お願いします。

- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

秋の追加チャージにつきましては、国の臨時交付金を活用することから、年度内に交付金の精算が必要です。分けて付与するとなるとそれぞれの有効期間が短くなり、利用

者の混乱を招いてしまう恐れがあります。また、付与及び有効期限の周知がその都度必要となり、事務的にも煩雑になることから、今回はまとめて付与することで、kamicaカードの利用促進を図りたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- 〇2番(山口 学君) 分かりました。

最後に⑫の質問です。

現状のままでは、市民の方々が自分自身でチャージして参加店舗で利用していく本来のイメージが、ちょっと湧きづらいです。カードの利用率が下がれば加盟店舗の負担も大きくなり、いずれは加盟店舗が少なくなって、利用する場面が少なくなれば k a m i c a の存在は自然と忘れられてしまうのではないでしょうか。そうならないためにも、今何をするかが k a m i c a 事業の未来を左右するのではないでしょうか。 3 月定例会でもお聞きしましたが、いま一度市長に k a m i c a についての見解をお伺いします。

- 〇議長(利根健二君) 市長、法光院晶一君。
- 〇市長(法光院晶一君) お答えいたします。

kamicaは、これまでも申し上げましたように、コロナ対策と同時に地域の経済をしっかり元気にしていくためのアイテムであります。今お話がありましたように、秋にもチャージをいたしますけれども、来年度も少しお得なことをやるように継続してやっていくと、その辺りに行政ポイントも出てくるというふうな形になって、まずはカードを捨てないようにしていただくようにしなきゃいけない。いろんな形でこのカードには機能がありますので、その機能を最大使うということで今議論いたしております。新しい年度にはスタートさせるような形にしたいと考えておりますので、現場のほうでの大変な思いや、チャージの大変さもあるかもしれませんけれども、御協力いただくということで、もっと簡単にチャージできるような機械を置くというようなこともやれば、もっと簡単にできることもありますので、そういうことも含めて広くこれが普及するような形にしていきますので、どうかよろしくお願いいたします。

- ○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。
- ○2番(山口 学君) ありがとうございます。来年度からの新しい展開を期待しております。私も事業者サイドとして、kamicaが長く使われるカードになるために努力してまいります。

以上で私の質問を終わります。

○議長(利根健二君) 山口 学君の質問が終わりました。

消毒のため暫時休憩いたします。

(午前 9時32分 休憩)

(午前 9時34分 再開)

〇議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、1番、萩野義和君。

○1番(萩野義和君) 1番、萩野義和です。市民クラブです。通告書に従い、一問 一答方式で質問させていただきます。

まず最初に、1番、コロナ禍のために、観光産業が非常に厳しい状況となっております。ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート指定管理者、香北ふるさとみらいに関して質問させていただきます。

①です。

ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートは、コロナ禍の中、経営が非常に厳しいと思われます。状況はということですが、先日確認させていただきましたら昼の営業はやらないと。それでホテルの受付棟に1人女性の方が、非常にきちっと運営されていたと思いました。ですから順調な状況で、レストラン部分は閉鎖していますけど、決して見苦しい状況ではなかったと、私たちはそのように思いました。この質問の趣旨としては、来年3月が指定管理の更新時期となります。そのときにはうまく更新でき、閉店等にならないようにしていただきたいなと思います。その辺も含めて回答をお願いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当ホテルも影響を受けましたが、経費削減等を行い収益上の影響は最小限にとどめております。 また、コロナ禍に合わせたサービスを提供することで、利用者から引き続き高い評価を 頂いており、事業継続性に問題は発生していないと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- **○1番(萩野義和君)** 非常に厳しいと思いますけど、閉店になると本当にいろんな ものが落ち込んでいきますので、頑張っていただきたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

REVICは本年9月で撤退する予定でありました。予定どおりだろうとも思いますが、撤退した後、ホテルの運営に関して特に問題はないのかどうか。私が聞いている限りでは、香北ふるさとみらいは、もう学ぶべきものは学んだと、REVICから聞く必要はもう何もないということでございますが、いかがでございましょうか。

- ○議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

本年9月にREVICによる人的支援が終了となりますが、既に地元人材による経営体制に移行しており、経営サイクルは確立されているため、運営に関し問題はございま

せん。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) ③に移ります。

REVICが撤退することで、当市に何らかの負担が発生するリスクはないかどうかをお尋ねいたします。REVICが1億5,000万円出資していたと思いますので、何らか当市として負担があるのかどうか、なければないで結構でございますので、御回答をお願いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- ○商工観光課長(石元幸司君) お答えします。 今のところ負担の発生といったものは想定しておりません。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) ホテルに関しては順調に何とか、観光事業が厳しいのはもうどこも同じですから、どうか引き続き頑張っていただきたいと思います。

2番に移らせていただきます。コロナ関連に関して、以下質問させていただきます。 (1) コロナそのものに関して質問いたします。

①です。

コロナワクチン接種では、いろんな自治体と書いてますが、接種会場というふうに捉えていただければ幸いです。予測しがたいような問題が起きております。当市は順調に進んでいるようでありますが、特に問題等はないかどうかということでございます。ちなみに、このいろんなところで起きている問題で一番ひどいのは、注射器を2回使ったとかが県内でもあったし県外でもありました。私が知っている範囲でも2件あるわけで、私にそういう情報が全て集中しているわけじゃないから、全国では10回とかあるんじゃないかなと、推測ですけど、そんな危惧もあります。また、温度管理が不十分で使い物にならなくて捨てた、あるいはどの瓶から採取したか分からなくなったから使えないというように、私は非常に管理がずさんだなと思います。当市では恐らくないだろうという前提で質問いたしますが、特に問題等は起きておりませんでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- ○健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。 予測しがたいような問題は発生しておりません。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) コロナワクチン、特にファイザー社製のものの話なんですが、 非常に温度管理が難しいという面と、それから当初の話では強い振動を与えてはいけな いというふうに聞いております。このワクチンの搬出を請け負う業者さんがバイク便で

運ぼうと考えていたようですけど、振動を与えてはいけないためバイク便では駄目だと いうことで、どういうふうにしようか検討中でした。

当市にワクチンが入ったとき、温度管理がきちっとされているか、あるいは強い衝撃を与えられて品質上問題があるかないかというようなチェックは、どのようにされているんでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

当市に配送業者からワクチンが入ったときは、業者とこちらの職員で確認をしまして、 冷凍庫のほうに移して毎日温度管理を徹底してやっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) 何となく分かりにくいんですけど、実質的に温度が適正に維持されていたかどうか、衝撃を与えられているかどうかって、実際に受け取ったときには判断のしようがないんじゃないですか。瓶を開けて調べるわけにはいかないと思うんですが、いかがでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- ○健康介護支援課参事(横山和彦君) 配送業者からはバイク等で配送されているわけではなく、きちんとした配送用の車で送られてきておりまして、ワクチンそのものが入っている箱っていうのは本当に小さいんですけど、もう大きな箱で厳重にくるまれた状態といいますか、きちんとした入れ物に入ってきます。本当に重い箱に小さく入っているみたいな感じで、物すごく厳重に梱包された形で来ております。温度もそのとき分かるようになっております。管理は厳重にされておると感じております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) この質問をさせていただいたのは、このワクチン接種に関しては、最後にまた質問いたしますけれども、非常に不安感を持っている方がおられるわけですね。注射器を2回使うとかいうような低レベルなことがありますと、基本的に不安感を持っている方はさらに不安になります。それでこのことをお聞きしたわけですけど、香美市としては特に問題もないし、引き続き安全にひとつお願いいたします。
 - ②の質問に移ります。

高齢者の完了は、市長から7月というお話もございましたが、地元紙に8月中の見通しと載っておりました件でお伺いいたしますが、何か香美市は高知県内でも高齢者の完了が遅いんではないかと思われます。香美市の人口の割に配分が少ないとか、特殊な理由があるということでしょうか。もしあれば御説明をお願いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

7月末の完了を目指して取り組んでおります。特殊な理由はございません。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) それでは、③に移ります。
 最終的に対象者の何%が接種を受けると想定しておられますか。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- ○健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。 70%程度を想定しております。 以上です。
- ○議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- **〇1番**(萩野義和君) それでは、④に移ります。

これがコロナ関連について、私のメインの質問であるんですが、対象者全員が受ければよいと思うが、受けない予定の人もかなりおられるようです。私の周辺にもそういう方がおられますので、受けない対象者が多くなると全体として効果が薄れると思われます。受けないとしている人たち、今70%と言われましたが、受ける人が少ないとしたら何らかの方法で受けることを勧める必要があろうかと思います。

私が言ってもあまり権威はないので、権威のある方を。少し長い話をいたしますが、京都大学の山中教授のお話ですと、ああいう方はもう副作用があるっていうことは前提として、副作用はあるけれども恐れないで受けていただきたいと。それを受けることがコロナを撲滅するためになるんだというふうに、淡々と立場上非常に冷静にお話しされていました。ただ、受ける側としては、1,000人に1人、1万人に1人でも重大な後遺症が残るようだったらやっぱり不安ですよね。だけど、受けないとコロナを撲滅できないと思いますので、今70%と言いましたけど、例えばイスラエルなんかはもう80%超えてるわけですね。それで1日当たり10人ぐらいしかないと。もう大幅にコロナ対策を緩めてるようですけどね。そういうふうに、国によってはもう既に80%以上行っているということで、私もやっぱり80%は行かないといけないんだと思いますが、その辺、今70%と答えられました。それがまた下回るようだったらどういう手を打つか、それで私が言いましたように80%以上、山中教授はパーセントまでは言いませんが、多く受けていただきたいと、それが撲滅するためのベストな手段だということでございました。見解はいかがでしょう。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

専門家の話によれば、6割ないし7割の方が免疫を得れば、集団免疫という状況になれば収束していくであろうというふうに言われております。ワクチン接種は強制ではありません、接種を受けない方への勧奨等については、今のところは考えておりません。 以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) 何も考えていないということですけど、このままワクチンを やって本当に収束するかどうかっていうのは、非常に分かりづらい面もありますから、 今後も封じ込めるように精いっぱいの努力をしていただきたいということで、この質問 を終わります。

次に、(2)大栃診療所に関して問います。

①です。

総務省がコロナ経費増に対応するため、公立病院へ特別交付税の基準額を3%増額と 発表しております。大栃診療所は多分対象とはならないと思うんですが、これは病床が あれば対象になるという解釈でよろしいんでしょうか。いろいろ調べてみたんですが、 私は判断し切れなかったので、見解を問います。

- 〇議長(利根健二君) 企画財政課長、佐竹教人君。
- **〇企画財政課長(佐竹教人君)** お答えいたします。

不採算地区病院等に対する財政措置につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延が続く中においてもその機能を維持し、地域医療提供体制を確保する観点から、特別交付税の基準額が、おっしゃるとおり拡充されることとなっております。

大栃診療所は稼働病床がないために、特別交付税の措置を受けていない状況でございますが、過去1年間に入院患者を収容していれば、交付税措置されることとなります。ただし、特別交付税へ算入される額が単純に30%増額されるというものではなく、繰出見込額の8割と今回増額予定の基準額を比較して、少ない額が算入されることとなっております。なお、財政措置につきましては、令和3年度に係るものとなっております。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- **〇1番(萩野義和君)** それでは、②に移ります。

もともと今は地方創生の時代ということになっています。 2014年にそういう話が出ました。そこへコロナの問題が発生し、国はいろんな意味で地方にお金を使わざるを得ない状況になっていますので、大栃診療所は医師の問題ある、お金の問題もある、なかなかこれを入院可能にするのは大変なことだとは思いますが、地元の人の要望というのは非常に強いし、地元の方の意見を最近聞いてみますと、長期入院はもうしょうがないと、そのときは高知市だろうがどこの病院でも行くけれども、急に倒れたりしたときに1日、2日の短期入院ができるような病院が身近にあれば、非常に安心できるということでございます。地元の方のそういう意見もございますので、医師の問題、お金の問題、いろいろあるんですが、最初に言いましたように地方創生ということで、国としては地方にお金を使わざるを得ない状況にございますので、うまくその辺を絡めて、大栃診療所が入院可能になるように持っていっていただきたいと思います。

その辺、もう少し見解をお願いいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えいたします。

大栃診療所につきましては、入院患者数の減少や24時間の入院体制の限界などにより、平成28年4月から入院を休止しております。入院再開につきましては、現状ではすぐに予定などはございませんが、地元の要望もありますし、市としましても希望を持ちつつ、今後とも指定管理者との協議は継続していきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) ぜひその大栃診療所、地方の医療ですね、今コロナによって 国は地方へお金を投資せざるを得ない状況があるよと申しましたけれども、一方私たち の香美市は非常に高齢化社会になっていっております。今団塊の世代がまだ第一線で働いているんですが、この方々が年金生活者になり、病院通いが多くなることはもう十分 想定されている、ほんの5年とかそこらの先の話でしょう。そういうことで、美良布に は香北病院もあれば前田メディカルクリニックもある、ところが大栃には入院できる病 院はない状況でございますので、引き続き将来をにらんで前に進むように、ひとつお願 いいたします。

それでは、③へ移ります。

大栃診療所ですが、外部のイメージがあまりよくないんですね。何となく暗い。前回もこの件で質問をしたときに、議会だよりに載せる写真を撮ろうとしたら、暗くて写真がうまく写らないんですね。診療所とか病院っていうのはあまり誰しも行きたくはない。あまり華やかである必要はもちろんないんですけど、何となく爽やかな、あまり暗いイメージのないような雰囲気にしていただきたいということでございます。たまたまテレビ見ていましたら、癒やしの空間、ホスピタルアートと徳島大学の田中教授がおっしゃられていましたが、そういうような方法で、そんなに大きいお金がかかるわけじゃないので、ひとつ工夫をしていただけないか。例えば、有名なデザイナーとか建築家に頼むんじゃなくて、大栃中学校の生徒さんに何か書いてもらうとかいう工夫をしてみてもいいんじゃないかなと。それは行政の皆さんで考えていただきたいんですが、大栃中学校の先生方は非常に前向きな考えを持っていますから、そういう趣旨で診療所内を明るくしたいと、そのために何かやっていただけないかということを申し入れれば、案外素直に協力をしていただけると思いますが、いかがでございましょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えいたします。

大栃診療所につきまして、いろいろな御提案をありがとうございます。建物の経年劣化などに対応して、毎年修繕工事などは実施しておりますが、昨年度も老朽化により一部不具合のあったブラインドの取替え等を実施しております。議員御指摘のとおり、古い病院のイメージにこだわらずに、できる限り改善していきたいと思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- O1番(萩野義和君) それでは最後の質問(3)県外からの移住に関して質問いた します。

①です。

県の集計によりますと、2020年度は県全体として前年対比7%減であったが、前年に次ぎ2番目に多かったということです。県としてはコロナ禍の中で頑張ったと、よい成果と判断しているようですが、当市はいかがでございましたか。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **〇定住推進課長(中山繁美君)** 萩野議員の御質問にお答えいたします。

令和2年度までの定住推進課で対応した県外からの移住者につきましては、平成30年度は16組34人、令和元年度は9組16人、令和2年度は12組16人でした。なお、前年度対比では、組数で30%増になっております。

県内を含む移住者の数は年々増加傾向にございまして、令和2年度の移住者数は40組75人で過去最多となりました。前年度対比も令和元年度が31組71人ですので30%増となっております。また、総務省の調べによる令和2年の人口移動報告では、香美市の転入超過は112人で四国内6位、県内では1位となっております。この増加につきましては、コロナ禍によりまして地方へ移住するきっかけとなったこと、あけぼの街道開通で高知市への通勤が30分ぐらいになり利便性がよくなったこと、津波が来ないこと、教育環境も保育、小学校、中学校、高校、大学までそろっており子育て環境も整っていること、また、ほどよい田舎で暮らしやすいことなどが要因になっているのではないかと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- **〇1番(萩野義和君)** 引き続き御努力をお願いいたします。

②に移ります。

県としては地方への新しい人の流れを追い風にできるよう、リモートワークが可能な人材を呼び込むための環境整備も進めるとしております。当市もコロナ禍の中、県の方針に合わせながら市独自の新しい対策を考える必要もあるんではなかろうかと。県の方針は高知県全体を見ての見解ですし、おっしゃるとおりコロナを背景にしてリモートワークができるような人材を求めることは結構ですが、香美市は香美市として独自のものがあってもいいだろうと。

移住の問題っていうのは長期計画でやっていますので、ころころころころ方針を変えるとかいうことはよくないんですが、コロナっていうのは非常に重大な、強力なものがありますので、コロナを意識して他の自治体との差別化ができるような考えをする必要があるんではないかと思いますが、見解を問います。

- ○議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- 〇定住推進課長(中山繁美君) お答えいたします。

昨今のコロナ禍の影響で地方回帰への機運が高まっております。本市でも市全域で光 回線ができるよう現在整備を進めており、香美市お試し住宅の物部町のセトル成矢です が、昨年度香美市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまし て、家具、家電等を購入し、リモートワークのできる環境を整えております。現在吉野 に5室、セトル成矢に世帯向けで3室構えております。

一方、商工観光課では、本定例会議の補正予算に、サテライトオフィス等設置促進事業費補助金を計上しておりまして、ITコンテンツ企業等が香美市に事業所を設置する際に、市独自の補助金を交付できるように進めております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 1番、萩野義和君。
- ○1番(萩野義和君) 国としては2014年に地方創生とぶち上げたわけですけれども、本来なら2015年とか2016年辺りに、今定住推進課でされています光の問題とかいうものを地方全域に入るようにしないと、地方を守って東京一極集中を避けると言ったって、うまくいくわけがなかったと思いますけれども、今定住推進課のほうで光の問題はどんどん進んでいまして、来年4月1日には電話の入っているところではどこでも使用できるという状況でございますし、商工観光課もサテライトオフィスの誘致をしようとしていますけれども、光がなかったらうまくいきませんけれどもできるんで、商工観光課のサテライトオフィス誘致もどんどん進めていただいて、定住推進課の移住はもう長期計画で粛々とやっていただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。
- ○議長(利根健二君) 萩野義和君の質問が終わりました。

消毒のため暫時休憩いたします。

(午前10時02分 休憩)

(午前10時04分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

11番、山崎晃子さん。

〇11番(山崎晃子君) 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。

私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に 努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問い たします。

本日の質問は、新型コロナワクチン接種について、物部町活性化について、ヤングケアラーについて、防災対策について、光ファイバーの整備についての5項目を一問一答

でお伺いいたします。

初めに、1番、新型コロナウイルスのワクチン接種についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種は、2月に医療関係者の接種を開始し、4月から感染リスクが高いとされる高齢者の接種がスタートしました。本市の場合、4月2日までに申込みがあった方を対象に、4月24日から毎週土日の予定で集団接種が実施されています。接種の予約に際し混乱が生じた自治体があったという報道がありましたが、本市では郵送による受付でしたので、大きな混乱は生じなかったのではないかと思います。当初は国からのワクチン供給がはっきりしない中でしたので、担当課も苦労しながら業務に当たっていたのではないかと思います。本当に御苦労さまです。

ワクチンの集団接種というこれまでにない方法に戸惑いや不安を感じている方々もおいでます。ワクチンに関する専用相談窓口を設置して対応していますが、これまでの相談件数と相談内容についてお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

相談や問合せについて件数や内容の記録は行っておりませんが、内容については接種の申込みに関することや接種日時の問合せ、接種券の再交付や接種のキャンセル等に関することが多いと感じられます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 特に大きな混乱等はなかったかと思うんですけれども、私のほうにも接種の順番がどうなっているのか、申込みの通知には記載がないといった問合せ等があったんですけれども、特に大きな混乱はなかったということでよろしいでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- ○健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり接種の日時、私がいつになるのかが一番皆さん気になるところで、それに関する問合せが一番多かったように思っております。特に大きなトラブルはございません。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- 〇11番(山崎晃子君) 分かりました。

それでは、②の質問に移ります。

国は1日100万回接種を掲げ、職場、大学接種を打ち出し、11月頃をめどにワクチン接種を終了させたい意向のようですけれども、本市のワクチン接種実施状況と今後の見通し、65歳以下を含めた全体の接種計画をお聞かせください。

〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。

〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃったように、ワクチン接種は現在高齢者を対象に、土曜、日曜で集団接種という形と、個別接種で実施しております。今後の見通しでございますが、今のところ順調に入ってきておりますし、今後も必要な量は確保できるのではないかと考えております。65歳以下を含めた全体の接種計画については、新型コロナウイルスワクチン予防接種実施計画というものを立てておりまして、地域集団接種の実施は国の指示により県が指示した期日または期間において実施する、目安としては令和3年4月24日から令和3年12月26日までとするとしております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) そうしますと、全体の計画では今65歳以上の方がされて、 7月頃に、7月末ですかね、終了予定ということですけれども、その65歳以下の方の 受付とかに関しては、じゃあ具体的にはどういう計画になっているんでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) 現在65歳未満の方に御案内を発送しておりまして、御案内の中で59歳未満の方、16歳から59歳で基礎疾患のある方と、高齢者施設等の従事者の方を調べております。その基礎疾患のある方と高齢者施設等の従事者、そして60歳から64歳の方については、7月初旬に接種券をお送りして、予約の御案内等をする予定となっております。基礎疾患等がない方については、その後年代を追って順次接種券をお送りしていくという形になります。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** そしたら、今現在16歳から59歳までの方に案内をしていっているということですかね、案内の通知を出していっているということですか。ちょっともう一度お願いいたします。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) 現在お送りしている御案内は、16歳から59歳で基礎疾患のある方と、高齢者施設等の従事者の方の調査をかけておりまして、基礎疾患のある方と、高齢者施設等の従事者の方と、それ以外で60歳から64歳の方については、7月初旬に接種券の送付をする。その後、年代別に分けて順番に接種券をお送りするという形になります。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** そしたら、全員に送るんではなくて、基礎疾患のある方というのはどこで判断します。全員に送って、基礎疾患が自分はあるというところでの把握ということになるんですか。

〇議長(利根健二君) 休憩いたします。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時27分 再開)

〇議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

健康介護支援課参事、横山和彦君。

〇健康介護支援課参事(横山和彦君) 先ほどの件についてお答えいたします。ちょっと分かりにくい説明ですみませんでした。

まず、接種順位というのがあるんですが、御存じのとおり1番目が医療従事者、2番目が高齢者ということで、高齢者を今進めておるところですけれども、3番目というのが60歳から64歳の方と、60歳以下の年齢でも基礎疾患を有する方、それと高齢者施設等の従事者ということで、現在高齢者を除く16歳以上の方全員に御案内をして、60歳から64歳の方はこちらで把握できますけれども、基礎疾患のある方と高齢者施設等の従事者についてはこちらで把握できないため、調査をしておるところです。60歳から64歳の方と、基礎疾患を有する方と、高齢者施設等の従事者の方については、7月初旬に接種券をお送りして、予約の方法等をお知らせするということになります。その後、基礎疾患を有する方とか高齢者施設等の従事者以外の59歳未満の方については、年代別に順次接種券をお送りして、予約していただくというふうになります。

〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。

以上です。

〇11番(山崎晃子君) それで分かりました。

そうしますと、下は16歳ということですね。子供さんとか、それから今12週以降の妊婦さんなんかも接種できるというようなことも言われているんですけれども、その辺りはまだ計画の中には入っていないということでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- ○健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

ファイザーのワクチンは12歳以上から可能といった話にもなっておりますけど、今のところ16歳以上の方を対象として接種を進めていこうと考えております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** また国からそういった子供さんの追加っていうこともあるかと思うんですけれども、そのときにということで、分かりました。

そしたら、今現在高齢者の方が7月末で終了する見込みということですけれども、今 まで接種した中で、健康被害というか体調が悪くなったりというような方の報告などは なかったでしょうか。

〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。

〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

接種会場では特に運ばれたとかいったことはございませんけれども、翌日肩の痛みと か熱が出たとかいう、職員の中にもそういった者もおりますので、一定の接種による副 反応はあっておりますが、特に大きな副反応は起こっておりません。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) それからもう1点、高齢者接種のほうは一応4月2日までに郵送となっていたと思うんですが、その後迷われたりして申込みが遅れた方もおいでるがですけれども、その方も含めてその7月末に終えるような形になるんでしょうか。その辺りはどういうふうに接種案内が行くのか、お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

当初4月2日までということで希望調査をしておりましたので、最初にその方たちに御案内を順次していって、4月2日以降に希望された方はその後になっておりますけれども、ほぼ全員7月中には1回目の接種が終了する予定になっております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- 〇11番(山崎晃子君) 分かりました。

それでは、③の質問に移ります。

国は、7月末までに65歳以上の方の接種を終えるように各自治体に働きかけているということでした。濵田知事からの接種繰上げ要請を受けて、全市町村が7月末で希望した高齢者への接種を終える見通しになったという報道もありました。本市では集団接種に加えて個別接種を実施する、もう既に実施しているということですが、今後の見通し、今現在九つの医療機関で接種が可能となっているわけですけれども、その個別接種への体制等も含めて見通しをお聞かせください。

- **〇議長(利根健二君**) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- O健康介護支援課参事(横山和彦君) 先ほども申しましたけれども、7月末を目指して接種を進めておりまして、集団接種、個別接種とも実施しておりますので、高齢者の接種については7月末に完了する予定で進めております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) その個別接種対応の体制ですね。医療機関にワクチンを持っていくことになっているかと思うんですけれども、集団接種もしながら個別接種への対応というところで、職員さんも大変な状況になっているかと思うんですけれども、その辺りの体制については大丈夫な状況でしょうか、お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。

O健康介護支援課参事(横山和彦君) 議員のおっしゃるとおり、集団接種も実施しながら個別接種会場へのワクチン配布も行っております。各医療機関から、いついつこれだけの接種をするので、これだけのワクチンが欲しいということについて逐一対応しておりますので、これもなかなか人手が要る仕事とはなっております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) そうしますと、今現在個別接種は、先ほども言いました九つの医療機関になっていますけれども、これ以外に増える予定とかはあるでしょうか。 土佐山田町、香北町とありますが、物部町のほうにも医療機関がありますので、物部町のほうでもという声もお聞きするわけですけれども、どうでしょう。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

医療機関については当初九つでしたけれども、今は10件の医療機関に増えております。ただ、一部ではもう7月まで予約がいっぱいとなっておるところもあります。あと、広報等はしていないところではありますけど、大栃診療所も一応かかりつけでかかっておられる方は、ワクチン接種の希望は受け付けております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- O11番(山崎晃子君) 分かりました。それでは、④の質問に移ります。

体調不良や様々な事情等で接種をキャンセルされる方もおいでるかと思いますが、そのようなキャンセル時の対応はどのようにされているのかお聞かせください。また併せて、予約をキャンセルした方の再申込みについてお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

当日のキャンセルにつきましては、未接種の医療従事者等を中心に接種していただくことでワクチンを使っております。キャンセルした方の再申込みは、キャンセルといいますか当日打てなかった、例えば2回目体調悪くて接種できなかったというときには、こちらのほうから次の日程を御案内するというふうにしております。病院等で接種を受けるようになったのでキャンセルという方については、通常もう病院で受けるので、再申込みはありません。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** そうしますと、2回目にキャンセルした場合は、そのとき に次の日程をっていう案内ですかね。

それと、そのキャンセルしたワクチンが無駄にならないような接種とはどういう方を対象にしているのか。近くの人を呼んでというところもあるようですけれども、その辺りは。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- O健康介護支援課参事(横山和彦君) 現在、キャンセル分のワクチンについては、 集団接種会場には多数の医療従事者の方に来ていただいております。 O B の方であった り、多数来ていただいておりますし、職員も集団接種に長く関わっておりますので、そ れは医療従事者等として接種を受けることは可能ですので、ワクチンが今日は余りそう だというときには、そういった方に接種を受けていただくような形で対応しております。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **○11番(山崎晃子君)** ワクチンが無駄にならないようにしているということで、 分かりました。

それでは、⑤の質問に移ります。

ワクチンの接種は強制ではなく、感染予防の効果と副反応のリスクについて同意していただくことと、接種してよいかということをかかりつけ医等に確認した上で申し込むことが前提となると思います。しかし、認知症の方は意思確認が難しく、接種判断に悩むケースもあると聞いています。このような場合どういうふうに対応されているのかお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

市が運営しております集団接種会場につきましては、接種を希望される方が来場して おりますので、基本的には意思確認ができておると思っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **○11番(山崎晃子君)** 希望される方が来られるということですが、そういった方の場合は個別接種が主になってくることになるんでしょうかね。そういった御相談等はなかったのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- ○健康介護支援課参事(横山和彦君) 介護施設とかで認知症の人に接種するかどうかに難しい判断が求められるといったことはあっておるようですが、介護施設とか医療の現場では、家族の方とか医師の協力で、意思確認をしてから行っていると考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- 〇11番(山崎晃子君) 分かりました。

そしたら、⑥の質問に移ります。

介護施設や障害者支援施設などの接種状況はどのようになっているのかお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

15日の健康介護支援課長の答弁にもありましたけれども、介護施設等における高齢者の接種につきましては、各施設で接種計画を立てて進めております。それから、障害者施設での接種については、今後計画される予定となっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 介護施設は7月10日頃までに2回目が終わると言われたかと思うんですけれども、そういう計画ですかね。そして、介護施設に勤めているかどうかを調査して職員も入ってくるかと思うんですが、取りあえず今は入所者だけということなんでしょうか。入所施設に勤めている介護職の皆さんも一緒に受けられているんでしょうか、確認します。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

介護施設もいろいろあると思うんですけど、入所施設については従事者も一緒に接種が進んでおります。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 分かりました。

障害者施設のほうは計画中ということですけれども、いつ頃かめどは立っていますで しょうか。まだということですか。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- O健康介護支援課参事(横山和彦君) 障害者施設につきましても計画を今立てておるところで、早ければ7月に始まります。入所者と従事者のリストを今つくっていただいているところもありますので、それに基づいてこちらから接種券をお渡しして、接種していただく形になろうかと思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 分かりました。

そしたら、⑦の質問に移ります。

集団接種会場への移動については、物部町、土佐山田町から香北町への送迎バスはありますけれども、国道沿線のみとなっています。国道沿線から離れた地域に住んでいる方々は、接種予定時間に間に合うような時間帯にバスが運行していないため、家族が仕事を休んで送迎したり、タクシーで接種会場に移動したりしている方がおいでると聞きました。こういう方々の場合はそれで対応できているかと思うんですけれども、そういう対応ができない方とか、あるいは体に障害をお持ちの方など、接種会場への移動が困

難な方々に対する支援策等の検討はしているでしょうか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) お答えいたします。

車椅子等の利用が必要な方につきましては、ほとんどの場合は御家族等が接種会場へ送迎されておるようです。また、先ほども申しましたけれども、介護施設に入所されている方等は施設等での接種を進めております。それ以外、在宅で介護されているような場合につきましては、今のところ具体的な相談はありませんけれども、場合によっては往診等で対応する必要が出てくるかとも考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) そういう場合には、集団接種ではなく個別接種というような形が考えられるということですかね。例えば、ワクチン接種に特化したタクシーチケットを発行することも検討する必要が出てくるんじゃないかと思いますけれども、その点見解をお聞かせください。
- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 〇健康介護支援課参事(横山和彦君) ワクチン接種専用のタクシー券等は検討して おりません。福祉タクシー等を御利用いただきたいと考えております。 以上です。
- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 考えていないということですけれども、福祉タクシーの場合は70歳以上の方、それから障害を持たれている方も入っていたかと思うんですけれども、そういう相談があった場合には、移動手段が確保できるように相談に乗っていただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。物部町の活性化についてお伺いいたします。 ①です。

物部町は人口減少が急速に進み、少子高齢化が深刻な状況になっています。そんな中、2019年12月、大栃保育園及び小学校、中学校の諸問題の解決や活性化、地域と連携しての物部地域の活性化について検討を行うために活性化検討委員会が設置され、今年3月に中間提言が出されました。それによりますと、特色ある学校づくりとして3項目、幼児・児童・生徒数を増やすための方策として2項目、物部の魅力づくりと情報発信として4項目が提言されています。学校を中心に、物部地域の活性化は待ったなしの状況です。活性化検討委員会の中間提言を受けて、今後の取組をどのように進めていくお考えか、具体的にお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 山崎晃子議員の御質問にお答えいたします。
 中間提言で頂いた事項は、物部町の活性化に有効な手だてとして、貴重な意見ばかり

でございます。現在、中間提言の内容をまずは事務局内で協議し、実施が急がれる項目から取り組んでいくよう計画をまとめているところです。また、市長部局との連携としまして、今年度に入り一度関係各課、定住推進課、商工観光課、生涯学習振興課、物部支所との協議をいたしました。今後とも関係各課で意見交換等の会を持ち、活性化への取組につなげていきたいと考えております。なお、御報告できるタイミングには詳細な説明をさせていただき、議員の皆様にもお知恵をお借りしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 今取りまとめをしている段階ということですので、ちょっと具体的なところが聞けないわけですけれども、市長部局との連携強化は早速、これは早く取り組めることなので取り組んでいただいたということですが、この中ではどういった内容が検討されたのか、ざっくりでも構いませんけれども、お聞かせください。
- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 初めての会でしたので、各課で物部町に関係している組織などの取りまとめをしたいと思いまして、お願いさせていただきました。また、活性化への意見としまして、少しずつ課長のほうからもお話をいただいたところです。以上です。
- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 例えば、移住に向けての取組、どうしても人口を増やしていかなければいけませんので、こういった取組もすごく重要になってきます。その辺りは前に私も質問させていただいたわけですけれども、できるだけ早い取組が必要かと思いますので、また連携を取っていただきたいと思います。

中には山村留学っていうのもありまして、物部町の隣の旧木頭村で山村留学に取り組んでいるっていうことをお聞きしましたので、ちょっとお話を聞きに行きたいと思ったんですが、コロナの関係で受入れしていないということでお話を聞けていないんですけれども、こういった近くにあるところからもお話を聞いたりして、山村留学の場合にはその地域住民の方の協力、どれだけ支えられるのかにもなってきますので、その辺りも研究していただいて、これも一つの取組だと思いますので進めていただきたいと思いますが、その辺りで何か考えがおありのようでしたらお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 山村留学等につきましては、昨年度も事務局でいの 町本川のほうに視察に参りまして、いろいろとお話も聞かせていただいております。ま た、山村留学を進めるに当たりましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、地元 の御協力というのがどうしても欠かせないものになってきますので、現実的に進めてい くということになる前には、まず地元の皆さんにも山村留学がどんなものかを知ってい

ただくためにも、どこにっていうのは今決まっておりませんが、視察等を行ったり研修、 こういうものですっていうようなことも御説明したり、学んでいただいたりしながら進 めていきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 残されたというか、時間がそれほどあるわけではないので、でも十分に考えて取り組んでいくことが必要になろうかと思いますけれども、教育長にお聞きいたしますけれども、教育長は県の中山間教育アドバイザーもされていたかと思います。大栃小・中学校もその中山間教育推進校になっていたかと思うんですけれども、その辺りも含めて学校の活性化、物部の活性化についてちょっと見解をお聞きしたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 教育長、白川景子さん。
- ○教育長(白川景子君) 山崎議員の御質問にお答えいたします前に、この特認校制度等も含め、物部町の活性化に対しまして熱い思いを寄せていただき、本当にありがたく思っております。また、萩野議員からは、大栃中学校の教員が非常に熱心に積極的に取り組んでいるという評価も頂いて、とてもうれしく思っております。

先ほど公文課長からも御説明いたしましたように、中間提言を頂いた事項にしっかりと取り組むことが、これからの物部町の活性化の有効な手だてとなると考えておりまして、私自身、大いに期待を寄せておるところでございます。この中間提言の1つ目の柱は、特色ある学校づくりということになっております。物部町で学ぶ子供たちが物部町のよさを再認識し、誇りを持って物部町の未来を元気につくることのできる人として、成長してほしいというふうに願っております。

せっかくの機会を頂きましたので、特色ある学校づくりの一端をお話しさせていただきます。

大栃小・中学校では、山崎議員からも御紹介にあずかりましたが、探究的な授業づくりを核とする小中一貫した学び方やカリキュラムの作成に取り組んでおります。その取組には、大きく3つの特色がございます。

1つ目は、高知県の研究指定事業、中山間地域における特色ある学校づくりの事業を活用する小中一貫の取組でございます。総合的な学習の時間を中心として、いわゆる物部学と申しましょうか、物部町にある豊富な素材を生かして探究的に地域への理解を深め、発進に向けていくという取組でございます。

2つ目でございますけれども、物部町は山暮らしエリアというふうに私どもは理解しておりますけれども、その特性や少人数であることのよさを生かしまして、ドローンやICT機器の日常的な活用を通し、時間や距離の制約を受けない教育活動について、実践的な研究に取り組んでおるところでございます。非常に進んでおりまして、先週も、香南市の小学校とリモートで同じ授業をしていくという授業をいたしました。双方の子

供たちが生き生きと学びまして、先生、今度いつするのっていうような発言もございま した。非常に力強いパワーをもらったことでした。

3つ目ですけれども、一定期間小学校高学年が中学校の校舎で中学生とともに学習をするといった、ハード面での有効な整備に係る研究に取り組んでおるところでございます。大栃小学校の入学者数は年々御承知のとおり減少しておりまして、令和5年度以降は2人、ゼロ人、2人と、急激に減少するという推計となっております。保育園におきましては、令和7年度の入園者数は1人となる見込みでございます。

特認校制度により地域の元気の源である子供たちの声がこだまする町として、輝きや存在感が増しますよう、地元、地域の方々や関係機関と力を合わせて、おっしゃるようにスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。今後も御助力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 教育長には物部町の学校に対する思いを聞かせていただきました。どうもありがとうございました。また、地域に暮らす私たちもできる限り協力して、何とか盛り上げていきたいと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、②の質問に移ります。

今定例会議に、サテライトオフィスに関する予算が計上されています。地方への企業 進出や移住のニーズが高まっていることから、物部地域にサテライトオフィスができれ ば、人口増や地域活性化にもつながるのではないかと期待するところですが、具体的に その誘致計画があるのかどうかちょっと分かりませんが、そのサテライトオフィスに関 して、お聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇**商工観光課長(石元幸司君)** お答えします。

サテライトオフィスの誘致に関しまして、本定例会議の一般会計補正予算の中にサテライトオフィス等設置促進事業費補助金を計上しております。内容としましては、ITコンテンツ企業等が本市に事務所を設置する際に係る経費に対する支援、または雇用奨励金の交付という内容になっております。本市でも市全域で光回線が利用できるよう整備を進めており、リモートワークが可能な環境が整いつつありますので、定住推進課が管理されている空き家バンクの情報を共有しながら、県の担当課とも連携して企業誘致を推進することで、物部町を初め市全体の活性化を図っていきたいと考えております。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** ということは、民間を借りてというような形ですかね、ひょっとして空き家をリフォームしたりしながらというイメージでしょうか。公的な施設

で使えるようなところも、もしかしてあるのかもしれないですけれども、その辺りはどういうふうに考えていますでしょうか。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

今回の補助金につきましては、もう公的な施設ではなくて民間の空き家とかを活用して、そちらへ企業等が入ってくる際の改修に係る費用や家賃、あとは新たに人を雇う際の雇用奨励金を払うといった内容を想定しております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 分かりました。

このサテライトオフィスは、もちろん香美市全体でということはよく分かりますが、 光回線が入るということで物部地域にもっていうことが出てくると思うんですけれども、 なかなか地理的なこととかでちょっと条件が土佐山田町とはまた違って不利な状況にあ りますので、その物部地域への誘致もしっかりとしていただきたいと思うんですけれど も、今後県とも連携をしてということでしたけれども、具体的にはどういった誘致活動 をされていくのかお聞きしたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

確かに、土佐山田地区に比べて物部地区となると、地理的にも少し遠い位置にはなると思いますが、その点住まいにおいては一軒家が持てるといった、条件的にもいい点もあると思います。いろんな自然を求めてくる方など、条件は人によって、企業によって違うと思いますので、こちらから提示できるものをなるべく都市圏の企業等に宣伝していって、県が誘致をする際にも、ぜひ高知県香美市でもこういった支援をしているということを宣伝していただいて、PRすることで企業を誘致していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 誘致活動というのは、県を通じてという形になりますか。 香美市独自で何か商工観光課から誘致活動をしていくようなことではないですかね。そ の辺り、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 商工観光課長、石元幸司君。
- 〇商工観光課長(石元幸司君) お答えします。

現在のところ、大阪府とか東京都に出向いて、何らかの活動をするということは想定しておりませんが、何か興味を持った企業があるという情報が入りましたら、場合によっては出向いてでも説明をするなり、今の環境でありましたらリモートでも対応はできますので、そういったことで対応をしていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) リモートが使えますのでそういったこととか、あるいは今はできていないと思うんですけれども、移住相談を大阪府とか東京都までは行ってなかったかもしれませんけど、そういうところである場合にPRもできるんじゃないかと思うんですけれども、その辺りも含めて定住推進課からもお願いいたします。
- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **○定住推進課長(中山繁美君)** お答えいたします。

移住相談会の高知暮らしフェアというのが、毎年6月と12月に大阪府と東京都でございまして、今コロナ禍でオンライン等になりますが、そちらのほうでもまたサテライトオフィスの誘致、こういう補助金があるとかっていうことは宣伝できますので、また一緒に情報共有しながら、こちらに来ていただけるような形で誘致したいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** またよろしくお願いいたします。

それでは、③の質問に移ります。

物部地区の活性化のためには、新たな発想で地域おこしを考えることも必要ではないかと思います。例えば、地域おこし協力隊制度などの活用も考えられるのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- ○物部支所長(竹崎澄人君) お答えいたします。

中山間地域の物部地区は少子高齢化による人口減少が進み、コミュニティーの維持が 困難な状況が危惧されております。物部地区を活性化させるためには、物部町の教育の 在り方や雇用の場の創出、豊かな自然や歴史、文化の伝承、地域を支える担い手不足な どいろいろな課題があります。このような状況を踏まえ、様々な課題や中山間地域の維 持と活性化を図るため、地域おこし協力隊制度の活用は有効と考えております。

一方で、現在物部支所を拠点としまして3人の地域づくり支援員が、それぞれに課題を持って集落維持や活性化に取り組んでおります。まずは現在の取組を着実に進めていくことが大切と考えております。なお、現在取組を進めていく中で新たな人材活用等が必要になる場合には、改めて検討することになると考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 地域づくり支援員がそれぞれの地域で活動しているということは、私も承知しております。その中でも物部地域全体としての活動とか、それから移住という点からも、地域おこし協力隊の方が地域に定着して起業してくれれば、人口増や産業振興にもつながってくるのではないかと思い、これも一つの方法ではないかということで提案させていただいたわけですけれども、2月だったと思うんですけれども、

地元紙に地域おこしリーダー求むっていうところで、総務省が2021年度から地方に移住して活性化のリーダーになれる人材を市町村で採用し、国が財政面で後押しする制度を始めるとの報道がありました。人口減少や経済停滞に悩む自治体から、地域おこしの経験と人脈が豊富な人材を迎えたいとの要望があり、新制度地域プロジェクトマネジャーを創設、採用定員は1市町村当たり1人で、任期は最大3年、国は年650万円を上限に特別交付税で人件費を支援するというものです。募集する人材は、地域づくり活動に携わった実績のあるコンサルタントやNPOのメンバー、地域おこし協力隊の経験者などを想定しているそうですけれども、活性化検討委員会からの提言の中でも、全国発信するための専門家の招聘っていうようなことも入っています。こういった地域おこしの経験者っていうか、こういった人材も私は必要ではないかというふうに考えますけれども、支所長の見解をお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- 〇物部支所長(竹﨑澄人君) お答えいたします。

まず、地域おこし協力隊につきましては、御存じのとおり大都市を中心とした都市部から地方のほうに住民票を移動して、各地域の協力活動に携わるということで、定住・定着を図りながら活性化に貢献するという制度であります。また、先ほどおっしゃいました、今年から始まりました地域プロジェクトマネジャー制度につきましても住民票を移動すると。都市部から地方に移動した人材が、地方自治体の重要なプロジェクトマネジャーとして携わるということであります。そういったことで、両方の制度をともに活用しながら定住・定着を図るということで有効であると考えております。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 有効であると御答弁をいただきました。

支所長は、10年ぐらい前に支所へ一度配属されまして、今回また支所長として物部 支所に配属されたわけですけれども、かなり状況は以前とは違ってきているかと思いま す。先ほども市長部局との連携強化で、もう既に会も開いたということでしたので、一 番支所長が地域を把握しているということになってくるかと思いますので、ぜひ支所か らもそういった提案とか発信とかをぜひしていっていただきたいと思いますけれども、 その辺りの御見解をお伺いしたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 物部支所長、竹﨑澄人君。
- ○物部支所長(竹崎澄人君) 私も、言ってくださいましたとおり10年ほど前から言いますと、春に配属しまして中心部の空き地が非常に増えたなと一番初めに感じました。そういったことで物部地域の人口減少が進んでおるのを痛感したところであります。これから物部支所としましては、今までお話ししましたようないろいろな課題があると思いますので、それぞれの関係課、それから地域の皆様と連携しながら、いろいろな場面で会合にも出ていきたいと考えております。
- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。

〇11番(山崎晃子君) よろしくお願いしたいと思います。

それでは、3番の質問に移ります。ヤングケアラーについてお伺いいたします。

病気や障害のある家族の世話や、幼い兄弟の世話をしたり、大人に代わって料理や掃除などの家事をしたりしている子供について、国が初めての調査を実施しました。18歳未満のこうした子供はヤングケアラーと呼ばれています。4月に公表された実態調査では、中学生では約17人に1人、高校生では約24人に1人が、世話をしている家族がいると答えています。世話をする相手は小さな弟や妹が多く、体の不自由な父や母、あるいは年を取った祖父や祖母の生活を助けている人もいます。親が仕事で家族の世話を十分にできず、子供に頼る場合が多いと見られています。ほぼ毎日世話をする子が多く、勉強や友人との遊びなど、自分の時間が取れないようです。

5月18日付の地元紙に掲載された記事を少し紹介しますと、もっと勉強する時間が欲しかった。重い脳障害がある母親を持つ高橋 唯さんは、そんな思いを人に相談することはできなかった。母親を見守り、家事を担う日々。事故で左腕を失った父親には頼れなかった。大学卒業後、母親の年代でも入れるデイサービスの存在を知り、負担を減らすことができた。2018年からは実態を知ってもらおうと、各地で講演活動を続けているという記事でした。

当事者が社会的に孤立する状況は、4月に国が公表した実態調査で、世話する家族がいると答えた人の過半数が、相談した経験がないと回答しています。

以上述べまして、次の点をお伺いいたします。

①です。

ヤングケアラーは、社会的な孤立や孤独に陥り潜在化しやすいと言われていますが、 学校や地域などで早期に発見して支援につなげることが重要であると思います。本市の 場合、ヤングケアラーの実態を把握できているのでしょうか。またその方々への対策は どのようになっているのかお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

現在のところ、福祉事務所ではヤングケアラーに関する実態調査は行っておりません。 また、対応事例につきましても、これまで該当する事例はありませんでした。

令和元年7月4日付発出の厚生労働省家庭福祉課長通知、要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応についてでは、平成30年度実施の実態調査において、年齢や成長の度合いに似合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供をヤングケアラーと定義したことを示しております。そして要対協調整機関は、この概念を構成機関に対して周知し、実態把握に努めるとともに、要対協に登録されている子供や新規に登録を検討する際、またその支援方針を決定する際には、ヤングケアラーに該当するのではないかという観点から、家族の要介護者等の有無や支援の状況、子供の

学校の出欠状況など、家族全体の状況を共有してアセスメントすることを求めております。

この通知を踏まえ、自分自身をヤングケアラーであると認識していることが少ない子供は、学校からの情報が契機となって要対協に登録される度合いが高いことに留意し、学校、教育委員会との情報共有に努めたいと考えております。また、支援方針を作成する上で家族に要介護者等がいる場合には、介護サービスや障害福祉サービスなどの適切な支援につなげていくよう留意するとともに、関係部署との連携を図りたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 〇健康介護支援課長(宗石こずゑ君) お答えします。

ヤングケアラーの実態を把握することは、支援を行っていく上でも最初の入り口となりますので必要と考えておりますが、健康介護支援課では現在のところ実態調査などは行っておりません。また、最近はそういう事例も聞いてはいません。しかしながら、支援が必要なケースを把握した場合には、学校や教育委員会、福祉事務所等と連携を図りながら、必要な支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) 御質問にお答えいたします。

学校におきまして、ヤングケアラーに特化した実態把握はできておりません。学校の教職員は子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすい立場にあると思いますので、先生方にヤングケアラーの概念等の周知を十分行い、日頃から子供の観察や保護者面談、各種行事など、保護者が学校に関わる様々な機会でヤングケアラーの特性を踏まえて、子供本人や保護者と接することで家庭における子供の状況に気づき、ヤングケアラーの早期発見、把握につなげていけるようにしていきたいと考えます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君)
 自分がヤングケアラーだということに気づかないというようなこともお聞きしました。やはり学校で発見することが一番早期に発見することになってくるかと思うので、それと教育委員会、健康介護支援課、福祉事務所の連携がすごく重要になってくるかと思いますので、ぜひその辺りの連携をしていただいて、また先生方にはそのヤングケアラーという概念の研修もしていただいて、早期に発見して適切な支援につなげていただく仕組みをつくっていただきたいと思います。今のところ実態調査をする予定はないようですけれども、必要に応じて実態調査や聞き取り、あるいはそういった調査的なことも必要になってくるかと思いますが、そのときにはまた適切に対応していただきたいと思います。

②の質問に移ります。

先ほど、今のところそういう該当者もいなかったということですが、相談窓口と支援体制についてはどういうふうにお考えでしょうか。このSOSをどこに発信していいか分からないっていう方もおいでるかと思いますので、窓口はそれぞれになるかとは思いますけれども、その辺りについてお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

ヤングケアラーにつきましては、福祉、介護、医療、教育など様々な分野が連携し、早期に発見した上で支援を行うことが重要とされております。平成29年の社会福祉法 改正で位置づけられました包括的な支援体制を整備し、多機関協働による課題解決を進 めていくことが、ヤングケアラーへの支援につながるものと考えます。

福祉事務所、健康介護支援課、教育振興課のどの部署の窓口においても、受け付けた相談の内容に応じて庁内横断的に情報を共有し、適切な支援サービスにつなげることができるよう努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- 〇11番(山崎晃子君) それぞれの窓口でそういう状況がある子供さんがいたら、 連携して対応していくということですね。十分な連携を取っていただいて、適切な支援 をお願いしたいと思います。

それでは、4番の質問に移ります。防災対策についてお伺いいたします。

今年は例年より早く梅雨入りしましたが、この時期は毎年のように襲ってくる台風や集中豪雨の被害が心配されます。そのような中、国は大雨洪水警戒レベルの避難情報を見直しました。その中で最も大きな変更点は、市町村が発令する避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されたことです。これまでの避難勧告は、住民がスムーズに移動できるように時間的余裕を持った状態で発令されており、避難指示が出るまで待機してしまい、被害に遭うケースが目立ったために見直したようです。また、避難準備高齢者等避難という長い呼び名は、高齢者等避難に簡略化されました。そして災害発生情報は緊急安全確保に変更されました。

住民を被害から守るための防災対策を確実なものにしていくためには、住民の理解と協力が欠かせません。避難情報の見直しの詳細を住民に知らせる周知対策が急務ではないでしょうか。見解をお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- **〇防災対策課長(日和佐干城君)** お答えいたします。

本年5月20日から施行となりました新たな避難情報の周知につきましては、7月の 市の広報で防災についての特集を掲載するようにしておりまして、その中でも説明をし ております。また、内閣府消防庁が作成しております啓発用のポスターを各自治会へも 配布し、啓発用のパンフレットも自治会の各班で回覧してもらえるよう配布することに しております。また市のホームページでも掲載しております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) こういう啓発っていうのは繰り返し繰り返し行っていただいて、避難をすることの重要性を住民の方に分かっていただくことが必要かと思いますので、続けて啓発していただきたいと思います。広報は7月号ということで、チラシは回覧で回ってきましたけれども、民生委員の会とか地域の体操の集まりとか、そういったところでもお話とかに出して、いろんなところからお話ししていただいて、住民の方に理解してもらうことも必要になってくると思います。そういった会での説明も必要ではないかと思いますが、その点お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- ○防災対策課長(日和佐干城君) 確かに、とにかく広げることが身を守ることにつながると思いますので、機会あるごとに周知をしていくように心がけていきたいと思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** よろしくお願いします。

ちょっと1点確認ですけれども、この避難指示は、今まで避難勧告で出してたタイミングで避難指示を発令するということでよろしいですかね、結局避難をする際にかかる時間とか、日中に避難できるような中で発令されていくところは変わりないということでよろしいですか。ちょっと確認したいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 防災対策課長、日和佐干城君。
- 〇防災対策課長(日和佐干城君) お答えします。

タイミングとしましては、これまで避難勧告をしておったタイミングになろうかと思います。状況を考えて出すことに変わりないと思いますけれども、大まかなところで言いますと、避難勧告のタイミングになろうかと考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 分かりました。

それでは、②の質問に移ります。

高齢者や障害者の避難については、手助けが必要な人ごとに避難先やルートを決めておく個別避難計画の作成が、市町村の努力義務になりました。昨年9月末時点で県内の対象者5万6,819人のうち、策定済みは6,983人、策定率は12%となっています。

本市では専任職員を配置し、物部川浸水想定区域内の該当者、市内全域の視覚障害

者・下肢障害者及び土砂災害警戒区域内の該当者の順に、戸別訪問による働きかけを行い、181件、策定率19.4%になったと報告がありました。早期に対象者全員の個別避難計画を作成する必要があると思いますが、今後の取組の計画と見通しについてお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

令和2年度におきましては、山崎議員御紹介のとおり、対象者の属性から策定の優先度を定めて取組を進めたところでございます。今後におきましても、避難の必要性の高い対象者の方を優先して計画策定に取り組んでいくとともに、防災訓練への参加を通じて、計画内容の見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **○11番(山崎晃子君)** そうしますと、大体どれぐらいかけて個別避難計画を作成 する見通しなのか、その点お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

内閣府からは、市町村で優先度の高い方を定めて、おおむね今後5年程度で個別避難 計画の作成に取り組むようにという通知が来ておりますけれども、5年でこれをクリア するためには、本市では毎年200件弱の策定を進めなければならないといったことで、 なかなか現実的には厳しい数字であろうかと思うところでございます。

5年という期限は切りませんけれども、南海トラフ地震の発生は差し迫ったものであるということは事実でございますので、できる限り早期に個別計画の策定を進めていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) この個別計画は時間を要する作業だとは思うんですけれども、今専任職員が配置されておるわけですけれども、この方がずっとということにはならないかとは思うんですけれども、その辺りの体制としてはどういう状況で今後計画をつくっていく予定になっているでしょうか、お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

現在、会計年度任用職員を雇用しまして、この作成業務に従事させておりますけれど も、この人件費は県の補助金が財源となっております。今現在この者の人件費につきま しては3分の2の補助金が充当されておりますけれども、これが県の予定では今年度限 りと聞いておりますので、今後財源の手当てをどうするか、もし雇用の継続がかなわな かった場合、どういった手法で策定を進めていくかといったことを、この1年で方向性 を見出したいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) これまでも個別避難計画もずっと言われて長いわけですけれども、なかなか進んでいかないっていうのには、そういう体制が取れていないっていうところもあったかと思うので、それを県が補助金をつけて取り組みやすいようにしてきたところですが、なかなかそれがなくなると厳しい状況にはなってくると思うんですが、ぜひこれは取り組んでいただきたいと思います。

昨年の11月ですけれども、地元紙に胸の痛む記事がありましたので、ちょっと御紹介したいと思います。

隣人関係の希薄化が言われて久しい。日常に潜む孤独が悲劇を招いた例が、西日本豪雨の被災地にある。岡山県真備町で、知的障害のある20代の母と5歳の娘が犠牲になった。豪雨の夜、平時から福祉支援を行っていた担当者が電話で避難を勧めたが、母は避難所の場所が分からない。間もなく連絡が途絶え、母子の遺体は平屋の自宅内で見つかった。避難を助ける隣近所の関係がないと、福祉中心の暮らしが当事者の災害脆弱性を高めてしまう。先日の講演会で母子の事例を紹介した専門家はそう指摘した。自治体は高齢者や障害者らの避難方法を事前に決める個別計画づくりに取り組むが、県内の策定率は12%にとどまる。現状計画は国指針で策定が望ましいとあるのみ。国は来年関係法令を改正し、市町村に策定の努力義務を課す方針だ。計画づくりは要支援者の存在を地域で共有する作業から始まる。その命の在りかを、私たちは見落としてはならない。

この記事が本当に私は心が痛むことだったんです。この個別計画があることによって、もしかして救えた命であったのではないかと思って、この記事をずっと取っておいたわけですけれども、やはりこの個別避難計画が命を救う一つの手だてになるということを考えたときに、やっぱり人を配置してでも計画をつくっていただいて、そしてまたこの計画をつくっただけではいけませんので、防災訓練もしていただいて、これが本当に生きた計画となることを私はすごく望んでおるわけですけれども、その辺りで所長の見解をお聞きしたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

避難行動要支援者の方は、これまで災害時要配慮者という呼び方もされておりました。 配慮が必要な方ということであります。弱者という捉え方もありますので、非常時には そういった方に真っ先に被害が及ぶといったことは、まず間違いのないことであろうと 認識しております。

SDGsの中にも、誰一人取り残さない地域の実現といった理念がございますので、こういったことの実現に向けましても、個別避難計画の着実な策定の推進に努めたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** よろしくお願いしたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

個別避難計画の作成に当たって、ケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職が、調整役として取り組んでいる自治体もあると聞きました。大分県別府市では、災害時ケアプランとして、1件当たり7,000円の補助を出して取り組んでいることが報道されていました。国も地方交付税で手当てするとも聞いています。また、本県の濵田知事は、個別避難計画の策定には福祉専門職が関わることが重要だとして、防災担当相に財政支援の必要性を強調し要請したと報道されています。これらのことに関する見解と、本市の取組状況についてお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

本市では、令和2年7月、個別避難計画の必要性を要支援者及びその御家族に説明していただくよう、ケアマネジャー及び相談支援専門員に制度導入の背景、概要を説明し、協力依頼を行っております。日頃から対象者に接しておられる専門職の方に対して、こういった取組を進めていくことは、今後の市の推進方針にかなったものであると考えております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 昨年7月ですかね、ケアマネジャーとか相談支援員に説明 と協力依頼をされたということですけれども、その中で何か特にその方々から御意見等 はなかったのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

特に現場に関わっておられる方からは御意見を頂戴しておりませんけれども、やはり 日常の業務プラスこういった取組が増えることになりますので、負担感を軽減する手だ てが何かないかと、依頼するほうとしては考えなければならないと感じております。 以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 国のほうもそういうことで進めていっているということで、確かにケアマネジャー、相談支援専門員は、日々の業務に追われた中でまた新たなこのプランということで、負担感はあると思いますので、その辺りは十分研究していただいて、取り組みやすいような形で環境を整えていただきたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

福祉避難所は、設備の整った高齢者福祉施設、障害者支援施設などを市町村が指定し

ています。本市では3か所の高齢者福祉施設が指定され、広域で6か所の障害者支援施設等が指定されています。自治体によっては一般住民の殺到を回避するため、公表していないところもあるようですが、新しい福祉避難所の受入れ制度では、福祉避難所の指定と併せて受け入れる対象を公示することとなっています。

本市では福祉避難所は公表していますが、対象者が事前に受入れ先を決めておくことはできません。現在は一般の避難所に避難した後、保健師などが健康状態を見極めて福祉避難所に移る人を判断することになっています。しかし、体育館などでの不自由な生活による体調悪化が問題となっています。個別避難計画が策定されれば、福祉避難所に直接避難ができるようになると思いますが、今後の見通しをお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

内閣府から示された福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは、直接避難の実施に当たっては、平素から利用し、その環境に慣れている施設へ避難すること、対象の施設が避難者を受け入れる体制が整っていることが留意点とされております。

避難行動要支援者名簿の登録者数に対しまして、福祉避難所の受入れ可能人数が大きく下回っている現状におきましては、直接避難の実施は極めて限定的にならざるを得ないものと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** そうしますと、個別避難計画ができたとしても、直接避難ではなくて今までのような避難の仕方をするという方向になるんですか。福祉避難所を増やすということも考えられると思いますが、その辺りもう一度お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

福祉避難所として利用可能な社会資源が非常に限られておる中で、これ以上収容人数を劇的に引き上げていくということは、なかなか困難であろうと考えるところでございます。

直接避難につきましても、先ほども申し上げましたように、極めて限定的であるということになりますので、やはり避難所に避難する方をできるだけ減らしていくという方策が、現実的ではないかと考えるところでございます。その具体的な手法としましては、やはり住宅耐震化、それから家具転倒防止を着実に進めていくことが、できる限り避難者数を減らしていくための現実的で有効な手法じゃないかと考えるところでございます。以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 避難者を減らすということですけれども、耐震化も古い家だとお金がかかりますよね。昔の家は結構石の上に柱を立てたりしていますので、なか

なか補助金があっても、それをはみ出して耐震化していくということは、厳しい面もす ごくあると思うのですけれども、直接避難は今のところ考えていないということですね。 またそういう体制が取れるようになれば、ぜひ考えていくことも必要になるかと思いま すので、よろしくお願いします。

それでは、⑤の質問に移ります。

災害時に避難の手助けが必要な住民をリストアップする避難行動要支援者名簿をめぐり、全国で約4割の自治体が難病患者を掲載対象としていないと聞きました。治療方法が確立せず長期療養が必要な難病は、障害者、要介護者と比べ把握しづらいことなどが理由のようです。見た目では症状が分からない方も多く、有事の際に逃げ遅れる危険性が指摘されています。本市の場合どのようになっているか、対応状況と今後の見通しをお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

避難行動要支援者名簿は、香美市地域防災計画の下位計画で、本市の避難行動要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を具体的に定めた、香美市避難行動要支援者の避難支援プランに基づき作成しております。本プランでは、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲に、75歳以上の独居で特に支援を必要とする方といたしまして、難病患者の方を含めております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) そしたら難病の方も入っているという認識ですかね、年齢に関係なくそういう方も入っているということですか、75歳以上の方でということですか。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

難病の方につきましては、75歳以上の独居で特に支援を必要とする方の範疇に含めているといったことでございます。年齢制限はございます。ただし、この項目とは別に、市長が要支援者と判断した方ということもございますので、状況に応じてこの辺りは柔軟に判断していきたいと考えるところでございます。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- ○11番(山崎晃子君) 年齢に関係なく、そういう難病の方は危険な目に遭うということが考えられますので、その辺りは柔軟に対応して、命を救っていく方法を考えていただきたいと思います。

それでは、⑥の質問に移ります。

妊産婦や乳幼児の避難場所について、これは私が昨年3月定例会議で、東日本大震災 や熊本地震で赤ちゃん連れの母親が、赤ちゃんの泣き声がほかの方の迷惑になるのでは ないかとか、周りの目が気になって授乳しづらかったなど、避難所で肩身の狭い思いをした人や、車中泊をしたため十分な支援が受けられなかった人などがいたことを述べまして、妊産婦や乳幼児を受け入れる福祉避難所を検討すべきではないかと質問させていただきました。所長からは、今後避難生活支援の在り方について検討していく必要がある。関係部署、機関と協議していくとの答弁をいただいておりましたけれども、その後の検討、協議の状況をお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

率直に申し上げまして、広域連携での妊産婦、乳幼児の避難対応という問題解消につきましては進んでおりません。これはやはり広域避難計画と避難行動要支援者対策を担当する部署が県においても異なっているため、こちらからの発信と県の受信、こういった関係がうまく作用していないことが起因しているものと思われます。

ただ、この間にこちらで検討を進めたこともございます。本市では、これまで妊産婦及び乳幼児を連れた避難者につきまして、想定した人数がありませんでした。そこで平成24年8月に内閣府が発表しましたL2クラスの地震想定を基としまして、高知県が算定した避難者数から試算を行い、妊産婦の避難者数は本市において11.1人、乳幼児の避難者数200人との結果が得られました。この想定避難者数を参考といたしまして、今後避難所の対応規模や必要な備蓄物資を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **○11番(山崎晃子君)** これからということですけれども、その広域避難については県ともまた話し合う場はあるんでしょうか。それも含めて協議していかれたらいいかと思うんですけれども、その点お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- ○福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

前述いたしましたが、広域避難と避難行動要支援者の対策は、県でも担当部署が異なっていることもありまして、相互の市町村との連携もそうですし、県の担当部署との間の連携もこれから求めていきたいとは考えておりますが、そちらが現実化していないというところです。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 妊産婦、乳幼児の避難についても大変大事なことですので、 ぜひまた県とも連携しながら取り組んでいっていただきたいと思います。
- ○議長(利根健二君) 午後1時まで、昼食のため休憩といたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

- 一般質問を続けます。
- 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** それでは引き続き質問させていただきます。

最後の5番の質問になります。光ファイバーの整備についてお伺いいたします。 ①です。

光ファイバー整備工事は、現地調査が開始され、本年4月から対象地域の住民説明会、 利用調査などを行い、申込み受付が開始されたと聞きましたが、これまでの状況につい てお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **○定住推進課長(中山繁美君)** 光ネット利用の申込み状況について説明させていた だきます。

令和3年6月16日現在で36件の申込みがあります。なお、この整備事業につきましては、民設民営の運営方式となっておりますので、通信事業者であります関西ブロードバンド株式会社が加入促進に今、努めているところでございます。現在、説明会を物部町自治会長会で4月22日に開催いたしまして、土佐山田町、香北町、物部町で18地区開催済みとなっております。説明会は7月末には終了するような予定となっております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 順調に進んでいっているということで、せっかく光ファイ バーが整備されますので、より多くの方が利用できたらと思います。

それでは、②の質問に移ります。

光ファイバーの整備は、インターネットを利用する方々だけでなく、将来的には高齢者の見守りや健康診断、介護相談などにも活用できるようになれば、中山間地で暮らす高齢者や独居の高齢者にとって、在宅生活の安心につながるのではないかと思います。せっかく香美市内の全地域に光ファイバーが整備されるようになりますので、これを生かす取組、活用方法を研究してはどうかと考えますが、見解をお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **〇定住推進課長(中山繁美君)** お答えいたします。

高齢者の見守り、健康相談等で活用できる個別サービスといたしましては、光ブロードバンドに加入された方が個別の申込みで利用できる見守りカメラ等のサービスがあり、 県内外に住む親族の方が安心して高齢者の見守りが可能となるサービスです。そのためには、まず個別に光ブロードバンドに加入していただくことが重要となります。 現在、高知工科大学コミュニティーサービスラーニングプログラムの中に、香美市 I C T 化推進プロジェクトがありまして、香美市ブロードバンド事業との連携事業として、関西ブロードバンド株式会社と地域課題に向けた共同研究を計画しておるところでございます。テレワークの推進、子供の I C T 教育、高齢者の見守りサービス、防災関連の放送サービスなどの付加価値サービスにおきまして、様々な提案が出されると思いますので、今後市も一緒に研究していきたいと考えております。

また、ローカル 5 G 時代になりましたら、医療機関が導入する遠隔診療や遠隔授業の導入、また 4 K、8 K 動画、自動農場管理など、多種多様な利用方法が検討されて、高度な技術を展開する時代になってくると考えられます。さらに、リモートワークの環境が整備されますので、快適な田舎暮らしをしながらリモートワークを希望する移住者が増えてくることも予想されます。

今後、企業や大学、自治体が一体となって、光ファイバーの活用方法を研究していき たいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 分かりました。

私も、ただインターネットをするだけじゃなくて、そうした付加価値があると、せっかくこれを整備する意義が出てくるというふうに思いました。この付加価値をまた説明会でも説明をしていただいて、利用促進につなげていけたら大変いいかと思いますので、また引き続きその辺りの研究は続けていただきたいと思います。

- ○議長(利根健二君) 健康介護支援課長からも答弁がありますので、お願いいたします。健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- O健康介護支援課長(宗石こずゑ君) 健康介護支援課としましても、光ファイバーの整備が進むことで、タブレットやスマートフォンを使った健康相談や I o T 家電による見守りなども可能となり、今後活用できる可能性が広がったと認識しております。実現のためには、中山課長も申しましたが、システムの導入や情報機器の普及などの必要もあります。活用の可能性について、健康介護支援課としても今後研究をしていかなければと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 11番、山崎晃子さん。
- **〇11番(山崎晃子君)** 今後研究をしてくださるという答弁をいただきました。ぜ ひその方向でしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長(利根健二君) 山崎晃子さんの質問が終わりました。

消毒のため暫時休憩いたします。

(午後 1時06分 休憩)

○議長(利根健二君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、4番、依光美代子さん。

○4番(依光美代子君) 4番、香美市をよくする会の依光美代子です。通告に従って2項目について、一問一答方式で質問をさせていただきます。午後の大変眠たい時間ですが、突然に指名があるかも分かりませんので、お付き合いよろしくお願いいたします。

それでは最初に、1番、安全上の問題のあるバス停についてお聞きいたします。

この安全上に問題のあるバス停とはどのようなバス停を指すかといいますと、信号機のない横断歩道や交差点のそばにある、または横断歩道の上にバスをとめなければならないなど、交通事故が起きやすい、危険性の高いバス停のことです。このようなバス停付近で発生する事故の大半は、ドライバーが停車中のバスを追い越したり、また反対車線を走行してきた車が、バスの車体が死角となって道路や横断歩道を渡ろうとした歩行者に気づかず、接触事故の発生となっているのです。

2018年8月に横浜市で、バスを降りて、バスの車体が横断歩道を塞いでいたので、 そこを避け、道路を渡ろうとした小学生の女の子が対向車に跳ねられ、死亡する事故が 起きました。バス停の設置位置が問題になりました。この事故をきっかけに、国土交通 省は2019年度末から全国の約40万か所のバス停の調査を実施し、安全上問題のあ るバス停が全国に1万195か所あるとの調査結果報告を出しました。高知県には56 か所あると、3月29日の地元新聞で報道がありました。

それでは、①の質問をいたします。

香美市内の国道は道路幅の狭いところが多くて、そこに設置しているバス停は、先ほど述べましたような安全上問題のあるバス停が何か所かあり、心配するところです。香美市内に国土交通省の調査による、安全上問題のあるバス停に該当するバス停はありますか。あればそのバス停はどこですか。お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **〇定住推進課長(中山繁美君)** お答えいたします。

四国運輸局高知運輸支局の公表によりますと、香美市には5か所該当のバス停があります。場所としてはジェイアール四国バス株式会社の楠目停留所の上りと下り、またとさでん交通株式会社の楠目停留所の上り、平田口の下り、繁藤橋の下りとなっております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- **〇4番(依光美代子君)** 市内に5か所あるということで今お聞きしました。

資料①を御覧ください。右上の写真を見ていただいたらいいですが、このバス停は香 北町下野尻の釈迦堂前上り線のバス停です。このバス停の前に横断歩道がすぐあります。 バスはこの横断歩道の上にとまります。ここは危険性が高いと思いますが該当していま せんか。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **○定住推進課長(中山繁美君)** 国土交通省の調査の中では該当にはなっておりません。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- **○4番(依光美代子君)** 該当していないということですが、そしたら、次の②の質問に行きます。

この安全上問題のあるバス停は、危険度の高さによりA、B、Cの3ランクに分類されています。Aが信号機のない横断歩道に近く、停車時には車体が横断歩道にかかるという状態です(資料を示しながら説明)。このバスが停車したことが原因で人身事故があったというのがAランクです。Bは横断歩道の前後5メートルにとまったときに車体が引っかかるということで、Cが交差点の前後5メートルの範囲に車体がかかるとなっておりますが、先ほど言ってくださった5か所はそれぞれどのランクに該当しますか。

- ○議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- ○定住推進課長(中山繁美君) お答えいたします。
 判定結果は、該当する5か所全てBランクとなっております。
 以上です。
- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- O4番(依光美代子君) 全てがBランクということでね。

先ほど私が言った釈迦堂前は該当していないということですが、御近所の方にもちょっと聞きましたが、人身事故は発生してない、聞いたことはちょっとないけど、冷やっとするようなことはあったということです。これ横断歩道の上にとまらなければ、下りは大丈夫なんですよ、横断歩道の手前。けど、上り線は横断歩道の上にとまるとしたら、Aに該当するように思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- O定住推進課長(中山繁美君) Aランクは、先ほど依光議員さんもおっしゃいましたように、人身事故が発生している場所と、停車時に車体がかかるバスの停留所となっておりますが、これはジェイアール四国バスが届出をして、それであと国もそこのところを調査に行ってということになっておりますので、市のほうではちょっと分からないんですけれど、国とそれから交通運輸事業者が調査したところでは、釈迦堂前は入っていないということになっていますね。
- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。

〇4番(依光美代子君) 分かりました。

そしたら、③の質問に移ります。

市内を走行している公共交通のバス停は、国土交通省の管轄ではありませんが、市民が安心して利用できるバス停でなければなりません。安全上問題があるかどうかの調査は実施していますか。調査が終了しておれば、結果も含めてお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- 〇定住推進課長(中山繁美君) お答えいたします。

香美市の市営バス事業につきましては、警察や道路管理者も構成員となっております 香美市公共交通会議で協議の上、バス停の位置も定められていますし、仮に安全上の問題が実際にあれば、運行事業者から本市に対して随時報告が入る体制となっております。 また、危険なバス停について、全線ではありませんが、利用頻度を考慮し、国道195 号の道路管理者であります県の中央東土木事務所と情報共有も行っております。

現在、国土交通省と同一基準での調査は行っておりませんが、今後航空写真やグーグルマップを活用したバス停と横断歩道等の近接状況確認、また職員によります実際の乗降調査も行いまして、運行路やバス停の安全確認を行っていきたいと考えております。 以上です。

- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- **〇4番(依光美代子君)** よく理解できました。今後も職員が安全性に気をつけて、 調査をやりながら進めていくということで、安心しました。

それでは、④の質問に移らせていただきます。

これらの安全上問題のあるバス停は、何らかの安全対策が必要ではないでしょうか。 そして先ほど申しました下野尻にある釈迦堂前バス停ですが、資料①をもう一度御覧になってくださいますか。バス停の東側の歩道が少し広くなっています。そこに電信柱と三角の道路標識があるんですが、この標識を少し東側へ寄せると、バスが横断歩道の真上に乗らなくても、手前にとまることができると思います。手前にとまっても、やっぱり下り線と同じ状況のランクBになると思いますが、少しでも危険が少なくなると思う。ただ、少しそのバス停を動かすことで、バス停の後ろにあるセメントの建物、これが待合場所になっておるけど、ここの中でお客さんが待っているところってまだ見たことないんで、ちょっと暗いから。少し離れられるけれど、利用には差し支えないと思うんです。バス停の標識のみを少し東側、この歩道の広いところへ動かすことはできないでしょうか。今後の安全対策と併せてお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 定住推進課長、中山繁美さん。
- **○定住推進課長(中山繁美君)** まず、今回該当した5か所のことについて先に説明 させていただきます。

民間事業者の5か所のバス停につきましては、四国運輸局高知運輸支局がバス停留所における実態把握及び安全性確保対策を講じるため、警察、道路管理者等関係者機関で

構成しております高知県バス停留所安全性確保合同検討会で検討しております。引き続き検討メンバーを中心に安全対策を検討しておりまして、西部のほうが検討会が終わったということで、次に東部、そしてその次に香美市も該当になります中部地区の検討会になります。その検討会には香美市も一緒に参加する予定となっております。また、市営バス事業において今後危険が予想されるバス停があれば、警察や道路管理者等の意見を聞きながら、早急な改善を行っていきたいと考えております。その釈迦堂前につきましても、この中部の検討会がありますので、その中でまたお話もさせていただきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君) 人身事故もないし、何回かそこを通ったり近所の方にも聞いたけど、利用者は少ないは少ないですね、それで多分大丈夫と。せっかく手前に広さがあるので、ぜひまたその検討会で提案をお願いいたします。

それでは、次の2項目めに移らせていただきます。環境行政についてお聞きいたします。

(1) 来年度より環境課の設置となります。環境行政を強化するためにも、独立した 環境課が必要だと訴えてきた1人として、実現できることは大変うれしく思います。

環境行政は地球温暖化を初め、ごみ問題、分別、収集、不法投棄など様々です。そして浄化槽、太陽光発電、墓地、小動物に関することなど、幅広く多岐にわたっております。それ故に課題も多いので、計画性が重要となってまいります。新たに独立した環境課の設置に向け、今年1年かけ準備が進められると思います。新たに着任された参事には、女性の視点を生かした環境行政に大変期待をしております。

それでは、①の質問をいたします。

環境行政は、先ほども申しましたが、幅広く多岐にわたっております。特に温暖化対策は予断を許さない状況が来ており、取組の成果も見えにくく、課題も多いです。各事業を進めるに当たり、事業別に、この事業はこういう形で取り組み、ここまで進めたいなど、具体的に計画性を持って進めないとなかなか成果につながらないと思います。新たな環境課として前に進めるための思い、ビジョンをお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

ごみの分別に伴うリサイクルやごみの減量、CO₂削減など様々な課題がある中で、環境行政を推進していくためには、市民の皆さんや事業者の方々の御理解、御協力を得ることが重要です。市民、事業者、行政が連携し、三者が一体となって環境問題に取り組んでいくことができるよう、各種計画に基づき、環境班一丸となって邁進していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君) 本当に大変な問題があるんですが、言われたように、やっぱり行政だけではなかなかこういうことは進まないから、三者が一体となって取り組むっていうことがすごく大事になってこようかと思います。その参事の思い、意気込みが実践につながって効果を上げるようになったらすごくいい、そのためにも機会があるごとに参事の思いを語ってほしいです。忙しいでしょうけれど、特に課員とのコミュニケーションを密にお願いしたいです。

それでは、②の質問に移ります。

その取組の中で特に再優先とする課題は何ですか、お聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) 可燃ごみの削減が最優先であると考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君) 可燃ごみの課題が最優先と、本当にそうですよね。このことは長いことずっと取り組んでいるけど成果につながらなくて、御苦労も多いと思いますが、ぜひその思いで取組をお願いいたします。

それでは、③の質問に移らせていただきます。地球温暖化対策実行計画についてお聞きいたします。

地球温暖化は世界的に予断を許さない状況に来ております。国もやっと重い腰を上げ、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを打ち出しました。 そして温室効果ガス削減の中期目標を2030年には、2013年度と比較して26% の削減としました。

香美市では、2018年3月に第3次香美市地球温暖化対策実行計画を策定しました。その計画の温室効果ガス削減目標は、基準年の2016年度(平成28年度)排出量に対し、2022年度の来年度には5%削減を目標にしております。その地球温暖化対策の推進体制は、全職員が一丸となって主体的に取り組むことを原則に進めることを基本としております。来年度は計画の最終年度です。順調に進んでおりますか、計画の検証はどのように実施しておりますか、お聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

香美市地球温暖化対策実行計画(第3次)の検証は行われておりませんが、現在、検証すべく準備を進めている状況です。実のところ、今回議員の御質問があったことにより、検証の必要性について再確認できた次第です。今後はこのようなことがないように、毎年検証、公表していく方向です。

なお、管財課が平成28年度に香美市公共施設等総合管理計画を策定しております。

その際に各施設の様々なデータを収集しており、検証に必要な数値を既に提供いただいております。市の施設から排出される CO_2 削減を目指す上で、管財課との連携は必要不可欠となります。また、削減に向けては、議員のおっしゃるように、職員一人一人の取組が重要となってきます。検証した後には、現状と課題を課長会などを通じて報告し、職員間で情報共有し、取り組むことが必要と考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- **○4番(依光美代子君)** 検証ができてなかったということですが、これを進めるに 当たって推進体制っていうものをこしらえていたと思うんです。

そこで副市長に少しお尋ねいたします。この実行計画推進体制の委員長は副市長であります。副市長が総指揮を執り、各所属長、ここにおる各課長が推進員となっております。各課長は施策の決定や対応策などについて自分の所属する課へ持ち帰り、適宜指示を行い、効果的な推進を目指すようになっております。計画期間は平成30年度からです。検証ができていなくても会は開催したと思いますので、推進委員会の開催状況や各職場間の意思疎通はどのように図ってきましたか、お聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 副市長、今田博明君。
- **〇副市長(今田博明君)** 依光議員の御質問にお答えいたします。

先ほど環境上下水道課参事のほうから、地球温暖化対策実行計画の検証につきまして、できていない旨の答弁があったところでございますが、このことにつきましては、法に定められたことを実行していないということで、副市長としましてまずもっておわびを申し上げます。誠に申し訳ございません。

本市の環境行政につきましては、正直に申し上げまして現在は停滞しておる状況と言わざるを得ません。本来やらなければならないことができていない、また指示していることができていないことにつきましては、この組織再編に伴う組織面の問題、また人事での問題もあったのではないかと思うところでございます。このことにつきましては、私自身も大いに反省すべき点ではなかったかと思います。

環境問題につきましては、先ほど依光議員からの御質問の中にもありましたとおり、昨年10月の臨時国会におきまして、菅総理が2050年カーボンニュートラル宣言を行いました。また、温室効果ガス削減に否定的であったアメリカや中国も、カーボンニュートラルへと方向転換をしたところでございます。このことにより、温室効果ガス削減の取組は世界的に一層加速するのではないかと思っております。国のほうでも既に取組が進められているようでして、今後自治体にも様々な取組が必ず求められるようになると思います。こういった現状を受けまして、今後の本市の環境対策を考えた場合、組織及び人員の見直しは必要不可欠だと考えておりまして、今年度より専任の管理職を配置し、また次年度には環境課を独立させる方向で、現在組織面での検証も行っておるところでございます。

また、市役所内での取組についてでございますが、先ほど参事のほうからも御紹介がありましたとおり、管財課で計画を定めまして、温室効果ガスの削減リストを見ておるところでございますが、その中で、日常の消灯であったり、エアコンの設定温度の徹底、また職員の方々も、冬の寒い時期、夏の暑い時期にもそれぞれ個人の器具の持込みは許可せず、本当に大変な中でやっていただいております。エレベーターの使用も職員はほとんどしてないような状況でございまして、庁内での取組は、会の開催はできておりませんが、職員のほうではやっていただいていると認識をしておるところでございます。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君) 会は開催できていないけれど、職員はやっているということで、エレベーターなんかは本当に使わずに上がっていますよね。以前副市長が環境課のときにじゃなかったんですかね、違ってましたかね、ノー残業デーですごく声をかけてやったりして、なかなかできなくて、課長一同、職員が下へ声をかけたりということで、すごくいい取組ができていたと思うがです。やっぱりこの体制づくりっていうのはすごく大事と思います。せっかく計画の中に推進体制どうするかということできちっと書いていますが、今回自分もこの計画はまだできていないと、当初は実行計画を以前つくりましたよね。その後にそのままになっているからという思いでいたら、できているということで、自分もこの存在を知らなくて、そしたらこうしてきちっと進んでいるって思っていたら、今お聞きしたように検証もできてない、会もできてないということですので、1点だけお聞かせください。

計画ができたときに、皆さんにこの推進体制こうですよと、副市長が委員長になって 各所属長が推進員ですよという、何か通達とか最初の会とかを行うもんではないんです かね。その辺お分かりでしたらお願いします。

- 〇議長(利根健二君) 副市長、今田博明君。
- ○副市長(今田博明君) 本来ならやるべきものと考えますけれども、取組ができてないのが現状でございます。環境班が取り扱っております地球温暖化対策と併せまして、管財課でエネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づく温暖化対策を実施しておりますので、参事から答弁がありましたように、今後は環境課、そして管財課、2つの課の力を合わせて温暖化対策に取り組む必要があろうと思っております。
- 〇議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君)
 管財課が平成28年度にやってくださっているということで、それが基準年になるから、あとの検証をしてもやりやすいと思います。管財課と環境課が連携してやることも大事やけど、やはり各課がその意識を持ってやる。そこには所属長に取組ができているかというような、年に一、二回でもその確認をする会は、ぜひしていただきたいと思います。来年度には早くその成果を出さないかん、どこまでできるかがこの2年にかかってくると思うがです。

先ほど参事からも、全職員が一丸となって主体的に取り組まないかんから、そういう思いでやりますということを言われましたので、職員にその気になって取り組んでもらうためにも、やっぱり香美市の現状やその計画の内容を、今聞いていて思ったのは、この状態だったら、職員の中でも第3次計画ができて取り組んでいることを知らない人が多いと思うがです。以前にこれをやった頃っていうのは、すごくいい、いろんな形でいろんな取組をやらないかんと、当初やったからすごく皆さんも力が入っていたことでした。本市の現状や計画の内容を知ってもらえるように、今年、来年度で職員に対して研修も必要と思うがです。この計画の11ページにも(資料を示しながら説明)、そのことが大事だと書いています。そういう職員研修を行うとなれば、これは環境課ではなく研修をつかさどる総務課の管轄になると思いますが、いかがでしょうか。お聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 副市長、今田博明君。
- **〇副市長(今田博明君)** 職員研修につきましてお答えいたします。

環境に対する職員研修を否定するものでは全くありません。やるべきことだと考えております。しかしながら、まずは環境課の職員が自ら勉強して、環境行政を理解することが第一だと思います。現在コロナ禍の中で非常に職員研修も制限されておりますので、一定コロナが収束しないと県外への研修とか、また都市部への専門研修とかも行えません。そういった研修を踏まえた後、また職員全体の研修も実施できたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 〇議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君) よく分かりました。県外研修もすごく大事やと思うけど、 今はコロナで外へ出られませんので、やっぱり我が町のこの香美市の状態を知る、今の 現状を知る、そんなことからぜひ取組を進めてもらいたいと思います。

そしたら、④の質問に移らせていただきます。

地球温暖化対策をより推進するためには、行政が取り組む実行計画だけではなく、事業者や住民とともに行う取組が必要です。先ほど参事もおっしゃられましたよね、行政だけじゃなく事業所、市民が一体となっての取組が重要であるということ。それを行うためにも、地球温暖化対策地域推進計画の策定が必要ではないでしょうか。お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

香美市地球温暖化対策地域推進計画は平成21年度に策定しております。なお、令和 2年度から中期目標の検証に着手しており、本年度中に検証が完了する予定となってお ります。

以上です。

○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。

- ○4番(依光美代子君) 今お聞きしましたけど、以前つくったこれが生きて(資料を示しながら説明)、継続してやられているということで、私も2020年が中期目標、それから長期目標があるけど、活動というか動きが見えていないから心配をしたところです。ぜひ本年度中に検証に向けての取組をお願いいたします。それを検証するに当たって、管財課からもいろんなデータが入ってくるけれど、一つ一つの課がこれをやっているという意識をつけるために、やはりそれを確認するための推進員というか、そういう体制、これを定期的に確認していくためにも、取組の点検であったり調査を行って、達成状況の確認が必要と思います。これができる体制を整えることから始めてはいかがでしょうか。お聞きいたします。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。 議員のおっしゃるように、順次着手していきたいと考えております。 以上です。
- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君) それでは、次の(2)に移らせていただきます。

我が町の長年の課題の一つである、可燃ごみ削減です。私がごみ削減をライフワークの一つにしたのは、ごみ処理に私たちの大切な税が多額に投入されており、この費用はもったいないが始まりです。住民の意識をほんの少し変えることでごみ削減は可能であり、その軽減した財源は住民のために有効に使えるからです。だから言い続けることが大事と思っております。今回、12月定例会議に続き質問をいたします。依光と言えばごみで始まり、ごみで終わるつもりです。よろしくお願いいたします。初日には、同僚議員からごみの分別によりリサイクル率を上げる質問がございました。私は温暖化に影響する温室効果ガスの発生する焼却ごみ、可燃ごみをいかに削減するかの観点から質問いたします。

我が国は世界でもごみ焼却率が最も高く、リサイクル率は低いと言われております。このごみ焼却率の上昇を抑制するには、生ごみの削減が重要です。通告の可燃ごみのうち高い割合を占める生ごみというのは、可燃ごみの内容物は雑紙に始まりビニール類や木片など多種多様で、初日に同僚議員から提案のあった可燃ごみから雑紙の分別が実現すると、可燃ごみはまた減量できると思いますが、この可燃ごみの中身を一つ一つ分類すると、生ごみの占める割合が高いという意味で、可燃ごみのうち高い割合を占める生ごみと書かせていただきました。生ごみは時期により35%から50%ぐらいを占めております。我が町ではこの生ごみを削減するため、生ごみ処理機への補助制度を実施し、推進しております。しかしながら、市内には活用できる農地や畑などが多くあるにもかかわらず利用者は増えず、生ごみの削減に至っておりません。

それでは、①の質問をいたします。

日本のごみ焼却率は、先ほども述べましたが世界でも最も高く、OECD(経済協力

開発機構)加盟国の中でも焼却割合が断トツに高いのです。2021年3月30日に環境省が発表した令和元年度のごみ処分方法のデータによりますと、最も高いのが焼却処分で79.4%、リサイクルが19.6%、埋立てが1%となっております。本市の状況はどのようになっておりますか。全ごみ排出量に対して、どれだけの可燃ごみが焼却処理されておりますか。また、可燃ごみの占める割合はどれだけですか。過去5年間の年度別にお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

お手元の資料の年度別ごみ分別収集実施状況を御覧ください。まず、過去5年間のごみの総収集量を申し上げます。平成28年度は7,514トン、平成29年度は7,586トン、平成30年度は7,615トン、令和元年度は7,609トン、令和2年度は7,536トンとなっております。続いて、可燃ごみの収集量は、平成28年度5,639トン、平成29年度5,682トン、平成30年度5,615トン、令和元年度5,678トン、令和2年度5,543トンとなっております。ごみの総収集量のうち、可燃ごみの占める割合は平成28年度は75.0%、平成29年度は74.9%、平成30年度は73.7%、令和元年度は74.6%、令和2年度は73.6%となっております。以上です。

- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- **〇4番(依光美代子君)** 丁寧な資料をつくってくださいまして、ありがとうございます。ごみの状況が一目で分かります。

この総収集量が若干減ってきているけれども、人口減少等を加味したときにどうかなというのをちょっと思ったりもするんですが、この可燃ごみの排出量は、今お聞きしたように、全ごみ排出量に対して約75%、令和元年度、令和2年度と若干下がってきておることがよく分かりました。ただし、この令和2年度に近年増加傾向にあった可燃ごみが令和元年度と比較すると約135トンも減量ができている。大きいですよね。これはきっとコロナが影響しているのだろうなと、コロナによる減収や外出禁止などによる影響で、巣篭もりの時間が長くなったから調理にも、私が知っている人が言うには、出かけることが少なくなったし、今までさっさと捨てていたものをもう隅から隅まで使って、ちりが少なくなっている、そして、余分なものを買わなくなったっていう、まさにこういうことの影響が出てきているのかなと思いました。

この減少傾向になっているがは本当に今回うれしい限りで、1人当たりの排出量をちょっと計算してみましたら、1日当たり11グラム削減ができているがです。皆さんがほんの少し意識することでこれは可能やということを、ちょっとこの数字からも感じたことでした。だけど、まだまだ全体の総収集量を見ると、やはり人口減少を加味したらちょっと心配もするところです。

②です。

この最重要課題を、参事は可燃ごみ削減だと、ごみの削減を言われたけど、特にこの可燃ごみを削減するには、やっぱり生ごみの削減の取組が私は重要と考えております。 その辺はどのようにお考えでしょうか。見解をお聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、可燃ごみ、特に生ごみの削減は非常に重要と考えております。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君) それでは、③の質問に移ります。

私は昨年12月定例会議において、生ごみの削減は重要であるということで質問しました。特に、住民が利用しやすくて削減できるようにということで、ぼかし容器はどうしてもぼかしを買わなくてはならず費用が発生するので、自分でぼかしをつくる人はいいけど、そうでなかったら普及はなかなか難しいと思うがです。それに比べて、生ごみが簡単に減量でき、温室効果ガス削減にもなるコンポスト容器への補助額の見直しができないかと訴えたところ、ごみ削減の取組強化と併せて、コンポスト容器への補助額上限を見直しますと答弁がありました。しかしながら、補助額の上限見直しはなく、本年度どのようにごみ削減の取組を強化するのかお聞かせください。

○議長(利根健二君) 皆さん、③の質問へ移っていますので、御確認お願いいたします。

環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

コンポスト容器の補助額上限見直しにつきましては、例年11月に予算編成を行う関係もあり、令和3年度は見直しを見送った経過があります。これまでの実績を見つつ、 来年度に向けて補助額上限の見直しを考えていきます。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君) 予算編成に間に合わなかったということですが、私も議場での答弁ではその辺も微妙に感じたんですが、議会だよりの答弁原稿が上がってきたときに、見直しますって書き切っていたから、そこの辺の調整がもういい方向でできているんだっていう、私の早とちりやったがですね、残念でした。

見直しができていないので来年度に向けて考えたいということですが、そしたら今年 はどのようにごみ削減の取組を強化するおつもりです。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) 強化につきましては、関係機関とも連携を取りつつ進めていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君) そしたら、④の質問に移ります。

同じく昨年12月定例会議において、温暖化対策に逆行する電気式処理容器への補助は見直すべきではないかとの問いに対して、電気式処理容器の機種や有用性について調査を行い、再検討するとの答弁でした。どのように調査検討を行っていますか。進捗状況についてお聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

12月定例会議の後、電気式処理容器の機種や有用性については、補助実績を確認し、 課内で話合いを行いました。電気式処理容器の使用につきましては、田畑などの土地を 必要としないことや、コンポスト容器やEMサポートに比べ、年にお1人ではあります が、大学生といった若年層の補助金活用があったことからも、有用性はあると考えてお ります。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君) 1つであったけれど、学生さん、若年層の人が使うてくれたことは、とてもいいことだと思います。ただ、1個だけあったけど、以前は何台も出てたと思う。ぜひその追跡調査と言ったらおっくうかも分かりませんが、最初にどんと出たときに、使っていたけどやっぱり使い勝手が悪いだとか言われて、またそれを何台か私がほかの人に使ってもらうようにしたり、それが何年か続いて、年度はそれぞれ違うけど3個やったかな、そんなこともあるので、やっぱり使い勝手だとかそこら辺を、申請に来たときにすごく丁寧に説明をお願いしたいと思います。

そしたら、次の⑤の質問に移らせていただきます。

生ごみの削減を推進するために、生ごみ処理機への補助制度があります。しかし近年の状況は、利用者が少なく十分に利用されておりません。旧土佐山田町時代のコンポストとかぼかし容器の資料が出てきました(資料を示しながら説明)。平成2年度からの資料ですが、その頃にはこのコンポスターが何と年間269個出ています。平成3年度、平成4年度、平成5年度も、145個、133個と大体3桁で出ています。そしてその翌年の平成6年度には、ぼかし容器は281個出ています。コンポスターは一度設置するとしばらく使えるから、この年にはコンポスターじゃなくてEMサポート容器が281個も出ています。この年のコンポスターは8個と、ごんと落ちています。きっと、コンポスターは何年も使えるから、あれだと思う。この時期にぼかし容器が広がったと思うんです。私も、何で自分が平成6年からだったのか分からなかったけど、この資料が出てきて分かったんです。この制度ができたときに利用を始めたんだなということが分かりました。この時期から始めて、いまだに生ごみはコンポスターとぼかし容器でやっ

て、外へ出すということはやっておりません。しかしながら、近年の利用状況はずっと 少ないと思います。この原因は何なのか、把握はできておりますか。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

近年の実績を見ますと、平成30年度は11件、平成31年度は17件、令和2年度は16件となっており、過去5年の実績を見ても補助金の件数は増加傾向にあり、十分に利用されていないとは考えておりません。しかしながら、生ごみの削減は非常に重要であると考えておりますので、より多くの方に活用していただけるよう、引き続き生ごみ処理容器の補助制度について、広報などあらゆる場面で啓発をしていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君) 私も、いつやったかな、5年間たっていたら2回目も構わないということで、この時期に両方の容器を新たにまた追加したことでした。ぜひまた引き続いての啓発をよろしくお願いします。

それでは、⑥の質問に移らせていただきます。

せっかくの制度が市民に十分理解されていないのではないでしょうか。順調に二桁で増えているって言うけど、この生ごみ処理容器の使い方も分からない、そういう制度があるということも住民が十分に理解できていないということがあると思います。先ほど参事もおっしゃったように、この制度を利用してもらって、ごみの減量につながるよう取り組んでいきたいと言われたけど、やっぱりそのためにはこの啓発も大事ということですが、一般市民に分かりやすい啓発活動がすごく必要ではないかと思います。市民に対して行政がなぜ生ごみ削減に取り組むのかの目的や理由、それと併せてやはり市民が利用しやすい、利用してみたくなる啓発が必要と思います。

また担当課では、生ごみ処理機を使い始めると悪臭や虫が発生することがあります。この虫が大量に発生してやめたという方が以前にかなりおるがです。そのときにも私が相談を受けたときは、こうしたらいいよっていうことを教えてあげたりもしたけれど、そこでやめてしまう方が結構多いし、コンポスターはもう虫が湧くき使わんほうがいいっていうような風潮もあるので、やはりその辺を分かりやすい説明することもすごく大事ではないかと。困ったときにはいつでも環境課に御相談ください、お電話くださいっていうことを言っておいたら、また電話もくれると思うし、電話がかかってきたときに担当者がいなくてもマニュアルがあれば、苦情や困りごとに対してすぐ対応できる思うんです。そのように、各種処理容器に対してマニュアルの作成はできないでしょうか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

香美市生ごみ処理容器設置事業費補助金制度の啓発につきましては、ホームページや 広報香美に掲載、またチラシを作成し、本庁、各支所、公共施設に配置しております。 また、生ごみ処理方法のマニュアルにつきましても作成しておりますが、さらに利用し やすい、利用してみたくなるチラシに改良していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君) マニュアルができていてよかったです。私が議会で言うもんだから、何か参考にするものがあればっていうことで、お貸ししたこともありましたけど、その後何も言わないからできていないかなと思って、質問へ入れました。失礼いたしました。

やはり今利用者が少ないから、きっと5年以上たったら買い換えが可能なので、そういう人が多いのではないかな。新たにする人が増えてくることがすごく大事と思うがです。以前使ってた方が、古くなったからこの機会にということでされる人も多いと思うから、ぜひその分かりやすい、利用したくなる啓発とかチラシをお願いしたいと思います。

その啓発の一つとして、先ほども言いましたがコンポスターを利用していてやめる人 のほとんどは、臭いと大量の虫の発生ながですよ。そういった注意事項を書いたものを、 補助金申請に来たときに渡すようにしたらどうかなと思って、資料②に他市で2ページ にわたっていたものを私が簡単に一つにしたんですが、生ごみ処理容器(コンポスター) を使った生ごみ処理方法として、用意するものはこんなものが要ります、投入準備とか 処理方法、堆肥をつくるためにということで書いています。一番大事なことは「注意す ること」で、ここがなかなか皆さん知らない人が多いがです。ここに書いているように、 米ぬかは固まらないように広く振りまき、よく混ぜましょう。魚の内臓などは、一度火 を通すか米ぬかがあれば米ぬかをまぶして入れたらいいです。晴れた日は虫が入らない ように、布かもしくは目の細かい網をかけて蓋を開ける、そして水分を蒸発させること。 夜は夜露が入るからまた閉めないといけませんが、水分が多くなるとどうしても虫の発 生が多くなります。それから、水分が多い場合は水分調整剤を多めに入れてくださいと いうことで、水分調整剤という売っているものもありますが、枯れ草だとかわらだとか、 そういうものをちょっと入れてもらってもいいかと思います。堆肥の上に新聞紙などを 入れて給水する方法もあります。この後へ、それでも虫が湧いたときに驚かないように ということで、枯れ草などを入れて二、三日ぐらい蓋をしてまた続けるっていうような、 こういう注意事項を書いてあげるとすごく違うと思う。私たちが活動の中でやったのは、 こういうちょっとイラストを入れて(資料を示しながら説明)、ごみ堆肥の上手なつく り方、工夫、注意事項って書いて、コンポスターも少し漫画の顔を描いたりして、少し 見たくなる、楽しくなるような、取っかかりになるようにということでこしらえたこと でした。その資料を渡すとしても、字ばかりではなく少しイラストも入れて見やすくし

たらいいと思います。こういう注意点なんかを書いたものを申請時に渡すようにすると、 トラブルの発生も少なくて、継続して利用してもらえると思うがです。そのような取組 はできないでしょうか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

生ごみ処理方法マニュアルの見直しも行いますので、完了しましたらそのように対応 したいと思います。

以上です。

- 〇議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- **○4番(依光美代子君)** ぜひお願いします。申請時にこんな注意点があるから気をつけてねと、また分からないときはいつでもお電話くださいと言うてあげたら、利用者も利用しやすくなると思います。

それでは、次の⑦の質問に移ります。

生ごみ削減の効果を上げるためには、参事の答弁にあったように、行政だけではなく市民とともに協働する取組が必要と思います。⑤の質問時にお話ししましたが、平成2年度から数年間は、農協、今のJA高知県土佐山田支所や旧岩村農協なんかが、何らかの形で連携していたと思います。出てきた資料にメモ書きがあるんですよね。どういう連携をしていたかはよく分かりませんが、この時代はコンポスターが毎年3桁で出ておりましたので。そして、平成6年度には婦人会や商工会の協力の下、EMサポート容器への補助が始まり、効果を上げております。この年度のごみ排出量が分かれば、次の取組のヒントになると思います。きっと大きく減量できていたと思います。生ごみ削減の効果を上げるためにも、JAや商工会、各種団体との連携ができないでしょうか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- ○環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

まず、生ごみ処理容器の販売店等とも連携し、本補助金の普及啓発を行いたいと考えております。また、生ごみの減量化につなげていくため、議員のおっしゃるように、JA高知県の香美市内3支所、香美市婦人会、香美市商工会など各種団体とも連携を図り、取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君) それでは、次の⑧の質問に移ります。一般廃棄物処理基本 計画についてお聞きいたします。

ごみ減量の取組を効果的に進めるために、2016年2月に香美市一般廃棄物処理基本計画を策定しております。この計画では達成年度の2025年度を目標に、ごみ排出量の削減や資源化を向上するために、具体的な数値を定めています。市民、事業所、行

政が協働して循環型社会の構築を目指す指針となる計画です。ごみ減量化の達成目標値は、基準年である2012年度(平成24年度)のごみ排出量7,846トンを基準としております。2025年度までに12%、約942トンの減量を目指しております。

昨年の令和2年度の全ごみ排出量は7,536トンです。1人当たりの年間排出量は約290キログラムです。基準年の1人当たりの年間排出量は約284キログラムです。比較すると、令和2年度は1人当たり年間6キログラム増加しております。現時点で平成24年度からの全ごみ排出量の削減量は、目標値の3分の1の310トンです。2025年度までにあと4年です。目標は達成できますか。検証はいつどのように実施をしていますか。お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

一般廃棄物処理基本計画につきましては、中間見直しが遅れておりますが、令和2年度の実績をもって検証すべく、本年度行うように現在準備を進めております。なお、国における廃棄物行政などの上位計画や社会経済情勢の変化、施設整備事業の進捗状況などに応じ、内容についても適宜見直しを行っていく方向です。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- **〇4番(依光美代子君)** 現在その準備に取りかかっているということで、ぜひお願いします。

この検証をするときですが、初日に濱田議員からも提案のあった、ホームページにあるごみ量と処分費のこのグラフを活用したらどうでしょうか(資料を示しながら説明)。ここには資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみで分析され、それに対する費用も書かれています。1人当たりの1年間のごみ排出量を見ると、そこで年間の総排出量が減っていたら減っていると安心するけど、それは人口が加味されていないから、ここで比べたら歴然ともう分かるので、せっかくこうして本当にきれいに分かりやすくできていると思うので、ぜひこのグラフ、資料を使ってやると分かりやすいと思います。

そして、やはり初日にも出たように、ごみ削減に市民の協力を得るためにも、この現状を知ってもらうことが非常に大事だと思います。せっかくのきれいな資料をホームページだけではなく、広報へ掲載するのはとてもいいアイデアだと思いました。そのときに、ぜひ一言コメントを付け加えてほしいですが、減量できたときには、住民の皆さんの御協力のおかげで達成できましたと、そして、本年度はまた何キログラム削減を目標にして取り組みますので御協力よろしくというように書いたり、また、私が議会でも2回ほどごみ削減方法を訴えたんですが、今年は1週間で手のひら1杯のごみ削減に取り組みますので御協力よろしくとか、少し具体的なコメントを一言入れると、住民もすごく見やすいし分かりやすい。そしてまた協力も得られやすくなることにつながっていく

と思うんです。そういうように、一言コメントをつけてはどうでしょうか、お聞きいた します。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

基本計画の見直しが完了した暁には、議員のおっしゃるごみ処理の現状と課題について、広報、ホームページ等に掲載し、具体的なコメントも入れながら、市民の皆さん、事業者、行政、三者の共通認識の下、環境問題に取り組むことが必要と考えております。以上です。

- 〇議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- ○4番(依光美代子君) 基本計画の見直しが終了してからということでしたが、以前は広報に、ここ二、三年でないかな、毎年諸般の報告のときにくださった数字で、今年はこうやって減量になっていますとか、増えているとか、数字だけが載っていたんですよね。最近そのことが載らなくなったので、ぜひこのグラフを令和2年度の状況として載せたらすごくいいと思うんですよ(以降、資料を示しながら説明)。

載せるに当たっては、環境上下水道課がどうこう言えないかも分からんので、広報への掲載の仕方なので総務課長にちょっとお尋ねしたいんですが、今までだったら中へ小さく載せているけど、最後のページに漫画のような絵があるけど、時にはあそこを使って、せっかく職員がきれいで分かりやすい資料をつくっているので、こういうもので市民の皆さんに広報するとすごく分かりやすい、目にとまりやすい。そんなことができないものでしょうか、検討をお願いできないかなと。その辺、お聞かせください。

- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- 〇総務課長(川田 学君) お答えします。

その時々で掲載する内容っていうのは違いますので、また環境上下水道課と相談しな がらになると思いますけど、できるだけ分かりやすい広報に努めていきたいと思います。

- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- **〇4番(依光美代子君)** そうしましたら、次の⑧の質問に移ります。

香南清掃組合の負担金は毎年上昇傾向にあります。焼却する可燃ごみを削減することで負担金の減少も可能と考えます。しかし、旧焼却施設の解体計画もあり、市民負担が増加するのではないかと心配をします。解体計画の財源について、何か利用できる補助制度はありますか、お聞きいたします。

- O議長(利根健二君) 皆さん、⑨の質問なので、よろしくお願いいたします。 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

可燃ごみの量を減らすことができれば、将来的には焼却場の運営費用や灰の処理費用の経費削減への流れができることから、市民全体の負担減へとつながっていくものと予想されます。また、旧焼却施設解体費用につきましては、香南清掃組合において市民の

皆さんの負担が極力発生しないように、あらゆる方面から精査を行い、活用できる補助 制度がないか検討しているとのことです。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- **○4番(依光美代子君)** あらゆる方面で市民負担を少しでも少なくするよう工夫してくださるということで、安心いたしました。

可燃ごみを減らすには、やはり特に生ごみの削減に尽きると思います。この取組を1 市だけで取り組むのではなく、初日に濱田議員からも提案があったように、香南清掃組 合加盟の3市で統一して取り組むことで、より効果が上がると思います。以前に、生ご みの中には水分が約80%だということで、「押しの一手」に取り組みましたよね。あ れも今はどこへやらになっていますが、そのときに所長から、1か月に34トン削減し たっていうお話も聞いております。やはり3市が協働してやるっていうことが、すごく 効果にもつながってくると思います。

やはり生ごみの削減を義務感だけで取り組むのではなくて、生ごみの堆肥化、生ごみの堆肥で楽しみを増やそうよみたいな、楽しい取組として3市が協働して取り組むことができないか、お尋ねいたします。

- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。
- 〇環境上下水道課参事(依光伸枝君) お答えいたします。

3 市と香南清掃組合で構成されています環境行政の連絡協議会においても、話合いを したいと思っております。

以上です。

- ○議長(利根健二君) 4番、依光美代子さん。
- 〇4番(依光美代子君) 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。
- **〇議長(利根健二君)** 依光美代子さんの質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで終了いたします。

次の会議は6月18日午前9時から開会いたします。

(午後 2時23分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和3年香美市議会定例会

6月定例会議会議録(第5号)

令和3年6月18日 金曜日

令和3年香美市議会定例会6月定例会議会議録(第5号)

招集年月日 令和3年6月3日(木曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月18日金曜日 (審議期間第5日) 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩	野	義	和	1 1	1番	Щ	崎	晃	子
2番	Щ	П		学	1 2	2番	濱	田	百台	子
3番	舟	谷	千	幸	1 3	3 番	Щ	﨑	龍力	に郎
4番	依	光	美什	七子	1 4	4 番	大	岸	眞	弓
5番	笹	岡		優	1 5	5番	爲	近	初	男
6番	森	田	雄	介	1 6	3番	Щ	本	芳	男
7番	久	保	和	昭	1 7	7番	比与	森	光	俊
8番	小	松		孝	1 8	8番	小	松	紀	夫
9番	村	田	珠	美	1 9	9番	甲	藤	邦	廣
10番	島	岡	信	彦	2 () 番	利	根	健	\equiv

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

【消防部局】

消 防 長 宮 地 義 之

市 長	法光院	晶一	建設課長	井	上	雅 之
副 市 長	今 田	博明	農林課長	Ш	島	進
総 務 課 長	川田	学	商工観光課長	石	元	幸司
企画財政課長	佐 竹	教 人	環境上下水道課参事	依	光	伸 枝
定住推進課長	中 山	繁美	環境上下水道課長	明	石	満雄
防災対策課長	日和佐	干城	管 財 課 長	和	田	雅 充
税務収納課長	明 石	清 美	ふれあい交流センター所長	猪	野	高 廣
市民保険課長	植田	佐 智	会計管理者兼会計課長	萩	野	貴 子
福祉事務所長	中 山	泰仁	《香北支所》			
健康介護支援課参事	横山	和彦	支 所 長	前	田	哲 夫
健康介護支援課長	宗 石	こずゑ	《物部支所》			
建設課参事	近藤	浩 伸	支 所 長	竹	﨑	澄人
【教育委員会部局】						
教 育 長	白 川	景 子	教育振興課長	公	文	薫
教 育 次 長	秋 月	建樹	生涯学習振興課長	黍	原	美貴子
Foots HI. In H. T.						

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子 議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

議案第 56号 令和3年度香美市一般会計補正予算(第3号)

議案第 57号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 58号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

議案第 59号 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1 号)

議案第 60号 香美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

議案第 61号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 62号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について

議案第 63号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和3年香美市議会定例会6月定例会議議事日程

(審議期間第16日目 日程第5号)

令和3年6月18日(金) 午前9時開議

日程第1 議案第 56号 令和3年度香美市一般会計補正予算 (第3号)

日程第2 議案第 57号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第3 議案第 58号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1 号)

日程第4 議案第 59号 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正 予算(第1号)

日程第5 議案第 60号 香美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定 について

日程第6 議案第 61号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて

日程第7 議案第 62号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について 日程第8 議案第 63号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて

会議録署名議員

2番、山口 学君、3番、舟谷千幸君 (審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(利根健二君) おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定 足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから、議案質疑を行います。

日程第1、議案第56号、令和3年度香美市一般会計補正予算(第3号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第57号、令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第58号、令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第59号、令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正 予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第60号、香美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定 について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

- ○5番(笹岡 優君) 議案細部説明書の内容も含めて、これが出てきた背景としては、裁判等で訴えられて市長等に損害賠償の請求が起こることがあると思いますが、その背景をちょっと説明いただきたいのと、ここに書いています基準給与年額というのは一体幾らなのか。それに市長の免責は6を掛けると、一般職員は1を掛けるということになると思うんですが、例えば損害賠償金額が1億円とした場合どういう形になるのか、ちょっとその辺を説明いただきたいと思います。
- 〇議長(利根健二君) 総務課長、川田 学君。
- 〇総務課長(川田 学君) お答えします。

まず、背景について説明させていただきます。近年、地方公共団体の長とかその他の職員に対して、1億円を超える高額の損害賠償責任を認める住民訴訟の判決が出されたケースがあるということで、その場合に、長や職員に軽過失しかなくても責任を追及さ

れるケースがあります。住民訴訟については、不適正な事務処理の抑止効果があると考えられます。その一方で、訴訟における長や職員の損害賠償責任については、平成24年の各最高裁判決の裁判官個別意見等の中において、長や職員への萎縮効果、国家賠償法との不均衡があると。国家賠償法では、公務員個人への求償責任の要件は故意または重過失に限定されていること、それからまた、議会の議決に基づく損害賠償請求権の放棄が、政治的状況に左右されてしまう場合があることなどが裁判官から指摘されたということで、これを受けまして第31次地方制度調査会の答申が出され、長や職員への柔軟な職務遂行に対する萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追及の在り方を見直すことが必要という内容でした。それを受けまして、地方自治法が改正されたということです。

それから、基準給与年額というのが、損害賠償責任の原因となった行為を行った日を 含む会計年度において、在職中に支給され、または支給されるべき報酬または給与とな っておりまして、扶養手当、住居手当、通勤手当などは除くとなっております。

例を示しますと、損害賠償額が1億円で、仮に市長の基準給与年額を1,000万円とした場合、この第1号に規定する6を掛けますと6,000万円になります。これが市長の支払う額となって、4,000万円が免責される額となります。職員の場合は、基準給与年額を500万円とすると、第4号で1となっていますので、1を掛けた500万円は職員が支払う額となって、9,500万円が免責される額となります。

以上です。

○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第61号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第62号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第63号、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第56号から日程第8、議案第63号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました各案件は、6月24日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、6月24日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は6月25日午前9時30分から開きます。

本日はこれで終了いたします。

(午前 9時08分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和3年香美市議会定例会

6月定例会議会議録(第6号)

令和3年6月25日 金曜日

令和3年香美市議会定例会6月定例会議会議録(第6号)

招集年月日 令和3年6月3日(木曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月25日金曜日(審議期間第23日) 午前 9時38分宣告

出席の議員

1番 萩 野 義 和 12番 濱 田 百合子 学 2番 山 \Box 13番 山 崹 龍太郎 3 番 千 幸 岸 真 弓 舟 谷 14番 大 4番 依 光 美代子 15番 爲 近 初 男 本 芳 男 5番 笹 出 優 16番 山 6番 俊 森 田 雄 介 17番 比与森 光 7番 久 保 和 昭 18番 小 松 紀 夫 8番 孝 19番 甲 藤 小 松 邦 廣

20番

利

根

健

晃 子 11番 山 崎

田

珠 美

村

欠席の議員

10番 島 出 信

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

9番

市 上 之 長 法光院 建 設 課 長 井 雅 晶 農林 副 市 長 明 課 長 島 進 今 田 博 Ш 総 務 課 長 Ш 田 学 商工観光課長 石 元 幸 司 企画財政課長 竹 教 人 環境上下水道課参事 光 枝 佐 依 伸 定住推進課長 中 山 繁 美 環境上下水道課長 明 石 満 雄 防災対策課長 日和佐 干 城 管 財 課 長 雅 充 和 田 税務収納課長 明 石 清 美 ふれあい交流センター所長 猪 野 廣 高 市民保険課長 植 田 佐. 智 会計管理者兼会計課長 萩 野 貴 子 仁 福祉事務所長 Щ 泰 《香北支所》 健康介護支援課参事 横 Щ 和 彦 支 所 長 前 田 哲 夫 健康介護支援課長 宗 石 こずゑ 《物部支所》 建設課参事 浩 近 藤 伸 支 所 長 竹 﨑 澄 人 【教育委員会部局】

教 育 白 Ш 景 子 教育振興課長 文 長 公 薫 長 教 育 次 秋 月 建 樹 生涯学習振興課長 黍 原 美貴子

【消防部局】

消 防 之 長 宮 地 義

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子 議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

議案第 56号 令和3年度香美市一般会計補正予算 (第3号)

議案第 57号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)

議案第 58号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

議案第 59号 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)

議案第 60号 香美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

議案第 61号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 62号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について

議案第 63号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 64号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 65号 財産の取得について

議案第 66号 令和3年度香美市一般会計補正予算(第4号)

議案第 67号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 68号 令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議員提出議案の題目

意見書案第 5号 高知工科大学生及び児童・生徒を交通災害から守るため国道195 号の安全対策を講じるよう求める意見書の提出について

意見書案第 6号 インボイス制度導入の凍結を求める意見書の提出について

議事日程

令和3年香美市議会定例会6月定例会議議事日程

(審議期間第23日目 日程第6号)

令和3年6月25日(金) 午前9時30分開議

日程第1 議案第 56号 令和3年度香美市一般会計補正予算 (第3号)

日程第2 議案第 57号 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第3 議案第 58号 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1 号)

日程第4 議案第 59号 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正 予算(第1号)

- 日程第5 香美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定 議案第 6 0 号 について 6 1 号 日程第6 議案第 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に 日程第7 議案第 6 2 号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について 日程第8 議案第 6 3 号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
- ついて
- 6 4 号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 日程第9 議案第
- 財産の取得について 日程第10 議案第 6 5 号
- 日程第11 議案第 6 6 号 令和3年度香美市一般会計補正予算(第4号)
- 6 7 号 日程第12 議案第 令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第 6 8 号 令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1号)
- 5号 高知工科大学生及び児童・生徒を交通災害から守るため 日程第14 意見書案第 国道195号の安全対策を講じるよう求める意見書の提 出について
- 日程第15 意見書案第 6号 インボイス制度導入の凍結を求める意見書の提出につい て

日程第16 議員派遣の件

会議録署名議員

2番、山口 学君、3番、舟谷千幸君 (審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時38分 開議)

○議長(利根健二君) ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告いたします。10番、島岡信彦君は、通院のため欠席という 連絡がありました。

会議の日程等につきましては、本日、議会運営委員会が開催されております。協議の 結果につきましては、議会運営委員会委員長、比与森光俊君から協議結果報告書が提出 されていますので、御覧いただきたいと思います。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案第56号、令和3年度香美市一般会計補正予算(第3号)から日程第8、議案第63号、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上8件を一括議題といたします。

初めに、6月18日に開催されました、予算決算・総務・教育厚生・産業建設常任委員会での審査結果につきましては、お手元にお配りしました委員長報告書のとおりであります。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議案第56号から日程第8、議案第63号までの8件を一括して採決いた します。

以上8議案に対する委員長の報告は可決であります。8件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、議案第56号ほか7件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程9、議案第64号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第15、意見書案第6号、インボイス制度導入の凍結を求める意見書の提出についてまでの7件は、追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第64号から

日程第15、意見書案第6号までの7件の案件は、委員会の付託を省略することに決定 いたしました。

日程第9、議案第64号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを 議題といたします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長(植田佐智君) 議案第64号の提案理由を説明いたします。

議案第64号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年6月25日提出、香美市長 法光院晶一

香美市手数料条例の一部を改正する条例

香美市手数料条例(平成18年香美市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第38号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

2 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(平成18年香 美市条例第147号)の一部を次のように改正する。第17条第1項第8号中「第2条 第1項第29号」を「第2条第1項第37号」に改める。

なお、詳細につきましては、お手元にお配りした議案細部説明書のとおりとなっております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(利根健二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
 - 12番、濱田百合子さん。
- ○12番(濱田百合子君) 議案細部説明書を読みましたけれども、デジタル改革関連法が公布されたのは5月19日なんですが、追加議案で出された経緯、あらかじめ議案として出すことができなかったのか、いつ頃通達が来たのか、お願いします。
- ○議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- 〇市民保険課長(植田佐智君) お答えします。

デジタル改革関連法自体は5月19日に公布されたものですけれども、この法律が直接香美市の手数料条例に関連すると気づくのが遅くなってしまいまして、6月定例会議初日の議案提出に間に合わなかったので追加とさせていただいたものです。

- ○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。6番、森田雄介君。
- ○6番(森田雄介君) 今回、この条例の制定は、多分今までの事務の流れが法定受 託事務に変わるということのように思うんですけれども、再発行の手続をするに当たっ

て、個人情報の取扱い等で事務が具体的に変更される部分というのがあるのかどうか、 ちょっとお聞きします。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- 〇市民保険課長(植田佐智君) お答えします。

今回の法改正で法定受託事務に変わったのではございません。まず、この手数料を外しました個人番号カードの発行について御説明いたしますと、個人番号カードの発行業務につきましては、市が国から補助金を受けて実施しております。それが法改正によりまして、今年9月1日からはJ-LISが発行することとなります。ただし、実際の発行事務は市がJ-LISから委託を受けて実施するため、窓口業務は今までと変わりございません。

それと、発行手数料のほうですけれども、個人番号カードの初回カード交付につきましては無料ですが、再交付は国の補助対象外となることから、手数料条例に規定して再交付手数料を徴収しております。これが9月からはJ-LISの委託を受けて再交付手数料を徴収することとなるため、手数料条例に徴収根拠を定める必要がなくなります。そのため、今回、削ったのですけれども、ただ、徴収根拠となるものが変わるのであって、再交付手数料がかからなくなるわけではありませんので、今までどおり再交付手数料は頂戴いたします。

- ○議長(利根健二君)ほかに質疑はありませんか。14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 今の詳しい御説明で大体分かりましたけれども、この議案 細部説明書の文章を読みますと、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収事務は、市長がJ-LISから委託を受けて行うこととなるというので、先ほど御説明があったとおりですが、今まではマイナンバーカードの発行に関する事務は、市が補助金を受けてJ-LISに委託していたという認識を持っておりますが、そうではないのですか。逆に、J-LISに委託していたのが、この手数料に関してはJ-LISから市長が委託を受けるみたいな格好になるのかなと思ったんですが、そうではないですか。
- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) 今回の法改正で、カードの再交付に関しては、J-LISから委託を受けて市が実施することになります。そもそも発行業務はJ-LIS となっているので、今までJ-LISに委託していたかどうかの契約関係は、ちょっと 今把握しておりませんけれども。J-LISは今も個人番号カードの発行事務をしてお りまして、発行事務はしているんだけれども、その事務自体が法令等でちゃんと定めが ないまま来ていたので、市の事務としてやっていたものが今度、今の流れがそれほど変 わるわけではないんですけれども、明確にJ-LISにもうこの発行業務をさせるんだ ということを法で定めたものであって、中身はさほど変わってはいないのですけれども、 最初の委託契約のところはちょっと分かりません。

- ○議長(利根健二君) 14番、大岸眞弓さん。
- ○14番(大岸眞弓君) 確認いたしますけれども、議案第64条に関しては手数料の徴収事務に関する条例の変更ということですね。

(市民保険課長、植田佐智君、自席にてうなずく)

○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、議案 6 4 号は、原案のとおり 可決されました。

次に、日程第10、議案第65号、財産の取得についてを議題といたします。 まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、和田雅充君。

〇管財課長(和田雅充君) おはようございます。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例第3条の規定に基づき、令和3年5月28日入札執行、令和3年6月 3日仮契約の令和3年度香美市消防団片地分団消防ポンプ自動車(CD-1型)購入事 業、契約金額3,352万8,000円の財産の取得につきまして御審議をお願いするも のでございます。

入札の結果につきましては、2ページのとおりとなっております。また、議案細部説明書の1ページにも子細を記載しておりますので、御確認ください。

なお、詳しい事業内容の御質問がございましたら、消防長よりお答えいたしますので、 御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(利根健二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山﨑龍太郎君。

〇13番(山崎龍太郎君) 1点伺います。

契約期間が令和4年3月末になっていますけど仮契約が6月3日ということで、この間で車両も踏まえて、実際のところ指名でやっていますので、多くの実績を残している会社と思うんですけど、どのような流れになって納品されてくるのか、お尋ねします。

- 〇議長(利根健二君) 消防長、宮地義之君。
- 〇消防長(宮地義之君) お答えします。

ポンプ自動車の発注につきましては、毎年時期が全国で集中してかぶってくると、年度末の納品が厳しくなるということで、総務省からできるだけ早く発注をというような指導が数年前からあっております。今、この段階で発注すれば、早ければ12月、もしくは1月ぐらいには、車が入ってくるのではないかと考えておりますけれども、加工するといいますか、製造する工場の状況にもよりますので、長く年度末まで期間をとっております。

以上です。

○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。

13番、山﨑龍太郎君。

- **〇13番(山崎龍太郎君)** 旧の車両はどうなっていきますか。
- 〇議長(利根健二君) 消防長、宮地義之君。
- **〇消防長(宮地義之君)** 以前の車両は、新しい車両が入ってきたら廃棄処分の予定です。
- ○議長(利根健二君) ほかに。13番、山﨑龍太郎君。
- **○13番(山﨑龍太郎君)** 廃棄というのはもったいないような気がしますけど、どこか引受先はないのでしょうね。
- 〇議長(利根健二君) 消防長、宮地義之君。
- ○消防長(宮地義之君) 昨年度に美良布分団のポンプ自動車も更新させていただきまして、その車を現在予備車として、震災とか多発火災が起こったときに使う目的で1台置いておりますので、今回の車両は廃棄ということで現在進んでおります。
- ○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 今後のメンテナンスというのはどういう形になっていくんですか、この業者というか、片地分団で使うということで、全体的な消防ポンプ自動車も含めて一括してメンテナンスしているのか、今回もそういう形になるのか、そこはどうなんですか。
- 〇議長(利根健二君) 消防長、宮地義之君。
- ○消防長(宮地義之君) 車両の車部分につきましては、香美市内の自動車関係業者にお願いして、定期の点検、車検などをやっております。ポンプ自動車の水を出すポンプの構造部分、それと小型ポンプについては、基本的に購入したところ、もしくはそのメーカー代理店に発注して、修理とかメンテナンスを定期に行っております。

以上です。

○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第66号、令和3年度香美市一般会計補正予算(第4号)を 議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

令和3年度香美市一般会計補正予算(第4号)

令和3年度香美市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,829万9,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億2,876万円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月25日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業等の補正を 行うものでございます。

なお、第1表、歳入歳出予算補正3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書10ページから12ページまでと、款項目節の内訳13ページから18ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(利根健二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番(森田雄介君) 議案書15ページでお伺いいたします。議案細部説明書は2ページに書いてあります。

2款、総務費の3項、1目の戸籍住民基本台帳費に会計年度任用職員報酬ということで、これはマイナンバー関連業務に対応するため増額となっております。今回のデジタル改革関連法案で様々な事務が自治体のほうでも増えると思うんですけれども、今回の

会計年度任用職員の増でどういった事務を行う予定なのか、お聞きいたします。

- 〇議長(利根健二君) 市民保険課長、植田佐智さん。
- ○市民保険課長(植田佐智君) マイナンバーカード取得者が今増えておりまして、その関係でかなり事務量が増えております。繁忙期に雇用して、マイナンバー以外も含めて事務をしていただく予定でしたけれども、まずはマイナンバーのほうの事務がたまってきておりますので、それを通年で処理していただこうということでお雇いする予定をしております。
- ○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。12番、濱田百合子さん。
- **〇12番(濱田百合子君)** 議案細部説明書の4ページで伺います。

新型コロナ関係で、生活困窮者自立支援法の絡みで支援金が来ると思うんですけれど も、19節の内訳を書いてくださっていますが、これの積算根拠、世帯が書かれていま すけど、これはいつのデータに基づいての数値なのか、お願いします。

- 〇議長(利根健二君) 福祉事務所長、中山泰仁君。
- 〇福祉事務所長(中山泰仁君) 御説明申し上げます。

こちらに記載しております各世帯数は、緊急小口資金等特例貸付けにおける総合支援 資金再貸付けの窓口となりました、香美市社会福祉協議会へ聴取を行い、得られた世帯 数でございまして、支給要件の該当見込み数となっております。こちらの調査時期でご ざいますけれども、6月11日前後であったというふうに記憶しております。

以上でございます。

- ○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。14番、大岸眞弓さん。
- **〇14番(大岸眞弓君)** 議案書17ページ、議案細部説明書6ページに高知県安全 教育推進事業というのがあって、その趣旨が書かれておりますけれども、これは具体的 に、例えばどういう安全教育をするのかというのは分かっておりますか。
- ○議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- ○教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

今後活動していく中でというところもありますので、若干違いが出てくる可能性もありますが、具体的には、南海トラフ地震を初めとする大雨や台風等による気象災害、交通事故や犯罪被害等の様々な危険から自らの命を守り切ることができるよう、児童・生徒等が発達段階に応じて安全に関する資質、能力を身につけるということを目的としておりますので、防災学習等が中心になるとは思いますが、拠点校を中心としてプログラムを立てていくような予定になると思います。

以上です。

○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番(大岸眞弓君) 拠点校といいますと、これは市内の全小・中学校ではないということですね。それと、補正が必要な理由の中の旅費に、舟入小学校から大阪教育大学附属池田小学校というのがありまして、例の本当に悲しい事件がありましたけれども、舟入小学校からこちらへ視察に行って、その後どういう対策をとったのかを聞くとか、そんなことですか。

なぜこういうことを聞くかといいますと、今災害のことをおっしゃったんですが、子供にも防災教育は大事ですし、自ら危険を回避する力を身につけ、自分の命は自分で守り、安全に行動できる児童の育成を図ることを目的とするとありますが、仮に池田小学校のようなことがあって、児童がどうやって自分の命を守るのか、逃げるしかないし、それから、固まって逃げることができない、こういう怖い場面に遭遇すると思うんです。池田小学校とありましたので、どういうふうなことをやるのか。子供たちが自分で自分の命を守らないかんと緊張して、守れんかったら自分のせいじゃないとか、そんなことではないですよね。ちょっと厳しいかなと思いましたので、この書込みが。そのあたりを。

- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- 〇教育振興課長(公文 薫君) お答えいたします。

まず、拠点校としては舟入小学校を想定していますので、舟入小学校からの視察ということになっております。舟入小学校を拠点として、ほかの各学校にもそういうプログラム等を普及啓発するということになっております。

舟入小学校から大阪教育大学附属池田小学校への視察内容につきましては、今私の手元にどういう研修をするのかまでは詳細を聞いておりませんので、お答えすることができず申し訳ありませんが、先ほど防災を中心にと申しましたが、犯罪被害等も勉強していくというところで視察が必要になっていると思います。

以上です。

- ○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。5番、笹岡 優君。
- ○5番(笹岡 優君) 先ほどの関連で、そうしたら四万十市のブドウの水害というか、四万十川の氾濫も含めたという認識でいいのかということと、平成29年に閣議決定されたやつが、今回は県予算ですよね。県が結局具体的にまだ行動をとっていなかったから、今回この予算を県がつけてきたという認識でいいのでしょうか。
- 〇議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。
- 〇教育振興課長(公文 薫君)お答えいたします。県の100%補助で実施するものでございます。以上です。
- ○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。
 5番、笹岡 優君。

- ○5番(笹岡 優君) 議案書17ページで、教育費の体育館施設費の中の委託料の 関係で、議案細部説明書を見たら、もともと残土置場にするという計画がやまって、今 度は草を刈らないといけなくなったというなんですが、その辺の一連の経過を。なぜ残 土置場をやる予定がこうなったかということも含めて、ちょっと何の関係なのかと。
- ○議長(利根健二君) 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- ○生涯学習振興課長(黍原美貴子君)
 永瀬ダムにたまっている土を県が取り除く事業が今起こっているようでして、その土を堆積する場所がないということで、こちらのグラウンドに土を置くよう、話合いの結果なっておりましたが、第3号の一般会計補正予算の書込みが終了した後に、今年度は置かなくなりましたと永瀬ダムのほうから連絡が入りましたので、このようになっております。
- ○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第67号、令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)を議題といたします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長(明石満雄君) おはようございます。

議案第67号、令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

令和3年度香美市の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,534万3,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月25日提出、香美市長 法光院晶一

内容につきましては、県の事業実施による補償工事設計委託になっております。詳し い内容につきましては、議案細部説明書のとおりです。 以上です。よろしくお願いします。

O議長(利根健二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

- **○5番(笹岡 優君)** これは橋梁の工事ということで、どこの橋なんですか、これは。
- 〇議長(利根健二君) 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 〇環境上下水道課長(明石満雄君) お答えします。

龍河洞上がり口の三差路に小さい橋梁がありますが、それに添架されている分の移設 になります。

以上です。

○議長(利根健二君) ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第68号、令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計補正 予算(第1号)を議題といたします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。環境上下水道課長、明石満雄君。

〇環境上下水道課長(明石滿雄君) 提案理由の説明を行います。

議案第68号、令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

令和3年度香美市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,689万9,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月25日提出、香美市長 法光院晶一

事業につきましては、先ほどの簡易水道事業特別会計補正予算と同じ場所で、ちょっ

と議案細部説明書の記載の仕方が違っておりますが、内容的には全く同じようになって おります。よろしくお願いします。

○議長(利根健二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、意見書案第5号、高知工科大学生及び児童・生徒を交通災害から 守るため国道195号の安全対策を講じるよう求める意見書の提出についてを議題とい たします。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、意見書案第5号は、原案のと おり可決されました。

次に、日程第15、意見書案第6号、インボイス制度導入の凍結を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

〇議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありま せんか。 ○議長 (利根健二君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありません か

13番、山﨑龍太郎君。

○13番(山﨑龍太郎君) 意見書案第6号、インボイス制度導入の凍結を求める意見書に賛成の立場で討論をします。

2019年10月の消費税率10%引上げと同時に、8%の複数税率が導入され、区分経理しなくてはならなくなりました。さらに2023年10月からインボイス方式が始まります。その準備として今年10月からインボイス発行事業者の登録申請が始まります。

インボイス制度は、小規模事業者の事業経営に重大な影響を与えます。取引における消費税額を示すインボイス導入では、売上高1,000万円以下の消費税免税業者も課税業者になるよう迫られます。日本商工会議所の中小企業における消費税の価格転嫁等に関する調査結果では、インボイス導入後の課税業者における免税業者からの仕入れへの対応見込みについて、17.6%の企業が免税事業者との取引を行わないと回答しています。課税業者にならなければ、取引から排除されるおそれがあります。免税事業者約500万者のうち、約160万者が新たに課税業者になると見られていますが、中小事業者が淘汰される時代になることを大変危惧します。

香美市商工会の資料によると、本市の事業者は今年4月時点で970業者であり、そのうち小規模事業者は907業者です。その方たちが免税業者を貫くか、事業継続のためやむなく課税業者になるか、廃業するかの選択となります。

何人かの業者から聞き取りを行いました。インボイスについて聞いたことはあるが、 制度の中身を知っている方はほとんどいませんでした。業者の声を幾つか紹介します。

高齢の職人は、「インボイスなんか分からんし、税務署に届出なんかする気はない。 今までどおり問屋に買ってもらう。それで駄目なら廃業する。」。また、建設関連で働いている日役大工は外注仕事扱いとなっております。「届出して課税業者にならざったら、今後のことは分からん。」と、暗に辞めてもらうみたいなことを言われたそうです。このまま推移すれば地域経済に大きな影響を与えることでしょう。

昨年からの新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、免税業者を取引から 排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に 廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、 ベンチャーもフリーランスも育ちません。コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、 地域経済が疲弊することで、中小業者・自営業者の経営危機が深まっており、インボイ ス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体、税理士団体も凍結、延 期、見直しを表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声をあげています。地域に 根差している中小業者、自営業者の存在は地域の宝です。今その芽を摘んでしまうこと になるかもしれないインボイス制度については、当面凍結を行い、中小業者・自営業者 の事業継続の手だてこそ講じていくべきと考えます。

以上を述べまして、意見書案第6号に賛成の討論とします。

○議長(利根健二君) ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 起立少数であります。よって、意見書案第6号は、否決されました。

日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付のとおり議員を派遣することに したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきまして、諸般の 事情により変更が生じる場合には議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議あり ませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(利根健二君) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。 以上で今期定例会議に付議された事件は全て議了いたしました。

ここで議員表彰について御報告がございます。

第97回全国市議会議長会定期総会及び第83回四国市議会議長会定期総会において 7人が表彰されましたので、事務局長より報告いたします。議会事務局長、一圓幹生君。

〇議会事務局長(一圓幹生君) 報告いたします。

第97回全国市議会議長会定期総会において表彰されました方々を御紹介させていただきます。正副議長在職歴4年以上の一般表彰で島岡信彦議員、議員在職歴15年以上の一般表彰で山崎晃子議員、議員在職歴10年以上の一般表彰で濱田百合子議員が表彰されました。また、全国市議会議長会評議員として会務運営の功績により、利根健二議長、比与森光俊議員に感謝状が贈呈されました。

次に、第83回四国市議会議長会定期総会において表彰されました方々を御紹介させていただきます。議員在職歴16年以上の特別表彰で山﨑龍太郎議員、議員在職歴8年以上の一般表彰で笹岡 優議員が表彰されました。

ここに謹んで御報告申し上げます。表彰されました議員の皆様、おめでとうございま

した。

○議長(利根健二君) 以上で、全国及び四国市議会議長会表彰者の報告を終わります。

それでは、定例会議終了に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

開会時には、アジサイ、蛍の季節でありましたが、木々の緑の深さも増し、梅雨の晴れ間には夏の気配が強く感じられる季節となってまいりました。

6月3日に開会しました令和3年香美市議会定例会6月定例会議は、本日までの23日間でしたが、令和3年度香美市一般会計補正予算を含む議案13件、報告5件、意見書案2件が上程されました。一般質問では13人の議員がそれぞれの立場で市政全般にわたり真剣に質問がなされました。執行部におかれましては、しっかり精査をしていただき、行政運営に生かせていただきたく思います。

本日で6月定例会議は閉会いたしますが、議員各位には議事運営に対しまして格段の 御協力を賜り、予定の日程どおり閉会できますことに感謝とお礼を申し上げます。

さて、新事業の地域電子マネーカードやタブレット端末を利用した会議システムは、 一定効果も確認される中、今後の課題も分かってまいりました。運用におきましては、 さらなる検討も行っていく必要を感じております。

また、新型コロナ感染症ワクチンの接種におきましては、順調に進んでいると伺っておりますが、気を抜くことなく、対応をよろしくお願いいたします。県内でも職域接種を検討しているところが複数あるようで心強いところではありますが、ワクチン確保の問題も出てきており、注視をしているところであります。感染症の少しでも早い収束を願うものですが、現状、まだまだ気を緩める状況ではありません。皆様におかれましては、消毒、マスク、3密を避けるなどの予防は今後も着実な対応をとっていただきますようお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。市長、法光 院晶一君。

○市長(法光院晶一君) 令和3年香美市議会定例会6月定例会議閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会議に付託しました議案につきまして、慎重なる御審議の上、適切なる御決定 を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

これまでの6月定例会からしますと、本定例会議の議案は少しスリムになったのかなと感じております。これも通年議会などの改革によるものであろうかと感じるところでありますけれども、スリムとはいえ、議案の入っておりますタブレットの活用につきましては、少々不便に今感じているところでありまして、自身の勉強不足をいささか反省しているところでございます。

さて、一般質問では13人の議員の皆様が質問に立たれました。奨学金償還制度につきまして、様々な事情により32万7,000人もの滞納者がいる、また、若者の負担

になっているということでございまして、制度の必要性がよく分かったところでございます。また、kamicaに関しましては、市と商工会の間での細かな情報の共有が大切なんだということが指摘されました。物部町の活性化をめぐっては、山村留学では地元の協力が不可欠であります。また、サテライトオフィスの誘致につきましては、積極的な取組が必要なんだということを言われまして、私としては力を尽くしていく決意であります。環境行政につきましては深く反省をするところでありまして、この反省の上に立って、新環境課が市民の皆さんに喜ばれる課になるように、しっかり準備をしてまいります。その他多くの御指摘、御意見、御提案につきましては、行政に生かすように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、補正予算審議の中でありましたけれども、サテライトオフィスをめぐって、大変前向きで示唆に富んだ内容の質問を複数の議員からいただきました。大変参考になるとともに、言及いただいたという思いであります。しっかりやってまいりますので、よろしくお願いいたします。

本年は例年にない早い梅雨入りになりました。これまでは比較的穏やかな雨でございましたけれども、豪雨を経験するのはこれからでございます。したがって、気を引き締めて、新しい基準に合わせ、適切で速やかな情報提供、避難等の指示ができるように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

終わりになりましたが、議員の皆様の御健勝、一層の御活躍を心より御祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(利根健二君) 以上をもちまして、6月定例会議を終了し、令和3年香美市 議会定例会を散会いたします。

(午前10時29分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和3年香美市議会定例会

6月定例会議会議録

巻 末 掲 載 文 書

令和3年香美市議会定例会6月定例会議審議期間予定表

審議期間	月日(曜日)			会 議 等
	5月25日(火)			再開要求通知•議案書発送
	26日(水)			
	27日(木)		AM9:30	議会運営委員会
	28日(金)			
	29日(土)			
	30日(日)			
	31日(月)			
	6月1日(火)			
	2日(水)			
第1日	3日(木)	本会議	AM9:00	審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告・市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明
	4日(金)	休 会		【一般質問通告期限(原則午前9時。香北町、物部町は午前10時)】
第2日				【抽選(午後1時)】
habe	(1)	// ^		議案精査のため
第3日	5日(土)	休会		休日、議案精査のため
第4日	6日(日)	休会		議案精査のため
第5日 第6日	7日(月) 8日(火)	休会		現条相宜(ソ)(こ&)
第7日	9日(水)	休会		"
第8日	10日(木)	休会		II
第9日	11日(金)	休会		IJ.
第10日	12日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第11日	13日(日)	休 会		II
第12日	14日(月)	休会		議案精査のため
第13日	15日(火)	本会議	AM9:00	一般質問①
第14日	16日(水)	本会議	AM9:00	一般質問②
第15日	17日(木)	本会議	AM9:00	一般質問③、会派代表者会議
第16日	18日(金)	本会議	AM9:00	議案質疑·委員会付託、予算決算常任委員会、総務常任委員会 教育厚生常任委員会
第17日	19日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため
第18日	20日(日)	休 会		IJ
第19日	21日(月)	休 会		議案審査整理のため
第20日	22日(火)	休 会		II
第21日	23日(水)	休 会		II
第22日	24日(木)	休 会		IJ
第23日	25日(金)		AM9:00	議会運営委員会
		本会議	AM9:30	議案採決(付託議案の報告~採決)

補正予算·議案審査

	予算決算常任委員会	議案第56•57•58•59号
6月18日(金)	総務常任委員会	議案第60号
	教育厚生常任委員会	議案第61·62·63号

委員会審査結果一覧表

1. 議 案 関 係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第56号	令和3年度香美市一般会計補正予算(第3号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第57号	令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第58号	令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第59号	令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第60号	香美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第61号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第62号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
	の制定について			
議案第63号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
	部を改正する条例の制定について			

意見書案第5号

高知工科大学生及び児童・生徒を交通災害から守るため国道195号の安全対策を 講じるよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、高知県に対し、下記の意見書を提出します。

令和3年6月25日 提出

香美市議会議長 利根健二殿

提出者 香美市議会議員 森田雄介

賛成者 "村田珠美

高知工科大学生及び児童・生徒を交通災害から守るため国道195号の安全対策を 講じるよう求める意見書(案)

本市に1997年4月に開学した高知工科大学は、「大学のあるべき姿を常に追求し、世界一流の大学をめざす」という高い志を掲げ、「人が育つ大学」を教育モットーに時代の先を駆ける人材づくりに大きく貢献しています。

先の「THE世界大学ランキング日本版2020」では、教育充実度四国・国公私 大学第1位、全国・公立大学第6位と高く評価されています。

開学から四半世紀、県下はもとより、全国に次代を担う人材を輩出する高知工科大学の役割を鑑みた時、交通アクセスの整備と通学の安全対策は待ったなしではないでしょうか。

先日も、大学に向かう国道195号沿いの歩道で自転車同士が対面で接触し、新入 学生が車道に転倒するなど重大事故につながりかねない状況も発生しています。

この区間は交通量も多く、高低差もあるため自転車やバイク等の通学には極めて危険な状況です。

よって、高知県におかれては、高知工科大学生及び児童・生徒を交通災害から守るため早急に調査し、国道195号の安全対策を講じるよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月25日

高知県知事濵田省司殿

高知県香美市議会議長 利 根 健 二

意見書案第6号

インボイス制度導入の凍結を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係 各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和3年6月25日提出

香美市議会議長 利根健二殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 "山崎晃子

賛成者 " 依 光 美代子

インボイス制度導入の凍結を求める意見書(案)

インボイス制度(適格請求書等保存方式)は、令和5年10月から導入が予定されて おり、今年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

インボイス制度について、日本商工会議所の令和3年度税制改正に関する意見書では、「多くの中小企業はコロナ対応に追われ、事業継続・雇用維持に懸命に取り組んでいるところであり、インボイス制度の準備に取り掛かれる状況にはない。国は、感染症の収束状況を踏まえながら、改めて中小企業の準備状況や事業者の取引への影響等について検証を進めるとともに、当初想定されていなかったコロナ禍からの経済再生に注力するため、まずはインボイス制度の導入を当分の間凍結すべきである」と述べています。

また、日本税理士会連合会でも「新型コロナウイルス感染症の拡大による危機的な 経済情勢下にあっては、準備期間等を考慮すれば、少なくともインボイス制度の導入 時期については延期すべきである。」と要望しています。 建設業の一人親方や個人タクシー、フリーランスの多くが免税業者です。インボイスが導入されると、免税業者は仕入れ税額控除の対象から外れるため、課税業者になることを求められ、取引排除や不当な値下げ圧力にもさらされる懸念があり、廃業せざるを得ない状況にも追い込まれます。

よって、国におかれては、コロナ禍において、インボイス制度の導入は凍結される よう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月25日

衆 議院議長 大 島 理 森 殿 参 議院議長 山 東 昭 子 殿 内閣総理大臣 義 偉 殿 菅 財 務 大 郎殿 臣 麻 生 太 務 大 臣 太殿 総 武 田 良 経済産業大臣 梶 山 弘 志殿 内閣官房長官 加 藤 勝 信殿 経済再生大臣 西村康 稳 殿

高知県香美市議会議長 利 根 健 二

令和3年香美市議会定例会6月定例会議議決一覧表

1. 議 案 関 係

事件の 番号	件名	議決結果	議 決 年月日
議案 第 56 号	令和3年度香美市一般会計補正予算(第3号)	原案可決	2. 6.25
議案 第 57 号	令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	2. 6.25
議案 第 58 号	令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	2. 6.25
議案 第 59 号	令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第 1号)	原案可決	2. 6.25
議案 第 60 号	香美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につい て	原案可決	2. 6.25
議案 第 61 号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 6.25
議案 第 62 号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 6.25
議案 第 63 号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 6.25
議案 第 64 号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 6.25
議案 第 65 号	財産の取得について	原案可決	2. 6.25
議案 第 66 号	令和3年度香美市一般会計補正予算(第4号)	原案可決	2. 6.25
議案 第 67 号	令和3年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	2. 6.25
議案 第 68 号	令和3年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	2. 6.25
意見書案 第 5 号	高知工科大学生及び児童・生徒を交通災害から守るため国道19 5号の安全対策を講じるよう求める意見書の提出について	原案可決	2. 6.25
意見書案 第 6 号	インボイス制度導入の凍結を求める意見書の提出について	原案否決	2. 6.25